

名勝に関する総合調査
—全国的な調査(所在調査)の結果—

報告書

平成25年4月
文化庁文化財部記念物課

例 言

1. 本書は平成23年度から文化庁記念物課が実施している「名勝に関する総合調査事業」のうち、平成23年度及び平成24年度の2ヶ年にわたる全国的な調査(所在調査)の成果を取りまとめた報告書である。
2. 報告書の作成にあたり、「名勝に関する総合調査検討委員会」を設置し、専門家との議論及び意見交換を集約した。検討委員会の委員名簿は本文2ページを参照されたい。
3. 所在調査には各地方公共団体の協力を得たほか、調査結果の整理・分析等の作業を(株)プレック研究所に委託した。
4. 本書の作成は、文化庁文化財部記念物課名勝部門に所属の以下の調査官が担当した。

主任文化財調査官	本中 眞
文化財調査官	中島 義晴
文化財調査官	青木 達司

目次

はじめに	1
第1章 調査の背景、目的・方法	3
1. 背景	3
(1)名勝の概念—「自然的なもの」と「人文的なもの」との統合—	
(2)名勝の概念の形成過程	
ア. 歌枕の名所、霊場・旧跡、林泉から名勝へ	
イ. 名所旧蹟の保護から名勝の保護へ	
ウ. 国立公園の制度の導入—名勝の制度との並立—	
エ. 他の法律による景観保護の進展	
オ. 文化的景観の保護制度の創設	
(3)現状	
ア. 名勝の指定件数の推移	
イ. 最近の名勝の保護の傾向	
1) 地下から発見された庭園及び価値が潜在化した庭園の保護の進展	
2) 近代の公園・庭園の保護の進展	
3) 「自然的なもの」の指定の増加	
4) 特定の文脈に基づく一群の景勝地の保護	
5) 地域の風土を反映した名勝への配慮(旧法における第二类指定の再評価)	
6) 登録記念物(名勝地関係)の増加	
7) 迫り来る危機と保存管理の進展	
(4)名勝の今日的な位置と社会的要請	
2. 目的・方法	17
(1)目的	
(2)対象	
(3)手順・行程	
ア. 調査票に基づく所在調査の実施	
イ. 「名勝地一覧表」の作成	
ウ. 重要事例	
エ. 名勝地の保護の在り方の検討	
オ. 今後の課題の整理	

第2章 調査の結果	20
1. 所在調査の実施	20
(1) 所在調査の概要	
ア. 調査対象	
イ. 調査期間	
ウ. 参考とすべき資料	
(2) 所在調査の結果	
2. 「名勝地一覧表」の作成	23
(1) 「名勝地一覧表」の整理	
(2) 「名勝地一覧表」のに含めた事例の法的な保護状況の区分	
(3) 名勝以外の文化財類型による評価が適切と考えられる事例の取扱	
3. 「名勝地一覧表」に含めた回答事例の分析結果	24
(1) 指定基準に示す11の類型ごとの分析結果	
ア. 指定基準の類型への該当の状況	
イ. 指定基準の類型ごとに見る回答事例の特質	
ウ. 指定基準のいずれの類型にも該当しない可能性のある事例	
エ. 指定基準の類型のうち、指定件数が少ないものに該当する事例	
(2) 「当面重点を置いて指定する記念物」のうちの4つの項目ごとの分析結果	
ア. 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を示しているもの	
イ. 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原(復元)が予定されているもの、又は修理・復原(復元)によって甦ったもの	
ウ. 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの	
エ. 海洋国・山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの	
(3) 相互に関連性を持ち、一群と捉えることができる事例の分析結果	
(4) 保存の状況に基づく分析結果	
4. 重要事例	39
5. 所在調査から「名勝地一覧表」、重要事例までの事例数の変遷	40
第3章 今後の保護施策に係る展望・方向性	41
1. 名勝のアイデンティティの維持・継承	41
(1) これまで、名勝の指定件数が少なかった理由	
ア. 「人文的なもの」	
イ. 「自然的なもの」	
(2) 名勝としてのアイデンティティの維持・継承	
2. 推進すべき保護施策の方向性	43

(1) 名勝への指定、登録記念物(名勝地関係)への登録の推進	
(2) 指定件数の少ない類型の指定の推進	
(3) 主題・ストーリーを定めて一群の名勝地を一体として評価・保護する手法の推進	
3. 風致景観の保護に対する時代の要請への対応	44
(1) 国民の風景観の変化に対応した風致景観の保護	
(2) 地域の住民が護り伝えてきた地域に固有の風致景観の保護	
(3) 展望・眺望の場所とその対象となる区域の保護	
(4) 他の文化財類型との区分及び組み合わせを考慮した保護	
(5) 従来指定基準では捉えきれない風致景観の保護	
4. 望ましい保存管理に向けた課題	47
(1) 良好に残されてきた事例の確実な保護	
(2) 危機にさらされている事例の保護	
5. 調査研究の推進と人材の育成・確保	47
(1) 重要事例に関する詳細調査の推進	
(2) 名勝の調査研究・保存技術に関わる研究者・専門家の育成	
(3) 地方公共団体における文化財行政及び景観行政の専門的職員間の連携	
(4) 地方公共団体の職員の能力開発	
(5) その他の機関における取組の推進	
まとめ	50
コラム 名勝とは	7

巻末添付資料

- 資料 1 名勝地一覧表(重要事例を含む。)
- 資料 2 文献等から追加した重要事例の一覧表
- 資料 3 主な重要事例の概要
- 資料 4 「名勝の総合調査検討委員会」について
- 資料 5 「名勝に関する総合調査」(所在調査)の実施要領

参考資料

- 参考資料 1 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抄)・登録記念物登録基準(抄)
- 参考資料 2 史跡・名勝・天然記念物の各指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 3 名勝及び特別名勝の指定件数及び指定基準の類型別の指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 4 地方公共団体により指定されている記念物の指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 5 関連法令集

はじめに

これまで、文化庁では「名所的あるいは学術的価値の高い」優秀な風致景観から成る自然的な名勝地又は「芸術的あるいは学術的価値の高い」庭園・公園等の人文的な名勝地を名勝として指定し、適切な保護の措置を講じてきた。また、それ以外の名勝地のうち、文化財としての価値に鑑み保存・活用のための措置が特に必要とされるものを登録記念物(名勝地関係)として登録し、それらの周知を図ることを通じて適切な保護の施策を促してきた。平成25年3月31日現在、374件が名勝に指定され、そのうち36件が特別名勝に指定されている。また、58件が登録記念物(名勝地関係)に登録されている。さらに、1,111件¹の風致景観又は歴史的庭園等が地方公共団体の名勝に指定されている。

しかし、その一方で、全国には、保護の必要性が十分に検討されないまま、都市化及び開発等によって消滅又は改変の危機にさらされている風致景観又は歴史的庭園等が数多く存在する。

そのような状況に鑑み、文化庁では、平成21年度から平成23年度まで、特に事例数が多く、消滅の危機にさらされる頻度の高い近代の庭園・公園等を対象として調査研究を実施した。平成24年6月には、保護を目指して詳細調査の対象とすべきもの及び何らかの保護措置を検討すべきものを一覧表としてまとめ、評価の基準及び保護の在り方等を含めて報告書²を作成・公開した。

これと並行して、平成23年度からは、自然的な風致景観又は近代以前の歴史的庭園等を対象として、「名勝に関する総合調査事業」に着手した。この調査事業は、全国に所在する未指定・未登録の該当事例を適切に保護するために、それらの情報を網羅的に集約することを目的として実施したものであり、文化庁が主導して行った名勝関係の総合調査としては最初の試みであった。

「名勝に関する総合調査事業」は、以下の2つの項目から成る。

(1) 全国的な調査(所在調査)

平成23・24年度の2ヶ年をかけて、地方公共団体の協力の下に、文化庁が全国各地に所在する未指定・未登録の風致景観及び近代以前の歴史的庭園等の所在調査を行い、専門家から成る検討委員会の下に「名勝地一覧表」を作成するとともに重要事例を選び、それらの保護の在り方をも含め検討を行った。

(2) 特定の調査

平成23年度から、文化庁の公募に応募のあった地方公共団体に対し、1件につき概ね2ヶ年を目途として風致景観又は近代以前の歴史的庭園等の調査を委託して実施している。この調査は、「①特定の主題に基づき実施する調査」及び「②指定等の候補となる個別の事例を対象として実施する詳細調査」の2つから成る。

これまでに、①については富山県・長野県・和歌山県・熊本県が、②については常陸大田市(茨城県)・日南市(宮崎県)・長崎県が、それぞれ調査を完了し報告書をまとめた。

¹ 平成25年3月31日の件数による。266件が都道府県指定、845件が市町村指定。文化庁のホームページを参照されたい。

² 近代の庭園・公園等に関する調査研究報告書；文化庁のホームページを参照されたい。

http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/pdf/teien_kouen_chousa.pdf

以上の2つの項目のうち、本報告書は特に「(1)全国的な調査(所在調査)」に関する成果を取りまとめたものである。調査の過程では、佐々木邦博委員長(信州大学教授)ほか3名の委員から成る「名勝に関する総合調査検討委員会」(表1)を計5回にわたって開催した。これらの所在調査及び検討委員会での議論の成果を踏まえ、平成24年度末に本報告書を作成した。

本報告書の第1章では、調査に至る背景について整理し、調査の目的及び方法を明示した。第2章では、所在調査の内容及び分析結果を示した。第3章では、今後に向けて名勝の保護に関する展望・方向性及び課題等をまとめた。

なお、巻末には、所在調査の結果に基づき作成した「名勝地一覧表」(表中ではゴシック体により重要事例を明示)(資料1)、「文献等から追加した重要事例の一覧表」(資料2)、「主な重要事例の概要」(資料3)、検討委員会の開催経過及び各回における議論の概要を示した「「名勝の総合調査検討委員会」について」(資料4)、「「名勝に関する総合調査」(所在調査)の実施要領」(資料5)を添付したので参照されたい。

表1:名勝に関する総合調査検討委員会 委員名簿 (五十音順、敬称略)

区 分	氏 名	所 属
委 員	池邊 このみ	千葉大学大学院教授
委 員	大久保 純一	国立歴史民俗博物館教授
委員長	佐々木 邦博	信州大学教授
委 員	仲 隆裕	京都造形芸術大学教授

第1章 調査の背景、目的・方法

1. 背景

本調査の背景として、まず名勝の概念が形成されてきた過程を概観し、次に名勝が置かれている現状を整理する。

(1)名勝の概念—「自然的なもの」と「人文的なもの」との統合—

名勝は、文化財保護法第二条第四項において「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの」と定義された文化財(記念物)のうち、同法第百九条に基づき文部科学大臣が「重要なもの」として指定したものである。また、『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(以下、「指定基準」という。)³に定めるとおり、名勝は「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」であり、「自然的なもの」と「人文的なもの」の2種類から成る。

「自然的なもの」は、古歌の歌枕となるなど名所として広く知られるようになった優秀な風致景観である。神仏の居処として崇拝の対象となった山岳・滝などの霊場及びさまざまな由緒・来歴に彩られた旧跡なども、豊かな自然の地形・植生とともに歴史・文化に彩られた優秀な風致景観を成している。著名なる風景を望み見る場所をはじめ、人の継続的な営みにより花樹・花草・紅葉・緑樹が叢生するようになった場所も、数多の作品を通じて多くの人々に知られるところとなった。

「人文的なもの」は「自然的なもの」を源泉又は基盤として成立した。庭園は「自然的なもの」を一定の空間に具象又は抽象の手法を用いて人工的に造形した芸術作品である。庭園が個々の建築に対する最小の私的な造園空間であるのに対し、公園は建築の集合体としての都市に対する公共の造園空間である。また、人工的に造られた橋梁・築堤は、それらが立地する河川・海浜等の地形及びその上に叢生する花樹・緑樹等の「自然的なもの」と一体となって広く知られるようになった。

このように、名勝は「自然的なもの」と「人文的なもの」が分かち難く結び付き、統合することによって成立した。

³ 『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)には、以下のとおり名勝の定義が含まれている。

「名勝

左に掲げるもののうち我が国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの」

(2) 名勝の概念の形成過程

ア. 歌枕の名所、霊場・旧跡、林泉から名勝へ

古くから優秀で著名な和歌に詠われ、いわゆる「歌枕」として定着した風光明媚な自然の景勝地は、時代の経過とともに「名所」として広く知られるようになった。

また、深遠なる岩塊又は樹叢に覆われ、神仏の居処として崇拜の対象となった山岳・滝などは、修験道をはじめ山岳信仰の修行の場となり、山中・山麓に造営された神社仏閣の境内をも含め、次第に霊場として確立していった。

さらに、近世以降、由緒・来歴の深い旧跡、庭園である林泉も風光の優れた土地として人々に親しまれてきた。特に、「名所案内記」・「名所図会」・「名勝図会」・「参詣図」・「林泉名勝図会」などの旅行・参詣案内等に関する数多の書籍・図像が普及し、庶民の間に「名所めぐり」・「霊場めぐり」・「旧跡めぐり」等の習慣が定着した。

こうして、歌枕の名所、霊場・旧跡、林泉は、豊かな自然の地形・植生等の下に育まれた日本固有の美意識・精神に根ざし、相互に緊密に関係しつつ、近世後期から近代にかけて「名勝」へと定着した。

イ. 名所旧蹟の保護から名勝の保護へ

明治30年(1886)に神社仏閣の建造物・宝物の保護を目的として定められた古社寺保存法は、社寺境内以外の「名所旧蹟(舊蹟)」⁴についても対象としていた。しかし、実際に同法に基づき保存の対象とされた社寺境内以外の「名所旧蹟(舊蹟)」は存在しなかった。

文明開化及びそれに伴う都市開発等により消滅の危機にさらされていた城跡の堀・土塁又は宮殿跡の土壇、古樹・老樹などの保護を求める声の高まりとともに、古来の「名所旧(舊)蹟」を広く保護することが必要であるとの観点から、大正8年(1919)に史蹟名勝天然記念物保存法が制定された。

その後、名勝の保護制度は昭和25年(1950)の文化財保護法へと引き継がれた。

このように、名勝の保護制度は、古歌の歌枕である「名所」及び由緒・来歴の地である「旧蹟」の保護制度を母体として生まれた。

ウ. 国立公園の制度の導入—名勝の制度との並立—

史蹟名勝天然記念物保存法の制定に続き、欧米における自然風景地の保護の思想が日本にもたらされたことを背景として、広く国立公園の開設に向けた運動が進んだ。

昭和2年(1927)に大阪毎日新聞社及び東京日日新聞社が国民による投票の下に行った「日本新八景(「日本八景」ともいう。)」・「日本百景」・「日本二十五勝」などの選定の取組は、広く国民の間に日本固有の美しい自然の景勝地を発見し鼓舞する熱狂的な意識の醸成を促した。選ばれた景勝地の多くは史蹟名勝天然記念物保存法の下に名勝に指定され、昭和6年(1931)に新たに制定された国立公園法により広域にわたって国立公園の区域に含められた。

⁴ 古社寺保存法には「第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノ雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」とあって、社寺境内ではなくとも本法の対象とすることが規定されていた。この条文は、史蹟名勝天然記念物保存法の制定に伴い削除された。

こうして、古来の歌枕である「名所」又は由緒・来歴の地である「旧跡」の観点から、自然的な景勝地の保存を目的とする名勝の制度のみならず、自然風景地の保護及び国民の健康増進のための利活用をも目的とする国立公園の制度も同時に並立することとなった。

エ. 他の法律による景観保護の進展

戦前に制定された国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法等の文化財関係の法律が統合され、昭和25年(1950)に新たに文化財保護法が制定された。これにより、既指定の史蹟・名勝・天然記念物は史跡・名勝・天然記念物としてそのまま継承されることとなり、その中から特に価値の高いものを特別史跡・特別名勝・特別天然記念物として指定できる制度が創設された。

その後、昭和30年代以降の高度経済成長期には、都市の膨張及び工業・開発の進展に伴い、文化財とその周辺環境は大きな変貌を余儀なくされ、しばしば重大な危機にさらされるようになった。その過程では、次第に文化財とその周辺環境を一体的に保存・継承していくことの重要性が認識されるようになった。

昭和41年(1966)の「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、「古都法」という。)は、我が国往時の政治・文化の中心等として歴史上重要な地位を持つ市町村を「古都」と定義するとともに、歴史上意義を持つ建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体を成して古都における伝統・文化を具現・形成している土地の状況を「歴史的風土」と捉え、これを後世に引き継ぐべき国民共有の文化的資産として適切に保存することを目的としていた。その適用範囲は「古都」に限定されてはいたが、文化財とその周辺環境を一体として保存する制度が始まった点で、古都法は画期的な法律であった。

昭和40年代の半ば以降、地方公共団体の自主条例に基づく景観保護の施策が始まり、各地で伝統的環境及び都市景観の保全に関する条例が制定されるようになった。自主条例を定め、自らの行政域の美観を整え、個性あるまちづくりを目指す地方公共団体が徐々に増加していった。しかし、条例はあくまで地方公共団体が定める自主条例であり、景観の形成・誘導に関する規制等の措置を担保する根拠法が存在しなかった。そこで、都市・農山漁村等における良好な景観の形成を目的として、平成16年(2004)に景観法が制定された。後述するように、景観法は、同時期に文化財保護法の下に創設された文化的景観の保護制度とも緊密な関係を持っていた。

さらに、平成20年(2008)には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(歴史まちづくり法)が制定された。この法律では、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」が「歴史的風致」と定義され、その維持及び向上を目的として定められた。制定の背景には、様々な理由により失われつつある「歴史的風致」を後世に継承するために、文化財行政とまちづくり行政との相互の連携の下に、まちづくりの取組への支援を強く求める声があった。

このように、名勝としての風致景観の保護制度のみならず、文化財の周辺環境としての景観をも含め、一体の保存・活用を推進するための法制度上の整備及び行政上の施策が関連省庁の連携・協力の下に推進されるようになった。

オ. 文化的景観の保護制度の創設

平成16年(2004)の文化財保護法の改正により、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で、我が国民の基盤的な生活・生業の理解のために欠くことのできないものが「文化的景観」と定義され、その中でも特に重要なものについて、都道府県又は市町村の申出に基づき「重要文化的景観」として選定できる制度が創設された⁵。

文化的景観の保護制度は、名勝のように観賞上の価値の高い優秀な風致景観を保護の対象とするのではなく、生活・生業と地域の風土により形成された土地利用の在り方を景観として評価・保護することを目的としている。しかし、両者は土地の成り立ちを景観の側面から評価・保護の対象としている点で共通しており、相互補完的な関係にある。現に、文化的景観保護制度の創設に先だち、古歌の歌枕としての名所である棚田を名勝に指定し、農地が持つ文化的価値の保護手法に関する試みが行われてきた経緯がある⁶。また、指定地が広大な範囲に及ぶ名勝の場合には、指定地内に生活・生業の土地利用が広く展開し、風致景観の保護の観点から、それらの維持・継承を図る上で文化的景観の考え方が欠かせないような事例⁷も見られる。

以上のように、古歌の歌枕の名所及び由緒・来歴の地のみならず、それらに基づき造形・意匠された作品としての庭園等をも含め、広く保護の対象として制度化された名勝の概念を出発点として、国立公園等の自然公園、歴史的風土、歴史的風致、文化的景観など、景観に係る多様な側面から歴史的・文化的資産の保護に資する制度が創設され、地域のまちづくり・観光振興等に豊かさと厚みをもたらしてきた。

⁵ 平成25年3月31日現在、重要文化的景観として選定されている事例は計35件である。

⁶ 名勝姨捨(田毎の月)(長野県千曲市、平成11年5月10日指定、平成18年1月26日追加指定)は、平安時代頃から観月の名所として名高い姨捨山の山腹にあたり、大規模な棚田が造成されるようになった近世以降は1枚1枚の水田に映る月影が「田毎の月」として知られるようになった。また、名勝白米の千枚田(石川県輪島市、平成13年1月29日指定)は、日本海を背景に小区画の水田急傾斜面に重畳する美しい棚田で、藁の下にも隠れてしまうほどの小さな水田を驚きと感慨をもって詠った「田植えしたのが九百九十九枚 あとの一枚藁の下」など複数の古謡が残された。

⁷ 特別名勝松島(宮城県塩竈市・東松島市・松島町・七ヶ浜町・利府町、大正12年3月7日指定、昭和27年11月22日特別指定、昭和36年6月26日一部解除)の指定地は海面を含め面積12,600haにも及び、指定地内の広範囲にわたり農地・集落などの区域が展開している。また、名勝三方五湖(福井県若狭町・美浜町、昭和12年6月15日指定)の指定地は湖面を含め面積4,041haに及び、湖岸域には農地・集落などの区域が展開している。

1. 名所・名勝の用語の歴史

名所・名勝の用語は、法律上に文化財としての「名勝」が定義されるようになる以前から広く使われてきた。それらの定義は、およそ次のように整理できる。

名所が古歌に詠まれ歌枕として定着した土地であったのに対し、名勝は名所のみならず、由緒・来歴のある霊場・旧跡、庭園である林泉をも含め、それらの土地が表す優れた景勝地としての総称であった。

特に、戦乱の世が終わり、社会的な安定期を迎えた江戸時代初期には、仮名草子¹が流行し、この分野において各地の地誌・名所案内記²が登場した。

その後、江戸時代中期から後期にかけて、数多くの名所図会・名勝図会・林泉名勝図会・参詣図など³が作成された。これらの図会類は、古歌の歌枕である名所のみならず、参詣の対象となった霊場・旧跡、庭園である林泉などの由緒・来歴のある土地を対象とし、さらには固有の物産・伝統行事などをも含め、優れた景勝地としての土地の紹介を目的として刊行された。それらは、諸国に街道の整備が進み観光・行楽に対する要求が高まるのに伴って庶民の間に広く流通し、名勝は景勝地としての名所、霊場・旧跡、林泉を包括する用語として普及していった。

2. 文化財としての「名勝」

(1) 古社寺保存法の「名所旧(舊)蹟」から史蹟名勝天然記念物保存法の「名勝」へ

名所・名勝の用語が普及した経緯を踏まえ、明治30年(1897)に制定された古社寺保存法の第十九条において社寺境内以外の「名所旧(舊)蹟」の保護が位置付けられ⁴、さらに大正8年(1919)に制定された史蹟名勝天然記念物保存法において「名勝」の保護制度へと発展した⁵。こうして、「名勝」は保護すべき文化財類型のひとつとして法律上に位置付けられることとなった。

(2) 文化財保護法における「名勝」の定義

昭和25年(1950)に制定された文化財保護法では、第二条において文化財(記念物)の一類型として「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの」が定義され、第六十九条(現第百九条)において「文部大臣(現文部科学大臣)は、記念物のうち重要なものを(中略)、名勝(後略)に指定することができる」こととされた⁶。ここに、記念物の一類型としての「名勝地」が明確に定義されるとともに、その中から重要なものを「名勝」として指定し保護できる制度が確立した。

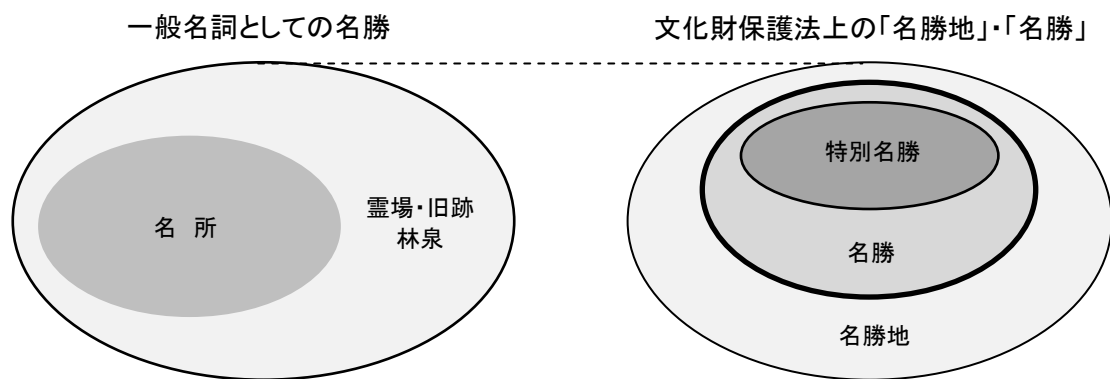
また、史蹟名勝天然記念物保存法の下に「保存スヘシテ認ムヘキモノ」と定められていた『史蹟名勝天然記念物保存要目 名勝之部』(昭和12年改正)は、『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(昭和26年(1951)文化財保護委員会告示第二号)(以下、「指定基準」という。)へと継承された⁷。

指定基準において「名勝」は「国土美として欠くことのできないもの」と定義され、「自然的なもの」と「人文的のもの」に区分された。「自然的なもの」は風致景観が優秀で名所的・学術的価値が高いもの、「人文的のもの」は芸術的・学術的価値が高いものと定義され、11の類型が示された⁷。

3. 一般名詞としての名勝と文化財保護法上の「名勝地」・「名勝」との関係

古歌に詠まれ歌枕として定着した名所を中核として、由緒・来歴のある霊場・旧跡、庭園である林泉をも含みつつ、近世以降に優れた景勝地の総称として使われるようになった名勝の用語は、近代の文化財保護関係の法制度上において、文化財類型のひとつである「名勝地」及び重要なものとして指定・保護の対象となる「名勝」へと区分・整理された。その中には、優れた風致景観である「自然的なもの」とともに、それらを源泉・基盤として創造された庭園・公園等の「人文的なもの」も含まれた。

こうして、近世以降、広く一般名詞として使われてきた名勝は、文化財保護法において定義する「我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高い名勝地」へと定着した。



一般名詞としての名勝と文化財保護法上の「名勝地」・「名勝」との関係

1. 近世初期に登場した仮名又は仮名まじりによる物語文学の総称。
2. 『京童』(明暦4年(1658)、中川喜雲)、『江戸名所記』(寛文2年(1662)、浅井了意)など。
3. 『都名所図会』(安永9年(1780)、秋里籬島)をはじめ、『都林泉名勝図会』(寛政11年(1799)、秋里籬島)、『江戸名所図会』(天保7年(1836)、斎藤月岑)、『三國名勝図会』(天保14年(1843)、橋口兼古・五代秀堯・橋口兼柄ら)、『六十余州名所図会』(安政元年～3年(1854～1856)、歌川広重)、『花洛名勝図会』(元治元年(1864)、東山之部)など、50種以上もの事例が伝わる。また、参詣図の場合には、『絹本著色富士曼荼羅図』(16世紀頃)をはじめ各地の霊場に数多の事例が伝わる。
4. 古社寺保存法「第十九條 名所舊蹟ニ關シテハ社寺ニ屬セサルモノト雖仍本法ヲ準用スルコトヲ得」
5. 史蹟名勝天然紀念物保存法の制定に伴い、古社寺保存法の第十九條は削除された。
6. 平成13年(2000)の1府12省庁への統合に伴う文化財保護法の改正により、「文部大臣」は「文部科学大臣」へと改められ、平成16年の同法改正により旧第六十九条は新第九九条へと整理された。
7. 『国宝及び重要文化財並びに特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準』(昭和二十六年文化財保護委員会告示第二号)

「名勝

左に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所的あるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獸、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの」

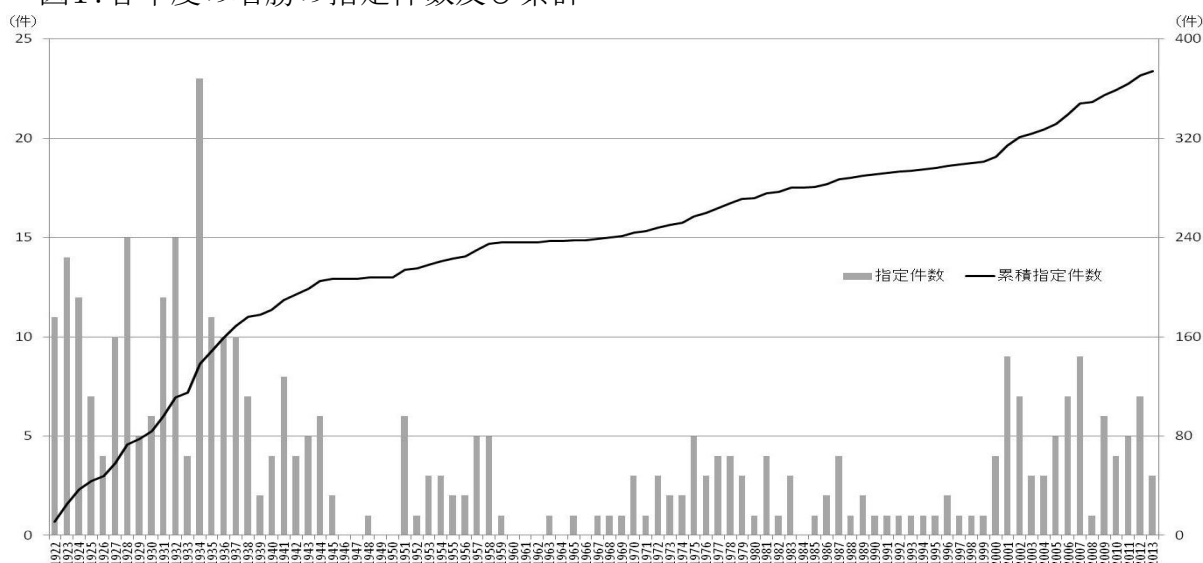
(3) 現状

ア. 名勝の指定件数の推移

平成25年3月31日現在、名勝の指定件数は374件(史跡又は天然記念物との重複指定を含む。)あり、史跡の1,674件、天然記念物の957件に比較すると少ない⁸。

また、年間の指定件数の推移を見ると、史蹟名勝天然記念物保存法の下に最初の11件が指定された大正11年(1922)から、昭和20年(1945)の第二次世界大戦終結までの約四半世紀に及ぶ期間に、現在の指定総数の半数以上が指定された。その後、昭和25年(1950)の文化財保護法の制定を経て、年間における新規指定件数の比較的少ない時期が約50年もの長期間にわたって継続したが、平成12年(2000)から平成25年(2013)4月現在に至るまでは73件と指定件数が増加しつつある(図1・表2)。

図1:各年度の名勝の指定件数及び累計⁹



イ. 最近の名勝の保護の傾向

上記した指定件数の推移に鑑み、文化庁では、平成8年(1996)に従来の指定の考え方に新たな視点を加えつつ当面重点を置いて指定等を行うべき記念物の項目を定めた。

平成23年3月改定の「当面重点を置いて指定等を行うべき記念物について」¹⁰に示した5つの項目を踏まえつつ、最近の名勝の保護に関する顕著な取組を整理すると、以下の7点にまとめることができる。

⁸ 巻末の参考資料2を参照されたい。

⁹ グラフ中の平成25年(2013)の件数は、平成24年度の文化審議会文化財分科会から文部科学大臣に指定の答申が行われ、平成25年3月に告示されたものを示す。

¹⁰ 当面重点を置いて指定等を行うべき記念物について(名勝)(平成23年3月) なお、左記の文中では「復原」を用いているが、「復元」のほうがより一般的であることから、本報告では「復原(復元)」とし、それ以外の箇所では「復元」を用いている。

我が国の国土美として欠くことのできないものであって、芸術的、名所的あるいは学術的価値の高いものについて、以下のものを中心に指定する。特に、指定物件の少ない全国の離島に所在し、独特の風土的特色を表すものについて考慮する。

イ 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を代表しているもの

ロ 荒廃した庭園や発掘調査で見られた庭園遺跡のうち、修理・復元が予定されているもの、又は修理・復元によって甦ったもの

ハ 近代以降に作庭又は開園された庭園・公園のうち、時代の特色を表して優秀であると認められるもの

ニ 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの

ホ 海洋国・山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの
なお、この方針は、平成10年9月に定められたものが、その後に数次の改定を経て現在に至ったものである。

表2:各年度の名勝の指定件数及び累計

指定年	指定件数	累計
大正11年(1922)	11	11
大正12年(1923)	14	25
大正13年(1924)	12	37
大正14年(1925)	7	44
大正15年(1926)	4	48
昭和2年(1927)	10	58
昭和3年(1928)	15	73
昭和4年(1929)	5	78
昭和5年(1930)	6	84
昭和6年(1931)	12	96
昭和7年(1932)	15	111
昭和8年(1933)	4	115
昭和9年(1934)	23	138
昭和10年(1935)	11	149
昭和11年(1936)	10	159
昭和12年(1937)	10	169
昭和13年(1938)	7	176
昭和14年(1939)	2	178
昭和15年(1940)	4	182
昭和16年(1941)	8	190
昭和17年(1942)	4	194
昭和18年(1943)	5	199
昭和19年(1944)	6	205
昭和20年(1945)	2	207
昭和21年(1946)	0	207
昭和22年(1947)	0	207
昭和23年(1948)	1	208
昭和24年(1949)	0	208
昭和25年(1960)	0	208
昭和26年(1951)	6	214
昭和27年(1952)	1	215
昭和28年(1953)	3	218
昭和29年(1954)	3	221
昭和30年(1955)	2	223
昭和31年(1956)	2	225
昭和32年(1957)	5	230
昭和33年(1958)	5	235
昭和34年(1959)	1	236
昭和35年(1960)	0	236
昭和36年(1961)	0	236
昭和37年(1962)	0	236
昭和38年(1963)	1	237
昭和39年(1964)	0	237
昭和40年(1965)	1	238
昭和41年(1966)	0	238
昭和42年(1967)	1	239

指定年	指定件数	累計
昭和43年(1968)	1	240
昭和44年(1969)	1	241
昭和45年(1970)	3	244
昭和46年(1971)	1	245
昭和47年(1972)	3	248
昭和48年(1973)	2	250
昭和49年(1974)	2	252
昭和50年(1975)	5	257
昭和51年(1976)	3	260
昭和52年(1977)	4	264
昭和53年(1978)	4	268
昭和54年(1979)	3	271
昭和55年(1980)	1	272
昭和56年(1981)	4	276
昭和57年(1982)	1	277
昭和58年(1983)	3	280
昭和59年(1984)	0	280
昭和60年(1985)	1	281
昭和61年(1986)	2	283
昭和62年(1987)	4	287
昭和63年(1988)	1	288
平成元年(1989)	2	290
平成2年(1990)	1	291
平成3年(1991)	1	292
平成4年(1992)	1	293
平成5年(1993)	1	294
平成6年(1994)	1	295
平成7年(1995)	1	296
平成8年(1996)	2	298
平成9年(1997)	1	299
平成10年(1998)	1	300
平成11年(1999)	1	301
平成12年(3000)	4	305
平成13年(2001)	9	314
平成14年(2002)	7	321
平成15年(2003)	3	324
平成16年(2004)	3	327
平成17年(2005)	5	332
平成18年(2006)	7	339
平成19年(2007)	9	348
平成20年(2008)	1	349
平成21年(2009)	6	355
平成22年(2010)	4	359
平成23年(2011)	5	364
平成24年(2012)	7	371
平成25年(2013)	3	374

* 昭和31・33～35・43年に指定解除された件数については含んでいない。

**平成25年(2013)の件数は、平成24年度の文化審議会文化財分科会から文部科学大臣に対して指定の答申が行われ、平成25年3月に告示されたものを示す。図1及び注9を参照されたい。

1) 地下から発見された庭園及び価値が潜在化した庭園の保護の進展

各地の寺院・民家等に現存する芸術上の価値の高い歴史的庭園のみならず、発掘調査により地下から発見された庭園、何らかの理由により荒廃してしまった庭園を積極的に保護する施策も行われてきた。

発掘調査により地下から発見された庭園の価値評価は、たとえ発見時に樹木又は水の流れ等が失われていたとしても、既に池泉の跡及び石組等の庭園の骨格・地割に芸術上の価値の源泉が示されており、学術的な調査の成果に基づき修理・植栽整備等を行うことによって価値を万全に顕在化できると考えられることに基づいている。さらに、現存する庭園が、時代とともに何らかの変容を受け、現状の形姿へと継承されてきたのに対し、地下から発見された庭園は、廃絶された時代の自然観、意匠・形態・技法をそのまま伝えている点で造園史上の価値が高い。

また、所有者が変転し、長期間にわたって適切な維持管理が行われなくなったために、荒廃してしまった庭園の場合には、学術的な調査及び精度の高い修理・整備を行うことにより、芸術上の価値の顕在化は可能である。

このような地下から発見された庭園及び荒廃することにより価値が潜在化した庭園の指定・保護は、庭園が本来持っている芸術上の価値のみならず、造園史を含めた学術上の価値の評価及びその継承を適切に行う上で、重要な意義を持っている。

2) 近代の公園・庭園の保護の進展

従来、名勝に指定されてきた公園は明治時代初期の太政官布告に基づき開設された4つの公園¹¹⁾のみであり、それらのうち京都の名勝円山公園を除く3つはいずれも自然的な要素の濃い公園であった。しかし、近代以降の都市計画において、公園は日常の労苦から人々を解放し、自由に集い、憩い、休息するための戸外空間及び防災機能をも持つ都市施設としてのみならず、みどりや水を用いた意匠性の高い造園空間としても重要であり、名勝の観点からの評価・保護が求められた。そのような観点から最初に名勝に指定されたのは、明治初期における我が国の都市公園として横浜の居留外国人のために最も早く開設された山手公園¹²⁾であった。その後、保健・休養の場としてのみならず、記念的な出来事に関連しても開設された計3件の都市公園が名勝に指定された¹³⁾。

公園史上の価値が高い都市公園が名勝に指定されるのと並行して、公園内施設の再生・整備に係る要請の観点から、緩やかな規制を求める所有者としての地方公共団体の声も強く、これまでに函館公園をはじめ計10件の都市公園が現状変更の届出制の下に登録記念物(名勝地関係)として登録された¹⁴⁾。

¹¹⁾ 名勝円山公園(京都府京都市、昭和6年10月21日指定)／名勝奈良公園(奈良県奈良市、大正11年3月8日指定、大正13年11月26日一部解除、昭和2年5月14日追加指定・一部解除)／名勝鞆公園(広島県福山市、大正14年10月8日指定、昭和3年11月30日追加指定、昭和26年6月9日追加指定)／名勝琴弾公園(香川県観音寺市、昭和11年12月16日指定)

¹²⁾ 名勝山手公園(神奈川県横浜市、平成16年2月27日指定)

¹³⁾ 名勝再度公園・再度山永久植生保存地・神戸外国人墓地(兵庫県神戸市、平成19年2月6日指定)／名勝平和記念公園(広島県広島市、平成19年2月6日指定、平成20年3月28日追加指定)

¹⁴⁾ 函館公園(北海道函館市、平成18年1月26日登録)／山下公園(神奈川県横浜市、平成19年2月6日登録)／日本大通り(神奈川県横浜市、平成19年2月6日登録)／横浜公園(神奈川県横浜市、平成19年2月6日登録)／花筐公園(福井県越前市、平成19年7月26日登録)／大濠公園(福岡県福岡市、平成19年2月6日登録)／平和公園(長崎県長崎市、平成20

また、近代の庭園についても、江戸時代の旧長州藩主が明治時代から大正時代にかけて造営した名勝毛利氏庭園¹⁵を筆頭として、これまでに計26件が名勝に指定され、同数の26件が登録記念物(名勝地関係)として登録されてきた。近代に作庭された庭園は、作庭の歴史的経緯・背景・思想などに関する資料が豊富に残されていることに特質があるほか、作庭家以外の芸術家・資産家等による作例又は近代に固有のコンクリート製品等を材料として用いた事例などの多様性が見られる。

このように、近代の庭園・公園の場合には、作庭開始時期がそれ以前の時代に遡る庭園に比較すると全国に数多くの庭園が残されているほか、近代の所産として文化的価値・意義を持つ多くの公園が各地に継承されている。また、従来の庭園・公園に対する固定観念では捉えにくい植物園・墓園、各種の施設等に附属の園地など、意匠・景観構成等の観点から広く保護の対象とすべきものも存在する¹⁶。これらの評価・保護の推進が喫緊の課題であることから、平成21～23年度に「近代の庭園・公園の保護に関する調査研究」を実施し、公園・緑地等の分野に新たに含めるべき類型ごとの評価基準を示すとともに、何らかの保護措置を講ずべき事例の一覧表を作成し、その中から名勝への指定を目指してさらなる調査研究を進めるべき事例として計179件の重要事例を選んだ¹⁷。

3) 「自然的なもの」の指定の増加

昭和6年(1931)の国立公園法を継承して昭和32年(1957)に自然公園法が定められてから、文化財保護法に基づく名勝の中でも特に「自然的なもの」に係る年間の指定件数は徐々に減り続け、昭和48年(1973)の名勝及び天然記念物称名滝¹⁸の指定を最後に平成9年(1997)の名勝川平湾及び於茂登岳¹⁹の指定に至るまで、およそ25年の空白期を生んだ。その背景には、国立公園をはじめとする自然公園と文化財としての名勝との重複規制を忌避する傾向が地域住民の間に根強く浸透し、風致景観は自然公園で十分に保護できるとの考え方が普及したことが想定できる。自然公園と名勝の間には保護の手法に共通する面が見られたことから、その後の歴史的経緯の中で、名勝のうち「自然的なもの」は、指定範囲を広域にわたって定める自然公園に広く呑み込まれていったように見受けられる。

しかし、本来、自然風景地の保護及びその利用・増進を目的とする自然公園法と、名所又は由緒・来歴の地としての観点から文化的価値の高い風致景観(名勝地)の保護を目的とする文化財保護法とは、その主旨・目的が明確に異なっており、両者間には価値評価、保存管理・活用の各側面において観点の違いが見られる。したがって、指定

年7月28日登録)／常盤公園(山口県宇部市、平成20年7月28日登録)／鶴舞公園(愛知県名古屋市、平成21年7月23日登録)／東遊園(兵庫県神戸市、平成23年9月21日登録)

¹⁵ 名勝毛利氏庭園(山口県防府市、平成8年3月29日指定)

¹⁶ 既に指定されたものとしては、昭和7年に完成した金沢市の浄水場施設で、水の体系の一環として意匠された名勝末浄水場園地(石川県金沢市／平成22年2月22日指定)がある。また、「近代の庭園・公園の保護に関する調査研究」以後に指定した事例として、名勝及び史跡小石川植物園(御薬園跡及び養生所跡)(東京都文京区／平成24年9月19日指定)がある。

¹⁷ 「近代の庭園・公園の保護に関する調査研究」の報告書については、文化庁のホームページに掲載しているので参照されたい(http://www.bunka.go.jp/bunkazai/shoukai/teien_kouen_chousa.html)。

¹⁸ 名勝及び天然記念物称名滝(富山県中新川郡立山町、昭和48年5月29日指定)

¹⁹ 名勝川平湾及び於茂登岳(沖縄県石垣市、平成9年9月11日指定)

表3:平成9年(1997)以降の「自然的なもの」の名勝指定一覧

年度	名称	所在地
平成9年(1997)	川平湾及び於茂登岳 ^{19, 22}	沖縄県石垣市
平成11年(1999)	姨捨(田毎の月) ^{6, 21}	長野県千曲市
平成13年(2001)	坊津 ²⁰	鹿児島県南さつま市
	白米の千枚田 ^{6, 21}	石川県輪島市
平成17年(2005)	イーハトーブの風景地 ²⁴ 鞍掛山 七つ森 狼森 釜淵の滝 イギリス海岸 五輪峠 種山ヶ原	岩手県滝沢村・雫石町 花巻市・奥州市・住田町
	大和三山 ²⁰ 香具山 畝傍山 耳成山	奈良県橿原市
平成18年(2006)	男神岩・女神岩・鳥越山 ²²	岩手県二戸市・一戸町
	大谷の奇岩群 ²² 御止山 越路岩	栃木県宇都宮市
	二見浦 ²⁰	三重県伊勢市
	下地島の通り池 ²²	沖縄県宮古島市
平成19年(2007)	東平安名崎 ²²	沖縄県宮古島市
	琴引浜 ²²	京都府網野町
平成21年(2009)	不知火及び水島 ²⁰	熊本県宇城市・八代市
	ピッカノカ ²⁵ 九度山(クトゥンヌプリ) 黄金山(ピンネタイオルシペ) 神威岬(カムイェトウ) 襟裳岬(オンネエンルム) 瞰望岩(インカルシ) カムイチャシ 絵鞆半島外海岸 十勝幌尻岳(ボロシリ)	北海道名寄市・石狩市・浜頓別町・枝幸町・えりも町・遠軽町・豊浦町・室蘭市・帯広市・中札内村
	別府の地獄 ²²	大分県別府市
平成22年(2010)	和歌の浦 ²⁰	和歌山県和歌山市
	円月島(高嶋)及び千畳敷 ²²	和歌山県白浜町
平成23年(2011)	富士五湖 ²² 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖	山梨県山中湖村・富士河口湖町・身延町
平成24年(2012)	浄土ヶ浜 ²²	岩手県宮古市
	喜屋武海岸及び荒崎海岸 ²²	沖縄県糸満市
平成25年(2013)	米塚及び草千里ヶ浜 ²²	熊本県阿蘇市・阿蘇郡南阿蘇村
	八重干瀬 ²²	沖縄県宮古島市

地が自然公園の範囲に含まれる名勝の場合には、双方の制度の相乗効果を期待して両立を図りつつ、歴史・文化の観点から風致景観としての価値評価を確実に行うことが必要となる。

そのような観点に基づき、「自然的なもの」の指定件数は、表3に示すとおり平成9年(1997)の名勝川平湾及び於茂登岳の指定以降、徐々に増加の傾向にある。特に歌枕の名所として確立した古典的な風致景観²⁰のみならず、長い時間の経過の中で自然と人為との融合によって形成され、以て芸術家の創造意識を刺激するようになった風致景観²¹、近代以降に庶民の間で観光・行楽が進展するのに伴って注目されるようになった風土色豊かな風致景観²²など、その対象が人間の諸活動に関わる広範な分野へと広がりを見せていることがこの間の大きな特徴である。

4) 特定の文脈に基づく一群の景勝地の保護

ひとつひとつの景勝地をそれぞれ単独で評価するのではなく、特定の主題・文脈に基づき、繋がりを持つ複数の景勝地を一群のものとして評価する取組も行われてきた。

「人文的なもの」のうち、特に庭園の分野では、ひとつの集落に所在し、共通の意匠・構成を持つ一群の庭園をひとつの名称の下に指定した事例がこれまでに3例²³ある。それらの中には、庭園の池泉が導水路・排水路によって物理的に相互の繋がりを持つものも含まれている。これらの事例は、すべて庭園という空間芸術を通じて、一定の広がりを持つ地域社会の中で共有されてきた言わば「美のコード」とその表現の在り方を総体として捉えようとする試みである。

「自然的なもの」では、名勝イーハトーブの風景地に見られる宮沢賢治のように、ある著名な作家等の特定の個人が創作活動の母胎として自らの自然観・宇宙観を表現する上で重要な役割を果たした一群の景勝地²⁴、又は名勝ピリカノカに見られるアイヌのように、ひとつの地域社会を構成する人々の共通する自然観・風景観を総体として表す一群の景勝地²⁵などが指定されてきた。これらは、個々の優れた風致景観を独立した景

²⁰ 名勝坊津(鹿児島県南さつま市、平成13年1月29日指定)／名勝大和三山 香具山 畝傍山 耳成山(奈良県橿原市、平成17年7月14日指定)／名勝二見浦(三重県伊勢市、平成18年7月28日指定)／名勝不知火及び水島(熊本県宇城市・八代市、平成21年2月12日指定)／名勝和歌の浦(和歌山県和歌山市、平成22年8月5日指定)

²¹ 名勝姨捨(田毎の月)(長野県千曲市、平成11年5月10日指定、平成18年1月26日追加指定)／名勝白米の千枚田(石川県輪島市、平成13年1月29日指定)

²² 名勝川平湾及び於茂登岳(沖縄県石垣市／平成9年9月11日指定)／男神岩・女神岩・鳥越山(岩手県二戸市・二戸郡一戸町、平成18年7月28日指定)／名勝大谷の奇岩群 御止山、越路山(栃木県宇都宮市、平成18年7月28日指定)／名勝及び天然記念物下地島の通り池(沖縄県宮古島市、平成18年7月28日指定)／名勝東平安名崎(沖縄県宮古島市、平成19年2月6日指定、平成23年2月7日追加指定)／天然記念物及び名勝琴引浜(京都府京丹後市、平成19年7月26日指定)／別府の地獄(大分県別府市、平成21年7月23日指定)／名勝円月島(高嶋)及び千疊敷(和歌山県白浜町、平成22年8月5日指定、平成23年9月21日追加指定)／名勝富士五湖 山中湖 河口湖 西湖 精進湖 本栖湖(山梨県南都留郡富士河口湖町・山中湖村・南巨摩郡身延町、平成23年9月21日指定)／名勝浄土ヶ浜(岩手県宮古市、平成24年1月24日指定)／名勝及び天然記念物喜屋武海岸及び荒崎海岸(沖縄県糸満市、平成24年9月19日指定)／名勝及び天然記念物米塚及び草千里ヶ浜(熊本県阿蘇市・阿蘇郡南阿蘇村、平成25年3月27日指定)／名勝及び天然記念物八重干瀬(沖縄県宮古市／平成25年3月27日指定)

²³ 名勝知覧麓庭園の名称の下に7箇所の庭園が一括指定された事例(鹿児島県南九州市、昭和56年2月23日指定)、名勝延暦寺坂本里坊庭園の名称の下に、雙巖院庭園、宝積院庭園、滋賀院庭園、佛乘院庭園、旧白毫院庭園、旧竹林院庭園、蓮華院庭園、律院庭園、実蔵坊庭園、寿量院庭園の10箇所の里坊庭園が一括指定された事例(滋賀県大津市、平成10年12月8日指定)、名勝志布志麓庭園の名称の下に天水氏庭園、平山氏庭園、福山氏庭園の3箇所が一括指定された事例(鹿児島県志布志市、平成19年7月26日指定)がある。特に名勝延暦寺坂本里坊庭園に含まれる庭園群は、2つの河川水系によって相互の池泉が連続する形態を持つ。

²⁴ 名勝イーハトーブの風景地(岩手県岩手郡滝沢村ほか2市2町、平成17年3月2日指定、平成18年7月28日追加指定、名称変更。)は、童話作家・詩人であった宮沢賢治(1896～1933)が理想の大地として描いた「イーハトーブ」の世界を表す鞍掛山、七つ森、狼森、五輪峠、釜淵の滝、イギリス海岸、種山が原の7箇所の景勝地から成る。

²⁵ 名勝ピリカノカ(北海道名寄市ほか3市7町1村、平成21年7月23日に初回指定。その後、平成24年9月19日まで複数回にわたり追加指定。)は、アイヌのユカラに謡われた物語・伝承の場及び祈りの場で、アイヌ語で「ピリカノカ(美しい・形)と総称す

勝地として評価するよりも、むしろひとつの自然観・風景観を表す特定の主題・文脈の下に一群の景勝地として評価しようとした事例である。

このような取組は、「人文的なもの」又は「自然的なもの」を問わず、広域にわたって展開する風致景観をひとつのストーリーの下に捉える観点から、名勝の価値評価に幅と厚みをもたらしたものと考えられる。

5) 地域の風土を反映した名勝への配慮(旧法における第二類指定の再評価)

昭和25年(1950)に文化財保護法が制定されたのに伴い、それまで大正8年(1917)の史蹟名勝天然紀念物保存法に基づき「第二類 地方的ノモノ」として指定されていた名勝については、地方公共団体による指定・保護が適当であるとの観点から、いったん指定が解除された。それらの多くは、まもなく各都道府県が文化財保護法に基づく文化財保護条例の下に、新たに都道府県の名勝として指定・保護された。

その後、これらの事例のうちのいくつかは、名勝の指定基準に定める「国土美」を多様性の観点から再評価することにより、新たに名勝に指定された。再指定にあたっては、指定範囲を拡大して価値評価の視点を肉付けしたり、管理団体を指定して保存管理を確実にしたりするなど、保護の状態を向上させることが行われた²⁶。このような方向性は、地方的な価値を持つ事例の中から、どのように代表的な事例を選択し、以て「国土美」の多様性を確保できるようにすべきなのかという課題への取組であったといつてよい。

6) 登録記念物(名勝地関係)の増加

平成16年(2004)の文化財保護法の改正により、新たに記念物の分野にも登録制度が導入された。この制度は、価値評価が定まらないまま都市開発等により失われていく危険性のある多くの記念物を対象として、指定よりも緩やかな規制の下に地域住民への周知を図り、所有者等による自発的な保護の促進を目的としている。これまでに計66件の登録記念物が文化財原簿に登録されたが、これらのうちの計58件²⁷が名勝地関係の登録記念物であり、その多くを近代の庭園・公園が占めている。

特に、公園の場合には、都市の中心市街地における非建ぺい空間として、休養・娯楽のための多様な利活用等の対象となっており、強い規制に基づく指定制度よりも、むしろ緩やかな届出制の規制に基づく登録制度のほうが、所有者又は管理者等に受け入れられやすいという性質を持つ。

るに相応しい九度山(クツンヌプリ)、黄金山(ピンネタイオルシペ)、神威岬(カムイエトウ)、襟裳岬(オンネエンルム)、瞰望岩(インカルシ)、カムイチャシ、絵鞆半島外海岸、十勝幌尻岳(ポロシリ)の9つの景勝地から成る。

²⁶ 再指定にあたり指定地の拡大を行ったものとしては、名勝男神岩及び女神岩(昭和16年8月1日指定、昭和31年1月23日解除)から名勝男神岩・女神岩・鳥越山(岩手県二戸市・二戸郡一戸町/平成18年7月28日指定)へと名称変更が行われた事例があるほか、名称変更を行わずに指定地の拡大を行ったものとしては、名勝竹林寺庭園(高知県高知市/昭和10年12月24日第二類指定、昭和31年1月23日解除、平成16年9月30日再指定)の事例がある。また、名勝向島百花園(昭和8年2月28日第二類指定、昭和31年1月23日解除)は歴史上の価値を加えて名勝及び史跡向島百花園(東京都墨田区/昭和53年10月13日指定)へと変更された。名勝知覧町平山氏庭園及び名勝森氏庭園(いずれも昭和11年12月16日第二類指定、昭和31年1月23日解除)については、他の4つの庭園を追加して名勝知覧麓庭園(鹿児島県南九州市、昭和56年2月23日指定)として再指定されたほか、名勝志布志町平山氏庭園及び名勝川村氏庭園(いずれも昭和11年12月16日第二類指定、昭和31年1月23日解除)については、他のひとつの庭園を追加して名勝志布志麓庭園 天水氏庭園 平山氏庭園 福山氏庭園(鹿児島県南九州市、平成19年7月26日指定)として再指定された。名勝天徳院庭園(昭和12年6月15日第二類指定、昭和31年1月23日解除)は名勝天徳院庭園(和歌山県伊都郡高野町、昭和45年6月26日指定)として再指定された。

²⁷ 登録記念物(名勝地関係)の58件のうち、1件は遺跡関係との重複登録の事例である。

平成24年度末には、既登録の事例を含め、登録記念物であることを周知するために登録銘板の配布を開始することとした。これにより、平成8年(1996)に創設された登録有形文化財(建造物)とともに、さらにその裾野が広がるものと期待される。

7) 迫り来る危機と保存管理の進展

(1)においても述べたように、名勝は歌枕の名所への行楽・観光及び霊場への参詣を出発点として広く知られてきた歴史的経緯を持ち、そもそも人間の生活に密着する性質を持ち続けてきた文化財であった。古来の名勝に多くの人々が訪れることにより、風致景観が一定の変容を受けても、むしろそれを受容しようとする方向へと進んできたようにも見受けられる。

しかし、交通網の発達に伴って行楽・観光の形態が激変し、都市とその周辺域における開発が大きく進展するのに伴い、変容は受容の限度を超え、数多の景勝地は消滅し又は消滅の危機にさらされるようになった。

そのような経緯に鑑み、名勝の指定の要件とされた本質的価値を再確認し、それらの保存管理及び整備・公開・活用の方法を個別に明示することを目的として、主として当該名勝の所在する地方公共団体が所有者等との連携協力の下に保存管理計画の策定を進めてきた。平成25年3月現在、保存管理計画が策定されている名勝は計114件である。

(4) 名勝の今日的な位置と社会的要請

(1)～(3)において述べたように、名勝は歌枕としての名所及び由緒・来歴のある霊場・旧跡から出発し、自然と人工の融合の所産である文化財の類型として保護の制度に組み込まれてきた。古来、日本人は自然の美しい風致景観を愛で、詩歌に詠い、絵画に描いてきた。壮麗・幽玄な風致景観の中に身を置き、そこに何らかの人工の風物を加え、それらの展望を楽しむことにより、自らと自然との融合を意図してきた。また、自らの自然観を造形空間として作品化するとともに、近代以降は都市における保健・休養のために水・みどりを用いて公共空間の意匠・設計を行ってきた。このように、名勝は、時代を超えて継承され、時代とともに進化を遂げてきた日本人の自然観・風景観を総体として表す文化財であり、日本人にとってなじみの深い存在であるといえる。

しかし、その一方で、特に「自然的なもの」は、人々が行楽・観光の対象とすることにより成立したという特質を持つが故に、必ずと言って良いほど茶店等の休憩施設又は土産物等の物販施設を伴っており、逆にそれらとの調和・調整を常に必要とするという矛盾した特質を持ち合わせてきた。「自然的なもの」の中には、文化的景観のように人の営みである生活・生業の反映の結果として形成された土地利用の区域を大きく含んでいるものをはじめ、生活・生業と深い関わりを持つからこそ新たな「名所」として認知されつつあるものなども存在する。また、「人文的なもの」のうち、特に庭園は個人又は法人所有のものが多く、公開される機会の少ない隠れた存在であり続けてきたものもある。

したがって、名勝が持つ歴史的な特質を踏まえつつ、新たな視点の下に名勝の候補地の発見に努め、それらの特質に応じた価値評価を適切に行うことが必要であり、それらを確実に継承していく手法の確立を目指すことが求められる。

2. 目的・方法

1において整理した名勝の概念及びその形成過程、名勝が置かれている現状を踏まえ、本調査の(1)目的、(2)対象、(3)手順・行程を以下のとおり定めた。

(1) 目的

本調査は、以下の3点を目的として実施した。

- ア. 全国各地に所在する未指定・未登録の風致景観又は近代以前の歴史的庭園等の事例について情報集約を行い、「名勝地一覧表」を作成すること。
- イ. 「名勝地一覧表」に含めた事例の中から、名勝の指定に向け詳細調査を実施すべきものとして重要事例を選ぶとともに、文献調査により重要事例の追加・補完を行うこと。
- ウ. 名勝の保護施策を適切に進めるために、現状の課題等について整理を行うこと。

(2) 対象

「名勝地一覧表」を作成するために、所在調査の対象とした名勝地は、①名勝に指定されていない風致景観又は近代以前の歴史的庭園等、及び登録記念物(名勝地関係)に登録されていない風致景観又は近代以前の歴史的庭園等、②都道府県・市区町村の名勝として指定された風致景観又は近代以前の歴史的庭園、及び都道府県・市区町村の登録記念物として登録された風致景観及び近代以前の歴史的庭園、の2種類から成る。

調査対象とした名勝地は、史跡・天然記念物又は重要文化的景観と重複する可能性のあるものを含め、幅広い視点の下に選んだ。

また、「当面重点を置いて指定する記念物について(平成10年9月)」(平成21年6月改訂)¹⁰に含めた5つの項目のうち、近代の庭園・公園等に係る項目を除外した4つの項目のいずれかに該当するものにも留意して対象を選んだ。

(3) 手順・行程

本調査は、以下の手順・行程の下に進めた。それを図示したものが図2である。

ア. 調査票に基づく所在調査の実施

平成23年度に、都道府県及び市区町村(以下、調査に関しては、総称して「地方公共団体」という。)の教育委員会を対象として、全国に所在する名勝地に関して調査票に基づく所在調査を実施し、その結果をとりまとめた。

所在調査の実施にあたっては、既定の名勝の指定基準にとらわれることなく、対象を幅広く捉えるよう地方公共団体に依頼した。

イ. 「名勝地一覧表」の作成

平成24年度には、まず「名勝地一覧表」の作成を行った。

「名勝地一覧表」は、全国の地方公共団体に対して調査票を配布して実施した所在調査の回答のうち、①名勝に既指定又は登録記念物(名勝地関係)に既登録のもの及び平成21～23年度に調査済みの近代の庭園・公園等に該当するなど、明らかに本調査の対象外となるもの、②竣工・成立してから経過した時間が短いもの、③動産・無形物等を中心としているため、明らかに名勝地としての保護対象とは言い難いもの、などを除外して作成した。

したがって、「名勝地一覧表」は、地方公共団体の意向に基づき作成した「今後、保護を推進していくことが考えられる全国の名勝地の一覧表」であると言ってもよい。

ただし、所在調査を実施する際には、候補に含め得る可能性のあるものについて幅広く記載することを依頼したことから、「名勝地一覧表」には、従来の名勝の指定基準に該当しにくいと考えられるものをはじめ、名勝以外の文化財類型(史跡・天然記念物・重要文化的景観等)の観点からの評価の可能性のあるものなども含んでおり、今後、指定・登録を進めるにあたっては、さらに詳しい調査・検討が必要となる。

ウ. 重要事例

「名勝地一覧表」に含めた事例の中から、今後、特に保護措置を充実させるために、国又は地方公共団体が名勝の指定に向け、さらに詳細な調査研究を進める必要があると考えられるものを重要事例として選んだ。

また、文献調査により名勝の指定候補地として相応しいと考えられる事例を選び、重要事例として追加・補完した。

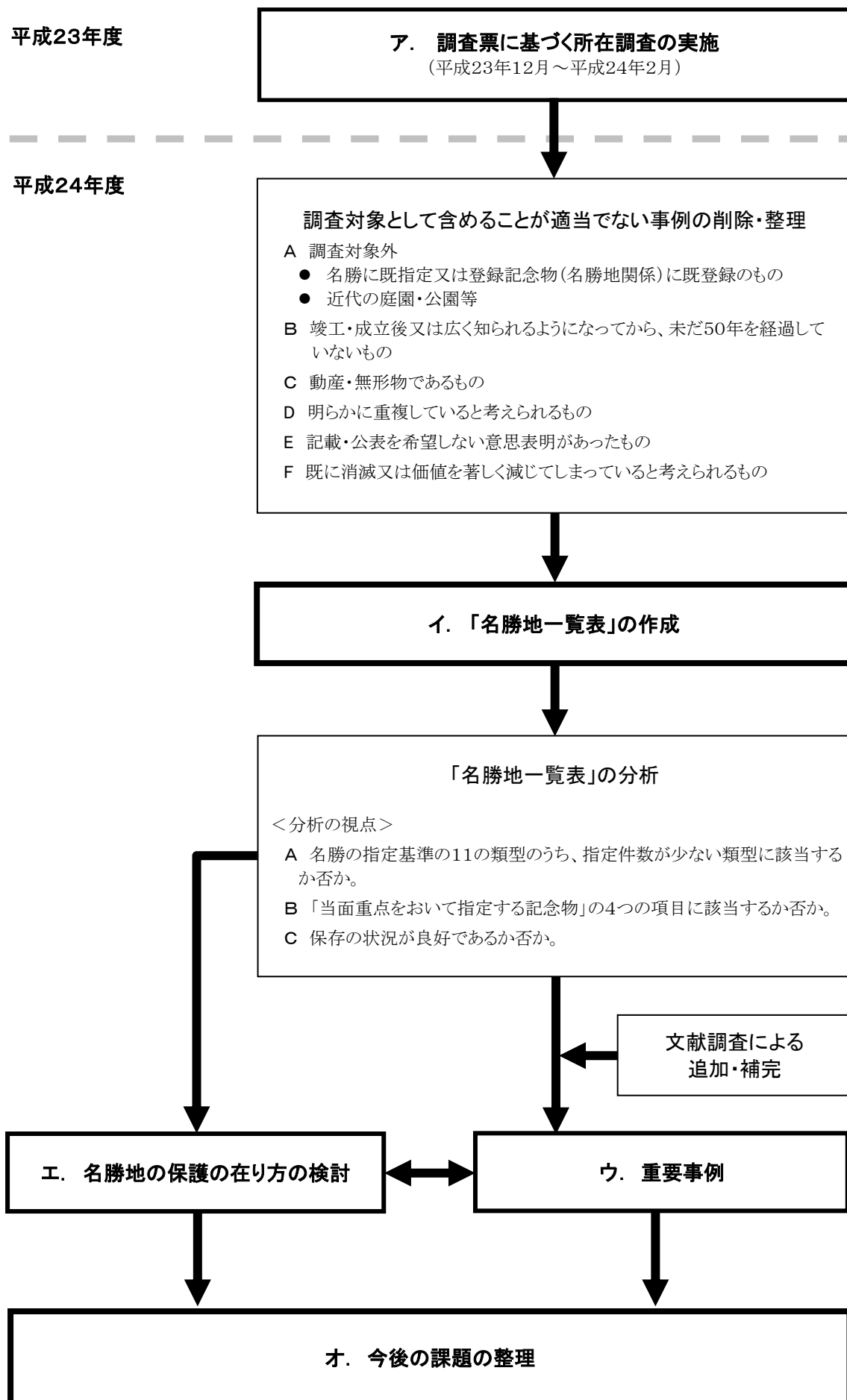
エ. 名勝地の保護の在り方の検討

「名勝地一覧表」の分析結果を踏まえ、名勝地の保護の在り方について検討を行った。

オ. 今後の課題の整理

重要事例及び名勝地の保護の在り方に関する検討結果を踏まえ、名勝の保護に関する課題を整理した。

図2:調査の手順・行程



第2章 調査の結果

今回の所在調査では、47都道府県、1,719市区町村の教育委員会から約3,500件を超える事例の回答があった。そのうち、重複事例及び調査対象とすることが適当でない事例等を除外した3,129件を「名勝地一覧表」として取りまとめた。

「名勝地一覧表」に含めた事例の約75%に当たる約2,389件が、指定・登録等の保護措置の講じられていない事例であった。また、「名勝地一覧表」には、従来の名勝の類型に合致する事例のみならず、新たな名所又は由緒・来歴のある多様な事例を含んでいる。それらの概要及び作成した「名勝地一覧表」の分析結果を以下に示す。

1. 所在調査の実施

(1) 所在調査の概要

ア. 調査対象

地方公共団体(47都道府県、1,719市区町村)

イ. 調査期間

平成23年12月26日～平成24年2月20日

ウ. 参考とすべき資料

既定の指定基準の類型にとらわれることなく、幅広い視野の下に回答を集約できるように、地方公共団体に対して以下の2種類の資料等を参考として欲しい旨を依頼した。

既往調査資料 過去に地方公共団体が行った名勝関係の調査事例、名勝以外の種類の文化財に関する既往の調査事例等がある場合には、その中から名勝の観点に基づく評価が可能な事例について確認し、今回の所在調査の回答に含めるよう依頼した。

参考とすべき資料として例示した既往の調査

- ▶ 名勝に関する調査
- ▶ 建造物に関する調査(建造物とともに庭園も調査の対象とされた事例)
- ▶ 歴史文化基本構想等に関連する調査(名勝地に該当する事例)

その他の資料 事例を回答する際に考慮する事柄として以下の2点を掲げ、それぞれ参考とすべき文献及び考え方等を示した。

名勝地を選ぶ際に考慮するもの

- A. 主に近世以前の資料で確認できる名勝地
 - ▶ 各地の「〇〇国名所図会」に描かれた名勝地
 - ▶ 「〇〇百景」「〇〇八景」として選ばれた名勝地
 - ▶ 歌枕として知られた名勝地
- B. 現代の資料で確認できる名勝地
 - ▶ 景観法に基づく景観計画の策定の際に調査・収集した景観要素のうち、名勝地に該当するもの
 - ▶ 「〇〇百選」等選ばれた名勝地
 - ▶ 観光ガイドブック等において紹介されている名勝地

(2) 所在調査の結果

所在調査による回答事例に関し、名勝(地方公共団体による指定を含む。)・登録記念物(名勝地関係)などの既指定・既登録の事例及び未指定・未登録の事例の区分による各事例数を整理したものが表4である。

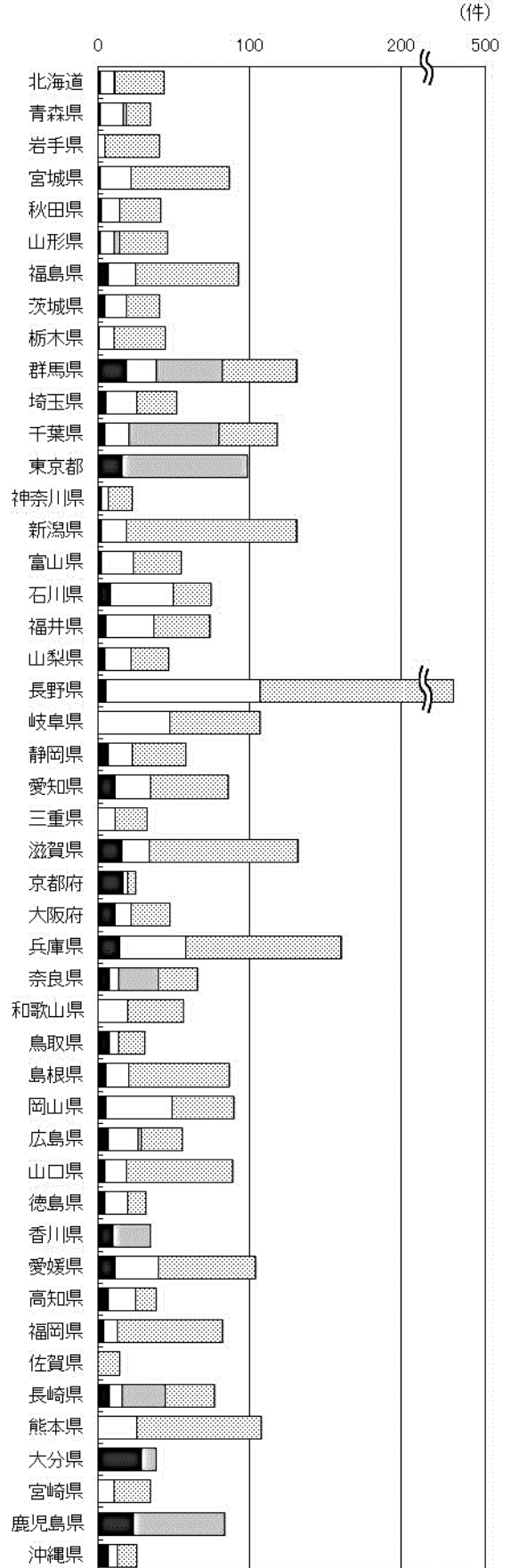
なお、表4の事例数には都道府県からの回答と市区町村からの回答の双方に重複する事例数を含んでいるほか、同表中の「イ. 未指定・未登録の事例」の中には回答事例の広範囲の区域の中に部分的に指定地又は登録地を含むものが存在する。

表4:既指定・既登録、未指定・未登録の区分による回答事例数 (平成24年3月現在)

区 分	事例数	備 考
ア. 既指定・既登録の事例	1, 147	都道府県 330 市区町村 817
イ. 未指定・未登録の事例	2, 389	
合 計	3, 536	

表5:所在調査の回答状況(都道府県別)(平成24年3月時点)

都道府県名	既指定・既登録		未指定・未登録		合計
	都道府県	市区町村	都道府県	市区町	
1 北海道	2	9	1	32	44
2 青森県	2	15	2	16	35
3 岩手県	-	5	-	36	41
4 宮城県	3	20	0	65	87
5 秋田県	3	12	0	27	42
6 山形県	2	9	4	31	46
7 福島県	7	18	0	68	93
8 茨城県	5	14	0	22	41
9 栃木県	1	10	0	34	45
10 群馬県	19	20	43	49	131
11 埼玉県	6	20	0	26	52
12 千葉県	5	16	59	38	118
13 東京都	16	-	83	-	99
14 神奈川県	3	4	0	16	23
15 新潟県	3	16	0	112	131
16 富山県	3	21	-	31	55
17 石川県	9	41	0	25	75
18 福井県	6	31	0	37	74
19 山梨県	5	17	0	25	47
20 長野県	6	101	0	349	456
21 岐阜県	-	48	-	59	107
22 静岡県	7	16	0	35	58
23 愛知県	12	23	0	51	86
24 三重県	-	12	-	21	33
25 滋賀県	16	18	0	98	132
26 京都府	17	3	0	5	25
27 大阪府	12	10	0	26	48
28 兵庫県	15	43	0	102	160
29 奈良県	8	6	26	26	66
30 和歌山県	-	20	-	37	57
31 鳥取県	8	6	0	17	31
32 島根県	6	15	0	66	87
33 岡山県	6	43	0	41	90
34 広島県	7	20	2	27	56
35 山口県	5	14	0	70	89
36 徳島県	5	15	0	12	32
37 香川県	10	-	25	-	35
38 愛媛県	12	28	0	64	104
39 高知県	7	18	0	14	39
40 福岡県	4	9	0	69	82
41 佐賀県	0	0	0	15	15
42 長崎県	8	8	29	32	77
43 熊本県	-	26	-	82	108
44 大分県	29	-	10	-	39
45 宮崎県	-	11	-	24	35
46 鹿児島県	24	-	60	-	84
47 沖縄県	7	6	-	13	26
合計	330	817	344	2,045	3,536



凡例
 ■ 指定・登録名勝地(都道府県)
 □ 指定・登録名勝地(市区町村)
 ■ 未指定・未登録名勝地(都道府県)
 ▨ 未指定・未登録名勝地(市区町村)

※件数は名勝地名が重複するものを含む。
 ※表中「0」は、「該当なし」と明記されたもの又は白紙の調査票が添付されていたもの。「-」は調査票が添付されていないものを示す。

2. 「名勝地一覧表」の作成

(1) 「名勝地一覧表」の整理

まず、平成23年度に地方公共団体から回答のあった計3,536件(表4・表5)に、平成24年度に地方公共団体から追加回答のあった事例等を加えた計3,591件の中から、表6の「調査対象として含めることが適当でない事例」のいずれかに該当する計462件を除外し、合計3,129件の事例から成る「名勝地一覧表」を作成した。巻末に整理後の「名勝地一覧表」(資料1)を添付したので参照されたい。

表6: 所在調査の成果から除外した事例の要件と事例数

所在調査の成果から除外すべき事例の要件	事例数
ア. 調査対象外のもの	142
a. 既に名勝に指定又は登録記念物(名勝関係)に登録されているもの	(48)
b. 近代の庭園・公園等	(94)
イ. 竣工・成立からの経過年数が概ね50年に満たないもの	15
ウ. 明らかに重複していると考えられるもの	236
エ. 「名勝地一覧表」への記載・公表を希望しない意思表示があったもの	49
オ. 既に消滅又は価値を著しく減じてしまっていると考えられるもの	20
合 計	462

(2) 「名勝地一覧表」に含めた事例の法的な保護状況の区分

「名勝地一覧表」に含めた計3,129件の法的な保護状況による区分は、表7に示すとおりである。

表7: 「名勝地一覧表」に含めた事例の法的な保護状況の区分

項 目	事例数	備 考
ア. 地方公共団体が既に名勝に指定又は登録記念物(名勝地関係)に登録しているもの	941	都道府県 239 市区町村 702
イ. 未指定・未登録のもの(回答事例の広範囲の区域の中に部分的に指定地又は登録地を含むものがある)	2,188	
合 計	3,129	

(3) 名勝以外の文化財類型による評価が適切と考えられる事例の取扱

「名勝地一覧表」には、単独で存在する樹木又は遺跡など、風致景観の観点から評価しにくいものをはじめ、名勝以外の文化財類型による評価が適切と考えられるものなども多く含んでいた。それらは、所在調査による回答情報からだけでは詳細な内容を判断し得ない上に、今回の調査目的が幅広い視点に基づき名勝の捉え方を模索することにもあったことなどから、「名勝地一覧表」から除外することなく、あえて残すこととした。内訳は表8に示すとおりである。

表8:名勝以外の文化財類型による価値評価の可能性のある事例の件数

項目	事例数
ア. 石碑・発掘遺構など、史跡としての価値評価の可能性のあるもの	42
イ. 植物の自生地又は単独の樹木など、天然記念物としての価値評価の可能性のあるもの	23
ウ. 建造物など、重要文化財としての価値評価の可能性のあるもの	4
エ. 棚田・居住地など、重要文化的景観としての価値評価の可能性のあるもの	55
オ. 宿場街等の街並みなど、重要伝統的建造物群保存地区としての価値評価の可能性のあるもの	11
合計	135

3. 「名勝地一覧表」に含めた回答事例の分析結果

「名勝地一覧表」に含めた回答事例について、(1)指定基準に示す11の類型、(2)「当面重点をおいて指定する記念物」に示す4つの項目、(3)相互に関連性を持つ一群の事例、(4)名勝地の保存の状況の3つの視点の下に、以下のとおり分析を行った。

(1) 指定基準に示す11の類型ごとの分析結果

ア. 指定基準の類型への該当の状況

名勝の指定基準の類型ごとに、所在調査の回答事例の分類を表9に整理した。

表9:指定基準の類型ごとの回答事例数

指定基準に示された類型		事例数
一	公園、庭園	892
二	橋梁、築堤	68
三	花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所	487
四	鳥獣、魚虫などの棲息する場所	103
五	岩石、洞穴	325
六	峡谷、瀑布、溪流、深淵	566
七	湖沼、湿原、浮島、湧泉	197
八	砂丘、砂嘴、海浜、島嶼	235
九	火山、温泉	62
十	山岳、丘陵、高原、平原、河川	434
十一	展望地点	393
その他		446
合計 (のべ件数)		4,208
合計 (重複を除く)		3,129

イ. 指定基準の類型ごとに見る回答事例の特質

1) 公園・庭園

指定基準を構成する11の類型の中でも最も件数が多く、そのうち庭園が約30%を占める。庭園では、社寺境内の庭園が多い。

本調査では近代以降の庭園・公園等を対象から除外したため、「名勝地一覧表」に含めた事例は近代以前に成立・竣工したものに限られる。ただし、近世の城跡のよう

に、近代以降に公園として整備・公開されたものの、その起源が近代以前にまで遡る事例をはじめ、近代以降に人工的に造成された池沼ではあっても、その規模又は周辺の地形・植生等の観点から、自然的な風致の性質を持つと考えられるものは、「名勝地一覧表」に含めることとした。

2) 橋梁、築堤

本類型に該当する68件の回答事例のほとんどが橋梁であり、既に地方公共団体により有形文化財(建造物)として指定又は登録有形文化財として登録されているものが含まれている。

橋梁以外の事例では、運河をはじめ、新田開発の過程で曲流河道の付替により形成された川廻し地形などの事例も見られた。しかし、それらの中には、河川の埋立又は水運の衰退等により橋梁・築堤本来の役割を失い、痕跡のみが残されていることから、史跡としての価値評価の可能性のある事例も含まれている。

その他、ダムなどの発電・利水施設が形成する景観など、自然的な風致景観の保護の観点から慎重な検討を要するものも含まれている。

3) 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

単木・並木・社叢林等の人工的に植栽されたもの、及び自生地・原生林等の自然的な性質が強いものの双方が見られ、天然記念物としての価値評価の可能性のある事例も含まれている。とりわけサクラの単木・並木は全国的に多くの回答事例が見られたほか、都市公園内に整備された並木道又は並木を伴う遊歩道等の行楽地の回答事例も見られた。

4) 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

本類型に該当する事例の大半は、他の類型と重複して選択・回答されており、特に「花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」の類型とともに選択・回答された事例が多い。

本類型のみが選択・回答された事例は少なく、表10に示す4件のみである。これらは、すべて天然記念物としての価値評価の可能性もある事例である。

表10: 類型「四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所」のみが選択・回答された事例

名勝地名	所在地
小友沼	秋田県能代市
灯台笹湿地	石川県能美市
ウツギノヒメハナバチ群生地	兵庫県朝来市
本城干潟	宮崎県串間市

5) 岩石、洞穴

岩石・洞穴が存在する場所は、海岸地域及び山岳地域に大別できる。海岸地域に存在するものの多くは海食活動により独特の形態が形成された奇岩であるのに対し、山岳地域に存在するものの多くは溪谷を構成する岩壁・鍾乳洞などである。それらの中には、信仰の対象とされてきたものも見られる。規模は直径約5mのものから山体そのものに至るまで変化に富んでおり、天然記念物としての価値評価の可能性のあるものも含まれている。

6) 峡谷、瀑布、溪流、深淵

本類型に属する4つの要素の中でも、瀑布に該当する回答事例が大部分を占める。それらの中には、信仰の対象として崇拝されてきたものをはじめ、名所図会等の図像に描かれることにより広く行楽の場となってきたものも多い。

瀑布に次いで多いのが溪流であり、その中には滝・紅葉に彩られた形姿に注目したものが多い。

7) 湖沼、湿原、浮島、湧泉

本類型に属する4つの要素の中では湖沼・湿原が最も多く、水の透明度又は豊かな生物相に注目した事例が見られる。湖沼としての回答事例の中には、ダム湖・灌漑用ため池等の人為的に造成されたものも含まれている。

次に多いのが湧泉で、その中には規模の小さなものも多く含まれており、井戸等の生活用水又は信仰の対象とされてきたものも含まれている。

8) 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼

白砂青松の海浜景観、リアス式海岸等の地形から成る海浜景観などが多く、自然公園の指定地内に含まれているものも多い。岬・半島の全体を対象とするなど、規模の大きなものも見られる。

9) 火山、温泉

本類型に該当する回答事例は62件と最も少なく、41件の火山、21件の温泉から成る。温泉の多くは温泉街を対象としており、温泉現象を対象とするものは僅少である。

10) 山岳、丘陵、高原、平原、河川

本類型に属する5つの要素のうち、山岳の回答事例が最も多い。その中には、同一の山岳に対する異なる展望地点からの複数の眺めについて回答した事例が含まれている。また、複数の地方公共団体に及ぶ事例をはじめ、規模が大きく範囲を明確に定めにくいと考えられる事例も多い。

その他、扇状地・河岸段丘など、地形上の特質に着目した事例のほか、棚田・水郷景観など、重要文化的景観としての価値評価の可能性のある事例も見られる。

11) 展望地点

回答事例の中には、展望する場所のみならず、展望される対象を挙げたものも含まれている。他の類型を併用した回答事例が多く、特に「山岳、丘陵、高原、平原、河川」の類型とともに山頂からの眺めに関する回答事例が多い。また、夕景・日の出など、展望の時間帯を限定した回答事例も見られる。3分の1以上の回答事例は、展望景観が芸術作品に描かれたものである点も注目される。

ウ. 指定基準のいずれの類型にも該当しない可能性のある事例

指定基準のいずれの類型にも該当しないと回答された事例は、計446件に及ぶ。それらの中には、①従来の類型に完全に該当するとは言えなくとも、類型の解釈を拡大することにより該当する可能性のあるもの、②既存の類型に該当する可能性が極めて低いいため、新たな類型を創設するなどの対応を要するものの2種類がある。ただし、後者には、史跡又は重要文化的景観など名勝以外の文化財類型に基づく価値評価及び保護の可能性のあるものも含まれている。

従来の指定基準の類型とは異なる性質を持つと考えられるものは、海底林を除き、大部分が「人文的なもの」である。

名勝以外の文化財類型としての価値評価の可能性があるものとしては、海底林(天然記念物)、耕作地・居住地(重要文化的景観)、遺跡・古墳・墓地(史跡)、建造物群(重要伝統的建造物群)等がある。

周辺環境も含めて風致景観の観点からの評価が可能なものとしては、社寺境内・古道・人工池がある。今後、これらの事例を名勝の観点から保護していくためには、現行の指定基準に新たな類型を追加することについて検討することも必要である。

表11: 現在の指定基準の類型に該当する可能性のある回答事例

名勝地の種別／近似する指定基準の類型	事 例〔所在地〕
1) 断層崖、露頭 ※「五. 岩石、洞穴」の適用の可能性はある。	中央構造線北川・安康露頭〔長野県下伊那郡大鹿村〕
2) 滝、淵 ※「六. 峡谷、瀑布、溪流、深淵」の適用の可能性はある。	嘉入(ウティリミズヌ)の滝〔鹿児島県大島郡瀬戸内町〕 稚児が淵(ポットホール)・霊泉寺温泉〔長野県上田市〕
3) 湧水地 ※「七. 湖沼、湿原、浮島、湧泉」の適用の可能性はある。	延命水〔長野県安曇野市〕
4) 海岸、断崖、海洋・海峡、岬 ※「八. 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼」の適用の可能性はある。	大島諸願堂海岸〔石川県羽咋郡志賀町〕 みちのく奥の海〔宮城県石巻市〕 黒之瀬戸〔鹿児島県阿久根市、出水郡長島町〕 女子岬〔愛知県西宇和郡伊方町〕
5) 山麓、草原、川岸、川中島 ※「十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川」の適用の可能性はある。	関伽流山明泉寺山麓一帯〔長野県佐久市〕 尾ぶちの牧(尾駁の牧)〔宮城県石巻市〕 新旭地域のヨシ原と針江大川の景観〔滋賀県高島市〕 船岡山〔和歌山県伊都郡かつらぎ町〕
6) 堰 ※「二. 橋梁、築堤」の適用の可能性はある。	橘堰〔千葉県香取市〕 塩沢堰〔長野県北佐久郡立科町〕
7) 並木、樹林 ※「三. 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所」の適用の可能性はある。	馬場大門のケヤキ並木〔東京都府中市〕 宮島杉〔富山県小矢部市〕
8) 自然現象(一定の時期・時間に限るもの) ※「七. 湖沼、湿原、浮島、湧泉」又は「十. 山岳、丘陵、高原、平原、河川」の適用の可能性はある。	諏訪湖の御神渡り〔長野県岡谷市、諏訪市、諏訪郡下諏訪町〕 白川の氷柱群〔長野県木曾郡木曾町〕

表12:現在の指定基準の類型に該当しない可能性のある回答事例

名勝地	事 例〔所在地〕
<p>➤ 海底林</p> <p>※ 天然記念物としての価値評価の可能性はある。</p>	<p>田野沢海底林〔青森県むつ市〕</p>
<p>➤ 社寺境内</p>	<p>上石原八幡神社とはげの緑〔東京都調布市〕</p> <p>白子山観音寺〔三重県鈴鹿市〕</p> <p>調布不動尊と国領神社の千年藤〔東京都調布市〕</p> <p>徳音寺の晩鐘〔長野県木曾郡木曾町〕</p> <p>白山比咩神社境内 参道〔石川県白山市〕</p> <p>八十八ヶ所と月不見の池〔新潟県糸魚川市〕</p> <p>奈良の大仏〔千葉県市原市〕</p>
<p>➤ 耕作地(棚田・水田)</p> <p>※ 重要文化的景観としての価値評価の可能性はある。</p> <p>※ 既指定の名勝嫉捨(田毎の月)、名勝白米の千枚田には指定基準三・四・十一が適用されている。</p>	<p>大開の棚田〔新潟県柏崎市〕</p> <p>東後畑の棚田〔山口県長門市〕</p> <p>飯沼新田〔茨城県結城郡八千代町、古河市、常総市、坂東市〕</p>
<p>➤ 集落・街(農山漁村・宿場町・城下町)</p> <p>※ 重要文化的景観としての価値評価の可能性はある。</p>	<p>涼を呼ぶサンゴの石垣〔鹿児島県大島郡瀬戸内町〕</p> <p>柄山集落と背景の里山〔長野県飯山市〕</p> <p>福岡河岸の風景〔埼玉県ふじみ野市〕</p> <p>旧北国街道海野宿〔長野県東御市〕</p> <p>米沢街道の宿場町〔新潟県岩船郡関川村〕</p> <p>寺町〔兵庫県尼崎市〕</p>
<p>➤ 何らかの土地利用の痕跡(産業地跡・城跡・街道跡等)</p> <p>※ 史跡としての価値評価の可能性はある。</p>	<p>銅ヶ丸鉾山跡地〔島根県邑智郡美郷町〕</p> <p>毛利氏城跡(郡山城跡、多治比猿掛城跡)〔広島県安芸高田市〕</p> <p>中野砂走の出迎いの松〔広島県広島市〕</p> <p>カグラサン〔長崎県五島市〕</p> <p>尾ぶちの牧(尾駸の牧)〔宮城県石巻市〕</p>
<p>➤ 古道(街道・峠・隧道)</p>	<p>御嶽信仰と道に関する名勝〔東京都西多摩郡日の出町〕</p> <p>中山道〔長野県木曾郡南木曾町〕</p> <p>鳥居峠〔長野県木曾郡木祖村〕</p> <p>天城山隧道〔静岡県伊豆市〕</p>
<p>➤ 人工池(灌漑用池)・用水路</p>	<p>西光寺野台地のため池群〔兵庫県神崎郡福崎町〕</p> <p>手取川疎水群(手取川七ヶ用水・宮竹用水)</p> <p>〔石川県白山市、能美市、野々市市〕</p>
<p>➤ 古墳・墓地</p> <p>※ 史跡としての価値評価の可能性はある。</p>	<p>下侍塚古墳〔栃木県大田原市〕</p>
<p>➤ 井戸</p>	<p>離宮の水〔大阪府三島郡島本町〕</p>
<p>➤ 建造物群</p> <p>※ 重要伝統的建造物群又は重要文化的景観としての価値評価の可能性はある。</p>	<p>八帖地区〔愛知県岡崎市〕</p>

エ. 指定基準の種類のうち、指定件数が少ないものに該当する事例

指定基準の種類別の指定件数の分布を見ると、「人文的なもの」に比較して「自然的なもの」が少ない傾向にある。「人文的なもの」では特に庭園が全体の過半数を占めており、「自然的なもの」では浮島・湧泉・砂嘴・河川がそれぞれ1件のみであるなど、指定基準の種類間に大きな偏りが見られる。

今回の所在調査による回答事例が、指定件数の少ない類型にどの程度該当しているのかを示したものが表13である。

なお、所在調査の回答において、1つの名勝地に複数の指定基準の類型が選択されている場合には、回答事例の性質から判断して最も適切であると考えられる1つの類型に集約した。

表13: 指定基準の種類のうち、指定件数が少ないものに該当する事例の件数

分類	指定基準の類型	指定件数の現況		「名勝地一覧表」 に含めた名勝地 の件数
		名勝	特別名勝	
人文的なもの	公園	7	0	
	庭園	208	24	
	橋梁	2	0	20
双方の性質を併 せもつもの	花樹	13	0	
	緑樹(松原)	6	1	
自然的なもの	岩石・洞穴	13	0	
	峡谷・溪流	34	5	
	瀑布	9	0	
	湖沼	3	1	68
	浮島	1	0	7
	湧泉	1	0	44
	砂嘴	1	1	4
	海浜	37	0	
	島嶼	8	2	
	火山・温泉	3	1	27
	山岳	15	1	
	丘陵・高原・平原	2	0	48
	河川	1	0	85
	展望地点	10	0	
合計		374	36	

※ 指定基準の種類別の指定件数は平成25年3月31日現在のものである。

※ 特別名勝の指定件数は、名勝の指定件数の内数である。

※ 網掛けは、指定件数が少ない類型(指定件数5件未満)であることを示す。

※ 名勝の指定件数が5件以上の類型に該当するものについては、「名勝地一覧表」に含めた名勝地の件数を把握しなかったため、空欄のままとした。

※ 該当する類型が複数に及ぶ事例については、主たる類型を基本として件数を把握した。

今回の所在調査では、特に河川・湖沼を中心として、従来、指定件数が少なかった類型(表13において網掛けした欄)のすべてにおいて、既指定件数を大幅に上回る回答事例数があった。

河川の回答事例は、既に名勝に指定された木曾川などの河川と比較して、規模の小さな水郷・用水路などを含んでいる。また、河川を中心としつつも、広く沿岸の街並みをも含む事例をはじめ、河川敷の全体が公園としての性質を持つ事例等も含んでいる。

湖沼として選択されたものの中にも規模の小さなものがあり、河川と同様に湖沼を中心としつつも湖岸の山並み等の風致景観を広く含んでいるものもある。

(2)「当面重点を置いて指定する記念物」のうちの4つの項目ごとの分析結果

文化庁記念物課が定めた「当面重点を置いて指定する記念物について」(平成10年9月/平成21年6月改訂)¹⁰は、今後、積極的に推進すべき史跡名勝天然記念物の指定方針を示したものであり、名勝に関して5つの項目を示している。そのうち、今回の調査研究の対象ではない近代の庭園・公園等に関する項目を除き、その他の4つの項目と「名勝地一覧表」に含めた事例との関係について以下のように整理を行った。

表14:「当面重点を置いて指定する記念物」に示す4つの項目への該当の可能性のある事例数

「当面重点を置いて指定する記念物」に示す項目	該当の可能性のある事例数
イ 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を示しているもの	21
ロ 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原(復元)が予定されているもの、又は修理・復原(復元)によって甦ったもの	5
ハ 近代以降に庭園又は開園された庭園・公園のうち、時代の特色を表して優秀であると認められるもの。	調査対象外
ニ 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの	771
ホ 海洋国・山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの	180
合 計 (のべ事例数)	977
合 計 (重複を除く)	929

ア. 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を示しているもの

「名勝地一覧表」に含めた事例のうち、この項目への該当の可能性のあるものとしては、独特の地形・水路等の地域に固有の資源を活用した庭園、特定の地域において活躍した同一の作庭家の発想・意匠に基づく庭園などを挙げることができる。

表15-1:地域に固有の資源を活用した庭園の事例

活用の対象とされた地域固有の資源	事 例	所在地
大野庄用水の活用	野村家庭園	石川県金沢市
柳川城の堀の水の活用	柳川城下町の池泉式庭園群	福岡県柳川市
自然地形の活用	宗猷寺庭園	岐阜県高山市

表15-2:特定の地域において活躍した同一の作庭家等による庭園の事例

作庭家等の名称	事 例	所在地
小倉大納言実起 (流罪先の佐渡において作庭したとされている。)	小倉園	新潟県佐渡市
駒造 (加賀藩の庭師)	光久寺の茶庭	富山県氷見市
	善徳寺の庭園	富山県南砺市
	岡部家庭園	石川県羽咋郡宝達志水町
雪舟 (伝承を含む)	円満寺庭園	和歌山県有田市
	梅もどき庭園	広島県世羅郡世羅町
	妙青寺の庭園	山口県下関市
	諏訪家庭園	山口県下関市
	神上寺庭園(下之坊跡庭園または下ノ坊雪舟庭園)	山口県下関市
	神上寺庭園(中ノ坊雪舟庭園)	山口県下関市
	本覚寺	山口県宇部市
	善生寺庭園	山口県山口市
	通化寺庭園	山口県岩国市

イ. 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原(復元)が予定されているもの、又は修理・復原(復元)によって甦ったもの

「名勝地一覧表」に含めた事例のうち、この項目への該当の可能性のあるものとしては、表16に掲げるような事例を挙げることができる。

表16: 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原(復元)が予定されているもの、又は修理・復原(復元)によって甦ったものの事例

事 例	所在地	概 要
権崎寺跡庭園	栃木県足利市	発掘調査によって確認された南北朝期の庭園遺構で、修復・整備が行われつつある。
高梨氏館跡庭園	長野県中野市	発掘調査により確認された門・建物の遺構とともに、庭園の遺構が修復・整備された。

ウ. 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの

所在調査の回答事例に関連して創作された芸術作品等の分野を分類し、それらへの該当の可能性のある事例を表17のように整理した。これらの事例は、寺院の境内、歴史的な道、由緒・来歴のある場所など、歴史上の価値の観点から史跡としての価値評価の

可能性があるものを含んでいる。このような事例の場合には、名勝の風致景観に固有の評価の視点を明確化し、保護の対象とすべき範囲を特定することが必要である。

表17: 関連して創作された芸術作品の分野別の事例数

関連して創作された芸術作品の分野	事例数
A. 和歌・俳句に詠まれた場所	239
B. 歌枕となった場所	37
C. 文学作品に関連する場所	242
D. 絵画・切手に描かれた場所	176
E. 「名所図会」等に描かれた場所	153
F. 音楽(唱歌・歌謡曲・民謡等)の主題となった場所	40
G. 映画・テレビ番組に関連する場所	18
H. 写真の被写体となった場所	7
I. 伝承・伝説に関連する場所	30
J. 近代以前の地誌・風土記に記載がある場所	34
K. その他(落語の主題と関連又は漫画の舞台となった場所等)	7
合計(のべ件数)	983
合計(重複を除く)	771

1) 和歌・俳句に詠まれた場所／歌枕となった場所

和歌・俳句の詠まれた場所は、古く『万葉集』『古今和歌集』等の和歌集が生まれた奈良時代・平安時代から、松尾芭蕉・小林一茶等の俳人が登場した江戸時代、正岡子規等の俳人・歌人が生まれた明治時代、与謝野晶子等の歌人が生まれた昭和時代など、幅広い時代に及んでいる。その中には、唐崎(滋賀県大津市)のように、『万葉集』において詠まれた場所が後代の松尾芭蕉等の作品にも詠まれるなど、いわゆる「歌枕」となり、時代を超えて「名所」として伝えられてきたものも見られる。

表18: 「A. 和歌・俳句に詠まれた場所」の事例

事例	所在地	関連作品	時代
二上山	富山県高岡市	『万葉集』	奈良時代
唐崎 (唐崎神社境内)	滋賀県大津市	『万葉集』 『新古今集』 松尾芭蕉の句	奈良時代 平安時代 江戸時代
袖の渡り	宮城県石巻市	『おくのほそ道』松尾芭蕉	江戸時代
浅間山	長野県北佐久郡軽井沢町 他	小林一茶の句	江戸時代
道後宝蔵寺	愛媛県松山市	『散策集』正岡子規	明治時代
青根温泉	宮城県柴田郡川崎町	与謝野晶子の短歌	昭和時代

表19:「B. 歌枕となった場所」の事例

事 例	所在地	関連作品	時代
藍染川	福岡県太宰府市	『伊勢物語』、『後撰集』、『拾遺十二』、『続後拾遺』、『堀川百首』、『良玉集』、『拾玉集』、『玉吟集』、『夫木集』、『新拾遺集』	平安時代 鎌倉時代 室町時代
差出の磯(波崎)	山梨県山梨市	『古今和歌集』『新撰和歌』 『古今和歌六帖』、『伊勢集』他	平安時代

2) 文学作品に関連する場所

回答事例に関連して創作された文学作品としては、平安時代の『源氏物語』・『枕草子』をはじめ、室町時代の『太平記』、江戸時代の十返舎一九の作品、明治時代の島崎藤村・小泉八雲・夏目漱石の作品、大正時代の徳富蘆花・田山花袋の作品、昭和時代の司馬遼太郎・川端康成・柳田國男等の作品があり、創作された年代及び作品の分野は極めて多彩である。

表20:「C. 文学作品に関連する場所」の事例

事 例	所在地	関連作品	時代
園原の里	長野県下伊那郡阿智村	『源氏物語』(紫式部) 『枕草子』(清少納言)	平安時代
新知山 (人忘れずの山)	福島県白河市	『枕草子』(清少納言) 『曾良隨行日記』(曾良)	平安時代
鎌倉街道上道	埼玉県入間郡毛呂山町	『太平記』、『吾妻鏡』	鎌倉時代
湯畑	群馬県吾妻郡草津町	『道中膝栗毛』(十返舎一九)	江戸時代
千曲川	長野県小諸市	『千曲川旅情の歌』(島崎藤村) 『千曲川のスケッチ』(島崎藤村)	明治時代
浜通り	静岡県焼津市	『焼津にて』(小泉八雲)	明治時代
百草園	東京都日野市	『みみずのたはこと』(徳富蘆花)	大正時代
十六羅漢岩	山形県飽海郡遊佐町	『羽後の海岸』(田山花袋)	大正時代
千畳敷及びかぶと岩	青森県西津軽郡深浦町	『津軽』(太宰治)	昭和時代
唐荷島	兵庫県たつの市	『街道をゆく』(司馬遼太郎) 『乱菊物語』(谷崎潤一郎)	昭和時代
巨釜半造	宮城県気仙沼市	『雪国の春』(柳田國男)	昭和時代
竹島海岸	愛知県蒲郡市	『火華』(菊池寛) 『宴のあと』(三島由紀夫) 『旅への誘い』(川端康成) 『よい匂いのする一夜』(池波正太郎)	大正時代 昭和時代
広橋梅林	奈良県吉野郡下市町	詩集『大和吉野』(野長瀬正男) 詩集『宇宙駅』(前登志夫)	昭和時代
野麦峠	長野県松本市 他	『あゝ野麦峠』(山本茂実)	昭和時代

3) 絵画・切手に描かれた場所／「名所図会」等に描かれた場所

回答事例の場所を図像として描いたものには、芸術作品のほかに、近世以来、地域の名所・旧跡を紹介する目的で作成された地誌又は観光案内書としての性質を持つ「名所図会」、浮世絵・錦絵等の版画、絵はがき等がある。

表21:「D. 絵画・切手に描かれた場所」の事例

事例	所在地	関連作品
草加松原公園	埼玉県草加市	『日光道中分間延絵図』(文化3年) 『草加雨景』(渡辺崋山、文政13年) 『日光山名所風景』(歌川広重、天保11～13年)
明見湖	山梨県富士吉田市	『阿須見村の不二』(葛飾北斎) 『富士山神宮并麓八海略絵図』(葛飾北斎)
芦ノ湖	神奈川県足柄下郡箱根町	浮世絵『東海道五十三次之内 箱根 湖水図』 (天保4年) 油彩『湖畔』(黒田清輝、明治30年)
伊ノ浦瀬戸(針尾瀬戸)	長崎県西海市・佐世保市	『西遊旅譚』(司馬江漢、天明8～9年)
犬吠埼と君ヶ浜	千葉県銚子市	『明治末～大正時代の犬吠埼』(絵はがき)
築山(桜山)	千葉県印旛郡酒々井市	『日本博覧図』(明治21～30年)
鹿野山九十九谷	千葉県君津市	『残照』(東山魁夷、昭和22年)

表22:「E. 「名所図会」等に描かれた場所」の事例

事例	所在地	関連作品
多摩川	東京都府中市	『江戸名所図会』
明眼院	愛知県海部郡大治町	『尾張名所図会』

4) 音楽(唱歌・歌謡曲・民謡等)の主題となった場所

唱歌・歌謡曲・民謡の主題となった事例では、全国的に著名なものがある一方、校歌のように特定の地域において知られているものもある。

表23:「F. 音楽(唱歌・歌謡曲・民謡等)の主題となった場所」の事例

事例	所在地	関連作品	作品分類
早春賦歌碑と北アルプスの風景	長野県安曇野市	『早春賦』 (吉丸一昌作詞、大正13年)	唱歌
恋路ヶ浜	愛知県田原市	『椰子の実』(島崎藤村作詩・ 大中寅二作曲)	唱歌
矢切の渡し	千葉県松戸市・東京都葛飾区	『矢切の渡し』(石本美由起)	歌謡曲
ピナイサーラの滝	沖縄県八重山郡竹富町	民謡『鳩間口説』	民謡
早坂高原	岩手県盛岡市・下閉伊郡岩泉町	『南部牛追い唄』	民謡
田立の滝	長野県木曾郡南木曾町	『田立の滝音頭』(佐藤春夫 作詞)	民謡
蟠龍峡谷	島根県邑智郡美郷町	創作神楽『髪掛けの松』	神楽
栽柳園	熊本県八代市	『植柳小学校校歌』 (北原白秋作詞・山田耕筰作 曲、昭和10年)	校歌

5) 映画・テレビ番組に関連する場所

この分野に該当する18件の事例のうち、映画に関連するものは約80%、テレビ番組に関連するものは約20%を占める。これらのすべての作品は昭和時代以降に製作されたものであり、テレビ番組等の中には平成以降に製作されたものも見られる。

表24:「G. 映画・テレビ番組に関連する場所」の事例

事 例	所在地	関連作品	作品分類
海谷溪谷	新潟県糸魚川市	『檜山節考』(木下恵介監督、昭和33年/今村昇平監督、昭和58年) 『ドットハック セカイの向こうに』(アニメ映画/松山洋監督、平成24年)	映画
真人公園及び周辺果樹園	秋田県横手市	『そよかぜ』(佐々木康監督、昭和20年/りんご畑で撮影)	映画
柳川の水郷景観	福岡県柳川市	『からたちの花』(佐伯清監督、昭和29年) 『廃市』(大林宣彦監督、昭和58年) 『柳川掘割物語』(高畑勲監督、昭和62年)	映画
野鳥川	福岡県朝倉市	映画「男はつらいよ～寅次郎紙風船～」(山田洋次監督、昭和56年)	映画
勝目氏庭園 豫章館庭園	宮崎県日南市	NHK連続テレビ小説「わかば」(平成16年～17年放送)	テレビ

6) 写真の被写体となった場所

広く写真の撮影地点として著名な事例をはじめ、具体的な写真家によって特定の写真が撮影された地点の事例の2種類がある。

表25:「H. 写真の被写体となった場所」の事例

事 例	所在地	関連作品
迫門の曙	岡山県瀬戸内市	緑川洋一による写真集(平成24年)
柳川の水郷景観	福岡県柳川市	田中善徳による写真集『水の構圖』(昭和18年)

7) 伝承・伝説に関連する場所

伝承・伝説に関連する事例には、土地の由緒・来歴をものがたり、地名の由来となっているものがある。

表26:「I. 伝承・伝説に関連する場所」の事例

事 例	所在地	伝承・伝説
珍藏寺	山形県南陽市	珍藏寺の開山縁起では、寺名にもなった「珍藏」は『鶴の恩返し』で鶴を助けた僧の名前であり、この寺を開山したとされる。周囲には鶴巻田・織機川・羽付などの地名も残されており、数百年もの長期間にわたって語り継がれてきた『鶴の恩返し』の民話の里として、伝承・民話が現在に生き続けている。
妙音沢	埼玉県新座市	盲目の子どもが、法台寺の観智国師及び弁財天を信仰して20年経った。ある日、沢の岩の上で寝ていると、夢の中に弁財天が現れ、琵琶の弾き方を教えてくれた。それ以後、その子は琵琶の名手となり、沢は「妙音沢」と呼ばれるようになった。

8) 近代以前の地誌・風土記に記載がある場所

各地の地誌・風土記等に記載された事例がある。

表27:「J. 近代以前の地誌・風土記に記載がある場所」の事例

事 例	所在地	関連作品
小貝浜	茨城県日立市	『常陸国風土記』(8世紀)
出雲国府跡と茶臼山	島根県松江市	『出雲国風土記』(733年)
魏石鬼の窟	長野県安曇野市	『信府統記』(1724年)

9) その他(落語の主題と関連又は漫画の舞台となった場所等)

その他、落語の主題と関連する事例、漫画の舞台となった事例などがある。

表28:「K. その他」の事例

事 例	所在地	関連作品
大鳥池	山形県鶴岡市	漫画『釣りキチ三平』(矢口高雄, 昭和50年)
千曲川と昭和橋の景観	長野県埴科郡坂城町	漫画『釣りキチ三平』(矢口高雄, 昭和50年)

エ. 海洋国・山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの

「名勝地一覧表」に含めた事例のうち、この項目への該当の可能性のあるものは、以下のとおり「信仰の場」又は「行楽の場」の2種類である。

表29:「信仰の場」・「行楽の場」の事例数

分 類	事例数
a. 信仰の場	72
b. 行楽の場	110
合 計 (のべ件数)	182
合 計 (重複を除く)	180

(3) 相互に関連性を持ち、一群と捉えることができる事例の分析結果

近年、名勝イーハトーブの風景地、名勝ピリカノカのように、相互に関連性を持つ複数の景勝地をひとつの名勝として指定したものがある。

「当面重点をおいて指定する記念物」のうち、「イ. 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を示しているもの」又は「ニ. 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの」に該当する事例の中には、相互に関連性を持ち、一群のものとして捉えることが可能な事例が見られた。これらの事例については、相互の関連性の根拠となる主題(作品・作者)の観点から、表30のように整理することができる。

表30:相互に関連性を持ち、一群のものとして捉えることが可能な事例

主題		所在地	事例
同一の作品に関連する名勝地	『おくのほそ道』に関連する景勝地	宮城県栗原市	芭蕉衣掛けの松
		山形県新庄市	最上峡の中の八向山
		山形県最上郡戸沢村	最上峡
		福島県須賀川市 他	乙字ヶ滝
		栃木県日光市	裏見滝
		新潟県糸魚川市	親不知子不知
		石川県加賀市	鶴仙溪
		福井県敦賀市	色ヶ浜
		福井県吉田郡永平寺町	天龍寺
		福井県南条郡南越前町	湯尾峠
	『遠野物語』に関連する景勝地	岩手県遠野市	羽黒岩
		岩手県遠野市	五百羅漢
		岩手県遠野市	千葉家住宅周辺
岩手県釜石市 他		仙人峠	
『しろばんば』に関連する景勝地	静岡県伊豆市	しろばんばの里	
	静岡県伊豆市	天城山隧道	
同一の作者に関連する名勝地	菅江真澄の絵画・記録に描かれた景勝地	青森県むつ市	ちぢり浜
		岩手県胆沢郡金ヶ崎町	諏訪八景
		宮城県気仙沼市	気仙沼湾
		秋田県横手市	真人公園及び周辺果樹園
		秋田県横手市	七滝
		秋田県男鹿市	入道崎
		秋田県湯沢市	川原毛地獄
		秋田県鹿角市	錦木塚
		秋田県大仙市	天王清水(泉)
		長野県安曇野市	有明山
		長野県上水内郡飯綱町	髻山
	雪舟に関連する庭園群	和歌山県有田市	円満寺庭園
		広島県世羅郡世羅町	梅もどき庭園
		山口県下関市	妙青寺の庭園
		山口県下関市	諏訪家庭園
		山口県下関市	神上寺庭園
		山口県宇部市	本覚寺
		山口県山口市	善生寺庭園
山口県岩国市	通化寺庭園		

これらの事例の場合には、芸術上又は観賞上の価値の観点から、ひとつの作品、ひとりの作者に注目して主題を設定し、一群の事例を選択する合理的な根拠を適切に整理することが必要である。また、上記した個々の事例の中には、共通する主題(作品・作者)の下に一群のものとして捉えられるものがある一方、風致景観の観点からは評価しにくいものを含んでいる可能性もあることから、注意深く検証する視点も重要である。

(4) 保存の状況に基づく分析結果

各事例の保存の状況及び課題を以下のとおり整理した。

表31: 保存の状態ごとの事例数

保存の状態	事例数
a. 全体が良く残っている(良好な状態)	1,668
b. 概ね残っている(概ね良好な状態)	1,034
c. わずかに残っている(欠損等が多い)	172
d. 修復されたものである	96
e. 無回答	159
合計	3,129

表32: 保存に関する課題

保存上の課題	事例数
a. 名勝地そのものの劣化が進んでいる。	183
b. 周辺環境の変化により風致景観が損なわれている。	283
c. 土地所有の問題上、消失・改変の可能性が高い。	137
d. その他	405
e. 特になし	2,017
f. 無回答	201
合計(のべ件数)	3,226
合計(重複を除く)	3,129

表33: 保存の状況及び課題ごとの事例数の分布

(単位:件)

課題等 保存管理状況	風致景観 の劣化が 進んでいる	周辺環境の 変化により景 観が損なわ れている	土地所有問 題から、消 失・改変の可 能性が高い	その他	特になし	無回答	合計
全体がよく残っている	37	47	21	172	1,346	60	1,683
概ね残っている	90	161	89	193	520	34	1,087
わずかに残っている	49	59	18	18	51	1	196
修復されたもの	6	14	3	19	59	0	101
無回答	1	2	6	3	41	106	159
合計	183	283	137	405	2,017	201	3,226

4. 重要事例

「名勝地一覧表」に含めた事例の中から、A.指定基準を構成する11のタイプのうち、指定件数が少ない類型に該当する事例、B.「当面重点をおいて指定する記念物」のうちの4つの項目のいずれかに該当する事例、C.保存状況が良好な事例、の3つの条件を満たすものを重要事例として選んだ。

また、「名勝地一覧表」は、個々の地方公共団体からの回答情報をもとに作成したものであることから、複数の地方公共団体に及ぶもの等が含まれていない可能性も懸念された。そのため、表34に示す文献資料を参照し、「名勝地一覧表」には含まれていない著名な名勝地を抽出して重要事例を追加・補完した。さらに、国が所管する庭園で、名勝に指定されていない事例も重要事例に追加した。

以上の過程を経て、計1,200件の重要事例を選んだ。巻末添付資料1の「名勝地一覧表」では、ゴシック体により明示したので参照されたい。

なお、重要事例は今回の所在調査に基づき選んだものであることから、選ばれなかったものの中にも重要事例となり得るものが含まれている可能性もある。したがって、今後の調査研究を踏まえ、重要事例としての可能性を検討していくことも必要である。

重要事例の中から主なもの約120件を選び、概要・写真を示した。巻末に添付の資料3を参照されたい。

表34: 重要事例を選ぶのにあたり参照した文献資料

資料名	発行年	発行者
史蹟名勝天然記念物調査報告(第1～35号)	1919～1923年	内務省
日本百景 日本新八景(日本八景) 日本二十五勝	1927年	主催:大阪毎日新聞社 東京日日新聞社 後援:鉄道省
平成百景	2009年	読売新聞社
全国の庭園紹介書籍	-	

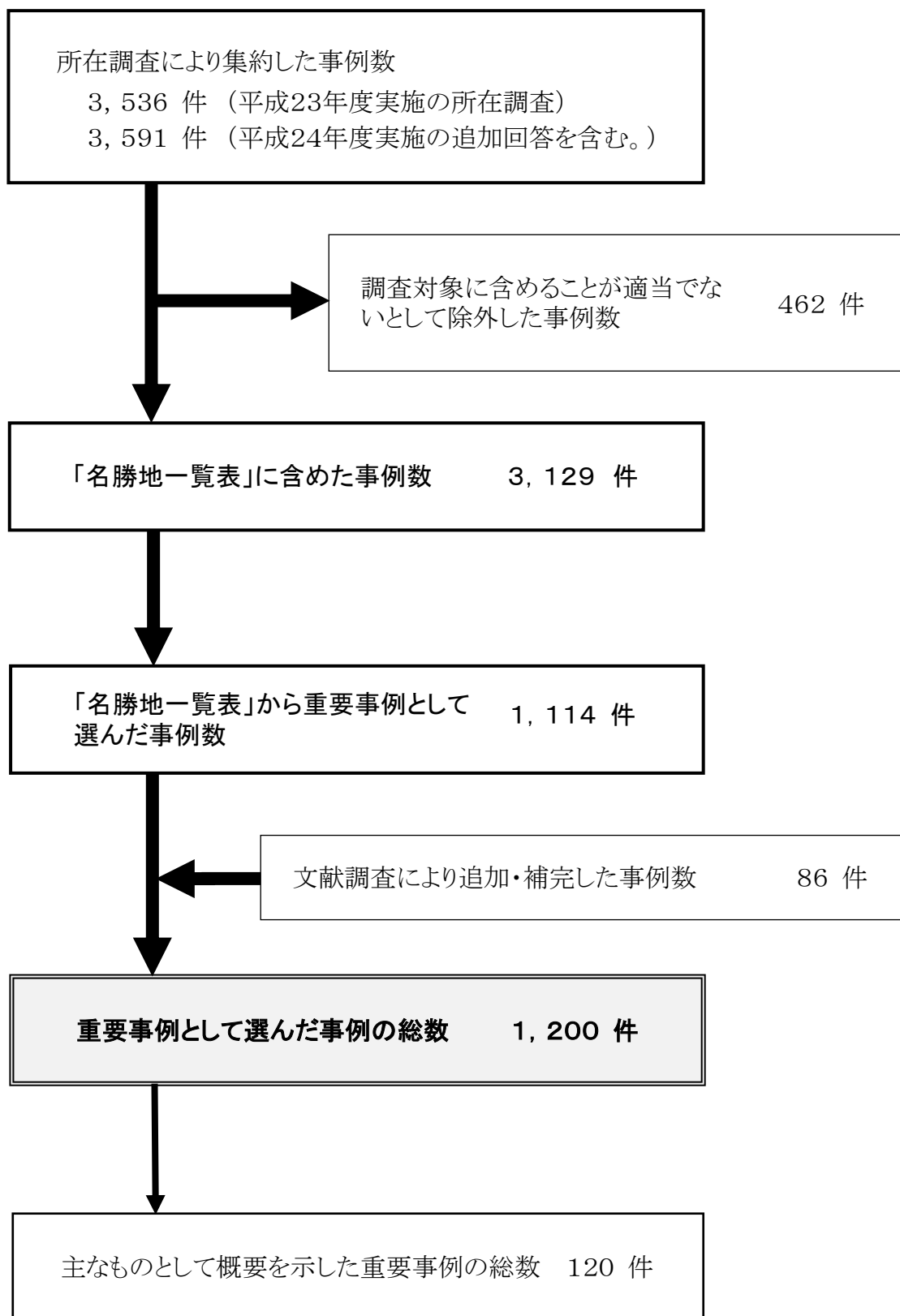
表35: 重要事例を選ぶ条件ごとの事例数

条件		事例数
所在調査	① 「当面重点をおいて指定する記念物」に示すイ・ロ・ニ・ホの4つの項目のいずれかに該当する事例	1,114
	② 指定基準の11のタイプのうち指定件数が少ない類型に該当する事例(主たる理由となっているものに限る。)	
	③ 保存状況が良好な事例	
文献資料	『史蹟名勝天然記念物調査報告』(第1～35号)	86
	『日本百景』、『日本新八景(日本八景)』、『日本二五勝』	
	『平成百景』	
	全国の庭園紹介書籍	
合計		1,200

5. 所在調査から「名勝地一覧表」、重要事例までの事例数の変遷

所在調査から「名勝地一覧表」の作成を経て、重要事例を選ぶまでの事例数の変遷を図3に示した。

図3: 所在調査から「名勝地一覧表」、重要事例までの事例数の変遷



第3章 今後の保護施策に係る展望・方向性

以上に述べた調査の成果を踏まえ、本章では、今後、名勝の保護施策を発展させていくうえでの展望及び方向性を整理する。

1. 名勝のアイデンティティの維持・継承

(1) これまで、名勝の指定件数が少なかった理由

名勝の指定件数は、史跡又は天然記念物に比較すると相対的に少ない(参考資料2)。

「名勝」は、発掘調査により地下から発見され、それまでの歴史を塗り替えるような新たな発見に裏打ちされた「史跡」のように、報道を通じて世情を大きく賑わすことは多くない。希少な動植物・地質鉱物の代名詞のような存在として、既に国民の間に広く知れわたった「天然記念物」とも認知度の点で異なる。

これまで、名勝の指定件数が少なかったのは、およそ以下の理由によるものと考えられる。

ア. 「人文的なもの」

名勝の「人文的なもの」のうち、庭園の場合には、空間的な造形作品としての庭園を生み出し、それらを所有・維持できた人々が、その時代の支配層又は富裕層に限られてきたため、少ない母数の中から現在に残された事例数も結果的に少なくならざるを得なかったという相関関係が想定できる。

特に、近代以前の歴史的庭園の場合には、現在にも存続する寺院の庭園が圧倒的に多くを占め、各時代の支配層・富裕層が自らの邸宅に造営した庭園の遺存事例は極めて少ない。特に後者の場合には、発掘調査により地下から遺構として発見された事例の中から、地割等の骨格に芸術上又は観賞上の価値が認められるものを名勝に指定する努力が継続されてはきたが、新たな発見がない限り、保護の対象とすべき事例も見いだしにくいというのが実態である。

現在に継承された歴史的庭園及び発掘調査によって発見される庭園遺跡の数の少なさは、それらの価値評価にあたる専門家の少なさにも影響を及ぼしている。逆に、専門家の数の少なさは、人知れず埋もれた歴史的庭園を発見し、それらの造園史上における位置付け、意匠・構成・技術に反映された具象・抽象の特質等を的確に見分けるうえで支障をもたらしている。

近代以降の庭園は、近世以前の庭園と比較して事例数が圧倒的に多いはずであるにもかかわらず、個人財産として公開されないまま、人知れず秘匿されたままのものも少なからず存在するのではないかと考えられる。

また、近代以降の公園の場合には、日本の近代化に果たした公園の文化的意義に関する共通の理解が未熟であることに加え、都市の中核的な非建ぺい空間として多様な要請に機敏に対応していく上で、所有者・管理者が指定に伴う規制及びその手続を忌避する傾向にあることも、指定等の保護施策の推進に一定の障害をもたらしてきた。

以上のような理由により、「人文的なもの」の指定件数は、史跡・天然記念物等の他の類型の文化財に比較して、少なくなっているのではないかと考えられる。

イ.「自然的なもの」

先述のとおり、自然公園の制度が創設・拡充される過程で、風致景観は自然公園の「自然風景地」として十分に保護できるのではないかという考え方が浸透してきたため、名勝の「自然的なもの」の指定件数は次第に減少していった。

「自然的なもの」は、古歌の歌枕にまつわる名所をはじめ、長い歴史の中で親しまれてきた霊場など由緒・来歴のある旧跡を対象としており、その観賞上の価値の証明にあたっては、風致景観の美しさのみならず、芸術作品との関連性及び由緒・来歴などの観点からの価値証明が不可欠となる。単に「美しい」自然の風景地というだけでは名勝として十分ではなく、著名な作品を通じていかに多くの人々が訪れるようになったのか、その結果、いかに当該風致景観が人々の自然観・風景観の発展に寄与したのかが価値評価の視点となる。したがって、地形・植生等の観点から美しさの成り立ちを客観的に把握するとともに、広く人々に認知され親しまれる起源となった作品の存否、そこに示された自然観・風景観、その醸成・普及に係る文化的背景等を説明することが求められる。

しかし、単に客観的な美しさの根拠だけではなく、人間が観賞の対象とした背景・根拠を求めることにより、名勝としての風致景観の価値評価の視点は複雑化し、その特質を端的に言い表しにくくさせた。その結果、「名勝はわかりにくい」という印象を生むまでに至ったのではないかと考えられる。

以上のような理由により、「自然的なもの」の指定件数は、「人文的なもの」以上に少なくなってきたのではないかと考えられる。

(2) 名勝としてのアイデンティティの維持・継承

以上に述べた名勝の指定件数の少なさは、名勝であるが故に逃れられない特質に基づくものであると言っても差し支えない。

名勝の特質を表す芸術上又は観賞上の価値を把握する過程では、庭園等の造形作品の具象的又は抽象的な意匠・構成・技術の特質を読み取るとともに、地形・植生等の観点から風致景観の美しさの客観的な根拠及び古歌をはじめ数多の芸術作品を通じて人間が風致景観を観賞の対象としてきた根拠を明らかにしつつ、それらに反映された自然観・風景観の特質を的確に読み取ることが不可欠となる。このような有形・無形の両面からのアプローチを経て、名勝の本質的価値を把握することが可能となる。

名勝の指定地及び登録記念物(名勝地関係)の登録地の一覧は、日本人の自然観・風景観を総体として表すものだといってよい。それは、史跡・天然記念物・重要文化的景観とも異なる名勝に固有の性質であり、自然観・風景観に関する日本人の「アイデンティティ」を表す文化資産である。名勝に指定又は登録記念物(名勝地関係)に登録された各々の造形作品又は風致景観に接することにより、古来、日本人が持ち続けてきた自然観・風景観の起源とは何か、それが時代とともにどのように進化を遂げたのか、地域によっていかに多様であるのかを知ることが可能となる。名勝又は登録記念物(名勝地関係)は、優れた自然の風景地の保護及びその利用の増進を通じて国民の保健・休養・教化に資すること等を目的とする自然公園とも異なる。自然公園が自然環境の観点から広域にわたり指定

を行うのに対し、自然観・風景観に関する日本人の「アイデンティティ」を表す場所を的確に特定することにより、名勝の意義・存在価値はより明確化されることとなる。

今回の調査を通じて作成した「名勝地一覧表」を母数として、将来的に名勝の一覧及び登録記念物(名勝地関係)の一覧を充実させていくことは、史跡・天然記念物・重要文化的景観等の他の文化財類型のみならず、自然公園とも異なる視点の下に、日本人の自然観・風景観の本質とその多様性を総体としての的確に捉え、保護の方策を講ずることにより将来へと確実に継承していくことを意味する。

2. 推進すべき保護施策の方向性

(1) 名勝への指定、登録記念物(名勝地関係)への登録の推進

今回作成した「名勝地一覧表」は、今後、何らかの保護措置を講ずべき名勝地の母体となる事例の一覧表であり、国又は地方公共団体が名勝の指定の候補とすべき事例を数多く含んでいる。

したがって、国及び地方公共団体は、所有者及び地域住民等の関係者が各事例の意義又は価値に対する認識を深めることができるよう、広く「名勝地一覧表」の周知に努めることが重要である。各事例に対する人々の深い理解は、それらの不用意な改変による価値の低下又は開発等による不測の滅失を未然に防ぐうえでの前提ともなるものである。

「名勝地一覧表」に含めた事例から選び、文献調査により追加・補足した重要事例は、今後、国又は地方公共団体の名勝への指定を目指して詳細な調査・研究を進めることが適当な名勝地である。今後とも専門家による現地調査を含めた詳細な情報収集を継続しつつ、芸術上又は観賞上の価値の観点から精査を行い、指定の適否を検証していくことが必要である。

重要事例以外の事例のうち、価値評価が定まっていない名勝地で、①造園文化の発展に寄与しているもの、②時代を特徴づける造形をよく遺しているもの、③再現することが困難であるものについては、当面の間、登録記念物(名勝地関係)の保護制度の下に周知を図ることが適当である。

また、今後の情報収集の結果に基づき、「名勝地一覧表」の補足又は修正に努めることも忘れてはならない。

(2) 指定件数の少ない類型の指定の推進

先に見たように、名勝の指定基準には11の類型が示されているが、指定件数の約半数以上を庭園が占めるのに対し、僅かに1件しか存在しないような類型も見られ、各類型の指定件数には顕著な偏りがあると言わざるを得ない。このような類型間に見られる指定件数の不均衡を是正し、全体の調和を図ることは、日本人の「自然観・風景観」の本質及び多様性を的確に捉え、それを名勝の指定一覧表へと反映させていく上で重要である。

現時点で指定件数が極めて少ない類型としては、橋梁(類型 二)、湖沼(類型 七)、湧泉(類型 七)、砂嘴(類型 八)、火山(類型 九)、温泉(類型 九)、丘陵(類型 十)、高原(類型 十)、平原(類型 十)、河川(類型 十)などがある。これらの類型に特に注目しつつ、

このたび作成した「名勝地一覧表」の事例の中から名勝への指定又はその候補地として登録記念物(名勝地)への登録を積極的に進めることが望ましい。

(3) 主題・ストーリーを定めて一群の名勝地を一体として評価・保護する手法の推進

「名勝地一覧表」の中には、一定の地域に展開する地形・植生を共有し、意匠・構成が共通する庭園、文学・芸術作品の主題・ストーリーを語る上で重要な意義を持つ一連の風景地など、特定の文脈の下に相互に緊密な関連性を持つ名勝地が複数含まれている。これらの事例は、これまでの名勝知覧麓庭園(鹿児島県南さつま市)、名勝比叡山坂本里坊庭園(滋賀県大津市)をはじめ、名勝イーハトーブの風景地(岩手県)、名勝ピリカノカ(北海道)などと同種の考え方に基づく事例である。今後とも、特定の芸術家が一連の作品において表現した自然観・風景観、又は一定の地域の人々により共有された自然観・風景観などに注目し、それらを反映した庭園等の作品及び風致景観を総体として捉える観点から、名勝への指定を積極的に進めるべきである。

これらの事例の評価にあたって重要な点は、①評価の対象とする主題・ストーリーがいかにより日本人の自然観・風景観の発展に寄与したかを明示することであり、②主題・ストーリーを構成する複数の庭園・風致景観の相互の緊密な関連性及びそれらの選択の考え方を明らかにすることである。①、②の2点に基づく的確な評価を通じて、特定の主題・ストーリーに基づき過不足なく選択された一群の庭園・風致景観を、ひとつの名勝として指定することが可能となる。

3. 風致景観の保護に対する時代の要請への対応

(1) 国民の風景観の変化に対応した風致景観の保護

今回の調査では、国民の国土美の認識に関する文献資料からの事例として、昭和2年(1927)に鐵道省の後援の下に大阪毎日新聞社及び東京日々新聞社が一般からの投票により選んだ「日本百景」の各事例をはじめ、昭和3年(1928)に「日本百景」の中から選んだ「日本新八景(日本八景)」及び「日本二十五勝」の各事例を検討の対象に含めた。また、平成21年(2009)に読売新聞が紙上投票により選んだ「平成百景」の各事例をも検討の対象に加えた。

「日本百景」の事例は山岳・溪谷・海岸等の自然美を示す場所が大半を占めており、その中には後に名勝に指定されたもののみならず、国立公園等の自然公園に含められたものを多く含んでいる。

一方、約80年後の「平成百景」の事例には、東京タワー・黒部ダムのような人工物を中心とする景観、高山・倉敷などの歴史的街並みが形成する景観、東京の丸の内・秋葉原など都市の中心市街地に固有の景観、秩父夜祭・ねふた祭などの祭礼が織りなす景観、流水・夜景等の季節又は時刻により表れる景観などが含まれており、選択の対象は極めて多様である。また、自然公園に含まれた自然風景地のみならず、世界遺産一覧表に記載された優秀な風致景観、重要伝統的建造物群保存地区に選定された集落の景観なども数多く含まれている。

このような違いは、「日本百景」から「平成百景」までの約80年間に日本人の自然観・風景観が変化したことを表しているとも受け取れる。

今回の所在調査においても、一部の地方公共団体からは工場の景観、都市の夜景等の回答事例があった。現時点において、これらの事例を名勝の風致景観の観点から評価するのはやや困難であると思われるが、変化しつつある日本人の自然観・風景観に即応できる保護の視点が求められる。国土美に対する国民の意識には、時代を超えて変わることなく受け継がれてきた部分がある一方、時代とともに進化を遂げてきた部分も存在する。これらの双方を十分に視野に入れ、地域住民が次世代に伝えたいと考える風致景観とは何なのか、それらを名勝の保護の制度の下に受け止めるためには何が必要なのか、について的確に見定めていくことが重要である。

(2) 地域の住民が護り伝えてきた地域に固有の風致景観の保護

今回の所在調査により把握した事例の中には、地域空間を構成する固有の地形・植生に彩られ、居住地・農耕地・社寺林等の人間の営みとも深く関係しつつ、地域に固有の風致景観として人々の誇りとなり、結果的に地域の人々が自主的に護り続けてきた芸術上又は観賞上の価値を持つ可能性のあるものが含まれている。

したがって、それらの風致景観が地域に暮らす人々に知られ、大切にされるようになった契機・背景等を調査・研究し、地域に固有の風致景観が我が国の優れた国土美として欠くことのできない芸術上又は観賞上の価値の一部を構成するという点について、確実に証明することが求められる。そのような過程を通じて、文化財類型としての名勝を充実させ、日本人の自然観・風景観を調和よく表すものへと進化させることが可能となる。

名勝の指定件数は史跡の約5分の1、天然記念物の約3分の1に当たる。地方公共団体による指定では数的不均衡がさらに顕著となり、全国平均で史跡・天然記念物の10分の1以下である。都道府県指定よりも市区町村指定において、その割合はもっと小さくなる。今回の所在調査により把握した事例の保護を推進し、地域に固有の風致景観の価値を正當に評価し、保護していくためにも、国が指定する名勝の件数を増やすのみならず、地方公共団体が指定する名勝の件数を増やしていくことも強く望まれる。特に「名勝地一覧表」に含めた事例の中には、地方公共団体による指定の候補となるものが多数含まれていることを認識することが重要である。

(3) 展望・眺望の場所とその対象となる区域の保護

風致景観の美しさを認知する上で、展望・眺望は極めて重要な要素である。指定基準の類型の十一である「展望地点」の下に名勝に指定された風致景観の中には、①展望・眺望する場所のみに範囲が限定されているもの、②展望・眺望の対象となる場所をも範囲に含めたもの、の2種類が存在する。今回の所在調査においても、これらの2種類の展望地点の事例が見られた。風致景観の保護の観点からは、展望・眺望地点となる場所のみならず、展望・眺望の対象となる場所をも含めることが理想である。しかし、対象とすべき風致景観の区域の大小により、指定・登録に伴う土地所有者等の同意を得ることが困難となる場合も想定される。また、土地利用の形態によっては、文化財保護法のみでの行為規制では不十分であり、都市計画に基づく高度規制、農地としての保全、景観計画に基づく景観

誘導など、他法令による土地利用規制を要する場合も想定される。したがって、対象とする風致景観の名勝としての価値評価又は登録記念物(名勝地関係)としての意義付けに基づき、展望・眺望の対象区域のできる限り広い範囲を保護の範囲に含められるよう努めるとともに、土地利用の形態及び所有者等の同意取得の可能性をも視野に入れつつ、保護対象の範囲及び保護手法を適切に定めることが必要である。

また、保護の対象とすべき風致景観の隣接区域に観光・行楽のための宿泊・物販の諸施設が集中し、保護区域内からの展望・眺望を阻害する可能性のある事例も見られることから、まちづくり・観光業等に関わる組織・団体とも連携を図りつつ、周辺環境の保全対策を検討することも必要である。

(4) 他の文化財類型との区分及び組み合わせを考慮した保護

所在調査の回答事例の中には、重要文化的景観としての価値評価の可能性があるもののほか、既に地方公共団体の史跡又は天然記念物に指定されているものも多く含まれている。また、かつて名勝への指定が検討されたものの、その後に自然公園の区域に含められたため実現には至らず、現在、再び文化的な視点に立ち返り、名勝としての保護を検討している事例なども見られる。これらの事例のように、他の文化財類型に基づく保護の視点又は他法令の制度に基づく保全の目的の違いについて十分に理解しつつ、相互に相乗効果を発揮できるよう区分・組み合わせを検討することが必要である。

例えば、昭和2年(1927)の「日本百景」及び平成21年(2009)の「平成百景」の双方において、多くの日本人に強い支持を得た行楽地として温泉(地)がある。名勝の指定基準の類型の十には「火山、温泉」があるが、この類型に該当する指定件数は極めて少ない。今回の所在調査においても複数の温泉(地)に関する回答事例が見られたが、それらは温泉街を広く含む温泉地全体の景観を指しているものがほとんどであった。このような事例の場合には、温泉を主軸とする人々の生活・生業及びその反映の結果としての土地利用形態の観点から、重要文化的景観としての価値評価の可能性について検討するとともに、噴泉・噴煙を中心とする温泉の風致景観が訪れた芸術家等の作品を通じていかに国民の風景観の進化に寄与し、広く行楽の場として知られるようになったのかの観点から、名勝としての価値評価も求められる。こうして、双方の価値評価の違いを踏まえつつ、異なる文化財類型の区分・組み合わせを適切に行うことにより、景観保護における相乗効果が期待できる。

(5) 従来の指定基準では捉えきれない風致景観の保護

本調査では、指定基準に定める「わが国のすぐれた国土美として欠くことのできないもの」という名勝の定義を幅広く捉え、周辺環境と一体の優秀な風致景観を誇る社寺境内・人工池・古道、今日の都市美を表す街並み・街路・夜景など、従来の指定基準の各類型では捉えにくい性質を持つものをも広く含めて事例を選んだ。

これらの事例の場合には、現行の指定基準の類型で読み込めるか否かを十分に精査することが必要である。もし可能であると判断された場合には、特定の候補地の指定・登録を通じて、指定基準の類型に関する解釈の在り方を具体的に示すなどの方策を執ることが

必要である。また、困難であると判断された場合には、新たな類型を追加するなど、指定基準の改定を検討することも必要である。

なお、名勝の価値の定義に関して、文化財保護法と指定基準との間に見られる文言の違いを整理することも課題である。第1章の冒頭でも触れたように、文化財保護法第二条第四項においては、文化財のうちの記念物のひとつとして「庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上の価値の高いもの」を定義し、同法第百九条においては、「文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを(中略)、名勝(後略)に指定することができる。」と規定している。これに対し、指定基準においては、「自然的なもの」に「名所的あるいは学術的価値の高いもの」であることを、「人文的のもの」に「芸術的あるいは学術的価値の高いもの」であることをそれぞれ要件として求めている。したがって、名勝が満たすべき価値に関して、文化財保護法と指定基準との間に文言上の相違が認められる。このような相違についても、法文の適切な解釈に即して両者の関係を整理することが求められる。

4. 望ましい保存管理に向けた課題

(1) 良好に残されてきた事例の確実な保護

風致景観又は歴史的庭園の全体が良好に残されている場合には、現状を維持するとともに、さらに確実な保存管理に努めることが必要である。また、風致景観又は歴史的庭園の特質を十分考慮しつつ、それらの効果的な活用を図ることが望ましい。

現時点における保存管理状況が良好であっても、脅威に直面する可能性又は潜在的に危機が迫っている可能性も想定されることから、常に保存管理状況の把握に努めることが肝要である。現状の的確な把握は、将来の望ましい保存活用の在り方を展望する上での出発点となる。さらに、保存活用の方針及び具体的な方法、周辺の地域をも含めた保全方法、関係者及び関係機関の役割分担の在り方等を定めるにあたっては、所有者・管理者はもちろんのこと、専門家・地域住民による情報共有及び連携・協力が欠かせない。

(2) 危機にさらされている事例の保護

断片的にしか残り得なかった風致景観又は一部がわずかに残された歴史的庭園の事例については、それ以上に状況が悪化しないよう対策を講ずる必要がある。そのためには、風致景観又は歴史的庭園に有害な影響を与える要素を的確に把握し、それらを排除するための技術的手法、さらなる悪化の防止策等について検討する必要がある。

また、専門家の知見をも踏まえ、風致景観又は歴史的庭園の往時の形姿、その成り立ち、僅かにしか残されていない現状の意義等を明らかにし、信頼性の高い復元・回復に努めることも重要である。

5. 調査研究の推進と人材の育成・確保

(1) 重要事例に関する詳細調査の推進

風致景観の価値を適切に評価するためには、当該風致景観のどのような自然的な特質に注目して芸術作品が創作されたのか、それが広く知られることにより国民の自然観・風

景観の発展にどのような影響を与えたのか等を詳細調査により明らかにする必要がある。特に歌枕の起源を成す古歌、歌枕の名所を題材として創作された俳句、名所・霊場・旧跡等を描いた紀行文・物語、絵図・名所図会等の図像、新たな風致景観の発見に寄与した詩歌・小説・絵画・音楽・映画・写真などの芸術作品、各種の旅行案内・旅行記、霊場巡りのための境内案内図などの歴史的資料と当該風致景観との関係を把握し、両者が広く知られるようになった契機及び経緯、現在に至る風致景観の変容の過程等を調べることが重要である。

歴史的庭園の場合には、作庭された時代の自然観・風景観が庭園の意匠・構造にどのように表現されているのかを明らかにすることが必要である。

詳細調査では、現状の土地の利用及び所有の形態等の情報に加え、保護すべき範囲を適切に把握し、指定等の保護施策の進め方を明らかにすることも必要である。また、保護の対象となる土地の所有者又は管理者を含む関係者が、当該風致景観又は歴史的庭園等の価値を次世代へと継承することの意義を理解し、風致景観又は歴史的庭園等の性質に応じた適切な保存管理を進める上での指針を示すことが望ましい。そうすることにより、当該風致景観又は歴史的庭園等を地域の人々の暮らしや生業と不可分のものとして捉え、地域の貴重な文化資産として、持続的で確実な保存及びまちづくり等に効果的な活用を調和良く進めることが可能となる。

(2) 名勝の調査研究・保存技術に関わる研究者・専門家の育成

前述したとおり、名勝の指定件数の少なさは「自然的なもの」及び「人文的なもの」自体が持つ元来の性質等に依るところが大きい、それと呼応して名勝に関する研究者・専門家の総数が少ないこととも深く関係している。歴史・文化の観点から風致景観の価値を評価したり、歴史的庭園等の価値を評価したりできる人材が少ないということは、地域に固有の風致景観及び歴史的庭園等の価値を見抜き、指定等の適切な保護措置の基礎となる調査研究を推進する上で、障害をもたらしている。

大学及び研究機関等において、景観に関連する学際的な研究・教育の分野を広く充実させるとともに、その中でも特に地域に固有の歴史・文化の観点から風致景観の価値を適切に評価できるよう人材を育成していくことが強く望まれる。

(3) 地方公共団体における文化財行政及び景観行政の専門的職員間の連携

地方公共団体の文化財部局では、名勝の分野の専門職員を確保することが極めて困難な状態にあり、他の文化財の分野を専門とする職員が兼務で対応している場合も多い。そのような専門的な行政職員には、自らの専門分野に依拠しつつも、決してそれにこだわることなく、地域の歴史・文化を総合的に保護・育成する観点から、広く風致景観及び歴史的庭園等の価値について視野を広げる努力が望まれる。

また、景観法に基づく景観行政団体に指定された地方公共団体は増加しており、都市計画又は景観保全を専門とする行政職員が配置されている地方公共団体も多くなってきている。名勝の観点から風致景観の保護行政を円滑に進めるためには、歴史・文化の分野における専門的な行政職員と景観保全に携わる専門的な行政職員との間の情報共有及び連携が欠かせない。特に規模の小さな地方公共団体の場合には、これらの他部局に

所属する専門的な行政職員との連携も視野に入れつつ、相互の人材交流及び情報共有の体制を構築することが重要である。

(4) 地方公共団体の職員の能力開発

今回の所在調査では、地方公共団体によって回答事例の件数に明らかな違いが見られたことから、担当職員の名勝に対する認識の程度に不均衡があることも想定できた。

名勝の価値評価の視点、指定基準の解釈の在り方、保存管理の手法等について、文化庁又は独立行政法人である研究機関等が研修会を開催し、担当する行政職員の能力開発及び共通認識の形成を図ることが必要である。そのような研修会を通じて名勝の保護に関する解説資料が蓄積され、開催回数が増加するのに伴って、その内容を充実させていくことが期待される。

(5) その他の機関における取組の推進

一般の人々に広く知られ護られてきた風致景観については、地域の自治会・協同組合、NPO・NGO等の各種機関をはじめ、それらの保護の担い手となる各組織・機関において、保護に向けた諸活動を主導する人材の育成が望まれる。

特に歴史的庭園の場合には、文化財保護法第147条に基づき文化財の選定保存技術（文化財庭園保存技術）の保存団体である「文化財庭園保存技術者協議会」のさらなる発展と取組の充実が必要であり、今後とも、国が所要の支援策を講じていくことが不可欠である。

まとめ

今回、実施した所在調査は、全国における風致景観及び近代以前の歴史的庭園等の概要を把握するための調査ではあったが、未指定・未登録の事例を網羅的に対象とした初めての調査であった。その過程において、今後何らかの保護措置を講ずべきものの一覧表として、重要事例を含めた「名勝地一覧表」を取りまとめることができたことは大きな成果であったといえる。

「名勝地一覧表」の中には、従来の古歌の歌枕としての名所又は由緒・来歴のある土地の風致景観、独特の意匠・構成を示す歴史的庭園のみならず、現代生活の中で人々の観賞の対象として新たに認知されるようになった風致景観、地形・水系等の地域に固有の資源を活かした庭園、特定の地域において活躍した同一の作庭家の発想・意匠に基づく庭園など、多様な性質を持つものが含まれている。それらの中には、他の文化財類型の下での価値評価が可能なものも含まれている反面、「名勝」であるからこそ価値評価が可能なものも多く含まれている。むしろ、境界領域に存在するものをも広く含め、多様な事例について「名勝」という文化財類型での価値評価の可能性が地方公共団体から提案されたことに積極的な意義を認めたい。これらの事例を丹念に精査し、性質に応じた適切な保護を図ることにより、「名勝」の裾野の拡大と内容の充実が可能となろう。

以上の点に鑑み、今後、文化庁においては、本調査の成果に基づき、風致景観及び歴史的庭園等の指定・登録、保存管理に関する取組をいっそう強化していくことが必要である。また、地方公共団体においても、「名勝地一覧表」に含めた事例の周知を図り、地域の文化遺産として適切な保存・活用に向けた多様な対策を講ずることが必要である。特に「重要事例」の場合には、名勝への指定を目指し、さらなる詳細調査により芸術上又は観賞上の価値を明らかにすることが必要である。

多くの風致景観及び歴史的庭園等は、展望・眺望等の観賞を通じた活用面において周辺環境と密接な関係を持っており、これらの適切な保護のためには、周辺の地域を含めた都市計画・景観計画等との連携が不可欠である。また、風致景観の中には、国又は地方公共団体の自然公園・森林・河川・観光・地域振興等の各部局によって所有・管理・活用されている場合も多く、それらの名勝としての保護にあたっては、関係部局による深い理解とともに、文化財部局による緊密な調整・連携・協力の姿勢が不可欠である。

近年は歴史・文化に着目した地域活性化の試みが全国各地で盛んに行われており、それらの取組において、地域に固有の風致景観及び歴史的庭園等が果たす役割は大きくなっている。したがって、本報告書が地域住民をはじめ、関係の行政機関・部局等の幅広い分野の関係者にも活用され、その結果、風致景観及び歴史的庭園等が地域の文化遺産として十分に認識され、将来にわたり継承されていく第一歩となることを期待したい。

最後に、このたびの所在調査にご協力いただいた全国の地方公共団体の担当者、風致景観又は歴史的庭園等の所有者・管理者、その他の関係各位に厚く謝意を表する次第である。

巻末資料

巻末添付資料

- 資料 1 名勝地一覧表(重要事例を含む。)
- 資料 2 文献等から追加した重要事例の一覧表
- 資料 3 主な重要事例の概要
- 資料 4 「名勝の総合調査検討委員会」について
- 資料 5 「名勝に関する総合調査」(所在調査)の実施要領

参考資料

- 参考資料 1 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(抄)・登録記念物登録基準(抄)
- 参考資料 2 史跡・名勝・天然記念物の各指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 3 名勝及び特別名勝の指定件数及び指定基準の類型別の指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 4 地方公共団体により指定されている記念物の指定件数(平成25年3月31日現在)
- 参考資料 5 関連法令集

資料1

名勝地一覧表(重要事例を含む。)

凡 例

1. 各事例の名称は、基本的に地方公共団体からの回答事例の名称をそのまま掲示した。ただし、重複する事例の名称を統一するなど、名称を変更したものが含まれている。
2. 事例の中には、非公開の庭園など、一般の見学依頼を受け入れていないものが含まれている。
3. 重要事例をゴシック体により表示した。
4. 公表することにより、予想を超えて来訪者が増加する可能性があるなどの懸念から、所有者等の意向に基づき公表を差し控えた事例が計179件、そのうち重要事例に該当するものが計41件ある。
5. 「名勝指定状況」の欄に示した保護の区分は以下のとおりである。
 - 都・道・府・県：都道府県指定の名勝
 - 市・区・町・村：市区町村指定の名勝
 - 一部国：範囲の一部に名勝の指定地又は登録記念物（名勝地関係）の登録地を含む。
 - 一部県：範囲の一部に県の名勝の指定地又は県の登録記念物の登録地を含む。

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1	重要	市	北海道	函館市	恵山
2		市	北海道	函館市	道南金剛
3		市	北海道	函館市	賽の河原
4	重要		北海道	旭川市	神居古潭(ピリカノカ)
5	重要		北海道	旭川市・上川郡鷹栖町	嵐山(ピリカノカ)
6			北海道	北見市	仁頃山
7			北海道	北見市	ワッカ
8	重要		北海道	稚内市	宗谷丘陵
9	重要		北海道	芦別市	夫婦滝
10			北海道	芦別市	月見の滝
11	重要		北海道	芦別市	三段滝
12			北海道	士別市	祖神の松
13	重要		北海道	深川市	神居岩(ピリカノカ)
14	重要		北海道	富良野市	富良野岳
15	重要		北海道	登別市	リフルカ・ランポッケ・アフナルパル(ピリカノカ)
17			北海道	檜山郡厚沢部町	土橋自然観察教育林
18			北海道	爾志郡乙部町	乙部鮭ノ岬安山岩柱状節理
19	重要	町	北海道	奥尻郡奥尻町	鍋釣岩
20			北海道	奥尻郡奥尻町	オクシリエビネ
21			北海道	奥尻郡奥尻町	庚申の杉
22			北海道	奥尻郡奥尻町	屏風立岩
23			北海道	奥尻郡奥尻町	モツ立岩
24			北海道	奥尻郡奥尻町	ホヤ石
25			北海道	奥尻郡奥尻町	兜岩
26			北海道	奥尻郡奥尻町	亀甲岩
27			北海道	奥尻郡奥尻町	ホヤ石の滝
28			北海道	古宇郡泊村	千島の材木岩
29	重要		北海道	積丹郡積丹町	神威岬(ピリカノカ)
30	重要		北海道	古平郡古平町	セタカムイ岩(ピリカノカ)
31	重要	町	北海道	余市郡余市町	奇岩ローソク岩(ピリカノカ)
32		町	北海道	余市郡余市町	奇岩えびす・大黒岩
33		道	北海道	上川郡東川町	羽衣の滝
34	重要		北海道	上川郡下川町	テレケウシ(ピリカノカ)
35	重要		北海道	中川郡美深町	テッシ(ピリカノカ)
36	重要		北海道	留萌郡小平町	インカルウシ(キャンプ場の山)
37			北海道	利尻郡利尻富士町	甘露泉水
38		道	北海道	斜里郡小清水町	小清水海岸
39	重要		北海道	白老郡白老町	アヨロ海岸(ピリカノカ)
40	重要		北海道	沙流郡平取町	オキクルミの伝承地(ピリカノカ)
41	重要		北海道	沙流郡平取町・新冠郡新冠町	幌尻岳(ピリカノカ)
42	重要		北海道	様似郡様似町	親子岩
43			北海道	幌泉郡えりも町	ニカンベツ川中流域
44	重要		北海道	幌泉郡えりも町	豊似湖
45			北海道	幌泉郡えりも町	百人浜
46	重要	町	北海道	日高郡新ひだか町	蓬莱山
47			北海道	釧路郡釧路町	岩保木水門
48			北海道	釧路郡釧路町	仙鳳寺双龍杉
49			北海道	標津郡中標津町	武佐岳
50			北海道	標津郡中標津町	クテクンの滝
51			北海道	標津郡中標津町	養老牛温泉
52	重要		青森県	青森市	酸ヶ湯温泉
53	重要		青森県	青森市・弘前市・五所川原市・東津軽郡外ヶ浜町・西津軽郡深浦町・北津軽郡中泊町	小説津軽の風景地

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
54		県	青森県	弘前市	貞昌寺庭園
55	重要		青森県	弘前市	弘前城三の丸庭園
56			青森県	弘前市	革秀寺庭園
57	重要		青森県	むつ市	恐山
58	重要		青森県	むつ市	釜臥山
59	重要		青森県	むつ市	宇曾利(山)湖
60	重要		青森県	むつ市	芦崎
61	重要		青森県	むつ市	薬研溪流
62	重要		青森県	むつ市	ちどり浜
63	重要		青森県	むつ市	川内川溪谷
64			青森県	むつ市	鯛島
65			青森県	むつ市	関根地区の海底林
66			青森県	むつ市	田野沢海底林
68		町	青森県	東津軽郡平内町	ケヤキ
69		町	青森県	東津軽郡平内町	ご家中の松
70		町	青森県	東津軽郡平内町	観音のオンコ
71		町	青森県	東津軽郡平内町	タタラの五本松
72		町	青森県	東津軽郡平内町	オンコ
73			青森県	東津軽郡平内町	椿山海岸
74			青森県	東津軽郡蓬田村	玉松台
75		町	青森県	東津軽郡外ヶ浜町	鍛冶屋の一本松
76		町	青森県	東津軽郡外ヶ浜町	皂莢
77	重要	町	青森県	西津軽郡深浦町	千畳敷及びかぶと岩
78	重要	町	青森県	西津軽郡深浦町	行合崎
79		町	青森県	西津軽郡深浦町	弁天島
80		町	青森県	西津軽郡深浦町	鳥居崎
81		町	青森県	西津軽郡深浦町	釜屋の森
82		町	青森県	西津軽郡深浦町	見入山観音堂
83		町	青森県	三戸郡新郷村	大石神方位石
84	重要		岩手県	盛岡市	姫神山
85	重要		岩手県	盛岡市・下閉伊郡岩泉町	早坂高原
86	重要		岩手県	盛岡市	中津川
90		市	岩手県	大船渡市	不動滝
91			岩手県	北上市	展勝地
92	重要	市	岩手県	遠野市	続石
93			岩手県	宮古市・花巻市・遠野市	早池峰山
94	重要		岩手県	遠野市・釜石市	仙人峠
95	重要		岩手県	遠野市	羽黒岩
96			岩手県	遠野市	不動巖
97			岩手県	遠野市	重湍溪
98	重要		岩手県	遠野市	早池峯神社
99			岩手県	遠野市	寺沢川溪谷
100			岩手県	遠野市	琴畑溪流
101			岩手県	遠野市	藤沢の滝
102			岩手県	遠野市	又一の滝
103		市	岩手県	遠野市	登坂家庭園
104	重要		岩手県	遠野市	五百羅漢
105			岩手県	遠野市	千葉家住宅周辺
106	重要		岩手県	遠野市	カッパ淵
107	重要		岩手県	一関市	霜後滝
108	重要		岩手県	一関市	鳴沢の滝
110		県	岩手県	陸前高田市	青松島
111			岩手県	陸前高田市	黒崎仙峡
112			岩手県	釜石市	不動の滝
113			岩手県	釜石市	御箱崎千畳敷
114			岩手県	大船渡市・釜石市・気仙郡住田町	五葉山

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
115		市	岩手県	釜石市	瀧澤神社奥の院と沢桜川
116			岩手県	紫波郡矢巾町	昆家庭園
118			岩手県	紫波郡矢巾町	藤原家庭園
119			岩手県	紫波郡矢巾町	稲荷街道松並木跡
120	重要		岩手県	胆沢郡金ヶ崎町	諏訪八景
121	重要		岩手県	下閉伊郡田野畑村	北山崎
122	重要		岩手県	下閉伊郡田野畑村	鵜の巢断崖
123	重要		宮城県	仙台市	鳳鳴四十八滝
124	重要		宮城県	仙台市	鳴合七ツ石
125			宮城県	仙台市	奥新川・新川峡谷
126			宮城県	仙台市	光明の滝
127	重要		宮城県	仙台市	磊々峽
128			宮城県	仙台市	すだれ滝
129	重要		宮城県	仙台市	釜淵
130			宮城県	仙台市	定義の材木岩
131	重要		宮城県	石巻市	袖の渡り
132	重要		宮城県	石巻市	尾ぶちの牧(尾駸の牧)
133	重要		宮城県	石巻市	金華山
134			宮城県	石巻市	北上川の葦原
135			宮城県	石巻市	みちのく奥の海
136	重要		宮城県	石巻市	真野の萱原
137	重要	市	宮城県	塩竈市	曲木島
138			宮城県	塩竈市	鹽竈神社の多羅葉樹
139			宮城県	塩竈市	老杉(御神木)
140	重要	県	宮城県	気仙沼市	巨釜半造
141	重要	市	宮城県	気仙沼市	煙雲館庭園
142	重要		宮城県	気仙沼市	大島
143	重要		宮城県	気仙沼市	十八鳴浜及び九九鳴き浜
144	重要		宮城県	気仙沼市	岩井崎
145			宮城県	気仙沼市	徳仙丈山のツツジ群生地
146	重要		宮城県	気仙沼市	田束山
147	重要		宮城県	気仙沼市	気仙沼湾
149	重要		宮城県	白石市	碧玉溪
150	重要		宮城県	刈田郡蔵王町・白石市	青麻山
151			宮城県	名取市	閑上土手の松並
152	重要	市	宮城県	多賀城市	末の松山
153	重要	市	宮城県	多賀城市	沖の井(沖の石)
154	重要		宮城県	多賀城市	野田の玉川
155	重要		宮城県	多賀城市	壺碑
156	重要		宮城県	多賀城市	加瀬沼
157	重要		宮城県	多賀城市	貞山運河
158	重要		宮城県	多賀城市	おもわくの橋
159	重要		宮城県	多賀城市	浮島
160			宮城県	多賀城市	南宮の町並みと板倉
161	重要	市	宮城県	岩沼市	二木の松
162		市	宮城県	岩沼市	渡邊庭園
163			宮城県	岩沼市	東安寺庭園
164	重要	市	宮城県	栗原市	聖徳太子堂御手洗湧水泉
165		市	宮城県	栗原市	牛渕溪谷
166		市	宮城県	栗原市	清水寺庭園
167		市	宮城県	栗原市	芭蕉衣掛けの松
168	重要	市	宮城県	栗原市	桂葉清水
169			宮城県	栗原市	浅布溪谷
170			宮城県	栗原市	いわかがみ平
171			宮城県	栗原市	世界谷地原生花園
172	重要		宮城県	栗原市	行者滝
173	重要		宮城県	栗原市	姉齒の松

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
174	重要		宮城県	栗原市	小僧不動の滝
175	重要	県	宮城県	大崎市	鳴子峡
176	重要		宮城県	刈田郡蔵王町	御釜
177	重要		宮城県	刈田郡蔵王町	賽ノ河原・こまくさ平
178			宮城県	刈田郡蔵王町	不動滝・三階の滝・地蔵滝
179			宮城県	刈田郡蔵王町・柴田郡村田町・柴田郡川崎町	四方峠
180	重要		宮城県	白石市・刈田郡蔵王町・刈田郡七ヶ宿町・柴田郡川崎町	蔵王連峰
			山形県	山形市・上市市	
181			宮城県	刈田郡七ヶ宿町	滑津大滝
182			宮城県	刈田郡七ヶ宿町	傾城森
183		町	宮城県	柴田郡村田町	谷山自然公園
184	重要		宮城県	柴田郡川崎町	有耶無耶の関
185	重要		宮城県	柴田郡川崎町	青根温泉
186	重要		宮城県	柴田郡川崎町	峩々温泉
187	重要		宮城県	柴田郡川崎町	釜房湖(釜房ダム)
188			宮城県	柴田郡川崎町	仙人大滝
189			宮城県	柴田郡川崎町	八幡窟
190			宮城県	柴田郡川崎町	象ヶ沢噴水
191			宮城県	伊具郡丸森町	沢尻の棚田
192	重要		宮城県	亙理郡亙理町	鳥の海
193	重要		宮城県	黒川郡大和町	セツ森
194	重要		宮城県	黒川郡大和町	桑沼
195		村	宮城県	黒川郡大衡村	大衡城跡
196	重要		宮城県	加美郡加美町	荒沢の湿原
197	重要		宮城県	遠田郡涌谷町	篁峯寺一山
198			宮城県	遠田郡美里町	野田家庭園
199		市	秋田県	秋田市	新波神社の境内
200			秋田県	能代市	風の松原
201			秋田県	能代市	小友沼
202			秋田県	能代市	水沢のアキタスギ天然林
203		市	秋田県	横手市	滝の沢
204	重要		秋田県	横手市	金沢公園及び陣館遺跡
205	重要		秋田県	横手市	真人公園及び周辺果樹園
207	重要		秋田県	横手市	七滝
208	重要		秋田県	横手市	琵琶沼
209	重要		秋田県	男鹿市	入道崎
210	重要		秋田県	男鹿市	鞆ノ崎海岸
211	重要		秋田県	湯沢市	神室山
			山形県	新庄市・最上郡金山町・最上郡最上町	
212	重要		秋田県	湯沢市	力水
213			秋田県	湯沢市	大滝沢国有林
214			秋田県	湯沢市	秋の宮温泉郷
215			秋田県	湯沢市	虎毛山
216			秋田県	湯沢市	高松岳
217	重要		秋田県	湯沢市	川原毛地獄
218	重要		秋田県	鹿角市	錦木塚
219			秋田県	鹿角市	湯瀬溪谷
220			秋田県	鹿角市	大湯の滝
221			秋田県	鹿角市	八幡平の滝
222	重要		秋田県	鹿角市	作沢沼
223		県	秋田県	由利本荘市	法体の滝および甌穴
224		市	秋田県	潟上市	サイカチ群生林

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
225		市	秋田県	潟上市	カシワ群生林
226			秋田県	潟上市	天王砂丘
227	重要		秋田県	潟上市	出戸湿原
228	重要	市	秋田県	大仙市	天王清水(泉)
229	重要	県	秋田県	北秋田市	小又峡
230		市	山形県	山形市	光禅寺庭園
231	重要		山形県	山形市	山形五堰
232			山形県	山形市	もみじ公園
233			山形県	山形市	石行寺庭園
234			山形県	米沢市	法泉寺庭園
235			山形県	米沢市	林泉寺庭園
236		県	山形県	鶴岡市	摩耶山
237			山形県	鶴岡市	暮坪の立岩
238			山形県	鶴岡市	塩俵岩
239	重要		山形県	鶴岡市	大鳥池
240	重要		山形県	酒田市	本間家旧本邸
241	重要		山形県	新庄市	最上峡の中の八向山
242			山形県	新庄市	最上公園の心字池
243			山形県	上山市	法円寺千種園
244	重要		山形県	南陽市	珍藏寺
246	重要		山形県	東村山郡山辺町	玉虫沼
247	重要	町	山形県	北村山郡大石田町	虹ヶ丘
248	重要	町	山形県	北村山郡大石田町	小坂からの眺望
249	重要		山形県	北村山郡大石田町	田沢沼
250	重要	町	山形県	北村山郡大石田町	導者清水
251		町	山形県	北村山郡大石田町	イカゴ清水
252		町	山形県	北村山郡大石田町	川前観音堂境内からの眺望
253		町	山形県	北村山郡大石田町	工藤家の古木庭
255			山形県	北村山郡大石田町	ミズバショウ群生地
256			山形県	最上郡金山町	大堰
257	重要		山形県	最上郡金山町	竜馬山
258	重要		山形県	最上郡戸沢村	最上峡
259			山形県	東置賜郡川西町	立岩
260			山形県	西置賜郡白鷹町	薬師ザクラ
261			山形県	西置賜郡白鷹町	釜ノ越ザクラ
262			山形県	西置賜郡白鷹町	子守堂のザクラ
263			山形県	西置賜郡白鷹町	赤坂の薬師ザクラ
264			山形県	西置賜郡白鷹町	殿入ザクラ
265			山形県	西置賜郡白鷹町	原のシダレザクラ
266			山形県	西置賜郡白鷹町	八乙女種まきザクラ
267			山形県	西置賜郡白鷹町	後庵ザクラ
268			山形県	西置賜郡飯豊町	田園散居集落
269	重要		山形県	飽海郡遊佐町	十六羅漢岩
270			山形県	飽海郡遊佐町	石垣氏庭園
271	重要	県	福島県	福島市	阿武隈峡
272	重要	市	福島県	福島市	文知摺観音
273		市	福島県	福島市	岩谷観音
274		市	福島県	福島市	黒岩虚空蔵および満願寺
275		市	福島県	福島市	陽林寺
276		市	福島県	福島市	千貫森
277		市	福島県	福島市	一貫森
278	重要		福島県	福島市	万世大路
279			福島県	会津若松市	白露庭
280		県	福島県	郡山市	浄土松山
281		県	福島県	いわき市	専称寺境域
282	重要		福島県	白河市	新知山(人忘れずの山)
283		市	福島県	白河市	矢越の森

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
284	重要		福島県	白河市	関山
285	重要		福島県	白河市	転寝の森
286			福島県	白河市	権太倉山
287			福島県	白河市	聖ヶ岩
288	重要		福島県	須賀川市・石川郡玉川村	乙字ヶ滝
289	重要		福島県	相馬市	松川浦
290	重要		福島県	二本松市	安達太良山
291		県	福島県	二本松市	木幡山
292	重要		福島県	二本松市	湯川溪谷
293	重要		福島県	二本松市	烏川溪谷
294	重要		福島県	二本松市	稚児舞台
295	重要		福島県	二本松市	黒塚の岩屋
296			福島県	南相馬市	立石
297			福島県	南相馬市	大穴鍾乳洞
298			福島県	南相馬市	梵天大滝
299			福島県	南相馬市	白糸の滝
300	重要		福島県	南相馬市	蛇穴
301			福島県	南相馬市	アカヤシオの北限群生地
302			福島県	南相馬市	滝平の滝
303	重要	県	福島県	伊達市	梁川城跡及び庭園
304		県	福島県	伊達市	旧梁川亀岡八幡宮並びに別当寺境域
305			福島県	伊達市	岩地藏
306			福島県	伊達市	猿跳岩
307			福島県	伊達市	高子二十境
308	重要	市	福島県	本宮市	岩井の清水
319		市	福島県	本宮市	わんだの清水
310		県	福島県	本宮市	岩角山
311			福島県	伊達郡桑折町	半田山自然公園
312	重要		福島県	伊達郡国見町	旧羽州街道小坂峠
313			福島県	伊達郡川俣町	楯和気神社
314	重要	町	福島県	岩瀬郡鏡石町	笠地藏のしだれ桜
315		町	福島県	岩瀬郡鏡石町	旧第二小学校跡のしだれ桜
316		町	福島県	岩瀬郡鏡石町	西光寺の「たらよう」
317		町	福島県	岩瀬郡鏡石町	鏡沼跡
318		町	福島県	岩瀬郡鏡石町	小栗山観音堂の樺
319	重要		福島県	岩瀬郡鏡石町	岩瀬牧場
320	重要	村	福島県	岩瀬郡天栄村	湧井の清水
321			福島県	南会津郡下郷町	戸赤のヤマザクラ
322	重要		福島県	耶麻郡磐梯町・耶麻郡猪苗代町・耶麻郡北塩原村	磐梯山
323			福島県	耶麻郡北塩原村	磐梯山(火口壁)
324	重要		福島県	耶麻郡北塩原村	雄国沼湿原植物群落
325			福島県	耶麻郡北塩原村	旧会津米沢街道及びその周辺の城館跡など
326			福島県	耶麻郡西会津町	銚子の口
327	重要		福島県	耶麻郡磐梯町	龍ヶ沢湧水
328	重要		福島県	耶麻郡磐梯町	更科不動滝
329	重要		福島県	耶麻郡猪苗代町	猪苗代八景
330			福島県	河沼郡会津坂下町	旧越後街道(東松峠)
331	重要		福島県	大沼郡金山町	沼沢湖
332			福島県	大沼郡金山町	御神楽岳
333			福島県	大沼郡金山町	滝沢川の甌穴
334			福島県	大沼郡金山町	博士峠の夫婦清水
335	重要		福島県	大沼郡会津美里町	白鳳山公園
336	重要		福島県	大沼郡会津美里町	天狗岩
337			福島県	大沼郡会津美里町	不動滝
338			福島県	大沼郡会津美里町	大滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
340			福島県	東白川郡鮫川村	赤坂館
341			福島県	東白川郡鮫川村	強滝
342			福島県	東白川郡鮫川村	江竜田の滝
343	重要		福島県	石川郡石川町	今出川・北須川の桜並木
344	重要		福島県	石川郡石川町	鷹ノ巣
345			福島県	石川郡玉川村	東野の清流
346			福島県	石川郡玉川村	中池公園
347			福島県	石川郡玉川村	大寺城跡
348			福島県	石川郡玉川村	金毘羅桜
349			福島県	石川郡玉川村	大庄屋桜
350			福島県	田村郡小野町	東堂山の杉並木
351	重要		福島県	浪江町	室原の不動滝
352	重要		福島県	浪江町	高瀬川溪谷
353			福島県	浪江町	大聖寺のアカガシ樹群
354			福島県	相馬郡新地町	右近清水
355			福島県	相馬郡新地町	鹿狼山
356		市	福島県	伊達市	女神山
357			茨城県	水戸市	青柳夜雨
358			茨城県	水戸市	仙湖莫雪
359	重要		茨城県	水戸市	曝井
360			茨城県	水戸市	吉田神社の見晴台
362	重要	市	茨城県	日立市	小貝浜
365			茨城県	結城郡八千代町・古河市・常総市・坂東市	飯沼新田
366		市	茨城県	石岡市	大覚寺庭園
367		市	茨城県	石岡市	鳴滝
368	重要		茨城県	常陸太田市	西山荘庭園
369			茨城県	常陸太田市	棚倉破碎帯西縁断層崖
371			茨城県	常陸太田市	赤土地区木倉群
372			茨城県	常陸太田市	長谷溪谷
373			茨城県	常陸太田市	竜神川溪谷
374			茨城県	常陸太田市	山寺晩鐘
375			茨城県	常陸太田市	太田落雁
376		県	茨城県	北茨城市	花園溪谷「七ツ滝」
377	重要	市	茨城県	ひたちなか市	姥のふところ
378		市	茨城県	ひたちなか市	水門帰帆
379		市	茨城県	ひたちなか市	観濤所
380			茨城県	常陸大宮市	竈岩
381			茨城県	常陸大宮市	尺丈山
382		県	茨城県	かすみがうら市	歩崎
383		市	茨城県	鉾田市	大儀寺境内全域
384	重要	県	茨城県	東茨城郡茨城町	広浦
385	重要	県	茨城県	東茨城郡茨城町	親沢
386	重要	町	茨城県	東茨城郡大洗町	大洗
387	重要		茨城県	東茨城郡大洗町	巖船夕照
389			茨城県	東茨城郡城里町	御前山
390			茨城県	東茨城郡城里町	小松寺
391			茨城県	東茨城郡城里町	那珂西城址
392			茨城県	東茨城郡城里町	石塚薬師
393			茨城県	那珂郡東海村	村松晴嵐
394	重要	県	茨城県	久慈郡大子町	袋田瀧
395			茨城県	稲敷郡美浦村	馬掛不動堂
396	重要		茨城県	結城郡八千代町	鹿嶋神社境内及び木立地
397	重要	県	栃木県	足利市	行道山浄因寺境内
398	重要		栃木県	足利市	樺崎寺跡
399	重要	市	栃木県	佐野市	人丸神社神苑
400			栃木県	佐野市	出流原弁財天

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
401			栃木県	佐野市	唐沢山
402			栃木県	佐野市	蓬莱山
403		市	栃木県	日光市	憾満ヶ淵(含満ヶ淵)
404		市	栃木県	日光市	龍王峽
405			栃木県	日光市	霧降滝
406			栃木県	日光市	湯滝
407			栃木県	日光市	龍頭滝
408	重要		栃木県	日光市	裏見滝
409	重要		栃木県	日光市	輪王寺庭園
410			栃木県	小山市	大沼公園
411			栃木県	大田原市	雲巖寺
412			栃木県	大田原市	下侍塚古墳
413			栃木県	那須塩原市	大沼公園
414	重要		栃木県	那須塩原市	沼ッ原湿原
415			栃木県	那須塩原市	竜化の滝
416			栃木県	那須塩原市	小太郎ヶ淵
417	重要		栃木県	那須塩原市	塩原溪谷
418			栃木県	那須塩原市	スッカン沢
419			栃木県	那須塩原市	千本松の赤松林
421			栃木県	那須烏山市	落石の溪谷
422	重要		栃木県	那須烏山市	龍門の滝
423			栃木県	那須烏山市	国見の棚田
424	重要		栃木県	塩谷郡高根沢町	おだきさん
425		町	栃木県	那須郡那須町	堂の下の岩観音
426			栃木県	那須郡那須町	湯泉神社のおおすぎ
427			栃木県	那須郡那須町	那須町のこうやまき
428			栃木県	那須郡那須町	八幡のミネザクラ
429			栃木県	那須郡那須町	伊王野城址の樹林
430			栃木県	那須郡那須町	温泉神社境内の杉並木
431			栃木県	那須郡那須町	湯本温泉源
432			栃木県	那須郡那須町	那須の五葉松
433			栃木県	那須郡那須町	伊王野温泉神社の大杉
434			栃木県	那須郡那須町	上ノ宮の「イチョウ」
435			栃木県	那須郡那須町	揚源寺の「アスナロウ」
436	重要		栃木県	那須郡那須町	遊行柳
437	重要		栃木県	那須郡那須町	殺生石
438		町	栃木県	那須郡那珂川町	御前岩
439	重要	県	群馬県	前橋市	滝沢の不動滝
440	重要		群馬県	前橋市	覚満淵
441		市	群馬県	高崎市	榛名神社九折岩・鞍掛岩
442			群馬県	高崎市	妙福寺の庭園
443			群馬県	高崎市	長野堰
444			群馬県	高崎市	高崎城址地区
445	重要		群馬県	高崎市	佐野の船橋
446			群馬県	高崎市	清水寺
447			群馬県	高崎市	旧下田邸庭園
448			群馬県	桐生市	古路瀬溪谷
449			群馬県	桐生市	桐生川源流林
450			群馬県	伊勢崎市	連取のマツと2代目のマツ
451	重要		群馬県	太田市	妙参寺沼
452			群馬県	太田市	長楽寺庭園(蓮池)
453			群馬県	太田市	照明寺庭園(鳴かずの池)
454	重要		群馬県	太田市	金山
455		市	群馬県	沼田市	平川古滝庵不動尊の境内
456			群馬県	館林市	大谷原
457		市	群馬県	渋川市	屏風岩
458		市	群馬県	渋川市	獅子岩

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
459		市	群馬県	藤岡市	蛇喰溪谷
460			群馬県	藤岡市	永源寺庭園
461			群馬県	北群馬郡榛東村	北十二社
462	重要		群馬県	北群馬郡吉岡町	森田家庭園
463		町	群馬県	北群馬郡吉岡町	船尾滝
464	重要		群馬県	北群馬郡吉岡町	九十九谷
465			群馬県	多野郡上野村	天丸山
466			群馬県	多野郡上野村	天狗岩
467			群馬県	多野郡上野村	諏訪山
468			群馬県	多野郡上野村	神流川源流
469			群馬県	多野郡上野村	笠丸山
470			群馬県	甘楽郡下仁田町	青岩公園
471	重要	県	群馬県	甘楽郡南牧村	線ヶ滝
472	重要	県	群馬県	甘楽郡南牧村	蟬の溪谷
473		村	群馬県	甘楽郡南牧村	蟬の淵
474			群馬県	甘楽郡南牧村	黒滝山不動寺
475		町	群馬県	甘楽郡甘楽町	雄川水源の障子岩
476	重要	町	群馬県	甘楽郡甘楽町	不動滝
477			群馬県	甘楽郡甘楽町	那須地区
478	重要	町	群馬県	甘楽郡甘楽町	飛竜の滝
479		町	群馬県	甘楽郡甘楽町	高橋家の庭園
480		町	群馬県	甘楽郡甘楽町	大奥の庭園
481			群馬県	吾妻郡中之条町	中之条町六合のチャツボミゴケ
482			群馬県	吾妻郡嬭恋村	空吹
483			群馬県・ 長野県	吾妻郡嬭恋村・須坂市・ 上田市	四阿山(吾妻山)
484	重要		群馬県	吾妻郡草津町	湯畑
485			群馬県	吾妻郡草津町	嫗仙の滝
486			群馬県	吾妻郡草津町	湯釜
487	重要		群馬県	吾妻郡草津町	武具脱の池
488	重要		群馬県	吾妻郡草津町	常布の滝
489	重要		群馬県	吾妻郡草津町	殺生河原
490	重要		群馬県	吾妻郡草津町	草津白根山
491			群馬県	吾妻郡草津町	鏡池
492			群馬県	吾妻郡高村山	三並山(たかやま高原牧場)
493			群馬県	吾妻郡高村山	どうどう淵
494	重要		群馬県	吾妻郡東吾妻町	箱島湧水
495			群馬県	吾妻郡東吾妻町	滝峨山(観音山)
496		町	群馬県	吾妻郡東吾妻町	仙人窟
497			群馬県	利根郡片品村	武尊山
498			群馬県	利根郡片品村	日光白根山
499			群馬県	利根郡片品村	至仏山
500		村	群馬県	利根郡川場村	磨崖仏郡岩観音
501			群馬県	利根郡川場村	赤倉溪谷
502	重要	県	群馬県	利根郡みなかみ町	大峰山浮島及び湿原植物
503		県	群馬県	利根郡みなかみ町	川手山洞窟群及びズニ石
505		市	埼玉県	熊谷市	星溪園
506		市	埼玉県	熊谷市	三尻観音山
507		市	埼玉県	熊谷市	華山築庭園
508		市	埼玉県	熊谷市	中の淵
509	重要	市	埼玉県	熊谷市	切れ所
510			埼玉県	熊谷市	ひろせ野鳥の森(荒川大麻生公園)
511	重要	県	埼玉県	秩父市	中津峡
512		市	埼玉県	秩父市	城峯山

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
513		市	埼玉県	秩父市	子ノ神の滝
514	重要		埼玉県	秩父市	三峰山
515	重要		埼玉県	秩父市	旧秩父橋
516			埼玉県	秩父市	石間集落
517			埼玉県	秩父市	栃本集落
518		市	埼玉県	飯能市	能仁寺庭園
519		県	埼玉県	飯能市	天覧山の勝
520		県	埼玉県	東松山市・比企郡鳩山町 他	物見山岩殿山観音の勝
521			埼玉県	羽生市	本陣屋敷(前・中庭)
522		市	埼玉県	深谷市	昌福寺庭園
523	重要	市	埼玉県	深谷市	鶯の瀬
524	重要		埼玉県	草加市	草加松原公園
525		市	埼玉県	越谷市	久伊豆神社社叢
526	重要		埼玉県	戸田市	戸田川渡口
			東京都	板橋区	
527		県	埼玉県	新座市	平林寺林泉境内
528	重要		埼玉県	新座市	妙音沢
529	重要		埼玉県	北本市	石戸蒲ザクラ
530			埼玉県	北本市	エドヒガンザクラ
531			埼玉県	北本市	高尾宮岡の景観地
532	重要	市	埼玉県	幸手市	行幸堤・権現堂堤
533			埼玉県	ふじみ野市	しだれ桜
534			埼玉県	ふじみ野市	福岡河岸の風景
536	重要		埼玉県	入間郡毛呂山町	宿谷の滝
537			埼玉県	入間郡毛呂山町	獅子ヶ滝
538	重要		埼玉県	入間郡毛呂山町	鎌倉街道上道
539	重要	県	埼玉県	入間郡越生町	越生の梅林
540	重要		埼玉県	入間郡越生町	黒山三滝
541	重要		埼玉県	入間郡越生町	黒岩の五大尊
542	重要		埼玉県	入間郡越生町	大谷ヶ原
543	重要		埼玉県	比企郡嵐山町	武蔵嵐山溪谷
544			埼玉県	秩父郡皆野町	小池氏館跡
546			埼玉県	児玉郡神川町	冬桜
547	重要	県	埼玉県	大里郡寄居町	玉淀
548		町	埼玉県	大里郡寄居町	四十八釜
549			埼玉県	北葛飾郡松伏町	大川戸の大イチョウ
550			埼玉県	北葛飾郡松伏町	八幡神社の社叢
551		市	千葉県	千葉市	稲毛の松林
552	重要		千葉県	千葉市	稲毛・検見川周辺の旧海岸景観
553	重要		千葉県	銚子市・旭市	屏風ヶ浦
554	重要		千葉県	銚子市	犬吠埼と君ヶ浜
555			千葉県	銚子市	臥龍の藤
561	重要		千葉県	館山市	榎の生垣集落の景観
562			千葉県	館山市	磯と浜が交互にあらわれるリアスの海岸段丘
563			千葉県	館山市	元禄段丘と大正ベンチ
564			千葉県	館山市	砂浜海岸の隆起地震段丘
565	重要		千葉県	松戸市	矢切の渡しの景観と野菊の墓文学碑
			東京都	葛飾区	
566			千葉県	野田市	野田市の醤油醸造景観
567	重要		千葉県	野田市・柏市・流山市	利根運河
568	重要		千葉県	成田市	下総台地の谷津田地形
569	重要		千葉県	成田市	成田山新勝寺の門前町景観
570	重要		千葉県	旭市	旭市椿海と干潟八万石の水田と農村風景

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
571	重要		千葉県	旭市・山武郡横芝光町・大網白里市・長生郡白子町・長生郡長生村・長生郡一ノ宮町・いすみ市	九十九里浜
572			千葉県	勝浦市	鶴原・守谷海岸
573		市	千葉県	市原市	奈良の大仏
574		市	千葉県	流山市	小林一茶寄寓の地
575	重要	県	千葉県	鴨川市	鴨川大山千枚田
576	重要	県	千葉県	鴨川市	仁右衛門島
577			千葉県	鴨川市	鴨川平野と嶺岡山地
578			千葉県	鴨川市	鴨川市太海の漁村集落景観
579	重要		千葉県	君津市	黒滝
580	重要		千葉県	君津市	鹿野山九十九谷
581			千葉県	富津市・君津市	高宕山
582	重要		千葉県	富津市	新舞子海岸
583	重要	一部県	千葉県	富津市・安房郡鋸南町	鋸山と羅漢石造群・採石場跡
584	重要		千葉県	富津市	黄金井戸
585	重要		千葉県	富津市	磯根崎
586			千葉県	富津市	犬岩
587			千葉県	富津市	大坪山(東京湾観音)
588	重要		千葉県	富津市・安房郡鋸南町	明鐘岬
589		市	千葉県	四街道市	亀崎熊野神社の境内林
590	重要		千葉県	八街市	塩古八景
593		市	千葉県	香取市	橋堰
594	重要	市	千葉県	いすみ市	一路橋とその周辺
595	重要		千葉県	いすみ市	夷隅川沖積低地と水田景観
596	重要		千葉県	いすみ市	夷隅川河口両岸に残る潟湖(ラグーン)
597	重要		千葉県	いすみ市	八幡岬から岩船地蔵尊までのリアス式海岸と奇岩
598	重要		千葉県	印旛郡酒々井町	築山(桜山)
599	重要		千葉県	印旛郡栄恵町	利根川平野の輪中と水塚のある集落景観
600	重要		千葉県	香取郡多古町	栗山川中流域の湿性植物群落
601			千葉県	大網白里市	南玉不動尊の滝
602			千葉県	大網白里市	宮谷県庁跡本國寺と宮谷八幡宮
603	重要		千葉県	山武郡横芝光町	多古篠本湿原
604	重要		千葉県	山武郡横芝光町	乾草沼
605			千葉県	長生郡長南町	野見金山公園
606	重要		千葉県	長生郡長南町	熊野の清水
607		町	千葉県	夷隅郡大多喜町	麻綿原天拝園
608	重要		千葉県	夷隅郡大多喜町・市原市	養老溪谷
609			千葉県	安房郡鋸南町	侵食されたリアスの海岸
615	重要		東京都	新宿区	甘泉園
616	重要		東京都	新宿区	戸山山荘
617	重要		東京都	新宿区	新宿御苑
618	重要		東京都	新宿区	済松寺庭園
623		都	東京都	墨田区	旧安田庭園
624		区	東京都	墨田区	墨堤の桜
626	重要	区	東京都	大田区	洗足池
627	重要	都	東京都	世田谷区	等々力溪谷
628	重要		東京都	北区	音無橋
629	重要		東京都	北区	旧岩淵水門(赤水門)
630			東京都	北区	王子貝層
631	重要		東京都	荒川区	諏訪台
632	重要		東京都	板橋区	板橋
633	重要		東京都	板橋区	清水薬師・清水坂
634	重要		東京都	板橋区	徳丸ヶ原
635			東京都	板橋区	縁切榎

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
636	重要		東京都	板橋区	乗蓮寺
637	重要		東京都	板橋区	松月院 大堂
638	重要	区	東京都	葛飾区	堀切菖蒲園
639			東京都	江戸川区	一之江名主屋敷
640			東京都	八王子市	広園寺
641		都	東京都	青梅市	奥御岳景園地
642			東京都	府中市	馬場大門のケヤキ並木
643			東京都	府中市	浅間山
644	重要		東京都	府中市	多摩川
645	重要		東京都	府中市	大國魂神社
646	重要		東京都	府中市	国府八幡宮
647	重要		東京都	府中市	高安寺
648			東京都	調布市	近藤勇の史跡と野川公園
649	重要		東京都	調布市	実篤公園と記念館
650			東京都	調布市	布多天神と市
651			東京都	調布市	調布不動尊と国領神社の千年藤
652			東京都	調布市	上石原八幡神社とはげの緑
653			東京都	調布市	糟嶺神社と明照院
654		都	東京都	町田市	福王寺旧園地(薬師池公園)
655	重要	市	東京都	日野市	百草園
656	重要		東京都	日野市	日野の渡し
657	重要		東京都	日野市	JR 中央線多摩川鉄橋
658	重要		東京都	日野市	金剛寺
659	重要		東京都	東村山市	八国山
660	重要		東京都	東村山市	狭山丘陵
661	重要		東京都	東村山市 東大和市	村山貯水池(多摩湖)
662	重要	都	東京都	国分寺市	真姿の池湧水群
663			東京都	国立市	谷保天満宮社叢
664			東京都	国立市	南養寺庭園
665			東京都	国立市	三田氏館跡
666			東京都	国立市	清水の立場
667	重要		東京都	国立市	常盤の清水
668	重要		東京都	国立市	万願寺渡船場跡
669	重要		東京都	国立市	ママ下湧水
670	重要		東京都	狛江市	泉龍寺弁財天池
672	重要		東京都	西多摩郡日の出町	鹿の湯
673	重要		東京都	西多摩郡日の出町	御嶽信仰と道に関する名勝
674	重要		東京都	西多摩郡日の出町	平井川の景観、平井川の水源地
677			東京都	西多摩郡日の出町	勝峰山のドリーネ
678	重要		東京都	西多摩郡日の出町	丘陵里山の文化的景観、平井川北の森
679		都	東京都	西多摩郡檜原村	三頭大滝
680		都	東京都	西多摩郡奥多摩町	海沢の四滝
681		町	東京都	西多摩郡奥多摩町	数馬の切通し
682	重要		東京都	大島町	三原山裏砂漠
683			東京都	大島町	千波地層切断面
684	重要		東京都	大島町	港が見える丘
685	重要		東京都	大島町	波浮港見晴台
686			東京都	神津島村	天上山
687			東京都	八丈町	大里の玉石垣
688			東京都	八丈町	南原千畳敷
690			東京都	青ヶ島村	内輪山
692	重要		東京都	小笠原村	南島
693	重要		東京都	小笠原村	宮之浜
694	重要		東京都	小笠原村	扇浦
695	重要		神奈川県	相模原市	峯の薬師
696	重要	県	神奈川県	横須賀市	天神島、笠島及び周辺水域
697	重要		神奈川県	横須賀市	立石

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
698		県	神奈川県	藤沢市	江ノ島
700	重要		神奈川県	茅ヶ崎市	烏帽子岩
701	重要		神奈川県	三浦市	城ヶ島
702	重要		神奈川県	秦野市	震生湖
703		市	神奈川県	伊勢原市	日向溪谷
705	重要		神奈川県	伊勢原市	来迎谷
706	重要		神奈川県	伊勢原市	大瀧
707			神奈川県	伊勢原市	浄瑠璃寺奥ノ院
708	重要		神奈川県	座間市	夕映えといこいの広場 座間公園
709		市	神奈川県	南足柄市	夕日の滝
710	重要	町	神奈川県	中郡大磯町	嶋立澤
711	重要	県	神奈川県	足柄上郡山北町	洒水の滝
712	重要		神奈川県	足柄上郡山北町	丹沢湖
713	重要		神奈川県	足柄上郡山北町	犬越路
714			神奈川県	足柄上郡山北町	ユースン溪谷
715	重要		神奈川県	足柄下郡箱根町	芦ノ湖
716			神奈川県	足柄下郡箱根町	早雲寺枯山水香炉峰
717	重要		神奈川県	足柄下郡真鶴町	三ツ石
718		県	新潟県	新潟市	浄専寺庭園
719		市	新潟県	新潟市	判官舟かくし
721			新潟県	新潟市	行形亭庭園
722			新潟県	新潟市	浄願寺庭園
724			新潟県	新潟市	旧笹川家住宅庭園
725			新潟県	新潟市	海雲寺庭園
726			新潟県	新潟市	種月寺庭園
727		市	新潟県	長岡市	聖徳寺庭園
728			新潟県	長岡市	住雲園
729			新潟県	三条市	東山寺庭園
730			新潟県	三条市	西明寺庭園
731			新潟県	三条市	永明寺庭園
733		市	新潟県	三条市	八木ヶ鼻
734		市	新潟県	柏崎市	静雅園
735			新潟県	柏崎市	番神・西番神海水浴場
736			新潟県	柏崎市	鯨波海岸
737			新潟県	柏崎市	青海川海岸
738			新潟県	柏崎市	弘心園
740			新潟県	柏崎市	高橋家庭園
741			新潟県	柏崎市	龍雲寺庭園
742			新潟県	柏崎市	野沢家庭園
743			新潟県	柏崎市	花坂の棚田
744			新潟県	柏崎市	大開の棚田
745			新潟県	柏崎市	梨ノ木田の棚田
746			新潟県	柏崎市	荻ノ島環状かやぶき集落
747			新潟県	新発田市	剣龍峽
748			新潟県	新発田市	白勢氏庭園
750			新潟県	新発田市	香伝寺庭園
751	重要		新潟県	加茂市	加茂山公園
752		市	新潟県	十日町市	積翠荘
753			新潟県	十日町市	村山家庭園
754	重要		新潟県	村上市	諸上寺庭園
755	重要		新潟県	村上市	多伎神社と魚付保安林
756			新潟県	村上市	お幕場
757	重要		新潟県	村上市	漆山神社と明神岩
759			新潟県	村上市	中山氏庭園
760			新潟県	村上市	富樫氏庭園
761			新潟県	村上市	太田氏庭園
762			新潟県	村上市	瑞雲寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
763			新潟県	村上市	茗荷寺庭園
765			新潟県	村上市	忠氏庭園
768			新潟県	村上市	満福寺庭園
771	重要	県	新潟県	糸魚川市	親不知子不知
772			新潟県	糸魚川市	弁天岩と尾山
774	重要		新潟県	糸魚川市	小滝川ヒスイ峡(明星山東壁)
775	重要		新潟県	糸魚川市	海谷渓谷
776			新潟県	糸魚川市	雨飾山
			長野県	北安曇郡小谷村	
777			新潟県	糸魚川市	火打山
778			新潟県	糸魚川市	日光寺庭園
779			新潟県	糸魚川市	八十八ヶ所と月不見の池
780	重要		新潟県	妙高市	妙高山
781	重要		新潟県	妙高市	苗名滝
			長野県	上水内郡信濃町	
782	重要		新潟県	妙高市	いもり池
783			新潟県	妙高市	大田切渓谷
784	重要	一部国	新潟県	妙高市	宝蔵院跡
785	重要		新潟県	妙高市	笹ヶ峰高原
786		市	新潟県	五泉市	視後平の滝
787		市	新潟県	五泉市	衣岩
788			新潟県	五泉市	中川氏庭園
789			新潟県	五泉市	山崎氏庭園
790			新潟県	五泉市	藤波氏庭園
791			新潟県	五泉市	山田氏庭園
792			新潟県	上越市	上船倉の棚田
793			新潟県	上越市	蓮野の棚田
794			新潟県	阿賀野市	無為信寺庭園
795	重要		新潟県	佐渡市	小倉園
796		県	新潟県	佐渡市	台ヶ鼻
797			新潟県	佐渡市	佐藤氏(久二)庭園
798			新潟県	佐渡市	佐藤氏(澄)庭園
799			新潟県	佐渡市	渡辺氏庭園
800			新潟県	佐渡市	妙宣寺庭園
801			新潟県	佐渡市	大願寺庭園
802			新潟県	佐渡市	長谷寺
803			新潟県	佐渡市	国分寺
804			新潟県	佐渡市	法然寺
805			新潟県	佐渡市	度津神社
807			新潟県	魚沼市	荒沢岳と万年雪
808	重要		新潟県	魚沼市	銀山平
809			新潟県	魚沼市	駒ヶ岳
810			新潟県	魚沼市	中ノ岳
811			新潟県	魚沼市	八海山
812			新潟県	魚沼市	守門岳
813			新潟県	魚沼市	平ヶ岳
814			新潟県	魚沼市	唐松山
815			新潟県	魚沼市	浅草岳
816	重要		新潟県	魚沼市	魚野川
817			新潟県	魚沼市	権現堂山
818	重要		新潟県	胎内市	藤の名勝 樽が橋
819			新潟県	胎内市	胎内の波石群
821			新潟県	北蒲原郡聖籠町	根上がり松
822			新潟県	北蒲原郡聖籠町	日枝神社境内地
823			新潟県	北蒲原郡聖籠町	旧市川神社境内地
824			新潟県	西蒲原郡弥彦村	弥彦山頂からの景観
825	重要		新潟県	西蒲原郡弥彦村	弥彦公園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
826	重要	町	新潟県	東蒲原郡阿賀町	谷沢甌穴群
827			新潟県	三島郡出雲崎町	良寛記念館から見る日本海と佐渡
828			新潟県	三島郡出雲崎町	出雲崎町妻入りの街並
829	重要	町	新潟県	中魚沼郡津南町	龍ヶ窪
830	重要		新潟県	中魚沼郡津南町	津南町の河岸段丘
831			新潟県	中魚沼郡津南町	石落とし
832		村	新潟県	岩船郡関川村	土沢小学校大庭園
833			新潟県	岩船郡関川村	佐藤氏庭園
834			新潟県	岩船郡関川村	米沢街道の宿場町
835	重要		新潟県	岩船郡関川村	越後・米沢街道-黒沢峠・大里峠・鷹ノ巣峠
836	重要		富山県	富山市	神通峽
837	重要		富山県	高岡市	雨晴海岸
838		市	富山県	高岡市	五位の滝の沢
839	重要		富山県	高岡市	二上山
840			富山県	高岡市	花尾の江戸彼岸桜
841	重要	市	富山県	魚津市	蟹気楼展望地点
842	重要	県	富山県	氷見市	光久寺の茶庭
843		市	富山県	氷見市	蛇が島とその周辺
844		市	富山県	氷見市	臼が峰
845	重要	市	富山県	氷見市	藤波神社社叢
846	重要	市	富山県	氷見市	布勢の円山
847	重要		富山県	氷見市	松田枝の長浜
848	重要		富山県	氷見市	阿尾(英遠)の浦
849	重要		富山県	滑川市	早月川扇状地
850		市	富山県	黒部市	松桜閣の庭園
851		市	富山県	黒部市	西徳寺の庭園
852	重要		富山県	黒部市・下新川郡	黒部川扇状地
853	重要		富山県	黒部市	山彦橋
854	重要		富山県	黒部市	目黒橋
855	重要	市	富山県	砺波市	瓜裂清水
856	重要		富山県	小矢部市	倶利伽羅
			石川県	河北郡津幡町	
857			富山県	小矢部市	宮島杉
858			富山県	小矢部市	宮島峽
859			富山県	小矢部市	宝性寺の庭園
860			富山県	小矢部市	稲葉山
861			富山県	小矢部市	城山公園
862			富山県	小矢部市	道坪野・峯坪野・谷坪野の棚田
863	重要	市	富山県	南砺市	人形山と宮屋敷
864	重要	市	富山県	南砺市	善徳寺の庭園
865	重要	市	富山県	南砺市	天柱石
866		市	富山県	南砺市	長瀨峽
867		市	富山県	南砺市	専徳寺の庭園
868		市	富山県	南砺市	夫婦滝
869		市	富山県	南砺市	遠洞溪谷
870		市	富山県	南砺市	猫池とその周辺
871	重要	市	富山県	南砺市	中江の霊水
872			富山県	南砺市	縄ヶ池
873	重要	市	富山県	射水市	経嶽山
874		市	富山県	射水市	女池
875	重要		富山県	中新川郡立山町	芦峯雄山神社境内杉林
876			富山県	中新川郡立山町	岩室の滝
877			富山県	中新川郡立山町	長倉のミズバショウ
878	重要		富山県	中新川郡立山町	弥陀ヶ原・大日平
879	重要		富山県	中新川郡立山町	美女平・ブナ坂
880			富山県	下新川郡入善町	杉沢の沢スギ
881	重要	町	富山県	下新川郡朝日町	七重滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
882			富山県	下新川郡朝日町	ヒスイ海岸
883			富山県	下新川郡朝日町	北又三段滝
884	重要		富山県	下新川郡朝日町	宮崎城跡
885			富山県	下新川郡朝日町	舟川の一本杉
886			富山県	下新川郡朝日町	舟川べりの桜並木
888	重要		石川県	金沢市	野村家庭園
889	重要		石川県	河北郡内灘町・かほく市・金沢市・河北郡津幡町	河北潟
890		県	石川県	金沢市	西田家庭園 玉泉園及び瀧雪亭露路並びに庭園
891		県	石川県	金沢市	二俣本泉寺九山八海の庭
892		県	石川県	金沢市	尾山神社庭園(旧金谷御殿庭園)
893		県	石川県	金沢市	成巽閣中庭
894	重要	市	石川県	七尾市	机島
895		市	石川県	七尾市	北国八十八ヶ所霊場
896	重要		石川県	七尾市	小丸山公園
897	重要		石川県	七尾市	懐古館庭園
898		市	石川県	小松市	荒木氏の庭園
899		県	石川県	輪島市	男女滝
900		県	石川県	輪島市	桶滝
901		市	石川県	加賀市	江沼神社庭園
902	重要		石川県	加賀市	鶴仙溪
903		県	石川県	羽咋市	妙成寺庭園
904		市	石川県	羽咋市	碧流寺庭園
905		市	石川県	羽咋市	長手島
906		市	石川県	かほく市	妙鏡寺跡つつじ園
907	重要	市	石川県	白山市	白山比咩神社境内 参道
908	重要	市	石川県	白山市	黄門峡
909	重要	市	石川県	白山市	雲龍山
910	重要	市	石川県	白山市	仙雲峰
911		市	石川県	白山市	不動滝
912	重要	市	石川県	白山市	鉢峰山
913		市	石川県	白山市	蛇巻岩
914		市	石川県	白山市	道西ノ立岩
915		市	石川県	白山市	鈴木家庭園
916		市	石川県	白山市	不老峡
917		市	石川県	白山市	蛇谷峡
918		市	石川県	白山市	金劔宮境内 不動滝
919	重要		石川県	白山市・能美市・野々市市	手取川疎水群(手取川七ヶ用水・宮竹用水)
920		市	石川県	白山市	安久湊の淵
921			石川県	白山市	手取峡谷
922			石川県	白山市	姥ヶ滝
923			石川県	白山市	ふくべの大滝
924			石川県	白山市	小舞子海岸
925	重要	市	石川県	能美市	七ツ滝
926	重要	市	石川県	能美市	遣水観音山
927		市	石川県	能美市	天狗壁
928			石川県	能美市	蟹淵
929			石川県	能美市	灯台笹湿地
930			石川県	河北郡津幡町	奥山田の棚田
931			石川県	河北郡津幡町	河合谷の大滝
932	重要		石川県	河北郡内灘町	内灘海岸
933	重要	町	石川県	羽咋郡志賀町	能登金剛
934		町	石川県	羽咋郡志賀町	大島諸願堂海岸
941	重要		石川県	羽咋郡宝達志水町	岡部家 庭園
942	重要		石川県	羽咋郡宝達志水町	たるみ滝
943			石川県	鹿島郡中能登町	キリンマツツジ

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
944		町	石川県	鹿島郡中能登町	不動滝
945			石川県	鹿島郡中能登町	カエデ
946			石川県	鹿島郡中能登町	大宮坊
947		県	石川県	鳳珠郡穴水町	来迎寺庭園
948	重要		石川県	鳳珠郡能登町	羅漢山
949	重要	町	石川県	鳳珠郡能登町	光明寺庭園
950			石川県	鳳珠郡能登町	藤の瀬甌穴群
951			石川県	鳳珠郡能登町	宇出津の漣痕
952		町	石川県	鳳珠郡能登町	九十九湾
953		町	石川県	鳳珠郡能登町	恋路海岸
954	重要		石川県	鳳珠郡能登町	三重の滝とその森
955		町	石川県	鳳珠郡能登町	鉢伏山塊
956		町	石川県	鳳珠郡能登町	中谷家庭園
957			福井県	福井市	足羽川桜並木
958			福井県	福井市	日本水仙群生地(越前水仙)
959			福井県	福井市	丹巖洞庭園
960			福井県	福井市	西超勝寺庭園
961			福井県	福井市	東超勝寺庭園
962			福井県	福井市	加藤九左衛門氏宅庭園
963			福井県	福井市	安楽寺庭園
964			福井県	福井市	大安寺庭園
965			福井県	福井市	禅林寺庭園
966			福井県	福井市	光福寺庭園
967			福井県	福井市	青木蘭麿堂庭園
968			福井県	福井市	浄光寺庭園
969			福井県	福井市	一乗滝
970			福井県	福井市	五太子の滝
971			福井県	福井市	足見滝
972			福井県	福井市	鯨穴
973			福井県	福井市	軍艦岩
974			福井県	福井市	鼓岩
975	重要	市	福井県	敦賀市	常宮のオウム岩
976		市	福井県	敦賀市	幸若遺跡庭園
977			福井県	敦賀市	色ヶ浜
978	重要		福井県	敦賀市	門ヶ崎
979		県	福井県	小浜市	円照寺庭園
980		市	福井県	小浜市	三番の滝
981		市	福井県	小浜市	奥田縄の滝
982			福井県	小浜市	羽賀寺
983			福井県	小浜市	妙楽寺
984			福井県	小浜市	明通寺
985			福井県	小浜市	桜本坊
986		市	福井県	あわら市	龍沢寺庭園
987	重要	市	福井県	越前市	三田村氏庭園
988		県	福井県	越前市	時水
989			福井県	坂井市	白道寺庭園
990	重要		福井県	吉田郡永平寺町	大本山永平寺
991	重要		福井県	吉田郡永平寺町	天龍寺
992			福井県	吉田郡永平寺町	ギンモクセイ
993		町	福井県	今立郡池田町	龍双ヶ滝
994		町	福井県	今立郡池田町	大本おう穴群
995	重要		福井県	南条郡南越前町	湯尾峠
996			福井県	南条郡南越前町	木ノ芽峠
997		町	福井県	丹生郡越前町	学校自然公園
998	重要	町	福井県	丹生郡越前町	金刀比羅山宮(大溜・横崖舎)
999		町	福井県	丹生郡越前町	八田ダム
1000		町	福井県	丹生郡越前町	広野峡

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1001		町	福井県	丹生郡越前町	七尾七谷(長岡山)
1002		町	福井県	丹生郡越前町	若須岳
1003	重要	町	福井県	丹生郡越前町	須恵器の丘遊歩道
1004		町	福井県	丹生郡越前町	蛭ヶ宮
1005		町	福井県	丹生郡越前町	陶の谷駅跡
1006		町	福井県	丹生郡越前町	寺山山頂
1007		町	福井県	丹生郡越前町	水上山
1008		町	福井県	丹生郡越前町	子安観音
1009		町	福井県	丹生郡越前町	四伝説物語
1010			福井県	三方郡美浜町	阿弥陀寺庭園
1011			福井県	三方郡美浜町	長継寺庭園
1012			福井県	三方郡美浜町	芳春寺庭園
1013			福井県	三方郡美浜町	田辺家庭園
1014	重要	町	福井県	大飯郡高浜町	高浜八穴
1015		県	福井県	大飯郡高浜町	今戸鼻
1016		県	福井県	三方上中郡若狭町	神子の桜
1017		町	福井県	三方上中郡若狭町	松木家庭園
1018		町	福井県	三方上中郡若狭町	水の森(瓜割の滝)
1019		町	福井県	三方上中郡若狭町	権現の滝
1020		町	福井県	三方上中郡若狭町	香川家庭園
1021		町	福井県	三方上中郡若狭町	福乗寺庭園
1022		町	福井県	三方上中郡若狭町	天徳寺庭園
1023		県	山梨県	甲府市	東光寺庭園
1024	重要		山梨県	甲府市	金峰山と五丈岩及び千曲川源流の山々
			長野県	南佐久郡川上村	
1025			山梨県	甲府市	金峰暮雪(甲斐八景の内)
1026			山梨県	甲府市	龍華秋月(甲斐八景の内)
1027			山梨県	甲府市	酒折夜雨(甲斐八景の内)
1028			山梨県	甲府市	夢山春曙(甲斐八景の内)
1029			山梨県	甲府市	板敷溪谷
1030		市	山梨県	富士吉田市	大正寺の庭園
1031			山梨県	富士吉田市	明見湖
1032		市	山梨県	都留市	蒼竜峽
1033	重要	市	山梨県	都留市	田原の滝
1034			山梨県	都留市	太郎・次郎滝
1035		県	山梨県	山梨市	永安寺庭園
1036		市	山梨県	山梨市	一之釜
1037	重要		山梨県	山梨市	大石山
1038	重要		山梨県	山梨市	石森山
1039			山梨県	山梨市	清白寺
1041			山梨県	山梨市	夢の庭園
1042	重要		山梨県	山梨市	西沢溪谷
1043	重要		山梨県	山梨市	乾徳山
1044	重要		山梨県	山梨市	差出の磯(波崎)
1045	重要		山梨県	山梨市	笛吹川
1046			山梨県	山梨市	万力林
1047	重要		山梨県	韮崎市	七里岩
1048			山梨県 長野県 静岡県	韮崎市・南アルプス市・北杜市・南巨摩郡早川町・伊那市・飯田市・諏訪郡富士見町・下伊那郡大鹿村・静岡市・榛原郡川根本町	南アルプス国立公園
1049		市	山梨県	南アルプス市	懸腰山
1050	重要		山梨県	北杜市	金峰山・瑞牆山源流
1051	重要	市	山梨県	北杜市	三分一湧水
1052		市	山梨県	北杜市	清泰寺の庭園
1053		市	山梨県	北杜市	浄居寺の庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1054			山梨県	北杜市	白州・尾白川
1055	重要	市	山梨県	甲斐市	獅子岩及び獅子滝
1056		市	山梨県	甲斐市	慈照寺庭園
1057		市	山梨県	甲斐市	妙善寺庭園
1058		市	山梨県	笛吹市	瑞蓮寺石白参道 附 供養塔
1059		県	山梨県	甲州市	三光寺庭園
1060	重要	市	山梨県	甲州市	棚古谷山不動尊
1061		県	山梨県	甲州市	大善寺庭園
1062		県	山梨県	甲州市	棲雲寺庭園
1063		市	山梨県	甲州市	大滝不動尊と滝
1064	重要		山梨県	甲州市	塩の山
1065			山梨県	甲州市	竜門峡
1066		町	山梨県	南巨摩郡身延町	覚林坊の庭園
1067		町	山梨県	南巨摩郡身延町	身延山久遠寺水鳴楼前庭
1068	重要		山梨県	南巨摩郡富士川町	日出づる里
1069			山梨県	南巨摩郡富士川町	大法師公園
1070	重要	県	長野県	長野市	奥裾花峡谷
1071	重要		長野県	長野市	善光寺大勧進
1072	重要		長野県	長野市	旧真田家別邸(新御殿跡)
1073	重要	市	長野県	長野市	久米路峡
1074	重要		長野県	長野市	戸隠山
1075	重要		長野県	長野市・上水内郡飯綱町	飯綱山(飯縄山)
1076		市	長野県	長野市	川谷つつじ山公園
1077		市	長野県	長野市	戸隠荒倉山の船岩
1078	重要	市	長野県	長野市	樋知大神社境内の社叢及び湿性植物群落
1079			長野県	長野市	ぶらんど薬師
1080			長野県	長野市	延命寺庭園
1081			長野県	長野市	清水寺
1082	重要		長野県	長野市	虫倉山
1083			長野県	須坂市・長野市・上田市・松本市・伊那市	枕状溶岩
1084		県	長野県	松本市	中田氏庭園
1085		県	長野県	松本市	三本滝
1086		市	長野県	松本市	玄向寺の境内
1087		市	長野県	松本市	法船寺の境内
1088		市	長野県	松本市	番所大滝
1089		市	長野県	松本市	善五郎の滝
1090		市	長野県	松本市	乗鞍高原一の瀬のミズバショウ群落とレンゲツツジ群落
1091		市	長野県	松本市	天狗の滝
1092		市	長野県	松本市	岩岡の火打岩(明神岩)
1093		市	長野県	松本市	林照寺庭園
1094			長野県	松本市	林昌寺庭園
1095	重要		長野県	松本市	保福寺庭園
1096			長野県	松本市	仙石鉄也氏庭園
1097	重要		長野県	松本市	百瀬宏氏庭園
1098			長野県	松本市	百瀬氏庭園
1099	重要		長野県	松本市	美ヶ原
1100	重要		長野県	松本市	野麦峠
			岐阜県	高山市	
1101			長野県	松本市	牛伏寺
1102			長野県	松本市	若澤寺跡
1103			長野県	上田市	稚児が淵(ポットホール)・霊泉寺温泉
1104			長野県	上田市	保命水
1105			長野県	上田市	鳥羽山洞窟遺跡と飛魚
1106	重要		長野県	上田市	北向堂(北向観音)
1107			長野県	上田市	氷沢

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1108			長野県	上田市	岩屋堂
1109		市	長野県	上田市	鴻の巣
1110		市	長野県	上田市	岩屋観音洞窟
1111		市	長野県	上田市	シンの牢
1112		市	長野県	上田市	鬼の門
1113		市	長野県	上田市	天狗の欄干
1114		市	長野県	上田市	鬼ヶ城
1115	重要		長野県	上田市	上田城跡
1116	重要		長野県	上田市・埴科郡坂城町	岩鼻
1117			長野県	上田市	太郎山
1118			長野県	上田市	鏡台山
1119	重要		長野県	上田市	浦野山
1120			長野県	上田市	鹿教湯温泉
1121	重要		長野県	上田市	男神岳(夫神岳)
1122	重要		長野県	上田市	女神岳
1123			長野県	上田市	愛宕山
1124	重要		長野県	上田市	七久里温泉(別所温泉)
1125			長野県	上田市	愛染川
1126			長野県	上田市	幕宮池
1127			長野県	上田市	横吹滝
1128			長野県	上田市	大明神岳
1130	重要		長野県	上田市	安楽寺
1131	重要		長野県	上田市	生島足島神社
1132	重要		長野県	上田市	栗栗溪谷(お仙が淵)
1133			長野県	上田市	唐沢の滝
1134			長野県	上田市	千古滝
1135			長野県	上田市	箱畳池
1136			長野県	上田市	四阿山の的岩
1137			長野県	上田市	長谷寺
1138			長野県	上田市	稲倉の棚田
1139			長野県	埴科郡坂城町・上田市	和合城跡と周辺の景観
1140			長野県	上田市	塩田平
1141			長野県	上田市	維茂塚
1142	重要		長野県	岡谷市・諏訪市・諏訪郡下諏訪町	諏訪湖の御神渡り
1143			長野県	岡谷市	出早公園
1144	重要		長野県	岡谷市・塩尻市	塩嶺御野立公園
1145			長野県	松本市・岡谷市・塩尻市	鉢伏山・高ボッチ山
1146			長野県	飯田市	開善寺庭園
1147			長野県	飯田市	文永寺庭園
1148			長野県	飯田市	長久寺庭園
1149	重要		長野県	飯田市	風越山
1150	重要		長野県	飯田市	遠山谷
1151			長野県	飯田市	下栗の里
1152			長野県	飯田市	青崩峠
1153	重要		長野県	飯田市	名勝天龍峡隣接地
1154			長野県	飯田市	よこね田んぼ
1155			長野県	飯田市・下伊那郡松川町・下伊那郡喬木村・下伊那郡大鹿村・上伊那郡飯島町・上伊那郡中川村	天竜小洪水系県立公園
1156	重要	市	長野県	諏訪市	地藏寺庭園
1157	重要	市	長野県	諏訪市	指月庵庭園
1158		市	長野県	諏訪市	仏法寺庭園
1159			長野県	諏訪市	唐沢山と阿弥陀寺
1160	重要		長野県	諏訪市	児玉石神社
1161			長野県	諏訪市	高島城

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1162			長野県	諏訪市	温泉寺庭園
1163			長野県	諏訪市	旧御射山遺跡
1164	重要	市	長野県	須坂市	臥竜山
1165	重要	市	長野県	須坂市	米子の瀑布
1166	重要		長野県	須坂市	豊丘の穴水
1167	重要		長野県	須坂市	五味池破風高原
1168	重要		長野県	須坂市	田中本家の庭園
1170	重要		長野県	小諸市	釈尊寺(布引観音)
1171			長野県	小諸市	テングノムギメシ産地
1173	重要		長野県	小諸市	高峰高原
1174	重要		長野県	小諸市	千曲川
1177		市	長野県	伊那市	亀島庭園
1178		市	長野県	伊那市	南郷峠の松並木
1179			長野県	伊那市	常圓寺 庭園
1180			長野県	伊那市	建福寺 奥庭園
1181	重要		長野県	伊那市	南アルプス
1182			長野県	伊那市	六道の堤
1183	重要		長野県	駒ヶ根市・上伊那郡宮田村・木曾郡上松町	中央アルプス駒ヶ岳
1184			長野県	中野市	如法寺
1185	重要		長野県	中野市	高梨氏館跡の復元庭園
1186			長野県	中野市・下高井郡山ノ内町・下高井郡木島平村	高社山
1187			長野県	中野市	八ヶ郷用水
1188	重要		長野県	大町市	清音の滝
1189	重要		長野県	大町市	八坂大滝
1190	重要		長野県	大町市	仁科三湖
1191	重要		長野県	大町市	大町公園から見た北アルプス(飛騨山脈)北部
1192			長野県	飯山市	小菅の里
1193			長野県	飯山市	忠恩寺庭園
1194	重要		長野県	飯山市	福島新田の棚田と菜の花公園
1195	重要		長野県	飯山市	希望湖
1196			長野県	飯山市	森太郎とブナ巨木の谷
1197			長野県	飯山市	柄山集落と背景の里山
1198	重要	市	長野県	茅野市	多留姫の滝
1199		市	長野県	茅野市	杜鵑峡
1200			長野県	茅野市	長円寺の池泉庭園(長寿の鶴亀庭園)と楓並木
1201	重要		長野県	茅野市・南佐久郡・諏訪郡富士見町	八ヶ岳
			山梨県	北杜市	
1202		市	長野県	塩尻市	長興寺庭園
1203			長野県	塩尻市	専念寺庭園
1204			長野県	塩尻市	大宝寺庭園
1205	重要		長野県	佐久市	關伽流山明泉寺山麓一帯
1206	重要	市	長野県	佐久市	皎月原
1207			長野県	佐久市	広川原の洞穴群
1208			長野県	佐久市	内山峡
1209			長野県	佐久市	トキノの岩
1210			長野県	佐久市	春日溪谷
1211			長野県	佐久市	狭岩峡
1212			長野県	佐久市	貞祥寺
1213		市	長野県	千曲市	見性寺境内一円
1214		市	長野県	千曲市	曾根堂の不動滝一円
1215		市	長野県	千曲市	樽岩
1216		市	長野県	千曲市	山崎氏庭園
1217			長野県	千曲市	龍洞院の庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1218			長野県	千曲市	大雲寺の周辺
1219			長野県	千曲市	長楽寺参道周辺
1220			長野県	千曲市	観龍寺とあんず畑
1221	重要	市	長野県	千曲市・筑北村	冠着山と更級の月
1222	重要		長野県	埴科郡坂城町・千曲市	比丘尼石
1223			長野県	埴科郡坂城町・千曲市	筭の渡し
1224	重要		長野県	埴科郡坂城町・千曲市	自在山(岩井堂山)
1225			長野県	東御市	白鳥神社
1226	重要	市	長野県	東御市	布岩
1227	重要	市	長野県	東御市	桜坂偃月刀橋及び碑
1228			長野県	東御市	弘法大師のさかさ杖
1231	重要		長野県	東御市	田の尻橋
1232	重要		長野県	東御市	田中の石造仁王像(田中の薬師堂)
1233			長野県	東御市	旧北国街道海野宿
1234			長野県	安曇野市	延命水
1238		県	長野県	安曇野市	山口家庭園
1239			長野県	安曇野市	飯田家庭園
1241	重要		長野県	安曇野市	光城山
1242	重要		長野県	安曇野市	安曇野わさび田湧水群
1243			長野県	安曇野市	早春賦歌碑と北アルプスの風景
1246			長野県	安曇野市	等々力家庭園
1248			長野県	安曇野市	鐘の鳴る丘集会所
1251	重要		長野県	安曇野市	魏石鬼の窟
1252	重要		長野県	安曇野市	有明山
1253	重要		長野県	安曇野市	中房温泉
1254	重要		長野県	安曇野市	栗尾山満願寺
1257			長野県	安曇野市	南小倉のシダレヒガンの巨木
1258	重要		長野県	安曇野市	室山
1259			長野県	安曇野市	黒沢の滝
1260	重要		長野県	安曇野市	拾ヶ堰から望む北アルプス
1261			長野県	安曇野市	大水沢の滝
1262	重要	一部国	長野県	安曇野市	常念岳
1263	重要	一部国	長野県	安曇野市	蝶ヶ岳
1265			長野県	安曇野市	長峰山
1268			長野県	安曇野市・東筑摩郡生坂村	岩洲公園
1269			長野県	安曇野市	小岩嶽城跡
1270	重要		長野県	南佐久郡小海町・南佐久郡佐久穂町	白駒の池
1271			長野県	南佐久郡小海町	茂来山
1272	重要		長野県	南佐久郡小海町	松原湖
1273	重要		長野県	南佐久郡南相木村・南佐久郡川上村	御陵山
1274		県	長野県	南佐久郡南相木村	御三甕の滝
1275		村	長野県	南佐久郡南相木村	三滝山(全山)
1276		村	長野県	南佐久郡南相木村	御座山
1277		村	長野県	南佐久郡南相木村	箱瀬の滝
1278		村	長野県	南佐久郡南相木村	雪瀬の滝
1279	重要		長野県	南佐久郡南相木村	相木川泥流(京の岩観音)
1280			長野県	南佐久郡佐久穂町	八千穂高原のシラカバ林
1281			長野県	南佐久郡佐久穂町	縞枯山
1282			長野県	北佐久郡軽井沢町	長野県指定天然記念物 長倉のハナヒョウタンボク群落
1283			長野県	北佐久郡軽井沢町	長倉の牧(牧場跡)
1284			長野県	北佐久郡軽井沢町	諏訪神社社叢
1285			長野県	北佐久郡軽井沢町	長倉神社社叢
1286	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	遠近宮社叢

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1287	重要	町	長野県	北佐久郡軽井沢町	甌穴
1288			長野県	北佐久郡軽井沢町	峠のシナノキ
1289	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町・佐久郡御代田町・小諸市	浅間山
			群馬県	吾妻郡嬭恋村	
1290	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	碓氷峠
1291	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	見晴台
1292	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	雲場池
1293	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	千ヶ滝
1294			長野県	北佐久郡軽井沢町	白糸の滝
1295	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	軽井沢宿
1296	重要		長野県	北佐久郡軽井沢町	追分宿
1297			長野県	北佐久郡軽井沢町	旧三笠ホテル
1298		町	長野県	北佐久郡御代田町	天狗の露地
1299			長野県	北佐久郡立科町	塩沢堰
1300			長野県	北佐久郡立科町	津金寺
1301			長野県	北佐久郡立科町	蓼科山
1302			長野県	小県郡青木村	青木三山
1303	重要	町	長野県	小県郡長和町	夜の池
1304	重要		長野県	小県郡長和町	仏岩
1305			長野県	諏訪郡下諏訪町	下諏訪宿本陣遺構
1306			長野県	諏訪郡下諏訪町	慈雲寺庭園
1307			長野県	諏訪郡原村	道祖神の桜
1308			長野県	諏訪郡原村	津島社の大藤・回り舞台
1309			長野県	諏訪郡原村	深叢寺
1310			長野県	諏訪郡原村	まるやち湖から望む八ヶ岳
1311			長野県	諏訪郡原村	白樺並木
1312	重要		長野県	上伊那郡辰野町	憑の里
1313	重要		長野県	上伊那郡辰野町	横川溪谷
1314	重要		長野県	上伊那郡辰野町	城山
1315			長野県	上伊那郡辰野町	桑沢山の六夜様
1316			長野県	上伊那郡辰野町	七蔵寺と大城山系
1317			長野県	上伊那郡辰野町	福寿草群生地
1318	重要		長野県	上伊那郡蓑輪町	日輪寺とその周辺(箕輪郷)
1319			長野県	上伊那郡蓑輪町	露原庄
1320			長野県	上伊那郡蓑輪町	福与城跡
1321			長野県	上伊那郡蓑輪町	松島王墓
1322		町	長野県	上伊那郡飯島町	西岸寺参道
1323		町	長野県	上伊那郡飯島町	御嶽山のマツ並木
1324			長野県	上伊那郡中川村	陣馬形山
1325	重要		長野県	下伊那郡松川町	桜塚円満坊
1326			長野県	下伊那郡松川町	瑞応寺庭園
1327			長野県	下伊那郡高森町	不動滝
1328			長野県	下伊那郡高森町	隣政寺庭園
1329			長野県	下伊那郡高森町	高森南小学校の学校桜
1330			長野県	下伊那郡高森町	本高森山々系
1331			長野県	下伊那郡高森町	戒壇不動
1332		町	長野県	下伊那郡阿南町	古城八幡社
1333		町	長野県	下伊那郡阿南町	花の木自生地
1334		町	長野県	下伊那郡阿南町	公孫樹
1335		町	長野県	下伊那郡阿南町	早稲田神社大杉
1338	重要		長野県	下伊那郡阿智村	園原の里
1339		村	長野県	下伊那郡阿智村	瀬戸の滝
1340		村	長野県	下伊那郡阿智村	蛇峠山
1341			長野県	下伊那郡阿智村	伊賀良神社の参道並木
1342			長野県	下伊那郡阿智村	姿見不動滝
1343	重要		長野県	下伊那郡阿智村	神坂峠

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1344		村	長野県	下伊那郡平谷村	林芋村歌碑
1345	重要	村	長野県	下伊那郡根羽村	つたの滝
1346			長野県	下伊那郡根羽村	釜ヶ入の甌穴
1347			長野県	下伊那郡根羽村	小戸名溪谷
1348			長野県	下伊那郡下條村	極楽峠パノラマパーク
1349		村	長野県	下伊那郡売木村	観音堂の桜
1350		村	長野県	下伊那郡売木村	大入りのシダレザクラ
1351		村	長野県	下伊那郡売木村	丸畑溪谷
1352	重要		長野県	下伊那郡天龍村	信濃恋し
1353			長野県	下伊那郡天龍村	檜淵
1354			長野県	下伊那郡天龍村	弁天岩
1355			長野県	下伊那郡天龍村	菖蒲ヶ急瀬
1356		村	長野県	下伊那郡天龍村	浄心の瀧
1357			長野県	下伊那郡天龍村	熊伏山の秋月
1358		村	長野県	下伊那郡天龍村	十方峽
1359			長野県	下伊那郡泰阜村	万古溪谷
1360	重要		長野県	下伊那郡喬木村	真浄寺庭園
1361	重要		長野県	下伊那郡喬木村	椋鳩十の里
1362			長野県	下伊那郡喬木村	大島溪谷
1363		村	長野県	下伊那郡豊丘村	野田平の通称コブシ(タムシバ)の群生林
1364		村	長野県	下伊那郡豊丘村	日本一のボットホールのある名勝地 大明神淵
1365		村	長野県	下伊那郡豊丘村	笹見平しだれ桜
1366			長野県	下伊那郡豊丘村	泉龍院の庭園
1367			長野県	下伊那郡豊丘村	鬼面山
1368			長野県	下伊那郡大鹿村	中央構造線北川・安康露頭
1369			長野県	木曾郡上松町	赤沢自然休養林
1370	重要		長野県	木曾郡上松町	木曾棧跡
1371			長野県	木曾郡上松町	木曾式伐木運材法の小谷狩遺構
1372			長野県	木曾郡上松町	小野の滝
1373		県	長野県	木曾郡南木曾町	田立の滝
1374		町	長野県	木曾郡南木曾町	木曾八景与川の秋月(観月の勝地)
1375	重要	町	長野県	木曾郡南木曾町	旧中山道男滝女滝
1376	重要	町	長野県	木曾郡南木曾町	鯉岩
1377			長野県	木曾郡南木曾町	天白のツツジ群落
1378	重要		長野県	木曾郡南木曾町	南木曾岳
1379			長野県	木曾郡南木曾町	賤母
1380			長野県	木曾郡南木曾町	柿其溪谷
1381	重要		長野県	木曾郡南木曾町	大平街道と木曾見茶屋
1382			長野県	木曾郡南木曾町	木曾川の巨石群
1383	重要		長野県	木曾郡南木曾町	中山道
1384	重要		長野県	木曾郡木祖村	藪原神社本殿と社叢
1385			長野県	木曾郡木祖村	田ノ上観音堂を中心とした中世的景観
1386			長野県	木曾郡木祖村	水木沢天然林
1387			長野県	木曾郡木祖村	極楽寺庭園
1388			長野県	木曾郡木祖村	床並の滝と床並の平垂
1389	重要		長野県	木曾郡木祖村	鉢盛山
1390	重要		長野県	木曾郡木祖村	鷹廻りと味噌川溪谷
1391			長野県	木曾郡木祖村	木曾川源流の碑と鉢盛山麓の景観
1392			長野県	木曾郡木祖村	菅古道と里山の景観
1393	重要		長野県	木曾郡木祖村	鳥居峠
1394	重要		長野県	木曾郡王滝村・木曾郡木曾町	御嶽山
			岐阜県	下呂市・高山市	
1395	重要		長野県	木曾郡王滝村	王滝川溪谷
1396		村	長野県	木曾郡大桑村	エドヒガンザクラ
1397	重要		長野県	木曾郡大桑村	阿寺溪谷
1398	重要		長野県	木曾郡木曾町	徳音寺の晩鐘

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1399		町	長野県	木曾郡木曾町	明星岩
1400		町	長野県	木曾郡木曾町	尾の島の滝
1401	重要		長野県	木曾郡木曾町	御嶽の暮雪
1402		町	長野県	木曾郡木曾町	白川の氷柱群
1403	重要		長野県	東筑摩郡麻績村	姨捨山(冠着宮)遥拝所
1404	重要		長野県	東筑摩郡麻績村	福満無量の地
1405			長野県	東筑摩郡麻績村	餅断ちの信仰景観(四阿屋山)
1406	重要	村	長野県	東筑摩郡生坂村	山清路
1407			長野県	東筑摩郡生坂村	大城・京ヶ倉
1408	重要	村	長野県	東筑摩郡筑北村	県立自然公園差切峽
1409	重要	村	長野県	東筑摩郡筑北村	修那羅石仏群
1410		村	長野県	東筑摩郡筑北村	青柳城跡
1411			長野県	東筑摩郡筑北村	岩殿山
1412			長野県	東筑摩郡筑北村	四阿屋山
1413	重要		長野県	東筑摩郡筑北村	切通し
1414			長野県	東筑摩郡筑北村	富蔵山観音堂
1415	重要		長野県	北安曇郡池田町	安曇野北アルプス展望のみち
1416	重要		長野県	北安曇郡池田町	ぐるっと池田街中歩きエリア
1417	重要		長野県	北安曇郡池田町	大峰高原白樺の森
1418	重要		長野県	北安曇郡池田町	陸郷山桜
1419	重要		長野県	北安曇郡池田町	広津の山里
1420	重要		長野県	北安曇郡松川村	有明山社と有明山の信仰景観
1421		村	長野県	北安曇郡白馬村	示現山長谷寺 庭園
1422			長野県	北安曇郡白馬村	白馬連山高山植物帯
1423			長野県	北安曇郡白馬村	八方尾根高山植物帯
1424	重要		長野県	北安曇郡白馬村	姫川源流
1425			長野県	北安曇郡白馬村	大宮神明宮一帯
1426			長野県	北安曇郡白馬村	青鬼集落
1427			長野県	北安曇郡小谷市	眺望の郷
1428			長野県	北安曇郡小谷市	水仙街道
1429	重要	町	長野県	埴科郡坂城町	十六夜観月殿と周辺の景観
1430			長野県	埴科郡坂城町	耕雲寺
1431			長野県	埴科郡坂城町	大英寺
1432	重要		長野県	埴科郡坂城町	横吹
1433	重要		長野県	埴科郡坂城町	千曲川と昭和橋の景観
1434			長野県	埴科郡坂城町	会地早雄神社の岩
1435			長野県	埴科郡坂城町	久保家庭園
1436			長野県	埴科郡坂城町	冠着宮遥拝所
1437			長野県	埴科郡坂城町	笠岩公園
1438			長野県	埴科郡坂城町	諏訪家の松
1439			長野県	埴科郡坂城町	西念寺の松
1440	重要		長野県	上高井郡小布施町	雁田山
1441			長野県	上高井郡小布施町	玄照寺庭園
1442		村	長野県	上高井郡高山村	雷滝
1443			長野県	上高井郡高山村	高社神社杉並木
1444	重要		長野県	上高井郡高山村	松川溪谷
1445			長野県	上高井郡高山村	赤和観音堂
1446			長野県	上高井郡高山村・下高井郡山ノ内町	笠ヶ岳
1447			長野県	上高井郡高山村	御飯岳
1448			長野県	上高井郡高山村	水中のしだれ桜
1449	重要	町	長野県	下高井郡山ノ内町	澗満滝
1450		町	長野県	下高井郡山ノ内町	幕岩
1451		町	長野県	下高井郡山ノ内町	白沢ノ滝
1452	重要		長野県	下高井郡山ノ内町	大沼池
1453			長野県	下高井郡山ノ内町	世界平和観音の桜
1454			長野県	下高井郡山ノ内町	横手山

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1455	重要		長野県	下高井郡山ノ内町	アワラ湿原のミズバショウ
1456			長野県	下高井郡山ノ内町	よませ温泉
1457	重要		長野県	下高井郡山ノ内町	田ノ原湿原
1458			長野県	下高井郡山ノ内町	煙嵐勝処
1459			長野県	下高井郡山ノ内町	志賀山
1460			長野県	下高井郡山ノ内町	岩菅山
1461	重要		長野県	下高井郡木島平村	龍興寺清水
1462		村	長野県	下高井郡木島平村	蜘蛛が湧
1463		村	長野県	下高井郡木島平村	雄滝・雌滝
1464			長野県	下高井郡木島平村	大塚山
1465		村	長野県	下高井郡野沢温泉村	麻釜
1466	重要	村	長野県	下高井郡野沢温泉村	つつじ山百番観音
1467	重要		長野県	上水内郡信濃町	野尻湖
1468	重要		長野県	上水内郡信濃町	黒姫山
1469			長野県	上水内郡信濃町	霊仙寺跡の巨石群
1470	重要		長野県	上水内郡信濃町	旧北国街道小古間
1471			長野県	上水内郡小川村	戸隠神社信仰遺跡
1472	重要		長野県	上水内郡飯綱町	矢筒山
1473	重要		長野県	上水内郡飯綱町	逆谷地湿原
1474			長野県	上水内郡飯綱町	鼻見城址
1475			長野県	上水内郡飯綱町	高岡神社杉並木(旧飯縄宮社叢)
1476	重要		長野県	上水内郡飯綱町	髻山
1477	重要		長野県	上水内郡飯綱町	霊仙寺山(山岳信仰遺跡)
1478	重要		長野県	上水内郡飯綱町	丹霞郷
1479			長野県	上水内郡飯綱町	戸谷峰
1480	重要		長野県	上水内郡飯綱町	三ッ峯
1481	重要		長野県	上水内郡飯綱町	二十塚
1482			長野県	上水内郡飯綱町	舟石
1483	重要		長野県	上水内郡飯綱町	小玉坂
1484			長野県	下水内郡栄村	布岩
1485			長野県	下水内郡栄村	天池(鳥甲山の眺望)
1486	重要		長野県	下水内郡栄村	雑魚川溪谷
1487			長野県	下水内郡栄村	大滝
1488	重要		長野県	下水内郡栄村	川原の野天風呂
1489	重要		長野県	下水内郡栄村	秋山郷
1490			長野県	下水内郡栄村	大秋山跡
1491			長野県	下水内郡栄村	
			新潟県	南魚沼郡湯沢町・中魚沼郡津南町	苗場山
1492			長野県	下水内郡栄村	野々海高原
1493			長野県	下水内郡栄村	長者林
1494		市	岐阜県	岐阜市	真長寺の石庭
1495		市	岐阜県	岐阜市	法華寺庭園
1496	重要		岐阜県	岐阜市	金華山(稲葉山)
1497	重要		岐阜県	岐阜市	長良川
1498			岐阜県	岐阜市	護国之寺
1499		市	岐阜県	大垣市	金生山岩巢公園
1500			岐阜県	大垣市	大垣公園
1501			岐阜県	大垣市	林町のクスノキ
1502			岐阜県	大垣市	笠縫の輪中堤防
1503	重要		岐阜県	大垣市	加賀野八幡神社自噴水
1504			岐阜県	大垣市	多良峡
1505			岐阜県	大垣市	宝暦治水の松
1506	重要		岐阜県	大垣市	蛍雪橋
1507			岐阜県	大垣市	大島堤と桜並木
1510		市	岐阜県	高山市	素玄寺庭園
1511	重要	市	岐阜県	高山市	宗猷寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1512	重要	市	岐阜県	高山市	琴淵
1513	重要	市	岐阜県	高山市	銚子の滝
1514	重要	市	岐阜県	高山市	岩舟の滝
1515	重要	市	岐阜県	高山市	大倉百滝
1516	重要	市	岐阜県	高山市	転月
1517	重要	市	岐阜県	高山市	桜野
1518	重要	市	岐阜県	高山市	あじめ峡
1519	重要	市	岐阜県	高山市	三休の滝
1520			岐阜県	高山市	ナカイ田棚田
1521			岐阜県	高山市	田頃家棚田
1522			岐阜県	高山市	雲龍寺庭園
1523			岐阜県	高山市	大雄寺庭園
1524	重要		岐阜県	高山市	平湯大滝
1525	重要		岐阜県	高山市	中橋
1526	重要		岐阜県	高山市	御母衣湖
1527			岐阜県	高山市	魚帰りの滝
1528			岐阜県	高山市	三ッ滝
1529			岐阜県	高山市	イバシ滝
1530			岐阜県	高山市	胡桃大滝
1531			岐阜県	高山市	カマガ淵
1532			岐阜県	高山市	乗鞍山麓五色ヶ原の森
1533	重要		岐阜県	高山市	位山
1534			岐阜県	高山市	女男滝
1535			岐阜県	高山市	平滝
1536			岐阜県	高山市	柚ヶ池(小三郎池)
1537			岐阜県	高山市	女滝
1538	重要		岐阜県	高山市	乗鞍岳
1539			岐阜県	関市	川浦溪谷
1540			岐阜県	関市	寺尾ヶ原千本桜
1541			岐阜県	瑞浪市	伝心宗寺跡
1542			岐阜県	瑞浪市	弁天池
1543	重要		岐阜県	瑞浪市	琵琶峠および二つ岩
1544	重要		岐阜県	瑞浪市	竜吟峡
1545		市	岐阜県	恵那市	天瀑山
1546		市	岐阜県	恵那市	喉の滝
1547	重要	市	岐阜県	恵那市	飯高観音
1548		市	岐阜県	恵那市	左靱に右刀
1549		市	岐阜県	美濃加茂市	小山観音
1550			岐阜県	土岐市	崇禪寺
1551		市	岐阜県	山県市	東光寺
1552		市	岐阜県	山県市	甘南美寺
1553	重要	市	岐阜県	山県市	茶所と念仏池
1554	重要	市	岐阜県	山県市	伊自良湖
1555		市	岐阜県	飛騨市	檜ヶ淵
1556		市	岐阜県	飛騨市	百間滝
1557		市	岐阜県	飛騨市	上や滝
1558		市	岐阜県	飛騨市	あわら池跡
1559		市	岐阜県	飛騨市	嫁ヶ淵
1561			岐阜県	本巣市	船来山
1562	重要		岐阜県	本巣市	糸貫川
1563			岐阜県	本巣市	能郷白山
1564	重要		岐阜県	本巣市	席田用水
1565	重要		岐阜県	本巣市	御姥様の水
1568		市	岐阜県	郡上市	莖草園
1569		市	岐阜県	郡上市	ジョウガ洞
1570		市	岐阜県	郡上市	材木岩(ジョウ穴)
1571		市	岐阜県	郡上市	カミオクの滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1572		市	岐阜県	郡上市	小川の大滝
1573		市	岐阜県	郡上市	スガホラの松竹梅
1574		市	岐阜県	郡上市	夫婦滝
1575		市	岐阜県	郡上市	駒ヶ滝
1576	重要	市	岐阜県	郡上市	三日月の滝
1577			岐阜県	郡上市	釜ヶ滝
1578		県	岐阜県	下呂市	禅昌寺庭園
1579	重要	県	岐阜県	下呂市	横谷峡四つの滝
1580		市	岐阜県	下呂市	屏風岩
1581	重要	市	岐阜県	下呂市	孝池水
1582	重要	市	岐阜県	下呂市	下り川
1583		市	岐阜県	下呂市	中切地蔵野の甌穴群
1584	重要		岐阜県	下呂市	馬瀬川
1585	重要		岐阜県	下呂市	根尾の滝
1586			岐阜県	下呂市	下呂温泉
1587			岐阜県	下呂市	濁河温泉
1588	重要	市	岐阜県	海津市	臥龍山行基寺
1589	重要		岐阜県	羽島郡笠松町	笠松トンボ天国
1590			岐阜県	羽島郡笠松町	奈良津堤の桜
1591	重要		岐阜県	養老郡養老町	養老の滝
1592		町	岐阜県	揖斐郡大野町	金尾滝
1593		町	岐阜県	加茂郡富加町	東香寺庭園
1594	重要		岐阜県	加茂郡富加町	清水寺音羽の滝
1595	重要	町	岐阜県	加茂郡川辺町	鹿塩の湯湧泉地
1596		市	静岡県	静岡市	龍華寺
1597	重要	市	静岡県	静岡市	薩埵峠
1598	重要	市	静岡県	静岡市	伊佐布北滝
1599	重要	県	静岡県	静岡市	木枯森
1600	重要	県	静岡県	浜松市・湖西市	浜名湖
1601	重要	市	静岡県	浜松市	佐鳴湖
1602	重要	県	静岡県	浜松市	摩訶耶寺庭園
1603		県	静岡県	浜松市	大福寺庭園
1604		県	静岡県	浜松市	長楽寺庭園
1605		県	静岡県	浜松市	実相寺庭園
1606		市	静岡県	浜松市	龍頭山
1607	重要	市	静岡県	浜松市	新宮池
1608		市	静岡県	浜松市	樽山の滝
1609			静岡県	沼津市	沼津御用邸記念公園
1610	重要		静岡県	沼津市	千本松原
1611			静岡県	沼津市	河内の大滝
1612			静岡県	沼津市	淡島
1613	重要		静岡県	沼津市	御浜岬
1614			静岡県	伊東市	城ヶ崎海岸
1615			静岡県	伊東市	大室山
1616	重要		静岡県	伊東市	一碧湖
1618	重要	市	静岡県	磐田市	医王寺庭園及び参道
1619	重要		静岡県	磐田市	獅子ヶ鼻公園
1620	重要		静岡県	磐田市	桶ヶ谷沼
1621	重要		静岡県	焼津市	袖が浦(石津・和田浜海岸)
1622	重要		静岡県	焼津市	大崩海岸
1624	重要		静岡県	焼津市	日本坂
1625	重要		静岡県	焼津市	浜通り
1626	重要		静岡県	下田市	白浜海岸
1627	重要		静岡県	下田市	外浦海岸
1628	重要	市	静岡県	下田市	爪木崎-俵磯海岸
1629		市	静岡県	下田市	タライ岬-釜の浦海岸
1630	重要	市	静岡県	裾野市	景ヶ島溪谷

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1631	重要		静岡県	裾野市	深良用水
1632		市	静岡県	伊豆市	萬城の滝
1633	重要		静岡県	伊豆市	浄蓮の滝
1634	重要		静岡県	伊豆市	独鈷の湯
1635	重要		静岡県	伊豆市	旭滝
1636			静岡県	伊豆市	筏場ワサビ田(沢)
1637	重要		静岡県	伊豆市	八丁池
1638			静岡県	伊豆市	天城風穴
1639	重要		静岡県	伊豆市	滑沢溪谷
1640	重要		静岡県	伊豆市	世古峽
1641	重要		静岡県	伊豆市	松原公園・屋形海岸
1642	重要		静岡県	伊豆市	天城山隧道
1643	重要		静岡県	伊豆市	しろばんばの里
1644	重要	県	静岡県	御前崎市	桜ヶ池
1645	重要		静岡県	御前崎市	白羽の磯
1646		市	静岡県	加茂郡東伊豆町	シラヌタ大杉
1647			静岡県	駿東郡小山町	富士霊園のサクラ
1648	重要		静岡県	駿東郡小山町	地藏堂川・銚子ヶ淵
1649			静岡県	駿東郡小山町	明神峠のブナ天然林
1650		県	静岡県	榛原郡川根本町	津島神社の五本スギ
1651		県	静岡県	榛原郡川根本町	浅間神社の鳥居スギ
1654	重要	市	愛知県	名古屋市長	旧「年魚市潟」展望地
1656			愛知県	豊橋市	石巻山
1657			愛知県	豊橋市	岩屋観音
1658			愛知県	豊橋市	表浜海岸
1659			愛知県	豊橋市	湊町公園
1660	重要		静岡県	湖西市	片浜十三里
			愛知県	田原市・豊橋市	
1661			愛知県	岡崎市	藤川のまつ並木
1662			愛知県	岡崎市	万足平の猪垣
1663			愛知県	岡崎市	大樹寺庭園
1664			愛知県	岡崎市	龍溪院庭園
1665			愛知県	岡崎市	明願寺庭園
1666			愛知県	岡崎市	河原の大滝
1667			愛知県	岡崎市	駒ヶ滝と扇子山
1668			愛知県	岡崎市	二畳ヶ滝
1669			愛知県	岡崎市	八帖地区
1670		市	愛知県	瀬戸市	石樋
1671	重要	市	愛知県	瀬戸市長	目鼻石
1672			愛知県	瀬戸市	定光寺庭園
1673			愛知県	瀬戸市	岩屋堂
1674	重要	県	愛知県	春日井市長	内々神社庭園
1675		市	愛知県	豊川市長	牛の滝とその付近の自然
1676			愛知県	豊川市長	妙巖寺庭園
1677	重要		愛知県	豊川市長	宮路山
1678			愛知県	津島市長	天王川公園
1679		市	愛知県	豊田市長	大滝
1680		市	愛知県	豊田市長	龍性院庭園
1681			愛知県	西尾市長	華蔵寺庭園
1682	重要	市	愛知県	蒲郡市長	勝善寺参道石段
1683	重要		愛知県	蒲郡市長	竹島海岸
1684	重要		愛知県	蒲郡市長	万葉の小径
1685	重要		愛知県	犬山市	入鹿池
1686			愛知県	犬山市	八首滝
1687	重要		愛知県	犬山市	尾張富士
1689			愛知県	新城市	四谷・千枚田
1690		県	愛知県	新城市	満光寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1691	重要	市	愛知県	新城市	鳴沢の滝
1692		市	愛知県	新城市	桜淵
1693	重要	市	愛知県	新城市	鮎滝
1694		市	愛知県	新城市	富賀寺庭園
1695			愛知県	新城市	江泉院庭園
1696			愛知県	新城市	百間滝
1697	重要	市	愛知県	東海市	万葉の歌碑
1698		市	愛知県	東海市	聚楽園大仏及び境内地
1699	重要		愛知県	東海市	御洲浜の池
1700			愛知県	東海市	如来山
1702	重要	県市	愛知県	知立市	八橋伝説地
1703	重要	市	愛知県	知立市	杜若池
1704			愛知県	日進市	御嶽山
1705			愛知県	日進市	菊水の瀧
1706	重要		愛知県	田原市	日出の石門
1707	重要		愛知県	田原市	恋路ヶ浜
1708			愛知県	田原市	芭蕉翁之碑
1709			愛知県	みよし市	三好池
1710		県	愛知県	あま市	蓮華寺庭園
1711			愛知県	丹羽郡大口町	五条川のサクラ
1712	重要		愛知県	海部郡大治町	明眼院
1713	重要		愛知県	知多郡南知多町	羽豆岬
1714	重要		愛知県	知多郡南知多町	須佐の入江
1715	重要		愛知県	知多郡南知多町	篠島
1716			愛知県	知多郡南知多町	礪ヶ浦
1717			愛知県	知多郡南知多町	千鳥ヶ浜
1718	重要		愛知県	知多郡美浜町	大御堂寺
1719		県	愛知県	北設楽郡設楽町	北説山岳公園岩古谷山
1720		町	愛知県	北設楽郡設楽町	神田の三滝
1721		町	愛知県	北設楽郡東栄町	つたの淵
1722		町	愛知県	北設楽郡東栄町	瀬戸淵
1723		町	愛知県	北設楽郡東栄町	明神山
1724		町	愛知県	北設楽郡東栄町	大入川溪谷
1725		町	愛知県	北設楽郡東栄町	振草川溪谷
1726			三重県	四日市市	興正寺庭園
1727	重要	県	三重県	伊勢市	宮川堤
1728		県	三重県	松阪市	瑞巖寺庭園
1729		県	三重県	松阪市	伊勢山上
1730		市	三重県	松阪市	阪内不動堂境内
1731	重要		三重県	桑名市	多度山
			岐阜県	海津市	
1732			三重県	桑名市	照源寺庭園
1733	重要		三重県	桑名市	本統寺庭園
1734			三重県	桑名市	大黒屋庭園
1735	重要		三重県	鈴鹿市	白子山観音寺
1736	重要	県	三重県	鈴鹿市	伊奈富神社庭園
1737		県	三重県	鈴鹿市	伊奈富山のツツジ
1738	重要		三重県	鈴鹿市	鼓ヶ浦海岸
1739	重要		三重県	鈴鹿市	石薬師寺周辺
1741	重要		三重県	鈴鹿市	桜島
1742			三重県	鈴鹿市	小岐須溪谷
1743		市	三重県	尾鷲市	城山・女王滝
1745	重要		三重県	鳥羽市	神島
1746			三重県	鳥羽市	青峯山正福寺
1747	重要		三重県	志摩市	天の岩戸
1748	重要		三重県	志摩市	鸚鵡石
1749			三重県	志摩市	御座白浜海岸

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1750	重要	県	三重県	伊賀市	養虫庵
1751			三重県	伊賀市	旧崇広堂庭園
1752			三重県	伊賀市	新大仏寺
1753			三重県	三重郡川越町	高松海岸
1754		町	三重県	多気郡多気町	快樂園
1755			三重県	多気郡多気町	五箇篠山城跡
1756		町	三重県	南牟婁郡御浜町	妙見山
1757	重要	一部国	滋賀県	大津市・近江八幡市他	琵琶湖
1758		県	滋賀県	大津市	盛安寺庭園
1759		県	滋賀県	大津市	聖衆来迎寺庭園
1760	重要	県	滋賀県	大津市	唐崎(唐崎神社境内)
1761		市	滋賀県	大津市	蘆花浅水荘庭園
1762			滋賀県	大津市	園城寺関伽井屋
1763			滋賀県	大津市	覚勝院
1764			滋賀県	大津市	財林坊
1765			滋賀県	大津市	新羅善神堂
1766			滋賀県	大津市	普賢堂
1767			滋賀県	大津市	法泉院
1768			滋賀県	大津市	龍泉院 北庭(主庭)
1769			滋賀県	大津市	龍泉院 南庭
1770			滋賀県	大津市	龍泉院 西庭
1771			滋賀県	大津市	法明院
1772			滋賀県	大津市	勸学院
1773	重要		滋賀県	大津市	月心寺
1774			滋賀県	大津市	西教寺 大方丈庭園
1775			滋賀県	大津市	西教寺 客殿庭園
1776			滋賀県	大津市	西教寺 書院庭園
1777			滋賀県	大津市	円乗院
1778			滋賀県	大津市	戒光院
1779			滋賀県	大津市	東光寺
1780			滋賀県	大津市	旧正蔵坊庭園
1781	重要	県	滋賀県	彦根市	有川氏庭園
1782		市	滋賀県	彦根市	龍潭寺庭園(東庭)
1783	重要	市	滋賀県	彦根市	明照寺庭園
1784	重要		滋賀県	彦根市	いろは松
1785	重要		滋賀県	彦根市	千々の松原
1786			滋賀県	彦根市	芹川のケヤキ並木
1787			滋賀県	彦根市	彦根城表御殿奥向き庭園
1788		県	滋賀県	長浜市	総持寺庭園
1789		県	滋賀県	長浜市	孤蓬庵庭園
1790		県	滋賀県	長浜市	池氏庭園
1791		県	滋賀県	長浜市	理覚院庭園
1792		市	滋賀県	長浜市	大吉寺庭園
1793		市	滋賀県	長浜市	赤田氏庭園
1794		市	滋賀県	長浜市	実宰院庭園
1795		市	滋賀県	長浜市	大通寺学問所庭園
1796		市	滋賀県	長浜市	長浜八幡宮放生池庭園
1798			滋賀県	長浜市	旧椿坂本陣庭園
1799			滋賀県	長浜市	全長寺庭園
1800			滋賀県	長浜市	龍泉寺庭園
1803			滋賀県	長浜市	日吉神社庭園
1806			滋賀県	長浜市	旧一乗院庭園(一乗院庭園)
1807			滋賀県	長浜市	神照寺庭園
1809			滋賀県	長浜市	観成院庭園(名超寺観成院庭園)
1811			滋賀県	長浜市	安明寺庭園
1812		県	滋賀県	近江八幡市	妙感寺庭園
1813		県	滋賀県	近江八幡市	福壽寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1814		県	滋賀県	近江八幡市	杉原氏庭園
1815	重要		滋賀県	草津市	烏丸半島の蓮群生地
1817			滋賀県	草津市	志那三郷のフジ
1818			滋賀県	草津市	史跡草津宿本陣主庭
1819			滋賀県	草津市	矢橋港跡
1820		県	滋賀県	栗東市	安養寺庭園
1821		市	滋賀県	栗東市	新善光寺庭園
1822		市	滋賀県	甲賀市	大鳥神社境内
1823		市	滋賀県	甲賀市	大池寺の庭園
1826	重要		滋賀県	湖南市	美し松
1827			滋賀県	湖南市	弘法杉
1828			滋賀県	高島市	新旭地域のヨシ原と針江大川の景観
1829			滋賀県	高島市	マキノ高原のメタセコイア並木
1830			滋賀県	高島市	畑の棚田
1831		県	滋賀県	高島市	極楽寺庭園
1832		市	滋賀県	高島市	一本杉
1833	重要	市	滋賀県	高島市	八池(淵)の滝
1834			滋賀県	高島市	萩の浜
1835			滋賀県	高島市	湖西の松林
1836			滋賀県	高島市	マキノ町全域
1837			滋賀県	高島市	マキノサニービーチ
1838			滋賀県	高島市	赤坂山
1839			滋賀県	高島市	生杉のブナ原生林
1840	重要		滋賀県	高島市	針江生水の里
1841	重要		滋賀県	高島市	淡海湖
1842	重要		滋賀県	高島市	暁霧 海津大崎の岩礁
1843	重要		滋賀県	高島市	白鬚神社
1844	重要		滋賀県	高島市	安曇川のヤナと松ノ木内湖の景観
1845			滋賀県	高島市	石田川のヤナと浜分松林景観
1846			滋賀県	高島市	朽木溪谷
1847	重要		滋賀県	高島市	乙女ヶ池
1848			滋賀県	高島市	沖の白石
1849			滋賀県	高島市	海津天神社庭園
1850	重要		滋賀県	高島市	宝幢院庭園
1851			滋賀県	高島市	願慶寺庭園
1852			滋賀県	高島市	慈専寺庭園
1855			滋賀県	高島市	西江寺庭園
1856			滋賀県	高島市	曹澤寺庭園
1858			滋賀県	高島市	禅智院庭園
1859			滋賀県	高島市	大清寺庭園
1860			滋賀県	高島市	円光寺庭園
1861			滋賀県	高島市	朽木針畑川沿いの集落景観
1862			滋賀県	高島市	三谷地域の湧き水景観
1863			滋賀県	高島市	鵜川地域の棚田とびわ湖湖岸の集落景観
1864			滋賀県	高島市	マキノ地域の雑木林と緑ヶ池の景観
1865		市	滋賀県	東近江市	松尾神社庭園
1866	重要	市	滋賀県	東近江市	永源寺境内
1867	重要		滋賀県	東近江市	前浜
1868	重要		滋賀県	東近江市	伊庭内湖
1869		県	滋賀県	米原市	徳源院庭園
1870		県	滋賀県	米原市	来照寺庭園
1871	重要		滋賀県	米原市	居醒の清水
1872	重要		滋賀県	米原市	泉神社湧水
1873	重要		滋賀県	愛知郡愛荘町	山比古湧水
1874			滋賀県	愛知郡愛荘町	不飲川
1875	重要		滋賀県	愛知郡愛荘町	軽野湧水湿原
1876	重要		滋賀県	愛知郡愛荘町	御幸橋

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1877			滋賀県	愛知郡愛荘町	竹平楼庭園
1878			滋賀県	愛知郡愛荘町	宇曾川ダム
1879	重要	県	滋賀県	犬上郡豊郷町	阿自岐神社庭園
1881		府	京都府	京都府	両足院庭園
1882	重要		京都府	福知山市・宮津市	大江山連峰
1883	重要		京都府	福知山市・朝来市	宝山・夜久野高原
1884			京都府	福知山市	三岳山
1885			京都府	福知山市	生野の里
1886		府	京都府	舞鶴市	金剛院庭園
1887		府	京都府	舞鶴市	上野家庭園
1888		府	京都府	綾部市	正暦寺庭園
1889		府	京都府	宇治市	養林庵書院庭園
1890		府	京都府	宇治市	興正寺庭園
1891		府	京都府	宮津市	江西寺庭園
1892	重要	府	京都府	宮津市	妙円寺庭園
1893		府	京都府	宮津市	三上家庭園
1894		府	京都府	亀岡市	穴太寺庭園
1895		府	京都府	亀岡市	法常寺庭園
1896		府	京都府	亀岡市	龍潭寺庭園
1897		府	京都府	長岡京市	楊谷寺庭園
1898		府	京都府	八幡市	正法寺庭園
1899		府	京都府	京丹後市	宗雲寺庭園
1900		町	京都府	綴喜郡井手町	井手玉水堤の山吹
1901		町	京都府	綴喜郡宇治田原町	大滝
1902		町	京都府	船井郡京丹波町	琴滝
1903			京都府	船井郡京丹波町	質志鐘乳洞
1904		府	京都府	与謝郡与謝野町	西光寺庭園
1905		府	京都府	与謝郡与謝野町	常栖寺庭園
1906		府	大阪府	大阪市	願泉寺庭園
1907	重要		大阪府	大阪市	阿弥陀池
1908	重要		大阪府	大阪市	住吉大社境内
1909			大阪府	犬上郡豊郷町	加賀屋新田会所跡
1910		府	大阪府	堺市	祥雲寺庭園
1911		市	大阪府	堺市	片桐棲龍堂庭園
1912	重要	市	大阪府	堺市	妙國寺庭園
1913	重要	府	大阪府	岸和田市	久米田池
1914		府	大阪府	岸和田市	牛滝山
1915	重要		大阪府	池田市	鼓ヶ滝
			兵庫県	川西市	
1916	重要		大阪府	吹田市	紫金山公園
1917			大阪府	泉大津市	田中家庭園
1918		府	大阪府	高槻市	撰津峡
1919	重要		大阪府	高槻市	神峯山寺
1920	重要		大阪府	守口市	佐太天神宮
1921	重要		大阪府	守口市	来迎寺
1922		府	大阪府	泉佐野市	犬鳴山
1923	重要		大阪府	泉佐野市	日根神社・慈眼院・ろじ溪
1924	重要		大阪府	泉佐野市	火走神社
1925			大阪府	南河内郡河南町・富田林	河南台地の条里地割
1926		府	大阪府	河内長野市	地藏寺
1927		府	大阪府	河内長野市	岩湧山
1928		市	大阪府	河内長野市	光滝寺境内
1929			大阪府	河内長野市	観心寺
1930			大阪府	河内長野市	金剛寺境内
1931	重要	府	大阪府	東大阪市	慈光寺
1932		市	大阪府	東大阪市	枚岡梅林
1933	重要	市	大阪府	東大阪市	長尾の滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1934	重要		大阪府	泉南市	砂川奇勝公園
1935			大阪府	泉南市	山田家庭園
1936		府	大阪府	交野市	磐船峡
1937	重要	府	大阪府	大阪狭山市	狭山池
1938			大阪府	阪南市	琵琶岸懸
1939			大阪府	三島郡島本町	待宵小侍従の墓・顕彰碑
1940			大阪府	三島郡島本町	離宮の水
1941		府	大阪府	豊能郡能勢町	長杉寺庭園
1942		町	大阪府	泉南郡熊取町	雨山
1943			大阪府	南河内郡河南町	高貴寺庭園
1944	重要		大阪府	南河内郡千早赤阪村・南河内郡河南町	葛城山
			奈良県	御所市	
1945	重要		大阪府	南河内郡千早赤阪村	下赤阪の棚田
1946		県	兵庫県	神戸市	太山寺成就院庭園
1947			兵庫県	芦屋市～神戸市東灘区	芦屋ロックガーデン
1948		県	兵庫県	姫路市	鹿ヶ壺
1949		市	兵庫県	姫路市	甕穴どんどが淵
1952	重要		兵庫県	尼崎市	久々知妙見社
1953	重要		兵庫県	尼崎市	本興寺
1954			兵庫県	尼崎市	寺町
1955	重要		兵庫県	西宮市	御前浜
1956	重要		兵庫県	西宮市	名次山
1957			兵庫県	西宮市	漢織呉織伝承地
1958	重要		兵庫県	西宮市	蓬萊峡
1959	重要		兵庫県	西宮市	武田尾温泉
1960			兵庫県	西宮市	甲山
1961			兵庫県	西宮市	西宮神社苑池
1962			兵庫県	洲本市	桑島邸庭園
1963			兵庫県	洲本市	旧下屋敷津田邸庭園
1964			兵庫県	洲本市	益習館跡庭園
1965			兵庫県	芦屋市	高座の滝
1966	重要		兵庫県	伊丹市	昆陽池
1967	重要		兵庫県	伊丹市	西国街道
1968		県	兵庫県	豊岡市	切浜の「はさかり岩」
1969		県	兵庫県	豊岡市	宗鏡寺本堂庭園
1972	重要		兵庫県	加古川市	高御位山
1973	重要		兵庫県	加古川市	日岡山
1974			兵庫県	加古川市	中道子山
1978	重要		兵庫県	赤穂市	赤穂御崎
1979	重要		兵庫県	赤穂市	坂越浦
1980	重要		兵庫県	赤穂市	大石良雄宅跡庭園
1982	重要		兵庫県	宝塚市	最明寺滝
1983			兵庫県	宝塚市	武田尾溪谷
1984			兵庫県	三木市	志染の石室
1985	重要		兵庫県	高砂市	高砂
1986	重要		兵庫県	高砂市	旧入江家住宅庭園
1987	重要		兵庫県	高砂市	高砂(相生)の松
1988			兵庫県	高砂市	曾根の松
1989	重要		兵庫県	高砂市	松原公園
1990			兵庫県	高砂市	観涛処
1991			兵庫県	高砂市	竜山
1992	重要		兵庫県	高砂市	高御位山
1993			兵庫県	川西市	黒川の里山
1994			兵庫県	三田市	尼ノ滝
1995	重要		兵庫県	三田市	羽束山

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1996	重要		兵庫県	三田市	有馬富士
1997	重要		兵庫県	三田市	花山院菩提寺
1998		市	兵庫県	篠山市	五台山の岩
1999			兵庫県	丹波市・篠山市	鬼の架橋
2001			兵庫県	養父市	別宮の棚田
2002		市	兵庫県	養父市	蓮華寺庭園
2003		市	兵庫県	養父市	不動滝
2004			兵庫県	養父市	天滝
2005			兵庫県	養父市	布滝
2006			兵庫県	養父市	三ツ滝
2007			兵庫県	養父市	甘棠亭庭園
2008			兵庫県	養父市	氷ノ山
2009		市	兵庫県	丹波市	岩瀧寺溪谷
2010		市	兵庫県	丹波市	高源寺境内
2011		市	兵庫県	丹波市	石像寺の磐座
2012		市	兵庫県	丹波市	日ヶ奥溪谷
2013			兵庫県	丹波市	白毫寺庭園
2015			兵庫県	丹波市	石像寺庭園
2016		県	兵庫県	南あわじ市	神宮寺庭園
2017		市	兵庫県	南あわじ市	護国寺庭園
2018		県	兵庫県	朝来市	円明寺庭園
2019		県	兵庫県	朝来市	護念寺庭園
2020			兵庫県	朝来市	糸井の大カツラ
2021			兵庫県	朝来市	断層と鉦脈
2022			兵庫県	朝来市	八代の大櫓
2023			兵庫県	朝来市	延応寺の大櫓
2024			兵庫県	朝来市	ウツギノヒメハナバチ群生地
2025			兵庫県	朝来市	大將軍杉
2026	重要		兵庫県	朝来市	鷲原寺石仏群
2027			兵庫県	朝来市	久世田の大イチョウ
2028			兵庫県	朝来市	諏訪のボダイジュ
2029			兵庫県	朝来市	粟鹿神社社叢林
2030			兵庫県	朝来市	當勝神社社叢林
2031			兵庫県	朝来市	西谷のフジ
2032			兵庫県	朝来市	神子畑のサルスベリ
2033			兵庫県	朝来市	金香瀬のヒカゲツツジ
2035			兵庫県	朝来市	光福寺庭園
2036			兵庫県	朝来市	観音寺庭園
2037			兵庫県	朝来市	赤渕神社庭園
2038			兵庫県	朝来市	糸井溪谷
2039			兵庫県	朝来市	立雲峽
2040			兵庫県	朝来市	魚ヶ滝
2041			兵庫県	朝来市	黒川溪谷
2042		県	兵庫県	淡路市	恵日寺庭園
2043		県	兵庫県	淡路市	妙勝寺庭園
2044		県	兵庫県	淡路市	長泉寺庭園
2045	重要	市	兵庫県	淡路市	絵島
2046			兵庫県	淡路市	徳島藩松帆台場跡より明石海峡・舞子砲台を望む景観
2047	重要		兵庫県	淡路市	大和島
2048	重要		兵庫県	淡路市	鳥の山
2049	重要		兵庫県	淡路市	御井の清水
2050	重要		兵庫県	淡路市	浅野公園
2051			兵庫県	淡路市	夫婦滝
2052		市	兵庫県	宍粟市	比地の滝
2053		市	兵庫県	宍粟市	与位の洞門
2054		市	兵庫県	宍粟市	小河内の滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2055		市	兵庫県	宍粟市	カナベの滝(三室の滝)
2056		市	兵庫県	宍粟市	黒土の滝
2057			兵庫県	宍粟市	最上山公園「もみじ山」
2058	重要		兵庫県	宍粟市	原不動滝
2059			兵庫県	宍粟市	音水溪谷
2060	重要		兵庫県	加東市	鬮竜灘
2061	重要	市	兵庫県	たつの市	篠井乃水
2062			兵庫県	たつの市	八瀬家庭園(龍野藩西組大庄屋)
2063	重要		兵庫県	たつの市	唐荷島
2064			兵庫県	多可郡多可町	岩座神の棚田
2066			兵庫県	多可郡多可町	武嶋山
2067			兵庫県	多可郡多可町	竹谷山
2068			兵庫県	多可郡多可町	雲門寺庭園
2069			兵庫県	多可郡多可町	金藏山
2070			兵庫県	神崎郡市川町	岩戸神社周辺の巨岩群
2071			兵庫県	神崎郡市川町	笠形山
2072	重要	県	兵庫県	神崎郡福崎町	七種山
2073		県	兵庫県	神崎郡福崎町	応聖寺庭園
2074			兵庫県	神崎郡福崎町	西光寺野台地のため池群
2075			兵庫県	神崎郡福崎町	西光寺野疏水
2086		県	兵庫県	佐用郡佐用町	飛龍の滝及びその周辺
2087			兵庫県	美方郡香美町	和佐父の棚田
2088			兵庫県	美方郡香美町	うへ山の棚田
2089		町	兵庫県	美方郡香美町	八反滝
2090		町	兵庫県	美方郡香美町	帝釈寺庭園
2091		町	兵庫県	美方郡香美町	猿尾滝
2092		県	兵庫県	美方郡新温泉町	霧ヶ谷溪谷
2093		県	兵庫県	美方郡新温泉町	小又川溪谷
2094			奈良県	天理市	長岳寺旧地藏院庭園
2095			奈良県	橿原市	森村家庭園
2096			奈良県	五條市	大滝
2097			奈良県	五條市	宮の滝
2098	重要		奈良県	御所市	葛城高原
			大阪府	南河内郡千早赤阪村	
2099	重要		奈良県	生駒市	暗峠
2100	重要		奈良県	生駒市	般若窟
2101			奈良県	葛城市	当麻寺西南院庭園
2102	重要		奈良県	葛城市	二上山
			大阪府	南河内郡太子町	
2103			奈良県	山辺郡山添村	山ノ辺の御井
2104	重要		奈良県	山辺郡山添村	波多横山
2105	重要		奈良県	山辺郡山添村	水神の森
2106	重要		奈良県	山辺郡山添村	春日神社
2107	重要		奈良県	山辺郡山添村	神波多神社
2108		村	奈良県	山辺郡山添村	牛ヶ峯岩屋榎型
2109		県	奈良県	山辺郡山添村	神野山
2110	重要	村	奈良県	山辺郡山添村	神野寺境内及び寺領地
2111		村	奈良県	山辺郡山添村	長久寺・智龍公園
2112	重要		奈良県	山辺郡山添村	名張川
2113	重要		奈良県	生駒郡三郷町・生駒郡平群町	信貴山
			大阪府	八尾市	
2114			奈良県	生駒郡安堵町	富生の松
2115			奈良県	生駒郡安堵町	重要文化財 中家住宅
2116		県	奈良県	吉野郡吉野町	大蔵神社庭園
2117			奈良県	吉野郡吉野町	竹林院群芳園
2118			奈良県	吉野郡吉野町	本善寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2119			奈良県	吉野郡吉野町	牟田寺庭園
2120			奈良県	吉野郡吉野町	吉水神社庭園
2121		県	奈良県	吉野郡下市町	願行寺 庭園
2122			奈良県	吉野郡下市町	栃原岳
2123	重要		奈良県	吉野郡下市町	広橋梅林
2125	重要		奈良県	吉野郡黒滝村	赤岩溪谷
2127	重要	市	和歌山県	海南市	裏見の滝
2128	重要	市	和歌山県	海南市	立神神社の立巖
2129			和歌山県	海南市	浄国寺庭園
2130	重要		和歌山県	海南市	藤白峠
2131	重要		和歌山県	海南市	鈴木屋敷庭園
2132			和歌山県	海南市	亀池
2133			和歌山県	有田市	矢櫃漁港
2134	重要		和歌山県	有田市	宮崎ノ鼻
2135			和歌山県	有田市	円満寺庭園
2136		市	和歌山県	新宮市	鼻白の滝
2137			和歌山県	新宮市	王子ヶ浜・御手洗海岸
2138			和歌山県	新宮市	桑ノ木の滝
2139		市	和歌山県	紀の川市	粉河寺御池坊庭園
2140		市	和歌山県	紀の川市	十禅律院庭園(洗心庭)
2141	重要		和歌山県	海草郡紀美野町	不動の滝
2142			和歌山県	海草郡紀美野町	天狗岩
2143			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	船岡山
2144			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	四郷の串柿
2145			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	天野の集落
2146	重要		和歌山県	伊都郡かつらぎ町	背山
2147			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	三重の滝
2148			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	文蔵の滝
2149			和歌山県	伊都郡かつらぎ町	高野龍神スカイラインから望む山並み
2150		県	和歌山県	伊都郡高野町	宝善院庭園
2151			和歌山県	有田郡湯浅町	湯浅湾(施無畏寺より展望)
2152			和歌山県	有田郡有田川町	蘭島
2153	重要	町	和歌山県	有田郡有田川町	姥ヶ滝
2154	重要	町	和歌山県	有田郡有田川町	白馬滝
2155	重要	町	和歌山県	有田郡有田川町	明恵峽
2156	重要	町	和歌山県	有田郡有田川町	虚空蔵滝
2157	重要	町	和歌山県	有田郡有田川町	次の滝
2158	重要		和歌山県	有田郡有田川町	生石山
2159	重要		和歌山県	有田郡有田川町	粟生の巖
2160	重要		和歌山県	有田郡有田川町	磐坂観音
2162			和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	色川地区の棚田
2163	重要	町	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	山成島
2164	重要		和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	玉の浦
2165			和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	浦神の通り窟
2166			和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	紀の松島
2167	重要	一部国	和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	那智四十八滝
2168			和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	弁天島
2169			和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	白菊の浜
2170	重要		和歌山県	東牟婁郡那智勝浦町	補陀落渡海伝説の四島(山成島、金光坊島、綱切島、帆立島)
2171			和歌山県	東牟婁郡古座川町	七川ダム湖畔
2172	重要		和歌山県	東牟婁郡古座川町	古座川
2173		県	鳥取県	鳥取市	三滝溪
2174		市	鳥取県	鳥取市	興禅寺庭園
2175		市	鳥取県	鳥取市	宝隆院庭園
2176		市	鳥取県	鳥取市	譲伝寺庭園
2177			鳥取県	鳥取市	龍峯寺庭園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2178			鳥取県	鳥取市	広徳寺庭園
2179	重要		鳥取県	鳥取市	雨滝
2180		県	鳥取県	米子市	心光寺庭園
2181	重要		鳥取県	米子市	粟島
2183	重要		鳥取県	八頭郡智頭町	副ヶ瀧
2184	重要		鳥取県	八頭郡智頭町	魚の棚
2185		町	鳥取県	八頭郡八頭町	鷺倉滝
2186		町	鳥取県	八頭郡八頭町	岩玉(岩頭)
2187	重要		鳥取県	八頭郡智頭町	徳丸ドンド
2188		県	鳥取県	東伯郡三朝町	正善院庭園
2189			鳥取県	東伯郡三朝町	明治荘庭園
2190			鳥取県	東伯郡三朝町	曹源寺庭園
2191	重要		鳥取県	東伯郡三朝町	三朝温泉河原風呂
2192	重要		鳥取県	東伯郡琴浦町	花見潟墓地
2193			鳥取県	東伯郡琴浦町	河本氏庭園
2194	重要		鳥取県	西伯郡大山町	伯耆 大野 大山遠望
2295	重要		鳥取県	日野郡日野町	龍王滝
2296			鳥取県	日野郡日野町	明地峠
2298		市	島根県	松江市	枕木山
2299		市	島根県	松江市	木幡山荘
2200	重要		島根県	松江市	小泉八雲旧居庭園
2201	重要		島根県	松江市	水都・松江の風景
2202	重要		島根県	松江市	美保関灯台と日本海の景観
2203	重要		島根県	松江市	意宇川と日吉切通し
2204	重要		島根県	松江市	出雲国府跡と茶臼山
2205			島根県	松江市	乗光寺
2206			島根県	松江市	普門院
2207			島根県	松江市	木幡家住宅
2208			島根県	浜田市	都川の棚田
2209			島根県	浜田市	室谷の棚田
2210			島根県	浜田市	龍雲寺庭園
2211			島根県	浜田市	浄蓮寺庭園
2212			島根県	浜田市	大麻山神社庭園
2213			島根県	出雲市	栗原岩樋
2214	重要		島根県	出雲市	稲佐の浜の夕景
2215	重要		島根県	出雲市	高瀬川沿いの町並み
2216			島根県	出雲市	拍陵園
2217			島根県	出雲市	みゆきの道
2218			島根県	出雲市	日御碕の夕景
2219			島根県	出雲市	浮浪の滝(鱒淵寺発祥の地)
2220			島根県	出雲市	一畑寺
2221			島根県	出雲市	康国寺
2222			島根県	出雲市	旧浄観院
2223			島根県	出雲市	鱒淵寺本坊
2224			島根県	出雲市	旧是心院
2225			島根県	出雲市	等樹院
2226			島根県	出雲市	阿弥陀寺
2227			島根県	出雲市	願楽寺
2228		県	島根県	益田市	双川峡
2229		県	島根県	益田市	鑪崎及び松島磁石石
2230	重要	市	島根県	益田市	大神ヶ嶽
2231		市	島根県	大田市	願楽寺紫白庭
2232		市	島根県	大田市	円城寺境内
2233		市	島根県	大田市	掛戸松島
2234		市	島根県	大田市	井戸平左衛門顕彰碑
2235		市	島根県	安来市	雲樹寺庭園
2236			島根県	安来市	蓮乗院庭園 古門堂茶室・巖松軒茶室

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2237			島根県	安来市	鷹入りの滝
2238			島根県	安来市	常安寺庭園
2239		県	島根県	江津市	小川庭園
2240		市	島根県	江津市	岩瀧寺の滝
2241		県	島根県	雲南市	雲見の滝
2242			島根県	雲南市	斐伊川堤防桜並木
2243			島根県	雲南市	竜頭が滝
2244			島根県	雲南市	八重滝
2245			島根県	雲南市	山王寺の棚田
2246			島根県	雲南市	うしおの沢池
2247		町	島根県	仁多郡奥出雲町	旧ト蔵氏庭園
2248			島根県	仁多郡奥出雲町	櫻井家庭園
2249			島根県	仁多郡奥出雲町	覚融寺庭園
2250	重要		島根県	飯石郡飯南町	琴引山
2251	重要		島根県	飯石郡飯南町	赤名峠
2252			島根県	邑智郡美郷町	銅ヶ丸鉦山跡地
2253	重要		島根県	邑智郡美郷町	蟠龍峡谷
2254	重要		島根県	邑智郡美郷町	大和七橋
2255	重要		島根県	邑智郡美郷町	丁城(要路城)跡
2256	重要		島根県	邑智郡美郷町	浜原ダムと潮発電所
2257			島根県	邑智郡美郷町	石見銀山街道
2258			島根県	邑智郡美郷町	青杉城址
2259			島根県	邑智郡美郷町	信喜毘沙門堂
2260			島根県	邑智郡美郷町	弓ヶ原
2261			島根県	邑智郡美郷町	大槇谷
2262			島根県	邑智郡美郷町	半駄が峽
2263			島根県	邑智郡美郷町	妙用寺の桜とツツジ
2264			島根県	邑智郡美郷町	荷越瀬とくじら岩
2265	重要		島根県	邑智郡美郷町	音無の瀬
2266	重要		島根県	邑智郡美郷町	魚切溪
2267			島根県	邑智郡美郷町	松尾山の原生林
2268	重要		島根県	邑智郡美郷町	湯抱の温泉街
2269			島根県	邑智郡美郷町	明神岩
2270			島根県	邑智郡美郷町	潮桜並木
2271			島根県	邑智郡美郷町	沢谷桜街道
2272	重要	県	島根県	邑智郡邑南町	志都の岩屋
2273	重要		島根県	鹿足郡津和野町	永明寺庭園
2274	重要		島根県	鹿足郡津和野町	嘉楽園(津和野藩御殿庭園)
2275	重要		島根県	鹿足郡津和野町	青野山
2276	重要		島根県	鹿足郡津和野町	津和野百景図滝群(白糸の滝、鳴滝、小直の雄滝、小直の雌滝)
2277		町	島根県	鹿足郡吉賀町	大井谷地区の棚田
2278		町	島根県	鹿足郡吉賀町	平栃の滝
2279	重要		島根県	鹿足郡吉賀町	高津川水源地「大蛇ヶ池」と一本杉
2280			島根県	隠岐郡西ノ島町	西ノ島町の牧畑
2281		県	島根県	隠岐郡隠岐の島町	鷲ヶ峰およびトカゲ岩
2282			島根県	隠岐郡隠岐の島町	壇鏡の滝
2283			岡山県	岡山市	安住院
2284			岡山県	岡山市	金山寺
2285	重要		岡山県	岡山市	吉備津神社
2286			岡山県	岡山市	妙教寺
2287		県	岡山県	岡山市	近水園
2289			岡山県	岡山市	少林寺
2290			岡山県	岡山市・倉敷市・赤磐市	吉備丘陵の白桃
2291			岡山県	赤磐市・岡山市・備前市	熊山
2292		県	岡山県	倉敷市	円通寺公園
2293		市	岡山県	津山市	石林園

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2294			岡山県	津山市	苅田氏庭園
2295			岡山県	津山市	本光寺庭園
2296	重要		岡山県	玉野市	渋川海岸
2297		市	岡山県	玉野市	常山城跡
2298	重要		岡山県	玉野市	槌戸の瀬(大槌島、小槌島)
			香川県	高松市	
2299			岡山県	笠岡市	御嶽山
2300	重要		岡山県	笠岡市	沖の白石
2301		県	岡山県	井原市	道祖溪
2302		県	岡山県	井原市	天神峡
2303	重要		岡山県	井原市	井原堤
2304			岡山県	総社市	鬼ノ城
2305			岡山県	総社市	総社宮庭園
2306			岡山県	総社市	吉備路風土記の丘
2307		県	岡山県	高梁市	弥高山
2308		市	岡山県	高梁市	沢柳の滝
2309			岡山県	高梁市	旧松山城居館址庭園
2310			岡山県	高梁市	薬師院庭園
2311			岡山県	高梁市	巨福寺庭園
2312	重要	市	岡山県	新見市	絹掛の滝
2313	重要		岡山県	新見市	鳴滝
2314		市	岡山県	備前市	深谷の滝
2315		市	岡山県	備前市	大滝山・熊山 含滝庭、熊山窯跡
2316		市	岡山県	備前市	高取家の庭園
2317		市	岡山県	瀬戸内市	牛窓断層帯地層群
2318	重要		岡山県	瀬戸内市	迫門の曙
2319	重要		岡山県	瀬戸内市	牛窓の海
2320			岡山県	瀬戸内市	天王社刀剣の森
2321			岡山県	瀬戸内市	虫明の朝日
2322			岡山県	瀬戸内市	牛窓の夕陽
2323			岡山県	瀬戸内市	牛窓神社社叢
2324	重要		岡山県	瀬戸内市	黒島・中ノ小島・端ノ小島の砂州
2325			岡山県	瀬戸内市	錦海塩田跡地
2326	重要		岡山県 他	瀬戸内市 他	金毘羅参詣名所図会の名勝地
2327	重要		岡山県	赤磐市	布都美
2328			岡山県	赤磐市	宗形神社
2329		市	岡山県	真庭市	鬼の穴・龍宮岩
2330		市	岡山県	真庭市	お滝様
2331		市	岡山県	真庭市	足尾滝
2332	重要	市	岡山県	真庭市	薬王寺庭園
2333		市	岡山県	真庭市	天の岩戸
2334		市	岡山県	美作市	上山の千枚田
2335		市	岡山県	美作市	安養寺庭園
2336	重要	市	岡山県	美作市	能登香山
2338		市	岡山県	美作市	千早の滝
2339		市	岡山県	美作市	琴弾きの滝
2340		市	岡山県	浅口市	寂光院庭園
2341	重要	市	岡山県	浅口市	三郎島(三ツ山)
2342			岡山県	浅口市	不動の滝
2343		県	岡山県	小田郡矢掛町	大通寺庭園
2344	重要	町	岡山県	小田郡矢掛町	地藏岩
2345		町	岡山県	小田郡矢掛町	雄虎の滝
2346			岡山県	小田郡矢掛町	福武家庭園
2347			岡山県	小田郡矢掛町	石井家庭園
2348		村	岡山県	真庭郡新庄村	不動滝(雄滝)
2349		村	岡山県	真庭郡新庄村	不動滝(女滝)
2350		町	岡山県	苫田郡鏡野町	中林の滝

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2351		町	岡山県	苫田郡鏡野町	男山・女山
2352		町	岡山県	苫田郡鏡野町	お滝様の滝
2353		町	岡山県	苫田郡鏡野町	河内不動の滝
2354		町	岡山県	苫田郡鏡野町	赤和瀬溪谷
2355	重要	町	岡山県	苫田郡鏡野町	恩原湖
2356		町	岡山県	苫田郡鏡野町	蛇谷溪谷
2357		町	岡山県	苫田郡鏡野町	豊ヶ谷溪谷
2358		町	岡山県	苫田郡鏡野町	布江の滝
2359			岡山県	苫田郡鏡野町	岩井滝
2360			岡山県	苫田郡鏡野町	白賀溪谷
2361			岡山県	苫田郡鏡野町	ふぐるみ原生林
2362		町	岡山県	勝田郡勝央町	貝がら岩
2363		町	岡山県	勝田郡勝央町	ほら貝岩
2364			岡山県	久米郡美咲町	大併和西の棚田
2365			岡山県	久米郡美咲町	小山の棚田
2366	重要	町	岡山県	吉備中央町	宇甘溪
2367			広島県	広島市	福王寺境内
2368			広島県	広島市	中野砂走の出迎いの松
2369			広島県	広島市	日涉園跡
2370		県	広島県	広島市	石ヶ谷峡
2371		県	広島県	呉市	二級峡
2372		市	広島県	呉市	岩山
2373	重要	市	広島県	呉市	白糸の滝
2374		市	広島県	呉市	二河峡
2375	重要	市	広島県	呉市	深山の滝
2376	重要		広島県	呉市	万葉集遺跡長門島松原
2377			広島県	竹原市	小祇園
2378	重要	市	広島県	三原市	佛通寺
2379			広島県	三原市	筆影山・竜王山
2380		市	広島県	尾道市	白滝山(五百羅漢像)
2381	重要	市	広島県	尾道市	爽籟軒庭園
2382		県	広島県	福山市	龍頭峡
2383	重要		広島県	府中市	七ツ池
2384	重要		広島県	府中市	三郎の滝
2385			広島県	府中市	岳山
2386			広島県	府中市	矢野岩海
2387		県	広島県	三次市	常清滝
2388		市	広島県	三次市	稲滝
2389			広島県	庄原市	法恩寺
2390			広島県	庄原市	徳雲寺
2391		県	広島県	大竹市	弥栄峡
2392		市	広島県	廿日市市	羅漢山
2393		市	広島県	廿日市市	大峰山
2394		市	広島県	廿日市市	万古溪
2395		市	広島県	廿日市市	羅漢峡
2396			広島県	安芸高田市	毛利氏城跡(郡山城跡、多治比猿掛城跡)
2397		市	広島県	安芸高田市	慶長の庭
2398			広島県	安芸高田市	滝の観音
2399		市	広島県	安芸高田市	堂道の滝
2400	重要		広島県	安芸郡府中町	草摺の滝
2401		県	広島県	安芸郡海田町	千葉家庭園
2402			広島県	安芸郡坂町	天狗岩とその周辺から見える瀬戸内の眺望
2403		県	広島県	山県郡安芸太田町	吉水園
2404		町	広島県	安芸太田町	悠久の森
2405		町	広島県	安芸太田町	龍頭峡
2406			広島県	安芸太田町	井仁の棚田

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2407			広島県	安芸太田町	深山峡
2408			広島県	山県郡北広島町	今田氏城館跡 庭園跡
2410	重要		広島県	山県郡北広島町	龍頭山
2411	重要		広島県	山県郡北広島町	聖湖
2412			広島県	山県郡北広島町	よみがえりの水
2413	重要		広島県	山県郡北広島町	八幡高原
2414	重要		広島県	世羅郡世羅町	今高野山
2415			広島県	世羅郡世羅町	龍ノ口の奇岩群
2416	重要		広島県	世羅郡世羅町	円満寺 庭園(伝 雪舟等楊 作庭)
2417	重要		広島県	世羅郡世羅町	梅もどき庭園(伝 雪舟等楊 作庭)
2418	重要		広島県	世羅郡世羅町	岩谷山
2419	重要	市	山口県	下関市	妙青寺の庭園
2420			山口県	下関市	功山寺庭園
2421	重要		山口県	下関市	諏訪家庭園
2422			山口県	下関市	村田家庭園
2423			山口県	下関市	光明寺庭園
2424	重要		山口県	下関市	神上寺庭園(下之坊跡庭園、または、下ノ坊雪舟庭園)
2425	重要		山口県	下関市	神上寺庭園(中ノ坊雪舟庭園)
2426	重要		山口県	下関市	妙栄寺庭園、または、旧泰雲院庭園
2427			山口県	下関市	厚島
2428			山口県	下関市	八ヶ浜海岸
2430			山口県	下関市	観涛園(来見田家庭園)
2431			山口県	下関市	川棚八景
2432	重要		山口県	下関市	長州川棚妙青寺八景
2433			山口県	下関市	小串八景
2434	重要		山口県	宇部市	本覚寺
2435			山口県	山口市	三谷の棚田
2436	重要	県	山口県	山口市	善生寺庭園
2437			山口県	山口市	徳佐八幡宮のしだれ桜
2438			山口県	山口市	禅昌寺庭園
2439			山口県	萩市	東光寺庭園
2440			山口県	萩市	熊谷家庭園
2441	重要		山口県	萩市	花の江茶亭庭園
2442	重要		山口県	萩市	萩城東園
2443			山口県	萩市	大照院庭園
2444			山口県	萩市	梅岳寺庭園
2445			山口県	萩市	大濫寺庭園
2446	重要		山口県	防府市	桂邸庭園(月の桂の庭)
2447			山口県	防府市	阿弥陀寺庭園
2448			山口県	防府市	英雲荘庭園
2449			山口県	防府市	秋山家庭園
2450			山口県	防府市	桑山八幡宮庭園
2451			山口県	防府市	琴音の滝
2452			山口県	防府市	防府天満宮庭園
2453			山口県	防府市	滝谷寺庭園
2457		県	山口県	岩国市	寂地峡
2458		県	山口県	岩国市	弥栄峡
2459		県	山口県	岩国市	松巖院庭園
2460		市	山口県	岩国市	永興寺庭園
2461	重要	市	山口県	岩国市	通化寺庭園
2462	重要		山口県	岩国市	紅葉谷公園
2463			山口県	岩国市	二鹿の滝
2464	重要		山口県	岩国市	らかん高原
2465			山口県	岩国市	木谷峡
2466			山口県	岩国市	旧目加田家庭園
2467	重要		山口県	岩国市	穹崇橋

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2468		県	山口県	光市	普賢寺庭園
2469	重要		山口県	光市	室積・虹ヶ浜海岸と松林
2470			山口県	長門市	大寧寺
2471			山口県	長門市	東後畑の棚田
2472		市	山口県	長門市	立石観音
2474			山口県	長門市	了性院
2475			山口県	長門市	明峯寺
2476	重要		山口県	長門市	深田ため池
2477		市	山口県	柳井市	高山寺庭園
2478			山口県	柳井市	五十谷三島
2479	重要		山口県	柳井市・大島郡周防大島町	大島瀬戸
2480	重要		山口県	柳井市	蛇の池
2481	重要		山口県	柳井市	柳と井戸
2482		市	山口県	美祢市	地藏院庭園
2483		市	山口県	美祢市	明林寺庭園
2484			山口県	美祢市	別府弁天池
2485			山口県	美祢市	赤間関街道
2486		市	山口県	周南市	高水神社夫婦岩
2487			山口県	周南市	大陽寺庭園
2488			山口県	山陽小野田市	焼野海岸
2489			山口県	山陽小野田市	竜王山
2490			山口県	山陽小野田市	本山岬
2491	重要		山口県	山陽小野田市	江汐湖
2492	重要		山口県	山陽小野田市	寝太郎堰(寝太郎用水)
2493			山口県	山陽小野田市	勘場屋敷庭園(作花家庭園)
2494			山口県	山陽小野田市	太田家庭園
2495			山口県	山陽小野田市	糸根の松原
2496			山口県	大島郡周防大島町	延命の滝
2497			山口県	大島郡周防大島町	四岩合わせ奇岩
2498			山口県	阿武郡阿武町	長沢ため池
2499		市	徳島県	徳島市	観音寺書院の庭園
2500	重要		徳島県	鳴門市	小鳴門海峡
2501		市	徳島県	阿南市	桂国寺庭園
2502			徳島県	阿南市	石門公園
2503		市	徳島県	吉野川市	岩戸神社甕穴
2504	重要	市	徳島県	吉野川市	水神の滝
2505		市	徳島県	吉野川市	母衣暮露滝
2506			徳島県	阿波市	柿原堰
2507		県	徳島県	美馬市	願勝寺庭園
2508		市	徳島県	美馬市	東林寺庭園
2509		県	徳島県	美馬市・三好市・那賀郡那賀町	剣山並びに亜寒帯植物林
2510	重要		徳島県	三好市	大歩危小歩危
2511	重要		徳島県	勝浦郡上勝町	慈眼寺穴禅定
2512			徳島県	名西郡石井町	逍遙園
2513		県	徳島県	那賀郡那賀町	鷺敷ライン及び氷柱観音
2514		町	徳島県	海部郡美波町	田井ノ浜
2515	重要		徳島県	海部郡海陽町	轟の滝
2516			徳島県	海部郡海陽町	大里松原
2517	重要		徳島県	海部郡海陽町	海部川
2518			徳島県	板野郡松茂町	三好長治終焉の地
2519	重要		徳島県	板野郡松茂町	月見ヶ丘(月見岡ノ月見か崎)
2520		町	徳島県	板野郡板野町	大坂峠展望台
2521		町	徳島県	板野郡上板町	大山寺の庭
2522			徳島県	板野郡上板町	上板の古道 観音道
2523		県	徳島県	美馬郡つるぎ町	多聞寺庭園
2524	重要	町	徳島県	美馬郡つるぎ町	天磐戸神社(天の岩戸神社) 境内地の一部

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2525		町	徳島県	美馬郡つるぎ町	鳴滝 一区域
2526	重要	県	徳島県	三好郡東みよし町	美濃田の淵
2527		県	香川県	高松市	小比賀家築山庭園
2528			香川県	高松市	中井氏庭園
2530			香川県	高松市	弘憲寺庭園
2531			香川県	高松市	本門寿院庭園
2532	重要		香川県	高松市	屋島寺庭園(雪の庭)
2533	重要		香川県	高松市	龍桜公園・龍満池
2534	重要		香川県	高松市	屋島
2535	重要		香川県	高松市	五剣山
2536			香川県	高松市	藤尾神社
2537		市	香川県	丸亀市	中津万象園
2538	重要		香川県	丸亀市	讃岐富士(飯野山)
2539	重要		香川県	坂出市	沙弥島
2540			香川県	善通寺市	曼荼羅寺庭園
2541			香川県	善通寺市	出釈迦寺禪定
2543			香川県	観音寺市	九十九山(江甫草山)
2544	重要		香川県	観音寺市	三架橋
2546	重要		香川県	観音寺市	有明海岸(有明浜)
2547		市	香川県	さぬき市	三重の滝
2548			香川県	さぬき市	志度寺庭園
2549			香川県	さぬき市	霊芝寺庭園
2550	重要		香川県	東かがわ市	白鳥の松原
2551		市・町	香川県	三豊市	不動ヶ滝
2552		市・町	香川県	三豊市	妙見宮
2553		町	香川県	三豊市	八紘山
2554		町	香川県	三豊市	磯菜天神
2555	重要	町	香川県	三豊市	鮎返りの滝
2556		町	香川県	三豊市	世の中桜
2557	重要		香川県	木田郡三木町	虹の滝
2559	重要		愛媛県	松山市	道後 宝厳寺
2560	重要		愛媛県	松山市	伊佐爾波神社、湯神社
2561			愛媛県	松山市	翠水園
2562			愛媛県	松山市	長建寺
2563	重要		愛媛県	松山市	東野お茶屋跡
2564			愛媛県	松山市	大通寺
2565	重要		愛媛県	松山市	三坂峠
2566	重要		愛媛県	松山市	道後温泉
2567	重要		愛媛県	松山市	湯築城(道後公園)
2568	重要		愛媛県	松山市	鹿島
2569	重要		愛媛県	松山市	興居島(伊予小富士)
2570	重要		愛媛県	松山市	湧ヶ淵
2571		県	愛媛県	今治市	御串山
2572		市	愛媛県	今治市	鈍川溪谷
2573	重要	市	愛媛県	今治市	八幡山・犬塚池・作礼山
2574		市	愛媛県	今治市	とびがらす山
2575	重要	市	愛媛県	今治市	歌仙滝
2576	重要	市	愛媛県	今治市	霧合滝
2577		県	愛媛県	宇和島市	西江寺庭園
2578		市	愛媛県	宇和島市	明源寺庭園
2579		市	愛媛県	宇和島市	金剛山庭園
2580		市	愛媛県	宇和島市	龍華山庭園
2581			愛媛県	宇和島市	薬師谷溪谷
2582			愛媛県	宇和島市	滑床溪谷
2584			愛媛県	宇和島市	大乘寺庭園
2586		市	愛媛県	八幡浜市	諏訪崎
2587		市	愛媛県	八幡浜市	八幡神社付近一帯

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2588		市	愛媛県	八幡浜市	四国八十八ヶ所霊場四国山公園
2589	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町・八幡浜市保内町等	佐田岬半島
2590			愛媛県	八幡浜市	双岩八景
2591			愛媛県	八幡浜市	大島
2592		県	愛媛県	新居浜市	別子ライン
2593		市	愛媛県	新居浜市	銚子の滝
2594		市	愛媛県	新居浜市	樽の滝(窓の滝、魔戸の滝)
2595		県	愛媛県	西条市	西山
2596			愛媛県	西条市	観念寺(庭園)
2598		県	愛媛県	大洲市	金山出石寺
2599		市	愛媛県	大洲市	如法寺
2600		市	愛媛県	大洲市	臥竜及び亀山公園
2601		市	愛媛県	大洲市	紅葉山(稲荷山公園)
2602	重要		愛媛県	大洲市	白滝
2603	重要	県	愛媛県	四国中央市	金沙湖及び富郷溪谷
2604	重要	市	愛媛県	四国中央市	清滝
2605		市	愛媛県	四国中央市	城後の滝
2606		県	愛媛県	西予市	三滝城跡
2607		市	愛媛県	西予市	桂川溪谷
2608		市	愛媛県	西予市	樽滝
2609	重要		愛媛県	西予市・宇和島市	法華津峠
2610	重要		愛媛県	西予市	観音水
2611	重要		愛媛県	西予市	四国カルスト高原大野ヶ原
2612			愛媛県	西予市	さざえが岳
2613			愛媛県	西予市	須崎周辺
2614	重要		愛媛県	西予市	三十峰
2615			愛媛県	西予市	田穂の堂の坂の棚田
2616	重要		愛媛県	西予市	龍澤寺緑地公園
2617			愛媛県	西予市	宇和町田園景観
2618			愛媛県	西予市	野福峠
2619			愛媛県	西予市	白い石積みの段々畑
2620			愛媛県	西予市	九十九曲峠
2621	重要	市	愛媛県	東温市	白猪の滝
2622	重要	市	愛媛県	東温市	唐岬の滝
2623		市	愛媛県	東温市	滑川溪谷
2624		県	愛媛県	越智郡上島町	法王ヶ原
2625		県	愛媛県	上浮穴郡久万高原町	菅生山
2626		県	愛媛県	上浮穴郡久万高原町	御三戸嶽
2627		町	愛媛県	喜多郡内子町	弓削神社境内
2628			愛媛県	喜多郡内子町	泉谷の棚田
2629			愛媛県	喜多郡内子町	小田深山溪谷
2630			愛媛県	西宇和郡伊方町	女子岬
2631			愛媛県	西宇和郡伊方町	名取の石垣
2632	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	黒島・烏島
2633	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	亀ヶ池
2634			愛媛県	西宇和郡伊方町	立神岩
2635			愛媛県	西宇和郡伊方町	二見の雀落
2636			愛媛県	西宇和郡伊方町	狩浜
2637	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	塩成堀切
2638	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	三机湾
2639			愛媛県	西宇和郡伊方町	権現山
2640			愛媛県	西宇和郡伊方町	大久の雀落
2641			愛媛県	西宇和郡伊方町	住吉神社と高岩
2642			愛媛県	西宇和郡伊方町	番匠鼻
2643	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	高茂高原
2644			愛媛県	西宇和郡伊方町	梶谷鼻

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2645	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	伽藍山
2646			愛媛県	西宇和郡伊方町	見舞崎の海蝕崖
2647	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	阿弥陀池
2648			愛媛県	西宇和郡伊方町	童子瀧
2649	重要		愛媛県	西宇和郡伊方町	佐田岬
2650			愛媛県	北宇和郡鬼北町	竜王滝
2651			愛媛県	北宇和郡鬼北町	鳴王瀬滝
2652			愛媛県	北宇和郡鬼北町	金剛滝
2653		町	愛媛県	南宇和郡愛南町	天巖の鼻
2654		町	愛媛県	南宇和郡愛南町	長走りの滝
2655		町	愛媛県	南宇和郡愛南町	脇本の浜
2656	重要		愛媛県	南宇和郡愛南町	松尾岬
2657			愛媛県	南宇和郡愛南町	柏坂
2658			愛媛県	南宇和郡愛南町	高茂岬
2659			高知県	安芸市	五藤家住宅庭園
2660	重要		高知県	安芸市	内原野公園
2661		市	高知県	南国市	毘沙門の滝
2662			高知県	土佐市	蟹ヶ池
2663	重要	市	高知県	須崎市	樽の滝とタキミシダ発見地
2664		市	高知県	宿毛市	出井溪谷の甌穴群
2665	重要	県	高知県	土佐清水市	竜串
2666	重要		高知県	土佐清水市	足摺岬
2668		県	高知県	香美市	轟の滝
2669			高知県	安芸郡馬路村	魚梁瀬県立自然公園
2670	重要	県	高知県	安芸郡芸西村	琴ヶ浜松原
2671	重要	町	高知県	長岡郡本山町	帰全山
2672		町	高知県	長岡郡大豊町	六本の滝と鈴ヶ森の溪谷
2673			高知県	長岡郡大豊町	龍王の滝
2674			高知県	長岡郡大豊町	塩降の滝
2675		村	高知県	土佐郡大川村	銚子滝
2676		村	高知県	土佐郡大川村	奥吉野溪谷
2677		村	高知県	土佐郡大川村	小金滝
2678		村	高知県	土佐郡大川村	銚子口
2679	重要		高知県	高岡郡中土佐町	双名島
2680		県	高知県	高岡郡佐川町	青源寺庭園
2681		県	高知県	高岡郡佐川町	乗台寺庭園
2682		県	高知県	高岡郡越知町	大樽の滝
2683			高知県	高岡郡越知町	聖神社
2684		町	高知県	高岡郡梶原町	久保谷溪谷
2685		町	高知県	高岡郡梶原町	八百とどろ
2686		町	高知県	高岡郡梶原町	親ヶ淵
2687	重要	村	高知県	高岡郡日高村	猿田石灰洞
2688		村	高知県	高岡郡日高村	牡丹杉
2689		村	高知県	高岡郡日高村	ドウダンツツジ
2690	重要	県	高知県	高岡郡津野町	長沢の滝
2691		町	高知県	高岡郡津野町	布施ヶ坂
2692			福岡県	北九州市	小倉城庭園
2693			福岡県	北九州市	村上天庭園
2694			福岡県	福岡市	香椎
2695			福岡県	福岡市	唐泊
2696			福岡県	福岡市	博多
2697			福岡県	福岡市	袖の湊
2698		市	福岡県	福岡市	妙福寺庭園
2699	重要	市	福岡県	福岡市	友泉亭
2700	重要		福岡県	福岡市	荒津
2701	重要		福岡県	福岡市	生の松原
2702	重要		福岡県	福岡市	海の中道

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2703	重要		福岡県	福岡市	志賀
2704	重要		福岡県	福岡市	箱崎の松
2705	重要		福岡県	福岡市	能古
2706	重要		福岡県	福岡市	也良の崎
2707	重要		福岡県	福岡市	香椎潟
2708	重要		福岡県	福岡市	奈多浜(打昇の浜)
2709	重要		福岡県	福岡市	草香江
2710			福岡県	福岡市	愛宕山
2711			福岡県	福岡市	花乱の滝
2712	重要		福岡県	福岡市	脊振山
2713			福岡県	福岡市	机島
2714			福岡県	福岡市	柱島
2715			福岡県	福岡市	小呂島
2716		市	福岡県	久留米市	上野家庭園
2717	重要		福岡県	久留米市	高良山御手洗池(放生池)
2718			福岡県	直方市	竜王峽
2719			福岡県	直方市	福智山
2720	重要		福岡県	柳川市	柳川の水郷景観
2721	重要		福岡県	柳川市	柳川城下町の池泉式庭園群
2722	重要		福岡県	柳川市他	有明海の干潟
2723	重要	市	福岡県	八女市	合瀬耳納峠
2724		市	福岡県	八女市	室山
2725	重要	市	福岡県	八女市	池の山
2726			福岡県	八女市	霊巖寺
2728			福岡県	太宰府市	内山辛野遺跡
2729			福岡県	太宰府市	横岳崇福寺庭園
2730			福岡県	太宰府市	光明寺庭園
2731			福岡県	太宰府市	太宰府天満宮心字池
2732	重要		福岡県	太宰府市	藍染川
2733			福岡県	太宰府市	宝満山
2734	重要		福岡県	朝倉市・嘉麻市	古処山
2735	重要	市	福岡県	朝倉市	旧三奈木黒田家庭園
2736	重要		福岡県	朝倉市	麻氏良山
2737			福岡県	朝倉市	岩屋権現
2738			福岡県	朝倉市	腹切岩
2739			福岡県	朝倉市	不動の滝
2740			福岡県	朝倉市	古処山川の滝
2741			福岡県	朝倉市	秋月城奥御殿庭園跡
2742	重要		福岡県	朝倉市	戸波半九郎屋敷跡
2743			福岡県	朝倉市	久野家庭園
2744			福岡県	朝倉市	旧田代家庭園
2746	重要		福岡県	朝倉市	野鳥川
2747		県	福岡県	糸島市	白糸の滝
2748		県	福岡県	糸島市	桜井二見ヶ浦
2749			福岡県	糸島市	大悲王院心字庭園
2750			福岡県	糸島市	金龍寺庭園
2752		市	福岡県	糸島市	泊産安の井戸
2753		市	福岡県	糸島市	油比の殿川
2754			福岡県	糟屋郡宇美町	河原谷の大つらら(冬の難所ヶ滝)
2755	重要		福岡県	糟屋郡篠栗町	若杉山
2756			福岡県	糟屋郡須恵町	皿山の崖錐
2757	重要	県	福岡県	糟屋郡新宮町	鼻栗瀬及び鼻面半島
2758	重要		福岡県	遠賀郡水巻町	堀川車返
2759		県	福岡県	田川郡添田町	英彦山顕揚坊庭園
2760	重要	一部国・県	福岡県	田川郡添田町	英彦山庭園群
2761	重要		福岡県	田川郡糸田町	旧烏尾峠
2762	重要		福岡県	田川郡糸田町	泌泉

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2763			福岡県	田川郡糸田町	水落の滝
2764			福岡県	田川郡川崎町	安宅・小峠地区の棚田
2765	重要		福岡県	田川郡川崎町	安宅の瀧
2766			福岡県	田川郡川崎町	蛇淵の滝
2767			福岡県	田川郡赤村	琴弾滝
2768			福岡県	田川郡赤村	石坂溪谷
2769	重要		福岡県	田川郡福智町	白糸の滝
2770			福岡県	田川郡福智町	興国寺庭園
2773			佐賀県	唐津市	恵日寺庭園
2774	重要		佐賀県	伊万里市	大川内山
2775			佐賀県	伊万里市	前田家住宅 庭園「漪園」
2776	重要		佐賀県	武雄市・西松浦郡有田町	黒髪山
2777			佐賀県	鹿島市	多良岳の自然と能古見溪
2778			佐賀県	鹿島市	新籠海岸
2779	重要		佐賀県	小城市	小城公園
2780	重要		佐賀県	小城市	清水川
2781			佐賀県	小城市	江里山の棚田
2782			佐賀県	三養基郡みやき町	白坂山奥の院
2783			佐賀県	三養基郡みやき町	綾部神社と宮山城
2784	重要		佐賀県	三養基郡みやき町	お茶屋の堤
2785	重要		佐賀県	東松浦郡玄海町	浜野浦の棚田
2786			佐賀県	杵島郡白石町	須古鍋島家庭園
2787		市	長崎県	長崎市	伊王島灯台公園
2788	重要		長崎県	長崎市	心田庵
2789	重要	県	長崎県	長崎市	滝の観音
2790	重要		長崎県	西海市・佐世保市	伊ノ浦瀬戸(針尾瀬戸)
2791	重要		長崎県	佐世保市	巖屋宮(平戸八景)
2792	重要		長崎県	佐世保市	石橋(平戸八景)
2793	重要		長崎県	佐世保市	潮之目(平戸八景)
2794	重要		長崎県	佐世保市	大悲観(平戸八景)
2795	重要		長崎県	佐世保市	高巖(平戸八景)
2796	重要	市	長崎県	佐世保市	潜龍ノ瀧(平戸八景)
2797	重要		長崎県	佐世保市	眼鏡岩(平戸八景)
2798	重要		長崎県	佐世保市	羅漢窟(平戸八景)
2799	重要		長崎県	島原市	小早川氏庭園
2800			長崎県	島原市	松本家庭園
2801		市	長崎県	諫早市	金比羅山頂
2802			長崎県	諫早市	諫早神社の池
2803		市	長崎県	諫早市	川下の牛のはなぐり
2804			長崎県	諫早市	御書院
2806	重要	一部国	長崎県	平戸市	棲霞園及び梅ヶ谷津借楽園
2807	重要		長崎県	対馬市	浅茅湾
2808			長崎県	五島市	カグラサン
2809			長崎県	五島市	大瀬崎灯台
2810			長崎県	五島市	高浜
2811			長崎県	五島市	三井楽(美彌楽久)
2812			長崎県	五島市	七岳
2813			長崎県	雲仙市	岳の棚田
2814			長崎県	雲仙市	千々石海岸
2815			長崎県	南島原市	谷水棚田
2816			長崎県	西彼杵郡長与町	堂崎ノ鼻
2817	重要	町	長崎県	西彼杵郡時津町	継石坊主(鯖くさらかし岩)
2818			長崎県	東彼杵郡波佐見町	鬼木棚田
2819			長崎県	北松浦郡小値賀町	赤浜海岸
2820			長崎県	北松浦郡小値賀町	愛宕山園地
2821		町	長崎県	北松浦郡小値賀町	旧小田家庭園
2822			長崎県	北松浦郡小値賀町	黒島園地

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2823	重要		長崎県	北松浦郡小値賀町	五両ダキ
2824	重要		長崎県	北松浦郡小値賀町	野崎島
2825			長崎県	北松浦郡小値賀町	番岳園地
2826			長崎県	北松浦郡小値賀町	姫の松原
2827			長崎県	北松浦郡小値賀町	斑島
2828		県	熊本県	熊本市	雲巖禅寺境内
2829		市	熊本県	熊本市	瑞巖寺跡
2831			熊本県	熊本市	釣耕園
2832			熊本県	熊本市	採釣園
2834			熊本県	熊本市	北岡自然公園
2835			熊本県	熊本市	泰勝寺跡
2836			熊本県	熊本市	旧絵津花壇十二勝園
2838	重要		熊本県	熊本市	江津湖
2839			熊本県	八代市	天神木場の棚田
2840			熊本県	八代市	美生の棚田
2841			熊本県	八代市	日光の棚田
2842			熊本県	八代市	鏡の池跡
2843	重要	市	熊本県	八代市	栽柳園
2844	重要		熊本県	八代市	松井神社の茶庭
2845	重要		熊本県	八代市	八代城本丸庭園跡
2846			熊本県	八代市	春光寺庭園「長春園」
2848	重要		熊本県	八代市	中宮川
2849	重要		熊本県	八代市	八代八景
2850	重要		熊本県	八代市	林鹿庵八景
2851	重要		熊本県	八代市	泰巖寺八景
2852	重要		熊本県	八代市	五家荘
2853			熊本県	八代市	梅檀轟の滝
2854			熊本県	八代市	梅の木轟の滝
2855			熊本県	八代市	美生の滝
2856	重要		熊本県	八代市	走水滝
2857	重要		熊本県	八代市	八幡滝
2858			熊本県	八代市	玉卵洞
2859	重要	市	熊本県	人吉市	鹿目の滝
2860		市	熊本県	人吉市	稻荷山
2861			熊本県	人吉市	文化苑古庭園
2862			熊本県	人吉市	永國寺庭園
2863			熊本県	人吉市	武家蔵(旧新宮家)庭園
2864			熊本県	人吉市	人吉城御館跡庭園
2865			熊本県	人吉市	芳野旅館庭園
2866			熊本県	人吉市	稻留家庭園
2867			熊本県	荒尾市	トキワマンサク
2868			熊本県	山鹿市	番所の棚田
2869		市	熊本県	山鹿市	不動岩
2870			熊本県	山鹿市	薄野神社と一ツ目水源
2871	重要		熊本県	山鹿市	金原の滝
2873	重要		熊本県	菊池市	菊池溪谷
2874	重要	市	熊本県	宇土市	網田海岸一帯
2875	重要		熊本県	宇土市	風流島
2876	重要		熊本県	宇土市	船場界限
2877			熊本県	宇土市	立岡自然公園
2878	重要		熊本県	宇土市	轟水源
2879			熊本県	上天草市	大作山の千枚田
2880		市	熊本県	上天草市	御手水の滝
2881		市	熊本県	上天草市	祝い口観音の滝
2882			熊本県	上天草市	次郎丸嶽・太郎丸嶽
2884		市	熊本県	宇城市	御手洗水源群
2885		市	熊本県	宇城市	出水地蔵水源

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2886		市	熊本県	宇城市	萩尾大溜池
2887		市	熊本県	阿蘇市	すずらんの自生地
2888	重要	市	熊本県	阿蘇市	萩岳の展望
2889	重要	一部国	熊本県	阿蘇市・阿蘇郡高森町・阿蘇郡南阿蘇村	阿蘇山(山上御池 五嶽 草千里 砂千里 米塚 数鹿流ヶ滝・二重峠・的石など)
2890			熊本県	天草市	小ヶ瀬
2891	重要		熊本県	玉名郡玉東町	年の神水源
2892			熊本県	玉名郡長洲町	新塘
2893			熊本県	玉名郡和水町	豊前街道腹切坂
2894			熊本県	菊池郡菊陽町	馬場楠井手
2895	重要		熊本県	菊池郡菊陽町	豊後街道(大津街道)杉並木
2896		県	熊本県	阿蘇郡南小国町	満願寺庭園
2897	重要	町	熊本県	阿蘇郡南小国町	押戸石石群
2898		村	熊本県	阿蘇郡西原村	揺ヶ池
2899	重要	村	熊本県	阿蘇郡西原村	白糸の滝
2900			熊本県	嘉島町	浮島
2901	重要		熊本県	上益城郡嘉島町	下六嘉湧水群
2902		県	熊本県	上益城郡山都町	聖滝
2906		町	熊本県	上益城郡山都町	清水峠
2907	重要	町	熊本県	上益城郡山都町	穿の洞窟
2908	重要		熊本県	上益城郡山都町	千滝(肥後領内の瀑布群)
2909	重要		熊本県	上益城郡山都町	鞆の子滝(肥後領内の瀑布群)
2910	重要		熊本県	上益城郡山都町	龍宮滝(肥後領内の瀑布群)
2911	重要		熊本県	上益城郡山都町	柁の木滝(肥後領内の瀑布群)
2912	重要		熊本県	上益城郡山都町	福良滝(肥後領内の瀑布群)
2913	重要		熊本県	上益城郡山都町	綾織の滝(肥後領内の瀑布群)
2914	重要		熊本県	上益城郡山都町	轟滝(肥後領内の瀑布群)
2915	重要		熊本県	上益城郡山都町	横野滝(肥後領内の瀑布群)
2916			熊本県	上益城郡山都町	内大臣峡
2917	重要		熊本県	上益城郡山都町	京の上臈(肥後領内の瀑布群)
2918	重要		熊本県	上益城郡山都町	緑仙峡(緑川水源)
2919			熊本県	上益城郡山都町	須の子百穴
2920	重要		熊本県	上益城郡山都町	青葉の瀬(肥後領内の瀑布群)
2921	重要		熊本県	上益城郡山都町	竿渡の滝(肥後領内の瀑布群)
2922			熊本県	上益城郡山都町	蘇陽峡
2923	重要		熊本県	上益城郡山都町	舟の口水源
2924			熊本県	上益城郡山都町	長崎鼻
2925	重要	県	熊本県	上益城郡山都町	五老ヶ滝(肥後領内の瀑布群)
2926	重要	町	熊本県	八代郡氷川町	立神峡「北竜神洞」「南竜神洞」
2927		町	熊本県	八代郡氷川町	油谷「幽谷洞」
2928	重要		熊本県	葦北郡芦北町	女島神社
2929	重要	町	熊本県	葦北郡芦北町	野坂の浦
2930			熊本県	葦北郡芦北町	清正公岩
2931	重要		熊本県	葦北郡芦北町	矢城高原
2932			熊本県	葦北郡芦北町	三ツ島
2933			熊本県	葦北郡芦北町	金淵滝
2934			熊本県	葦北郡芦北町	権現滝
2935			熊本県	葦北郡芦北町	富岡海水浴場
2936		町	熊本県	天草郡苓北町	国照寺庭園
2938			大分県	大分市	高島の海食洞・海食崖
2939		県	大分県	由布市・別府市	由布川峡谷
2940			大分県	別府市	鶴見岳
2941	重要		大分県	由布市・別府市	由布岳
2942		市	大分県	中津市	魔林峡
2943		県	大分県	日田市	伝来寺庭園
2944		県	大分県	佐伯市	藤河内溪谷
2945		市	大分県	佐伯市	豊後二見ヶ浦

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
2946	重要	市	大分県	佐伯市	鮎子八景
2947		市	大分県	佐伯市	蓮光寺湧水
2948		市	大分県	佐伯市	滝内溪谷
2949		市	大分県	佐伯市	宇土崎洞門
2950		市	大分県	佐伯市	州崎
2951		市	大分県	臼杵市	白馬溪
2952		市	大分県	竹田市	松並木
2953		市	大分県	竹田市	南登山口ノシバ・ネザサ群落
2954	重要		大分県	竹田市	坊ヶツル湿原
2955		県	大分県	竹田市	納地公園(江戸時代の庭園)
2956			大分県	竹田市	御客庭園(江戸時代の庭園)
2957			大分県	竹田市	黒嶽、久住嶽(肥後領内名勝)
2958		県	大分県	豊後高田市	夷谷
2959		県	大分県	杵築市	妙経寺庭園
2960		市	大分県	杵築市	羽門の滝
2961		市	大分県	杵築市	甲尾山
2962		市	大分県	杵築市	鋸山
2963		市	大分県	杵築市	津波戸山
2964		市	大分県	杵築市	長昌寺庭園
2965		市	大分県	豊後大野市	原尻の滝
2966		市	大分県	豊後大野市	仙の獄
2967		市	大分県	豊後大野市	浄運寺つつじ園
2968	重要		大分県	由布市	小田の池湿原
2969			大分県	由布市	白水鉱泉
2970		県	大分県	玖珠郡九重町	九酔溪
2971	重要		大分県	玖珠郡玖珠町・玖珠郡九重町	万年山
2972			大分県	玖珠郡九重町	青野山
2973	重要		大分県	玖珠郡九重町	タデ原湿原
2974			宮崎県	宮崎市	堀切峠
2975	重要		宮崎県	宮崎市	青島
2976	重要		宮崎県	宮崎市	月知梅
2977			宮崎県	都城市	関之尾の滝
2978		県	宮崎県	延岡市	那智の滝
2979	重要	県	宮崎県	延岡市	行藤山
2980	重要		宮崎県	延岡市	家田・川坂湿原
2981			宮崎県	延岡市	鹿川溪谷
2982	重要	県	宮崎県	日南市	勝目氏庭園(飫肥城下町庭園)
2983	重要	市	宮崎県	日南市	豫章館庭園(飫肥城下町庭園)
2984	重要	市	宮崎県	日南市	猪八重滝群
2985	重要		宮崎県	日南市	旧報恩寺庭園(飫肥城下町庭園)
2986	重要		宮崎県	日南市	旧伊東伝左衛門家庭園(飫肥城下町庭園)
2988	重要		宮崎県	日南市	鞆戸山
2989	重要	県	宮崎県	小林市	須木の滝
2990	重要		宮崎県	小林市	出の山の湧水
2991			宮崎県	小林市	三之宮峽
2992		県	宮崎県	日向市	橋口氏庭園
2993	重要		宮崎県	日向市	金ヶ浜
2994	重要		宮崎県	日向市	お倉ヶ浜
2995			宮崎県	日向市	細島半島の柱状岩
2996			宮崎県	日向市	越表の甌穴群
2997			宮崎県	日向市	観音滝
2998	重要		宮崎県	日向市	伊勢ヶ浜
2999			宮崎県	串間市	赤池溪谷
3000			宮崎県	串間市	本城干潟
3001		県	宮崎県	東臼杵郡門川町	乙島

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
3002			宮崎県	東臼杵郡門川町	枇榔島
3003		県	宮崎県	東臼杵郡椎葉村・東臼杵郡美郷町	鬼神野・梅尾溶岩溪谷
3004	重要	町	宮崎県	東臼杵郡美郷町	おせりの滝
3005			宮崎県	五ヶ瀬町	鳥の巣棚田
3006			宮崎県	五ヶ瀬町	下の原棚田
3007			宮崎県	西臼杵郡五ヶ瀬町	日蔭棚田
3008	重要		宮崎県	西臼杵郡五ヶ瀬町	妙見神水
3009	重要	県	鹿児島県	鹿児島市	桜島
3010		市	鹿児島県	鹿児島市	慈眼寺跡
3011	重要		鹿児島県	枕崎市	立神岩
3012	重要		鹿児島県	阿久根市	阿久根県立自然公園
3013	重要		鹿児島県	阿久根市・出水郡長島町	黒之瀬戸
3014			鹿児島県	指宿市	殿様湯跡
3015	重要		鹿児島県	指宿市	開聞岳
3016			鹿児島県	指宿市	知林ヶ島
3017			鹿児島県	指宿市	唐船峡京田湧水
3018		市	鹿児島県	垂水市	広田家庭園
3019		市	鹿児島県	薩摩川内市	瀬尾瀑布
3020			鹿児島県	薩摩川内市	長目の浜
3021			鹿児島県	薩摩川内市	里町トンボロ
3022			鹿児島県	薩摩川内市	鹿島断崖
3023			鹿児島県	薩摩川内市	鶴穴
3024			鹿児島県	薩摩川内市	ナボレオン岩
3025			鹿児島県	薩摩川内市	人形岩
3026			鹿児島県	薩摩川内市	藤本滝
3027			鹿児島県	薩摩川内市	長崎堤防
3028			鹿児島県	曾於市	大川原峡悠久の森
3029		市	鹿児島県	霧島市	田中邸の庭園
3030	重要	一部国	鹿児島県	南さつま市	坊津八景
3031	重要		鹿児島県	志布志市	阿多氏庭園
3032			鹿児島県	奄美市	根瀬部タイワンヤマツツジ群落
3033			鹿児島県	奄美市	有盛神社境内の森林
3034			鹿児島県	奄美市	マングローブ群落
3035			鹿児島県	奄美市	モダマ自生地
3036		市	鹿児島県	奄美市	アマンデー
3037		市	鹿児島県	奄美市	蘭家の庭園
3038			鹿児島県	奄美市	手花部メヒルギ群落
3039			鹿児島県	奄美市	赤木名集落
3040			鹿児島県	奄美市	小湊集落の畑地とソテツ群落
3041			鹿児島県	奄美市	宇宿集落
3042			鹿児島県	奄美市	内海
3043			鹿児島県	奄美市	フナンギョの滝
3044			鹿児島県	奄美市	タンギョの滝
3045			鹿児島県	奄美市	役勝川
3046			鹿児島県	奄美市	金川岳
3047			鹿児島県	奄美市	青久集落
3048	重要	市	鹿児島県	南九州市	八瀬尾の滝
3049			鹿児島県	南九州市穎娃町	番所鼻自然公園
3050	重要		鹿児島県	始良市	龍門滝
3051			鹿児島県	薩摩郡さつま町	紫尾山
3052			鹿児島県	始良郡湧水町	幸田の棚田
3053			鹿児島県	始良郡湧水町	丸池湧水
3054			鹿児島県	始良郡湧水町	筒羽野の疎水
3056	重要		鹿児島県	肝属郡錦江町	花瀬川
3057	重要		鹿児島県	肝属郡錦江町	神川大滝公園
3058			鹿児島県	肝属郡肝付町	三岳

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
3059			鹿児島県	肝属郡肝付町	轟の滝
3060			鹿児島県	肝属郡肝付町	辺塚海岸
3061		町	鹿児島県	熊毛郡南種子町	門倉・前之浜自然公園
3062		町	鹿児島県	熊毛郡南種子町	火合峯
3063	重要		鹿児島県	熊毛郡南種子町	千座の岩屋
3064			鹿児島県	大島郡宇検村	枝手久島
3065	重要		鹿児島県	大島郡宇検村	新小勝の滝
3066	重要		鹿児島県	大島郡宇検村	田検四級親水公園
3067			鹿児島県	大島郡瀬戸内町	嘉入(ウティリミズヌ)の滝
3068		町	鹿児島県	大島郡瀬戸内町	ホノホシ海岸
3069			鹿児島県	大島郡瀬戸内町	涼を呼ぶサンゴの石垣
3070	重要		鹿児島県	大島郡瀬戸内町	加計呂麻島(サンゴの石垣に響く島唄)
3071	重要		鹿児島県	大島郡瀬戸内町	島尾敏雄文学碑公園
3072	重要		鹿児島県	大島郡徳之島町	金見崎
3073	重要		鹿児島県	大島郡天城町	犬門蓋
3074	重要		鹿児島県	大島郡天城町	ムシロ瀬
3075			鹿児島県	大島郡和泊町	国頭小学校のガジュマル
3076	重要	町	鹿児島県	大島郡和泊町	瀬名半崎黒瀬付近一帯
3077		町	鹿児島県	大島郡和泊町	喜美留笠石一帯
3078		町	鹿児島県	大島郡和泊町	国頭的美瀬の浜一帯
3079		町	鹿児島県	大島郡和泊町	国頭フーチャ
3080			鹿児島県	大島郡和泊町	ソテツジャングル
3081			鹿児島県	大島郡和泊町	ワンジョ
3082		町	鹿児島県	大島郡知名町	田皆カルスト地帯
3083			鹿児島県	大島郡知名町	ウジジ浜
3084	重要		鹿児島県	大島郡知名町	ジッキョヌホー
3085			鹿児島県	大島郡知名町	赤嶺の棚田
3086	重要		鹿児島県	大島郡与論町	皆田海岸
3087	重要		沖縄県	那覇市	首里城内の首里森
3088		県	沖縄県	宜野湾市	宜野湾市森の川
3089	重要		沖縄県	石垣市	御願崎
3090		市	沖縄県	名護市	轟の滝
3091		市	沖縄県	名護市	天仁屋バンサチの火立跡
3092			沖縄県	名護市	天仁屋バン崎海岸
3093	重要	市	沖縄県	宮古島市	白鳥崎岩礁海岸一帯
3094	重要	市	沖縄県	宮古島市	下地島南、西岩礁海岸一帯
3095	重要		沖縄県	南城市	知念森
3096	重要	県	沖縄県	南城市	斎場御嶽
3097	重要		沖縄県	南城市	藪薩の浦原
3098	重要		沖縄県	南城市	玉城アマツツ
3099	重要		沖縄県	南城市	久高のフボー森
3100	重要		沖縄県	南城市	久高島伊敷浜(イシキバマ)の海岸植物群落
3101	重要		沖縄県	南城市	久高島カペール浜の海岸植物群落
3102			沖縄県	国頭郡国頭村	辺戸蔡温松保全公園
3103			沖縄県	国頭郡国頭村	伊地の遠見台
3104	重要		沖縄県	国頭郡国頭村	辺戸の安須森
3105	重要		沖縄県	国頭郡国頭村	辺戸岬
3106		村	沖縄県	国頭郡大宜味村	大宜味村の猪垣
3107		村	沖縄県	国頭郡大宜味村	喜如嘉 板敷海岸の板干瀬
3108	重要		沖縄県	国頭郡大宜味村	津波の渡海の板干瀬
3109			沖縄県	国頭郡大宜味村	塩屋湾
3110			沖縄県	国頭郡大宜味村	根謝銘グスク
3111	重要	県	沖縄県	国頭郡今帰仁村	今帰仁のカナヒヤブ
3112		県	沖縄県	国頭郡恩納村	万座毛
3113	重要	村	沖縄県	国頭郡宜野座村	松田の馬場及び松並木
3114			沖縄県	国頭郡宜野座村	アシビナー
3115		県	沖縄県	国頭郡伊江村	伊江村の城山

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
3116	重要	村	沖縄県	国頭郡伊江村	ワジ
3117	重要		沖縄県	中頭郡読谷村	残波岬
3118	重要	村	沖縄県	島尻郡粟国村	坂木那原海岸景勝地
3119			沖縄県	島尻郡久米島町	喜久村家庭園
3120	重要	町	沖縄県	島尻郡久米島町	トクジム海岸と一帯の安山岩
3121			沖縄県	島尻郡八重瀬町	具志頭のフクギ並木
3122	重要		沖縄県	島尻郡八重瀬町	ハナンダー(自然橋)
3123		町	沖縄県	八重山郡竹富町	高那の景勝
3124	重要		沖縄県	八重山郡竹富町	マリユドゥ・カンビレーの滝
3125	重要		沖縄県	八重山郡竹富町	ピナイサーラの滝
3126	重要	県	沖縄県	八重山郡与那国町	久部良バリー帯
3127	重要	県	沖縄県	八重山郡与那国町	サンニヌ台
3128	重要	県	沖縄県	八重山郡与那国町	ティンダバナ
3129	重要		沖縄県	八重山郡与那国町	東崎

資料2

文献等から追加した重要事例の一覧表

凡 例

1. 事例の中には、非公開の庭園など、一般の見学依頼を受け入れていないものが含まれている。
2. 重要事例をゴシック体により表示した。
3. 「名勝指定状況」の欄に示した保護の区分は以下のとおりである。
 - 都・道・府・県: 都道府県指定の名勝
 - 市・区・町・村: 市区町村指定の名勝
 - 一部国: 範囲の一部に名勝の指定地又は登録記念物(名勝地関係)の登録地を含む。
 - 一部県: 範囲の一部に県の名勝の指定地又は県の登録記念物の登録地を含む。

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
1	重要		北海道	函館市	函館の夜景
2	重要		北海道	稚内市、宗谷郡猿払村、枝幸郡浜頓別町、枝幸郡枝幸町、北見市、網走市、紋別市、斜里郡斜里町、斜里郡小清水町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町	オホーツク海の流氷
3	重要		北海道	亀田郡七飯町、茅部郡森町、茅部郡鹿部町	大沼
4	重要		北海道	上川町	層雲峡
5	重要		北海道	斜里郡斜里町・目梨郡羅臼町	知床
6	重要		北海道	虻田郡洞爺湖町・有珠郡壮瞥町	洞爺湖
7	重要		北海道	上川郡新得町・空知郡南富良野町	狩勝峠
8	重要		青森県	中津軽郡西目屋村・西津軽郡鱒ヶ沢町・西津軽郡深浦町	白神山地
			秋田県	山本郡藤里町	
9	重要		宮城県	仙台市	榴ヶ岡の櫻
10	重要		宮城県	石巻市	石巻海岸
11	重要		秋田県	男鹿市	男鹿半島
12	重要		山形県	飽海郡遊佐町・酒田市	鳥海山
			秋田県	由利本荘市・にかほ市	
13	重要		秋田県	仙北市	田沢湖
14	重要		福島県	いわき市平藤間	新舞子
15	重要		福島県	南会津郡檜枝岐村	尾瀬
			新潟県	魚沼市	
			群馬県	利根郡片品村	
16	重要		福島県	会津若松市・郡山市・耶麻郡猪苗代町	猪苗代湖
17	重要		茨城県	かすみがうら市・土浦市・行方市・稲敷市 他	霞ヶ浦
18	重要		茨城県	つくば市・桜川市・石岡市	筑波山
19	重要		栃木県	日光市	日光の社寺・杉並木
20	重要		群馬県	前橋市・桐生市・渋川市・昭和村・沼田市	赤城山
21	重要		群馬県	利根郡片品村	菅沼
22	重要		埼玉県	秩父市	秩父夜祭
23	重要		千葉県	銚子市 他	利根川
24	重要		千葉県	館山市	鏡ヶ浦
25	重要		千葉県	鴨川市	清澄山
26	重要		東京都	八王子市	高尾山
27	重要		東京都	奥多摩町	奥多摩渓谷
28	重要		神奈川県	足柄下郡箱根町	大涌谷
29	重要		新潟県	新潟県東蒲原郡阿賀町 他	阿賀野川
30	重要		新潟県	佐渡市	加茂湖
31	重要		新潟県	西蒲原郡弥彦村	彌彦の越後街道杉並木
32	重要		富山県	富山市	濱黒崎の黒松樹林
33	重要		富山県	中新川郡立山町	立山
34	重要		富山県	黒部市・下新川郡朝日町	白馬岳
			長野県	北安曇郡白馬村	
35	重要	県・町	福井県	大飯郡高浜町	若狭高浜
36	重要		山梨県	甲府市・中央市 他	甲府盆地の夜景
37	重要		岐阜県	恵那市・中津川市	恵那峡
38	重要		静岡県	静岡県富士市 他	富士川
39	重要		静岡県	裾野市	富士駿州裾野
40	重要		三重県	伊勢市・鳥羽市	朝熊山
41	重要		三重県	伊勢市	伊勢神宮
42	重要		三重県	鳥羽市	鳥羽湾

番号	評価	名勝指定	都道府県	市区町村	名称
43	重要		三重県	菟野町	湯ノ山より御在所岳に至る一帯の山地
			滋賀県	東近江市 他	
44	重要		三重県	多気郡大台町	大台ヶ原山
			奈良県	吉野郡上北山村・吉野郡川上村	
45	重要		京都府	宇治市 他	宇治川
46	重要		京都府	亀岡市保津町請田・京都市嵐山	保津川
47	重要		京都府	京都市上京区	旧閑院宮邸庭園
48	重要		京都府	京都市中京区	旧桂宮邸庭園
49	重要		京都府	京都市上京区	旧九條家庭園
50	重要		京都府	京都市上京区	京都御所庭園(※宮内庁管理)
51	重要		京都府	京都市上京区	仙洞御所庭園(※宮内庁管理)
52	重要		京都府	京都市左京区	修学院離宮庭園(※宮内庁管理)
53	重要		京都府	京都市西京区	桂離宮庭園(※宮内庁管理)
54	重要		兵庫県	姫路市	雪彦山
55	重要		兵庫県	洲本市	先山
56	重要		兵庫県	美方郡香美町	兔和野高原
57	重要		奈良県	桜井市	初瀬の牡丹
58	重要		和歌山県	日高郡由良町	白崎海岸
59	重要		和歌山県	西牟婁郡白浜町	白浜温泉
60	重要		鳥取県	鳥取市	鳥取砂丘
61	重要		鳥取県	大山町・東伯郡琴浦町 他	大山
62	重要		島根県	松江市・出雲市	宍道湖
63	重要		島根県	出雲市	出雲大社
64	重要		岡山県	倉敷市	下津井海岸
65	重要		広島県	竹原市忠海	忠海海岸
66	重要		山口県	光市	室積湾
67	重要		山口県	美祢市	秋吉台
68	重要		徳島県	三好市	祖谷溪
69	重要		香川県	さぬき市	津田の松原
70	重要		香川県	香川郡直島町	直島
71	重要		愛媛県	西条市・上浮穴郡久万高原町	石鎚山
72	重要		高知県	四万十市・西土佐村 他	四万十川
73	重要		佐賀県	佐賀市 他	川上川
74	重要		長崎県	佐世保市	九十九島
75	重要		熊本県	八代市 他	球磨川
76	重要		福岡県	田川郡添田町	英彦山
			大分県	中津市山国町	
77	重要		大分県	日田市	日田盆地
78	重要		大分県	竹田市	久住高原
79	重要		大分県	竹田市	魚住滝
80	重要		大分県	由布市	由布院
81	重要		大分県	玖珠郡九重町	飯田高原
82	重要		宮崎県	えびの市・小林市	霧島山
			鹿児島県	県霧島市 他	
83	重要		宮崎県	高千穂町	天の眞名井
84	重要		鹿児島県	霧島市・垂水市 他	錦江湾
85	重要		鹿児島県	曾於市	岩屋観音
86	重要		鹿児島県	伊佐市	曾木の滝

資料3

主な重要事例の概要

恵山

北海道
(函館市)

北海道の渡島半島南東部に位置し、那須火山帯に属する標高618mの二重式鐘状火山。中腹から頂上にかけては複数の噴気口及び火山噴出物が広がることから、「賽の河原」などと呼ばれる独特の風致景観を形成している。津軽海峡を挟んで、下北半島の恐山と対をなす霊峰として知られる。130余種の高山植物が生育し、開花期や紅葉期の美しい風景でも知られる。



市指定名勝

ピッカノカ

(神居古潭、嵐山、幌尻岳ほか)

北海道

(旭川市、深川市、登別市、積丹郡積丹町、古平郡古平町、余市郡余市町、上川郡鷹栖町、上川郡下川町、中川郡美深町、白老郡白老町、沙流郡平取町、新冠郡新冠町)

アイヌの抒情詩(ユカラ)に謡われた舞台をはじめ、アイヌの神(カムイ)の伝承地、アイヌ語で命名された独特の地形が、一群の景勝地としてアイヌ語でピッカノカ(美しい・形)と総称され、名勝に指定された。九度山・黄金山・神威岬などが指定されているほか、石狩川随一の景勝地である神居古潭、アイヌの祈りの場であり良好な展望地である嵐山などもピッカノカの候補地である。



一部国指定名勝

写真: 神威岬(積丹町)

鍋釣岩

北海道
(奥尻郡奥尻町)

奥尻島東岸の奥尻港の南に位置する高さ約19.5m、周囲約100mの天然橋を成す奇岩。名称の由来は、輝石及び黒雲母が混じる安山岩の貫入岩体の中央部分が抜け落ち、鍋の取っ手のような形態となったことにある。海に浮かぶ奇岩の形姿は、奥尻島の象徴として長く親しまれてきた。平成5年(1993)の北海道南西沖地震により一部が崩落したが、その後に補修された。



町指定名勝

小説津軽の風景地

青森県

(青森市、弘前市、五所川原市、東津軽郡外ヶ浜町、西津軽郡深浦町、北津軽郡中泊町)

津軽地方には、寛政4年(1792)の地震により形成された岩浜の千畳敷、汽水湖である十三湖、秀麗な形姿を誇る標高1,625mの岩木山、サクラの名所として知られる弘前城公園など、独特の地形・植生から成る一群の景勝地が存在する。これらは、昭和19年(1944)に太宰治が故郷を訪ね、小説『津軽』に描き出した場所として知られる。



写真: 千畳敷(深浦町)

恐山

青森県
(むつ市)

カルデラ湖である宇曽利山湖(宇曽利湖)を取り囲む外輪山の総称で、標高878.6mの釜臥山をはじめ8つの峰から成る。1万年以上前に噴火したとされる火山で、火山性ガス及び温泉沈殿物などにより、独特の荒涼とした風致景観が広がる。貞観4年(862)に慈覚大師円仁が開山したとされ、日本を代表する霊場の一つとして広く知られる。



仙人峠

岩手県
(遠野市、釜石市)

北上山地南東部の遠野市と釜石市との境界部にあたり、標高887mの地点に位置する峠。石灰岩質の白い大岩壁に紅葉が映える景勝地として知られる。急峻な峠道は古くから交通の難所として知られ、辺境の地として仙人が棲んだなどの伝説が残る。それらは、日本民俗学の先駆者である柳田國男の『遠野物語』にも収録された。



写真提供: 遠野市立博物館

諏訪八景

岩手県
(胆沢郡金ヶ崎町)

岩手県の金ヶ崎神社境内から北上川を望む8つの風景は、夜雨・秋月・落雁・帰帆・晴嵐・暮雪・晚鐘・夕照に関連して「諏訪八景」と呼ばれて親しまれてきた。「諏訪八景」の名称は、天明5年(1785)に当地を訪れた国学者・旅行家の菅江真澄が、近江八景に準えて『陸奥膽澤郡須輪神社法楽八景和歌』を詠み、金ヶ崎神社に奉納したことに始まる。



写真提供: 金ヶ崎町教育委員会

曲木島

宮城県
(塩竈市)

塩竈湾に浮かび、周囲約150mの岩壁に囲まれた小さな島。籬島(まがきしま)とも称する。マツ等の樹木に覆われた島には籬島明神が祀られており、その小祠が曲木を用いて築造されたことが島名の由来と言われている。『古今和歌集』等に島を詠んだ歌が数多く見られることから、後に古歌の歌枕に因む名所として知られるようになった。



市指定名勝

蔵王連峰

宮城県
(白石市、刈田郡蔵王町、
刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川
崎町)
山形県
(山形市、上山市)

標高1,841mの熊野岳を主峰として、山形県の面白山から宮城県の不忘山に至る南北約36kmの連峰。最上川の水源地を成す中央蔵王・北蔵王と、阿武隈川の水源地を成す南蔵王に区分できる。冬の樹氷は世界的に著名であり、火口湖の「お釜」は神秘の色を湛える。古くは刈田嶺又は不忘山と呼ばれ、『古今和歌集』の和歌にも詠われたほか、近代の斎藤茂吉・香川進の短歌にも詠まれた。



鳴子峡

宮城県
(大崎市)

宮城県北西部に位置する長さ約4kmの峡谷。大谷川の急流が凝灰岩の台地を削り、断崖の高さが約100mにも及ぶ深い峡谷を形成した。直立する絶壁の間を溪流が曲折して流れ下り、立石・衝立石・二王岩・虫喰岩・九曜岩・烏帽子岩・天柱岩など奇観から名付けられた岩石が点在する。春の新緑、ツツジ・フジ、秋の紅葉などの景勝地としても知られる。



県指定名勝

写真提供: 大崎市

鵜ノ崎海岸

秋田県
(男鹿市)

男鹿半島南部の女川から台島まで、幅約200mの洗濯板状の岩盤の浅瀬が約1.5kmにわたって連続する。干潮時には岩肌が露出し、細かな岩陰が現れることから、独特の海浜の風致景観として知られる。半島に位置するため、海面越しに鳥海山を望むことができる。江戸時代後期の国学者・旅行家で、『男鹿の五風』の著者である菅江真澄は、鵜ノ崎海岸がある女川を訪れている。



川原毛地獄

秋田県
(湯沢市)

秋田県の南東部に位置する火山地帯。全体が奇岩・怪岩に覆われ、硫黄ガス・水蒸気が噴き出していることから、草木の生えない寂莫とした風景が広がる。古くから羽州の「通融嶮」と呼ばれ、南部の恐山、越中の立山とともに日本の代表的な霊地を成し、女人禁制の山であった。江戸時代後期の国学者・旅行家の菅江真澄が訪れ、『高松日記』に火山の風致景観を独特の筆致で描いた。

写真出典：湯沢市ホームページ



小又峡

秋田県
(北秋田市)

秋田県北東部の森吉山東麓のノロ川原生林に覆われた峡谷。古来、神霊の宿る聖地として畏敬され、かつては里の人々も近寄ることのない場所であった。渓谷には、横滝・曲滝・ガマ淵・三角滝・穴滝・化ノ淵・化ノ滝・化ノ堰・化ノ穴滝・三階滝など浸食によって形成された大小約100ヶ所の瀑布・甌穴・深淵が見られ、現在では多くの人々が訪れる景勝地となっている。



県指定名勝

鳥海山

秋田県
(由利本荘市、にかほ市)
山形県
(酒田市、飽海郡遊佐町)

秋田県と山形県との県境に位置する標高2,236mの大型成層火山。出羽富士又は秋田富士とも呼ばれ、独立峰として東北地方の最高峰を誇る。その秀麗な形姿及び度重なる火山活動のゆえに、古代から大物忌神として崇められ、神階奉授が繰り返されてきた。信仰の山であるとともに、地域の象徴的存在としても親しまれている。



最上峡

山形県
(最上郡戸沢村)

最上川の中流域の延長約14kmにわたる峡谷地帯。一帯には、樹齢1,000年を超える天然スギや数多くの滝が点在している。多くの滝の中でも、特に右岸に流れ落ちる白糸の滝は『古今和歌集』等の古歌の名所であり、歌枕として広く知られてきた。松尾芭蕉も、『おくのほそ道』において最上川の風致景観を俳句に詠んだ。



十六羅漢岩

山形県
(飽海郡遊佐町)

鳥海山の中腹の噴火口から日本海へと流れ出した溶岩・岩礁には十六羅漢をはじめとする22体の磨崖仏が刻まれ、十六羅漢岩と呼ばれている。吹浦海禅寺第21代寛海和尚が、荒海に命を失った諸霊の供養と海上の安全を祈って、托鉢、勸化につとめ、彫らせたもので、明治元年(1868)に完成した22体のすべての像が現存する。付近の海浜は、日本海を背景として奇石・怪岩に富んだ独特の風致景観を成す。

写真提供:遊佐町教育委員会



文知摺観音

福島県
(福島市)

文禄4年(1595)の開山とされる福島の曹洞宗寺院。境内には「文知摺石」と呼ばれる巨石があり、都から按察使として赴任した源融と土地の長者の娘であった虎女との悲恋物語の伝説が残る。古くは『古今和歌集』の源融の和歌にも詠まれ、近世以降は松尾芭蕉・正岡子規も訪れた。新緑・紅葉が彩る林間に仏堂・塔・石碑が点在し、境内は良好な風致景観を維持している。

写真提供:一般撮影者



市指定名勝

安達太良山・阿武隈川

福島県
(二本松市)

安達太良山は、南北約9kmに連続する安達太良連峰の主峰を成す標高1,700mの山岳で、『万葉集』の和歌の枕詞のうち最北の山として著名である。阿武隈川は福島県旭岳を水源とし、福島・宮城の県境を越えて太平洋へと注ぐ。『古今和歌集』以来、陸奥国の歌枕として知られ、近代詩人の高村光太郎が『智恵子抄』において智恵子の故郷の風景として描いたことでも有名である。

写真提供:二本松市教育委員会



磐梯山

福島県
(耶麻郡磐梯町、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村)

猪苗代湖の北に位置する標高1,816mの成層火山。会津地方を代表する山岳で、南から望む整った形姿の「表磐梯」に対して、北から望む「裏磐梯」は荒々しい形姿を見せる。かつては修験道の霊場であり、山麓部の住民を中心に農業神の山として信仰されてきた。『万葉集』の東歌に「会津嶺(あいづね)」として詠まれ、民謡「会津磐梯山」でも親しまれている。

写真出典:磐梯町ホームページ



西山荘庭園

茨城県
(常陸太田市)

茨城県の北部に位置し、徳川光圀が元禄4~13年(1691~1700)までの晩年を過ごした隠居所の庭園。山荘の建築を取り囲む庭園は、心字池を中心とする池泉から成る。元の建築は茅葺の質素な造作で、華美を嫌った光圀の人物像を伝えるものであったが、文化14年(1817)に野火により焼失し、現存する建築は文政2年(1819)に第8代藩主齊脩が再建したものである。

写真提供:公益財団法人徳川ミュージアム 撮影:阿部 浩



大洗

茨城県
(東茨城郡大洗町)

茨城県の太平洋に面する岩礁の海岸。江戸時代以来、大洗磯前神社とともに景勝地として知られ、安藤朴翁の『ひたち帯』、中山信名の『新編常陸国誌』など、多くの文人墨客の作品に影響を与えてきた。また、かつては潮湯治の場として知られ、群馬県出身の詩人である山村暮鳥が結核療養のために晩年を過ごした場所としても知られる。



町指定名勝

写真提供:大洗町

袋田瀧

茨城県
(久慈郡大子町)

茨城県北部の月居山(標高404m)の中腹に位置し、滝川上流部の4段の岩壁に懸かる巨大な滝。高低差は約120m、幅は最大約70mあり、日本を代表する瀑布の一つである。安山岩質火山角礫岩の岩質から成り、生育する植物種も豊富である。四季により変化する滝の形姿は、12世紀の西行の和歌をはじめ、近代画家である立原杏所・五百城文哉の絵画などに描かれた。



県指定名勝

写真提供:大子町教育委員会

行道山浄因寺境内

栃木県
(足利市)

足利の北部山地の一角に位置し、標高約400mの断崖絶壁の下に建つ臨済宗の寺院。和銅6年(713)に僧行基が創立したと伝えられる。葛飾北斎の『諸国名橋奇覧』に描かれた奇岩上の清心亭をはじめ、そこから見渡す巨岩、狭い谷間の参道に繁茂するスギ・ヒノキなど、地形・樹叢が一体となった閑雅な霊地の雰囲気を持つ。



県指定名勝

写真提供:足利市教育委員会

輪王寺庭園

栃木県
(日光市)

輪王寺門跡の庭園。「逍遙園」の異称を持ち、小堀遠州の作と伝わる。江戸時代初期の作庭とされ、文化12年(1815)及び明治時代の改修を経て現在の形態・意匠へと変容した。南に鳴虫山、西に男体山、北に女峰山・赤薙山を望む。明治天皇、木戸孝允、第18代アメリカ合衆国大統領となったグラント将軍などの著名人が来訪した。



写真提供:輪王寺

沼ッ原湿原

栃木県
(那須塩原市)

那須連山南端の白笠山と西ボッチとの間の標高1,230mに広がる東西約250m、南北約500mの亜高山帯の湿原。約230種類の植物種をはじめ、哺乳類・鳥類・両生類など多様な動物種が見られる。元禄8年(1695)に湿原付近に会津中街道が開かれ、参勤交代に使われたほか、那須岳(標高1,917m)の西側山腹の温泉源を信仰の対象とする「白湯山信仰」の行人道としても使われた。



写真提供:那須塩原市教育委員会

遊行柳

栃木県
(那須郡那須町)

奥州街道の宿駅として栄えた那須町芦野にある伝説の柳。『古今和歌集』の西行の和歌にも詠われた歌枕の名所で、時宗の遊行上人が柳の精として現れた老翁を成仏させたとの伝説は室町時代の謡曲「遊行柳」の題材ともなった。近世には、松尾芭蕉の『おくのほそ道』により一躍有名となった。現在も水田の畦畔にヤナギの老樹が残る。



写真提供:那須町教育委員会

湯畑

群馬県
(吾妻郡草津町)

草津温泉の中心に位置する泉源。毎分約4,000リットルもの豊富な湯量が沸き出し、湯煙が立ち込める壮大な風景が見られる。草津の中心を成す湯畑は滝のように流れ落ちる独特の構造を持ち、温泉街の街区の随所には多様な形態の泉源が複数存在する。十返舎一九の『上州草津温泉道中続膝栗毛』にも描かれ、古くから温泉の行楽地として知られてきた。



写真提供:草津町教育委員会

草津白根山

群馬県
(吾妻郡草津町)

群馬県西端に位置する標高2,171mの火山。白根山・本白根山・逢の峰等を総称して草津白根山と呼ぶ。明治15年(1882)の噴火後の山頂付近には、今なお草木も生えない白く荒れた山肌と鮮緑色に輝く火口湖の湯釜から成る独特の風致景観が広がる。人間国宝である人形作家の鹿兒島寿蔵(1898～1982)が、『草津白根作品集』と題する16首の短歌を詠んだ。



写真提供:草津町教育委員会

大峰山浮島及び 湿原植物

群馬県
(利根郡みなかみ町)

大峰山山頂南東部の標高1,000m付近に位置する長径約150m、短径約100mの湿原。1万年以上を経て中央部に位置する湿原が浮島として発達し、その周囲を水域が取り囲む独特の風致景観が形成された。厚さ8.6mの泥炭層は本州中部の湿原の中で最大を誇る。ミズゴケ・ツルコケモモ・トキソウなど、多種多様な湿原植物が繁茂する景勝地である。



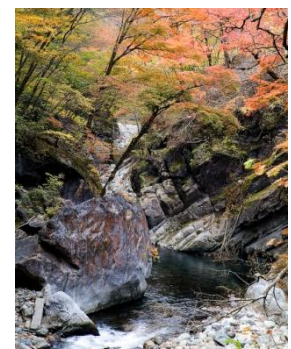
県指定名勝

写真提供:みなかみ町教育委員会

中津峡

埼玉県
(秩父市)

奥秩父山塊の溪谷。荒川の支流である中津川が南天山と白泰山との間を流れ、岩石を削り出すことにより形成した深い溪谷である。大滑から溪谷最奥部の中津川までの約8kmの区間には高さ約100mもの絶壁が展開し、岩壁と紅葉が織りなす美しい景勝地として知られる。昭和8年(1933)に秩父でアララギ歌会を開いた斎藤茂吉は、中津峡を訪れて短歌を残した。



県指定名勝

写真提供:秩父市教育委員会

行幸堤・権現堂堤

埼玉県
(幸手市)

権現堂川の水防のために戦国時代に築かれたとされる堤。利根川改修に伴い権現堂川が締め切られた後は荒廃したが、大正9年(1920)に住民がサクラの植樹を行い、観桜の名所となった。太平洋戦争時には薪炭材として伐採されたが、戦後に再植され始め、名所が回復した。江戸時代の国学者の橋守部が堤を詠みこんだ長歌は、『穿履集』に収められている。



市指定名勝

写真提供:幸手市

矢切の渡し

千葉県
(松戸市)
東京都
(葛飾区)

千葉県松戸市下矢切と東京都葛飾区柴又とを結ぶ江戸川の渡し場。江戸時代の初期、川の両岸に田畑を持つ農民が移動のために往来したのが渡し船の始まりで、その後も地域の人々の足として利用されてきた。江戸川の各所に存在した渡船場のうち、現在でも残されている唯一の事例である。伊藤左千夫の『野菊の墓』の舞台としても知られる。



写真提供:松戸市

屏風ヶ浦

千葉県
(銚子市、旭市)

旭市飯岡から銚子市戸川にかけて、約10kmにわたって連続する高さ40~50mの断崖。砂岩と関東ローム層から成り、海食により削られた砂は九十九里浜を形成した。断崖は「東洋のドーバー」とも呼ばれ、映画等の撮影場所としても知られるようになった。歌川広重の『六十余州名所図会』の「下総銚子の濱外浦」には、犬若海岸及び千騎ヶ岩とともに描かれた。



鹿野山九十九谷

千葉県
(君津市)

千葉県君津市の白鳥峰・熊野峰・春日峰から成る3つの山岳の総称。最高峰を誇る標高379mの白鳥峰の周囲に低山が波打つように広がる様子は、「九十九谷」と呼ばれている。冬から早春にかけての無風で冷え込んだ夜明けには靄が漂い、雲海の上に山々が頭を出す荘厳な風景が見られる。大町桂月の『房州紀行』に記され、東山魁夷の『残照』では題材となった。



写真提供:君津市

鋸山

千葉県
(富津市、安房郡鋸南町)

房総半島西岸に位置する標高329.5mの山岳で、切り立った岩壁及び鋸歯状の稜線が独特の風致景観を成す。東京湾・富士山・三浦半島など、関東一円を見渡せる展望地点としても知られる。近世後期から近現代にかけて継続した房州石の石切場は、独特の採石景観を形成している。大田蜀山人の狂歌にも詠われ、東山魁夷の『晩照』にも描かれた。



一部県指定名勝

写真提供:富津市

百草園

東京都
(日野市)

享保年間(1716～35)に小田原城主大久忠増の室の寿昌院慈岳元長尼が再建した慈岳山松連寺の庭園。明治維新の廃仏毀釈で松連寺は廃寺となったが、明治20年(1887)に貿易商青木角蔵が復興し百草園として一般開放した。現在でも寿昌院が植えたとされるウメの木が残る。『江戸名所図会』『武蔵名勝図会』『新編武蔵風土記稿』等において紹介された。また、近代には若山牧水も短歌を残した。

市指定名勝

写真提供:京王百草園



城ヶ島

神奈川県
(三浦市)

三浦半島最南端に位置する面積約0.99km²の島で、奇岩と断崖から成る。中世の三浦氏や鎌倉時代の北条氏にゆかりの地で、源頼朝の伝説も残された。宝暦6年(1756)の『三崎志』には三崎八景の一つとして「城島落雁」が記され、『三浦古尋禄』『相模風土記』『相模百景』には海岸の眺望景観が描かれた。また、北原白秋作詞の『城ヶ島の雨』にも詠われた。

写真提供:三浦市



芦ノ湖

神奈川県
(足柄下郡箱根町)

神奈川県南西部に位置し、約3,100年前の箱根山の火山噴火に伴う土砂崩れにより、早川が堰き止められて形成された堰止湖。富士山をはじめ周辺の山岳と芦ノ湖が織り成す四季折々の風景は、箱根を代表する風致景観の一つである。『東海道五十三次之内箱根湖水図』などの江戸時代の浮世絵をはじめ、近代では黒田清輝の『湖畔』にも描かれた。

写真提供:箱根町



親不知子不知

新潟県
(糸魚川市)

飛騨山脈の北端部が日本海に没する地点に急峻な断崖絶壁が連続する海岸。懸崖・絶壁・岩礁・洞穴・砂浜、打ち寄せる海浪などから成る雄大な風致景観で、古来、北陸道の最大の難所として知られてきた。波除け観音・波除け不動・避難岩・海賊集落など伝説にまつわる遺跡に富み、松尾芭蕉の『おくのほそ道』、森鷗外の『山椒大夫』などにも登場した。

県指定名勝

写真提供:糸魚川市教育委員会

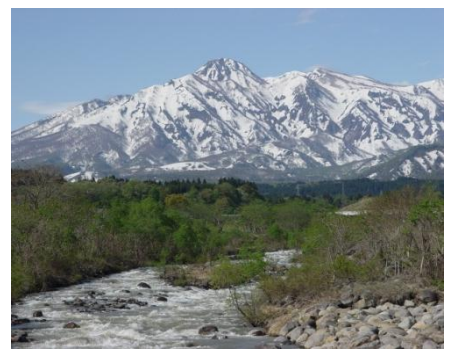


妙高山

新潟県
(妙高市)

新潟県南東部の標高2,454mの成層火山。その名は、サンスクリット語の「シュメール」の意識語で「須弥山」と同義語である。中世には山岳信仰の道場となり、近世には女人禁制で男子も年1回の参詣登山のみ認められる山となった。与謝野晶子の短歌をはじめ絵画・写真の題材となり、上越地方の小・中学校、高校の校歌にも登場するなど、地域の象徴的存在となってきた。

写真提供:妙高市教育委員会



雨晴海岸

富山県
(高岡市)

富山湾の西部に位置し、白砂青松の景勝地として知られる海岸。晴れた日には、富山湾を越えて立山連峰を望むことができる。『万葉集』では「渋谷」と呼ばれ、万葉歌人の大伴家持が題材として多くの和歌を詠んだ。源義経が奥州へ落ちのびる途上、にわか雨が晴れるのを待ったとされる「義経岩」があり、名前の由来となった。松尾芭蕉の『おくのほそ道』にも、有磯海の一部として記された。



光久寺の茶庭

富山県
(氷見市)

江戸時代に加賀藩御用造園師であった駒造が築造したと伝わる光久寺境内の庭園。廻遊式庭園であり、回廊を挟んで中庭及び後庭から成る。背景を成す深い山林と庭園の景観とが調和し、中庭には「行」の様式に基づく山水の意匠が施されている。「俯して池を眺めるもよし、仰いで山を見るもよし」とされ、「俯仰園」の異名を持つ。



県指定名勝

俱利伽羅

富山県
(小矢部市)
石川県
(河北郡津幡町)

富山・石川両県の県境に位置する砺波山の山中にある峠。北陸道が通り、古くから交通の要衝であった。寿永2年(1183)の源平俱利伽羅合戦の地となり、周辺には矢立・猿ヶ馬場・源氏ヶ峰など『源平盛衰記』の伝承地が点在する。峠からは、奈良時代に大伴家持が国司として赴任した際に見たであろう越中の平野、能登の山々の風景を望むことができる。

写真提供:小矢部市



野村家庭園

石川県
(金沢市)

金沢城下の長町地区には、大野庄用水を敷地内に引き込み、曲水として利用した複数の庭園が残されており、本庭園はそのうちの一つ。樹齢400年のヤマモモや雪見灯籠が調和よく配置され、濡れ縁の直下にまで迫る曲水・落水が建築と庭園との融合を表す。

写真出典:金沢市観光協会公式サイト



河北潟

石川県
(金沢市、かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町)

金沢平野の北部に位置する面積4.13km²の潟湖。近世末期から昭和にかけての干拓により、水面は大幅に縮小されたが、広々とした湖面に映える白山連峰から朝日が昇り、日本海の海面へと夕日が沈む景勝地として著名である。歌川広重の『六十余州名所図会』の「加賀 金沢八勝之内蓮湖之漁火」に描かれたほか、明治の文豪である泉鏡花の『湖のほとり』にも登場する。

写真提供:北陸農政局



能登金剛

石川県
(羽咋郡志賀町)

能登半島の西岸にあたり、南は福浦港から北は深谷までの約26kmにも及ぶ海浜の景勝地。巖門・関野鼻・機具岩・碁盤島・吹上滝・増穂浦・玄徳岬などの岩礁が連続し、奇岩・怪石が織りなす風致景観は独特である。歌川広重の『六十余州名所図会』をはじめ、著名な図像・文献にも記された。また、松本清張の小説『ゼロの焦点』においても舞台の一つとなった。



町指定名勝

写真提供: 志賀町

三田村氏庭園

福井県
(越前市)

面積約700m²の池泉庭園。主屋の北東に面し、北側の塀に沿って帯状に築山が造られ、その南側にはほぼ円形の池泉が存在する。池中には、中島及び数石の岩島が調和よく配置されている。池泉の周囲には飛石が打たれ、要所に立石の石組が存在する。三田村家には、延享3年(1746)に幕府の御使番が書院から庭園を鑑賞したとの記録が残されている。

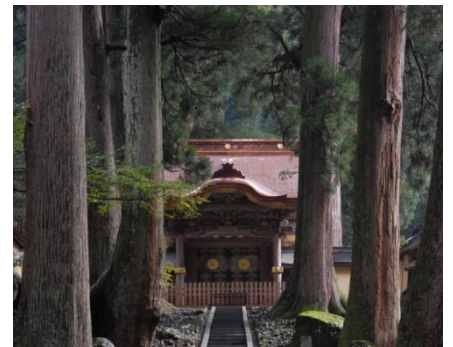


市指定名勝

大本山永平寺

福井県
(吉田郡永平寺町)

福井県北部の山中に位置し、13世紀中頃に道元禅師が開山した。七堂伽藍を中心とする大小70余棟の仏堂楼閣が建ち並び、現在も約200名の修行僧が修行中である。建造物群の周囲は樹齢600年を超える五大杉をはじめ深い樹叢に覆われ、禅修行の道場としての荘厳な雰囲気を持つ。多くの文人・俳人も参拝・研鑽に来山している。



写真提供: 永平寺町

金峰山と五丈岩及び千曲川源流の山々

山梨県
(甲府市)
長野県
(南佐久郡川上村)

金峰山は、山梨県と長野県との県境に位置する標高2,599mの山岳。山頂付近には花崗閃緑岩の大岩(五丈岩)がある。信仰の山であり、長野県側には金峰山神社及び修験道遺跡が存在するほか、山梨県側には金桜神社が存在し、山頂付近からは信仰関連の遺物も出土した。山域は千曲川の源流域を成し、千曲川とその背景の山々を詠んだ古歌が伝わる。

写真出典: 長野県佐久地方事務所ホームページ



塩の山

山梨県
(甲州市)

甲府盆地内の北東部に位置する標高556mの独立丘陵。周辺の高所から遠望すると、甲府盆地の東縁に島のように浮かんで見え、地域の象徴的存在となっている。合併前の旧市名でもある「塩山」の地名は、「塩の山」に因むものとされている。古くから甲斐の歌枕の名所として知られ、『古今和歌集』の和歌をはじめ数多の和歌に詠まれてきた。



写真提供: 甲州市教育委員会

日出づる里

山梨県
(南巨摩郡富士川町)

赤石山脈の麓に位置する富士山の展望地点。冬至から元旦にかけての時期に、富士山頂に日の出が重なって輝く「ダイヤモンド富士」を見ることができる。この地を訪れた高村光太郎が、富士山からの美しい日の出の風景に言及したことで知られ、現地には文学碑が建てられている。例年、この時期になると多くの写真家・観光客でにぎわう。



写真提供:富士川町教育委員会

諏訪湖の御神渡り

長野県
(岡谷市、諏訪市、諏訪郡下諏訪町)

昼間の気温上昇によって氷結した湖面に亀裂が生じ、夜間の再氷結時に大音響を伴って迫り上がる自然現象。迫り上がった亀裂が湖面を縦横に走る光景は荘厳で、神が氷上を通った跡を表す「御神渡り」として崇められてきた。平安時代以来、神の「かよひち」として和歌に詠われ、諏訪湖の異称である「すはのうみ」は歌枕となった。



写真出典:信州とおき情報ホームページ
(諏訪市博物館提供写真)

米子大瀑布

長野県
(須坂市)

米子川源流の四阿山北麓の断崖に並んで落ちる不動滝(落差85m)・権現滝(落差75m)の総称。断崖は四阿山の火山活動が形成した安産岩質の柱状節理から成り、2つの滝とともに壮大な風致景観を構成している。古くから修験道の行場で、滝の直下の米子不動尊は今なお修験者の道場であり、「米子のお不動さん」として庶民信仰の対象ともなっている。



市指定名勝

写真提供:須坂市

浅間山

長野県
(小諸市、佐久郡軽井沢町、佐久郡御代田町)
群馬県
(吾妻郡嬭恋村)

長野県と群馬県との県境に位置する標高2,568mの活火山。円錐形の美しい山容と火口からの噴煙が織り成す風景は、『伊勢物語』、松尾芭蕉の『更科紀行』、島崎藤村の『千曲川旅情の歌』など、古くから歌人・詩人により詩歌に詠まれてきた。また、長野県小諸出身の洋画家である小山敬三(1897~1987)は、連作において浅間山を描いた。

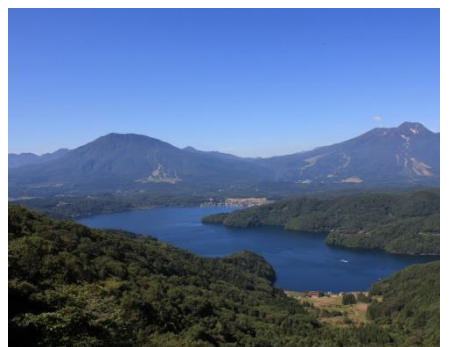


写真提供:小諸市商工観光課

野尻湖

長野県
(上水内郡信濃町)

長野県北部の野尻集落の東側に位置する面積4.56km²の湖沼。水面の形状が芙蓉の花・葉に似ていることから、「芙蓉湖」の異称を持つ。山岳に囲まれた風致景観は、信濃国の著名な奇勝を収録した近世末期の地誌『信濃奇勝録』において紹介された。近代以降は外国人・文人が訪れる避暑地となり、中勘助の『島守』、堀辰雄の『晩夏』など随筆・小説に描かれた。



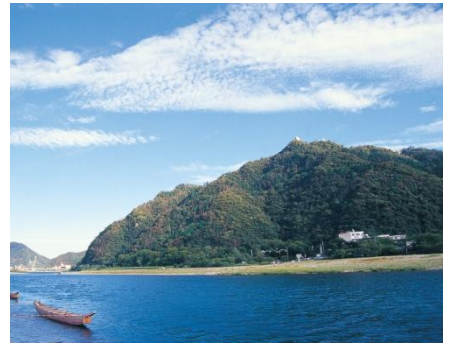
写真提供:信濃町

金華山(稲葉山)

岐阜県
(岐阜市)

岐阜市の中心に位置する標高329mの山岳。平地に存在する独立峰であり、四周から山容を望むことができる。中世には和歌に詠まれ、伊奈波神社の旧社地として信仰の対象となり、岐阜城が築城された。近代以降は山麓の岐阜公園と一体の観光地となった。『濃州厚見郡岐阜図』・『濃州長良川鶴飼図』・『岐阜名所図会』等の絵図・絵画資料のほか、観光地であることから多くの絵葉書・古写真が残る。

写真提供:岐阜市



野麦峠

長野県
(松本市)
岐阜県
(高山市)

岐阜県と長野県との県境に位置する標高1,672mの峠。峠を通過する街道は鎌倉街道又は江戸街道と呼ばれ、古くから飛騨と信州・江戸とを結ぶ重要な交通路であった。富山湾にて水揚げされた鰯を信州へ運んだ街道でもあったことから、「鰯街道」とも呼ばれた。峠は山地に囲まれ、遠方に乗鞍岳を望むことができる。山本茂実の『あゝ野麦峠』の舞台としても著名。

写真提供:高山市



薩埵峠

静岡県
(静岡市)

静岡市清水区の由比と興津との間にあたり、標高244mの薩埵山の急傾斜面が駿河湾に臨む地点に位置する標高約90mの峠。東海道の難所であり、富士山の展望地点でもあった。眼前の駿河湾と遠方の富士山は、東海随一の展望景観を成す。古くから文人墨客によって紹介され、歌川広重の『東海道五十三次』の「由井」にも峠からの富士山の展望景観が描かれている。

写真出典:(公社)静岡県観光協会ホームページ



市指定名勝

摩訶耶寺庭園

静岡県
(浜松市)

静岡県内の最古の寺院の一つである摩訶耶寺の庭園。昭和32年(1957)に境内の竹林清掃中に発見され、昭和43年(1968)の学術調査の結果に基づき復元された。池泉観賞を主体とする庭園で、地割・石組の特徴により平安時代末期から鎌倉時代初期の作庭と推測されている。庭園の後方彼方には千頭峯城を望むことができる。



県指定名勝

千本松原

静岡県
(沼津市)

沼津市の狩野川河口から田子の浦方面にかけて、約10kmにわたって連続する松原。富士山を望むことができ、風光明媚な景勝地として知られる。天正年間(1573~92)、武田氏と北条氏との戦いで松原が刈り払われ、住民は潮害に苦しんだが、増誉上人が千本の松を植え悲願を達成したと伝わる。近代には、若山牧水・井上靖が数多くの詩歌・紀行文に記した。



しろばんばの里

静岡県
(伊豆市)

静岡県伊豆市には、井上靖の自伝的作品である『しろばんば』の舞台となった場所が残る。井上靖は、幼少年期を伊豆湯ヶ島で過ごした。湯ヶ島小学校が郵便局となるなど当時とは異なる部分もあるが、主人公の実家、公衆浴場・土蔵などが良く残り、当時を偲ぶことができる。現在、井上靖の旧邸宅は天城峠にある「昭和の森文学館」の敷地内に移築保存されている。



恋路ヶ浜

愛知県
(田原市)

渥美半島の先端にあたる伊良湖岬から日出の石門まで、太平洋に面する約1kmの砂浜海岸。太平洋の荒波が、湾曲する白い砂浜の壮大な海浜景観を形成した。明治31年(1898)に、民俗学者の柳田國男が島崎藤村に海岸で拾った椰子の实の話をしたところ、藤村は「名も知らぬ遠き島より流れ寄る椰子の実一つ」と作詩した場所として知られる。

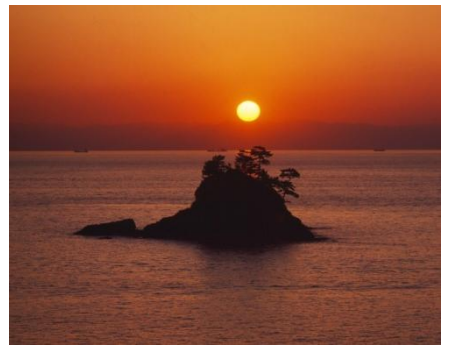


篠島

愛知県
(知多郡南知多町)

伊勢湾に浮かぶ面積0.94km²の風光明媚な島で、「東海の松島」とも呼ばれる。伊勢神宮との関係が深く、現在でも例年の神事として神饌の干鯛を伊勢神宮に奉納しているほか、島内の神明神社の式年遷宮は伊勢神宮から下賜された古材を用いている。『万葉集』には「小竹島(しのじま)」として登場し、島内の万葉の丘からは西方海上に美しい夕景を望むことができる。

写真提供: 南知多観光協会



宮川堤

三重県
(伊勢市)

伊勢神宮外宮の北西を流れる宮川の堤。古くから詩歌に詠われ、歌川広重の『伊勢参宮・宮川の渡し』にも描かれた。下の渡しは「桜の渡し」と呼ばれることから、付近に古くからサクラの木が存在したものと考えられている。しかし、現在のようにサクラの名所となったのは、明治4年(1871)に度会県参事がサクラの古木の保存と若木の補植を市民に奨励したことによる。



県指定名勝

多度山

三重県
(桑名市)
岐阜県
(海津市)

濃尾平野の西側に位置する標高403mの山岳。山麓には多度大社が鎮座し、伊勢・尾張・美濃など周辺地域では「神坐山」として崇敬の対象となってきた。東側を走る養老断層の隆起によって形成された山岳であり、平野部から急激に標高を増す独特の地形を成す。谷文晁の『日本名山図譜』において紹介されたほか、多度大社境内には『東海道名所図会』にも描かれた。



唐崎

(唐崎神社境内)

滋賀県
(大津市)

『万葉集』・『古今和歌集』などの和歌に詠まれ、名所図会・浮世絵などにも描かれた琵琶湖西岸の名所。平安時代には朝廷の七瀬祓所のひとつとして重視された。室町時代以降は、唐崎の松に降る夕暮れの雨の情景が「近江八景」の「唐崎夜雨」として広く喧伝された。現在、境内には3代目とされる樹齢150～200年のマツが存在し、浮世絵に描かれた往時の風致景観を継承している。



県指定名勝

写真提供: 滋賀県

永源寺境内

滋賀県
(東近江市)

滋賀県東近江市に所在する臨済宗の寺院。深い樹叢に覆われた境内は、14世紀に開祖寂室元光禅師が遺偈として詠んだ「屋後の青山、檻前の流水、鶴林の双趺、熊耳の隻履、または是れ空華、空子を結ぶ」の精神世界を偲ばせる。古くから境内の美しい風致景観は著名であり、特に紅葉の季節には多くの参拝客が訪れる。



市指定名勝

写真提供: 東近江市

京都御所庭園 仙洞御所庭園 修学院離宮庭園 桂離宮庭園

京都府
(京都市)

宮内庁により管理が行われている京都市内の4つの庭園。

京都御所は京都御苑内の中央に位置し、主な庭園として、小御所に面する御池庭と御常御殿に面する御内庭がある。

仙洞御所は京都御所の南東に位置する。現在は北池と南池を中心とする回遊式庭園となっているが、元々は小堀遠州により造られた斬新な意匠の庭園で、当時の遺構もわずかに残っている。

修学院離宮庭園は比叡山麓に位置し、上離宮・中離宮・下離宮の3つの部分から成る。17世紀に後水尾上皇によって造営され、上離宮は浴龍池と呼ばれる広大な人工の池を中心とする。

桂離宮庭園は京都市西京区の桂川の河畔に位置する。複雑な汀線を持つ回遊式庭園で、燈籠や蹲踞が巧みに配されている。17世紀に智仁親王、智忠親王父子によって整えられた。

写真: 上: 修学院離宮庭園、下: 桂離宮庭園



大江山

京都府
(福知山市、宮津市)

京都府の丹後半島の基部に位置し、標高832.5mの千丈ヶ嶽を主峰とする連山。冬の早朝には、雲海に山々の頂部が島のように浮かぶ風景が見られる。古くから鬼退治伝説にまつわる山、信仰の山、交通の要衝などとして知られ、8世紀の『丹後国風土記残缺』をはじめ、江戸時代の貝原益軒の『西北紀行』及び上田秋成の『秋山の記』などに登場する。



写真提供: 福知山市教育委員会

住吉大社境内

大阪府
(大阪市)

航海守護及び和歌の神を祀り、摂津一之宮として崇敬された大阪市内の神社。住吉造の4棟から成る本殿及び慶長11年(1606)の築造とされる反橋などの建造物が存在する。古くは『万葉集』・『古今和歌集』の和歌に詠われたほか、『源氏物語』にも記された。近世には松尾芭蕉が俳句に詠んだほか、『摂津名所図会』などにより広く紹介された。



写真提供:住吉大社

狭山池

大阪府
(大阪狭山市)

大阪狭山市の中央部に位置する人工の池。崇神天皇の勸皇の詔に基づき、垂仁天皇の時代に造られたとされるわが国最古の池の一つ。狭山池の名前は『古事記』・『日本書紀』にも見え、8世紀に僧行基が修築したのをはじめ、各時代における改修を経て今日に及ぶ。サクラに彩られた満水時の池の風致景観は、広く市民に親しまれている。



府指定名勝

写真提供:大阪狭山市教育委員会

葛城山

大阪府
(南河内郡河南町、南河内郡千早赤阪村)
奈良県
(御所市)

大阪府と奈良県との境界に位置する標高959mの山岳。堂々とした山容のほか、山頂付近はツツジ・カタクリ・ススキ等の群生地として著名である。大阪府側の平石峠からの登山道沿いには、「久米の岩橋」・「胎内くぐり」など石仏・経塚等の石造物が分布し、古代から中世の山岳信仰及び民衆の精神世界の様子を今日に伝える。



写真出典:御所市観光ホームページ

絵島

兵庫県
(淡路市)

兵庫県南部の明石海峡に位置する陸繋島。いざなぎ・いざなみの2神に関わり、国生み神話の「おのころ島」であるとされる。頂上の石塔には梵字が彫られており、平清盛の兵庫築港の際に人柱となった侍童松王丸の供養塔であると伝わる。『平家物語』・『山家集』・『千載集』・『続古今集』等の和歌にも詠われた。



市指定名勝

唐荷島

兵庫県
(たつの市)

室津港の南方に位置する3つの小島の総称。それぞれ「地」の唐荷、「中」の唐荷、「沖」の唐荷と呼ばれる。奈良時代初期の『播磨国風土記』には、難破した韓人の船の荷物が漂着したことから、「韓荷島」と呼ばれるようになったと記されている。『万葉集』の山部赤人の和歌にも詠われ、その後も歌枕として多くの和歌の題材となった。



二上山

奈良県

(葛城市)

大阪府

(南河内郡太子町)

奈良県と大阪府との境界に位置する山岳。雄岳(標高517m)と雌岳(標高474m)から成り、その秀麗な山容は遠方からも確認することができる。雄岳の山頂には大津皇子墓が存在する。『万葉集』には、弟の死を悲しんで姉の大伯皇女が詠んだ和歌をはじめ、多くの和歌が収められている。折口信夫の『死者の書』など、近代以降の文学作品にも取上げられた。

写真提供:葛城市



信貴山

奈良県

(生駒郡平群町、生駒郡三郷町)

大阪府

(八尾市)

生駒山系の山岳で、花崗岩・安山岩質の雄岳(標高437m)・雌岳(標高400.5m)から成る。聖徳太子が開基と伝わる信貴山朝護孫子寺、古代の高安城跡、中世の信貴山城跡などがある。『紙本著色信貴山縁起』・『太平記』に靈験が記され、醍醐天皇・後白河上皇、武田信玄・上杉謙信などが信仰した靈峰である。春のサクラ、秋の紅葉とともに景勝地として親しまれてきた。

写真提供:平群町教育委員会



山成島

和歌山県

(東牟婁郡智勝浦町)

勝浦湾の湾口に位置する狼煙山の東方約1.4kmの海上には大小15の島々が浮かび、そのうちの最も大きな島が「山成島」と呼ばれている。『平家物語』巻10(維盛入水)に「山なりの島と云う所あり」と記され、補陀落渡海・維盛入水伝説が伝わる島である。無人島であり、紺碧の海に浮かぶ島・岩礁が南海道随一の勝景を形成している。



町指定名勝

那智四十八滝

和歌山県

(東牟婁郡那智勝浦町)

那智山的那智川沿いの瀑布群で、古くから熊野修験道の行場とされてきた。嘉永4年(1851)の『名滝祭所行所案内』には、高さ133mの名勝那智大滝から「内陣の滝」までの48滝が記されている。規模・形態は多様で、斜め方向に流れ落ちるもの、直線状に流れ落ちるもの、溪流状に流れ下るものなどがある。天然記念物那智原始林等の豊かな樹叢に覆われ、行場として厳かな雰囲気を保っている。

写真:三ノ滝



一部国指定名勝

鳥取砂丘

鳥取県

(鳥取市)

鳥取市の日本海沿岸に広がる南北2.4km、東西16kmの広大な砂丘。日本で最大級を誇る。中国山地の風化花崗岩が千代川などの河川により日本海に流下し、潮流によって運ばれた細砂が東北方向からの強風により打上げられ、堆積して形成された。風が砂丘上に作り出す風紋及びスリバチと呼ぶ大きな窪みなど、自然現象が生み出す風致景観は雄大かつ美しい。



伯耆・大野・大山 遠望

鳥取県
(西伯郡大山町)

鳥取県の西部に位置し、古代伯耆国の中央に鎮座する標高1,709mの火山。円錐形の独立峰が形成する雄大な山容は遠方からも展望が可能であり、古くから信仰の対象として崇められてきた。歌川広重の『六十余州名所図会』の「伯耆大野大山遠望」には、五月雨の中、伯耆大山を背景に農家の人々が田植えをする風景が描かれている。



水都・松江の風景

島根県
(松江市)

宍道湖を水源とする堀川が縦横に流れる松江藩の城下町。江戸時代には、宍道湖の名勝を詠み込んで「松江八景」・「松江十景」が選ばれた。芥川龍之介が『日記より』の中で松江と水との関わりを描いたのをはじめ、小泉八雲は『知られざる日本の面影』の中で水都・松江の代表的景観としてシジミ漁の風景を紹介した。宍道湖の湖面に浮かぶ嫁ヶ島の夕景も著名である。

写真提供:松江観光協会



稲佐の浜の夕景

島根県
(出雲市)

出雲大社西方の総長約3kmの砂浜海岸。稲佐の浜には大国主大神と武甕槌神が国譲りの交渉をした場所とされる屏風岩があり、その南方には国引きに際して島根半島と佐比売山(三瓶山)とを結ぶ綱となった総長約4kmの長浜海岸(菌の長浜)が連続する。旧暦10月の神在月に八百万の神々が上陸する場所とされ、参集した神々を迎える神迎祭が行われてきた。



琴引山

島根県
(飯石郡飯南町)

標高1,013mの山岳で、古代から信仰の対象とされた。約1,300年前に編纂された『出雲国風土記』には、「山の峯の岩屋にオオクニヌシの御琴あり、ゆえに琴引山という」と記されている。中世には四十二坊の宿坊が建ち並び、修験道の聖地として知られるようになった。近世には牛馬安全、現在では「ちりけ封じ」と称して子どもの病氣平癒にご利益があるとされている。

写真提供:飯南町教育委員会



青野山

島根県
(鹿足郡津和野町)

島根県の最西端に位置する標高907mの溶岩円頂丘の火山である。頂上からは360度の展望が広がる。全体に丸みを帯びたなだらかな形姿であることから、「妹山」と呼ばれ親しまれてきた。寛政年間の『山水奇観』では「石見妹山」として紹介され、明治期の『津和野百景図』にも描かれた。現在も城下町津和野における象徴的な存在となっている。



榎戸の瀬

(大榎島、小榎島)

岡山県
(玉野市)
香川県
(高松市)

高松市と坂出市との境界の「大崎の鼻」の岬からは、面積0.21km²の大榎島、面積0.15km²の小榎島、2島間の「榎戸の瀬」を望むことができる。本州と四国が最も接近する海域にあたり、古くから良好な漁場として知られてきた。漁場争いにまつわる「樽流し伝説」をはじめ、龍が棲む龍宮城があったという伝説などが残されている。現在は、瀬戸内海の夕陽を望む景勝地として知られる。

写真提供:香川県観光協会



迫門の曙

岡山県
(瀬戸内市)

瀬戸内海岸の虫明漁港から望む日の出の風景を「迫門の曙」と呼ぶ。早朝に漁港から東方の海上を望むと、長島・鴻島等の島々の間から朝日が昇り、空は赤色に、海も島も黄金色に染まる荘厳な日の出の風景が見られる。既に平安時代には広く知られるようになり、和歌にも多く詠まれた。特に、平清盛の父である平忠盛が詠んだ『玉葉和歌集』の和歌が知られている。

写真提供:岡山県



爽籟軒庭園

広島県
(尾道市)

江戸時代の尾道の代表的な豪商であった橋本氏の別荘庭園。江戸時代に創建された茶室「明喜庵」は、京都山崎にある国宝妙喜庵待庵を模したものとなっている。茶室と庭園がともに良好に残されており、尾道における当時の豪商の実態及び尾道の繁栄ぶりを物語るとともに、この地方に伝わった茶文化を表す庭園である。

写真提供:尾道市教育委員会



市指定名勝

善生寺庭園

山口県
(山口市)

山口盆地北東部の周慶寺山の北西山麓に位置する善生寺境内の庭園。江戸時代の資料では雪舟の作品と伝える。庭園は境内の南半部に位置し、池泉観賞式の様式を持つ。池泉を中心として南西側に渓谷風枯流れの石組みがある。東の池尻にかかる板状の自然石は、「懸石」と呼ぶ独特の手法を用いる。池泉の水は、中央底部の井泉石組からの湧水により供給される。

写真提供:山口市文化財保護課



県指定名勝

秋吉台

山口県
(美祿市)

美祿市内の中央に広がる日本最大のカルスト台地。標高約200m~400mで、秋吉台は厚東川によって東西2つの台地(東台・西台)に区分されている。東側の区域は天然記念物に指定され、その面積は1,384haに及ぶ。秋芳洞・大正洞・景清洞・中尾洞などの鍾乳洞が存在する。石灰岩の白い岩肌が草原に覆われた台地の中に点在し、独特の風致景観が広がる。



大歩危・小歩危

徳島県
(三好市)

徳島県西部の吉野川中流域に、延長約8kmにわたって展開する渓谷。渓谷の一部は、高知県にまで及んでいる。約2億年もの歳月を経て、四国山地を横断する吉野川の激流により、三波川変成岩帯の結晶片岩が浸食されて形成された。そそり立つ白色の岩盤、吉野川の急峻な水の流れ、周囲を覆う豊かな緑が織り成す優秀な景勝地として知られる。

写真提供:三好市教育委員会



轟の滝

徳島県
(海部郡海陽町)

徳島県南部の海部川の支流王余魚谷川(かれいだにがわ)に存在する瀑布で、別名を「王余魚滝」という。落差は58m(公称)あり、徳島県で最大を誇る。絶壁に挟まれた岩場の奥に轟音を伴って流れ落ちる滝の風致景観は迫力に富む。轟の滝と上流に連続する二重滝・横見滝・舟形滝・丸渕滝・鳥還滝・大鳥小鳥滝などの大小多様な滝は「轟九十九滝」と総称され、轟神社の御神体となっている。

写真提供:海陽町教育委員会



美濃田の淵

徳島県
(三好郡東みよし町)

徳島県西部の吉野川中流域に位置する延長約2km、幅約100mにわたる深淵。結晶片岩の地層が吉野川により侵食され、奇岩・怪岩の景観が形成された。河岸の岩盤や河中に散在する岩には獅子岩・鯉釣岩・与作岩・千畳敷・雄釜・雌釜・ウナギ巻岩などの名前がつけられ、古くから親しまれてきた。

写真提供:東みよし町教育委員会



県指定名勝

屋島

香川県
(高松市)

瀬戸内海に突き出た南北5km、東西2kmの巨大なメサ地形。元は島であったが、現在は陸続きとなっている。古代から備讃瀬戸の交通の要衝を成し、軍事の観点からは見張りのための重要な位置にあった。メサとしての地形的特質、源平合戦の古戦場として『平家物語』にも記された歴史的意義のほか、美しい瀬戸内海を望む展望地点としても優れている。

写真提供:高松市教育委員会



沙弥島

香川県
(坂出市)

坂出市北西の瀬戸内海沿岸に位置する面積0.28km²の島。現在は陸続きであるが、かつては島であった。飯野山・城山・五色台・大麻山をはじめ、遠く四国山地を望むことのできる展望地点である。古く『万葉集』の柿本人麻呂の和歌に詠まれたほか、昭和時代には坂出市出身の小説家である中河与一の『愛恋無限』において、最後の舞台として登場した。

写真提供:坂出市教育委員会



法華津峠

愛媛県
(西予市、宇和島市)

宇和島市吉田町と西予市宇和町との境界に位置する標高436mの峠。展望地点として優れ、宇和海特有の段々畑、変化に富むリアス式海岸、海面に浮かぶ真珠筏、点在する多くの島々を眼下に見下ろすことができるほか、遠く九州の連峰、佐田岬半島を望むこともできる。西村清雄(1871～1964)が讚美歌「山路こえて」を作詞した場所として知られる。

写真提供:西予市教育委員会



石鎚山

愛媛県
(西条市、上浮穴郡久万高原町)

石鎚山脈の中心を成す山岳。最高峰の天狗岳(標高1,982m)、石鎚神社山頂社がある弥山(標高1,972m)、南尖峰(標高1,982m)から成る一連の峰々を総称して「石鎚山」と呼ぶ。特に、天狗岳の山頂は、そそり立つ岩峰の先が斜めに尖った特徴のある形状を持つ。古くから山岳信仰の対象となり、奈良時代から修行場としての記録が残っている。

写真提供:西条市



竜串

高知県
(土佐清水市)

高知県西部の足摺岬近辺に位置し、砂岩と泥岩から成る海岸。長さ200～300mにわたって波食台・海蝕崖が発達し、巨大な竹を横倒しにしたように見える岩が直線状に並ぶ「大竹小竹」をはじめ、「蛙の千匹連れ」・「しぼり幕」など、独特の形態の岩石から成る海浜景観が展開する。隣接する見残海岸は、難所であるため弘法大師が見残したことに命名の由来があるとされる。



県指定名勝

琴ヶ浜松原

高知県
(安芸郡芸西村)

高知県東部の土佐湾に面し、海側斜面の松林と砂浜から成る海岸。東西6kmに及ぶ松林と砂浜から成る白砂青松の景勝地として知られる。名勝入野松原と並んで高知県内の2大松原を成す。平安中期の歌人である紀貫之が『土佐日記』に記した「うだの松原」は、琴ヶ浜の松原を指すものとされている。昭和初期に訪れた高濱虚子も、琴ヶ浜の松原に関する3つの俳句を残した。



県指定名勝

志賀

福岡県
(福岡市)

博多湾北部に位置し、東から延びる砂州の「海の中道」を通じて九州本土と陸続きとなった面積5.78km²の島。古代より海上公易の拠点としての役割を担い、「漢倭奴国王」の金印が発見された島として知られる。歌枕となり、『万葉集』・『新古今和歌集』の和歌には「志賀の浦」・「志賀の海人」などの表現が見られ、海波・風・月等をはじめ漁火・藻狩りなどの漁業風景が詠まれた。

写真提供:福岡市



柳川の水郷景観

福岡県
(柳川市)

有明海に注ぐ筑後川河口部の水郷地帯。柳川(柳河)の水郷景観は、17世紀初頭に筑後国主田中吉政が柳川城を築いた際に水路を巡らせたことに端を発する。陸地からの展望景観のみならず、水面からの展望景観にも独特の風情がある。柳川は近代の詩人である北原白秋の出身地であり、数々の詩の中に水郷の風景が描かれた。また、小説・映画の舞台ともなった。



英彦山庭園群

福岡県
(田川郡添田町)

福岡県東南部の英彦山霊仙寺門前の宿坊等に残る庭園群。度重なる火災と明治初頭の修験禁止令によって宿坊は徐々に失われていったが、いくつかの庭園が残された。その中でも名勝旧亀石坊庭園が最も古いものと考えられており、優れた意匠・構成を持つ。それ以外にも、顕揚坊庭園、政所坊庭園、旧座主院庭園跡などがあり、一群の宿坊庭園として良好に継承されてきた。



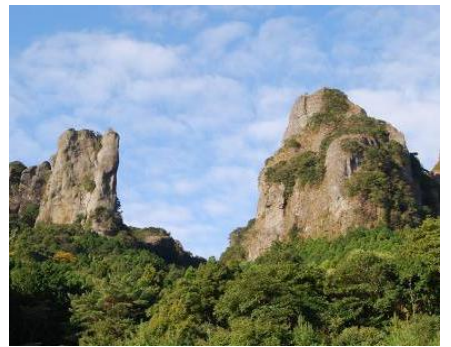
一部国・県指定名勝

写真: 顕揚坊庭園

黒髪山

佐賀県
(武雄市、西松浦郡有田町)

佐賀県武雄市と同県西松浦郡有田町の境界に位置する標高516mの連山。随所に奇岩・巨岩がそびえ立ち、独特の風致景観を呈する。古くから霊場として知られ、寺院・神社・石仏などが残されている。乳待坊展望台から見える雄岩・雌岩は雄大であり、紅葉をはじめとする四季折々の風景も美しい。黒髪山の周辺は県立自然公園に指定されている。



浜野浦の棚田

佐賀県
(東松浦郡玄海町)

玄海町の浜野浦に存在する棚田。戦国時代から江戸時代にかけて開田され、近代を通じて現在の棚田の形態にまで進化を遂げた。現在、面積は11.5haあり、大小283枚の水田が展開している。それらは、小さな入り江に面する海岸から斜面の上方にかけて階段のように幾重にも連なり、水が張られる時期には美しさがいっそう際立って見える。



写真提供: 玄海町

平戸八景

長崎県
(佐世保市)

江戸時代末期、平戸藩主松浦熙(観中)が「平戸地方八奇勝」と名付けた平戸往還沿いの8ヶ所の奇勝。高さ約30mの切り立った砂岩の断崖である「高巖」、落差が約20m、滝壺の深さが6mの「潜龍ノ瀧」、信仰の対象となった海食洞の「巖屋宮」のほか、「石橋」、「潮之目」、「大悲観」、「眼鏡岩」、「羅漢窟」の八景から成る。



写真提供: 平戸市(眼鏡岩)

棲霞園及び 梅ヶ谷津借楽園

長崎県
(平戸市)

長崎県北西部の平戸島に存在する2つの庭園。いずれも平戸藩第10代藩主松浦熙(観中)により造営された。棲霞園は文政12年(1829)、梅ヶ谷津借楽園は天保9年(1838)頃に作庭された庭園で、それぞれ詩歌を詠むなどの趣味・休養の場であったのみならず、茶道・蹴鞠などの文化継承の場、陶磁器・盆栽などの生産実験場などとしても利用された。



一部国登録名勝

写真提供:長崎県(借楽園)

浅茅湾

長崎県
(対馬市)

対馬のほぼ中央に位置するリアス式海岸の内湾。大小無数の島が点在し、対馬を代表する景勝地として知られる。特に湾奥にそびえる烏帽子山の山頂からは、リアス式海岸の海浜景観が360度の方向に見渡すことができる。天平8年(736)に遣新羅使一行が浅茅湾の一部である「竹敷(たかしきの)浦」等を21首の和歌に詠み、『万葉集』に収められた。



写真提供:対馬市

網田海岸

熊本県
(宇土市)

宇土市の赤瀬町と下網田町の有明海に面する海岸。「御輿来(おこしき)海岸」とも呼ばれ、景行天皇が熊襲(南九州地域の族名)平定の帰路、海岸一帯の珍しい岩の景観にしばらく御輿をとめたことから名付けられたと伝わる。砂岩・泥岩が洗濯板状に交互に重なる岩盤とともに、干潮時の波形のような美しい砂浜の曲線模様で知られる。



市指定名勝

写真提供:宇土市教育委員会

五家荘

熊本県
(八代市)

熊本県八代市東部の久連子・椎原・仁田尾・葉木・樺木の5つの集落から成る区域の総称。標高1,300~1,700m級の九州山地の奥深い位置にある秘境で、せんだん轟、梅ノ木轟などの滝及び紅葉の名所としても知られる。平家の落人伝説が残されているほか、歌川広重の『六十余州名所図会』、熊本藩内の名勝地を収録した『領内名勝図巻』にも描かれた。



写真提供:八代市

肥後領内の 瀑布群

熊本県
(上益城郡山都町)

熊本県に点在する瀑布群。その大半は、第8代熊本藩主が藩の絵師に『領内名勝図巻』として描かせた肥後国中の美しい風景の図像との照合が可能である。『領内名勝図巻』は細密かつ写実的に描画されており、江戸時代中期の熊本の風景と当時の風景観を知る上で格好の資料である。千滝、鶉の子滝、綾織の滝、五老ヶ滝などは、現在も良好な状態を保つ。



写真出典:熊本県ホームページ(五老ヶ滝)

阿蘇山

(山上御池 五嶽 草千里
砂千里 米塚 数鹿流ヶ
滝・二重峠・的石など)

熊本県

(阿蘇市、阿蘇郡高森町、
阿蘇郡南阿蘇村)

熊本県北東部に位置する火山。外輪山の中央に連なる一群の中央火口丘は、阿蘇五岳と総称される。古くから阿蘇信仰及び神話・伝説と深く関係し、国木田独歩・夏目漱石・三好達治・松本清張などの多くの作家・詩人の作品の舞台ともなった。米塚及び草千里ヶ浜は、平成25年(2013)に名勝及び天然記念物に指定された。



一部国指定名勝

写真出典:熊本県ホームページ

由布岳

大分県

(由布市、別府市)

由布市と別府市の境に所在する標高1,583mの成層火山。東峰と西峰の2つの頂部から成る円錐形の山容を持つことから、「豊後富士」とも呼ばれる。古くから信仰の対象として崇められ、『古事記』にも記されたほか、『万葉集』の和歌には「木綿の山」として詠まれた。別府湾や由布院盆地など周辺各地から望める独立峰であり、地域の象徴的存在となっている。



写真提供:別府市教育委員会

万年山

大分県

(玖珠郡九重町、玖珠郡玖
珠町)

大分県西部に位置する世界屈指の二重メサ(卓上台地)。最高地点は標高1,140mで、南面・北面・東面は急峻な断崖となっている。山頂部はなだらかな起伏の草原に覆われ、ミヤマキリシマ・ドウダンの群落が展開する。『豊後風土記』には、日照確保のために伐採した大きなクスが土をはね上げてできたのが万年山であるとの伝承が記されている。



写真提供:玖珠町商工会議所

青島

宮崎県

(宮崎市)

宮崎市南部に位置し、古くから宮崎の景勝地として知られてきた島。南北に緩く弧を描く海岸線の先端に位置し、鬼の洗濯板、八重畳・千畳敷と呼ばれる波蝕台の上に、ビロウ樹をはじめ亜熱帯性植物から成る青島神社の社叢が展開する。若山牧水・長塚節・斎藤茂吉・土屋文明など、多くの歌人・詩人が詩歌に詠んだ。



写真提供:宮崎市教育委員会

飢肥城下町庭園

宮崎県

(日南市)

現在の宮崎県日南市付近に位置する飢肥城下町の庭園群。飢肥には江戸時代の武家屋敷町・町人町・寺町などの街区・建築が残され、その中には主として近世に作庭された一群の武家屋敷庭園・寺院庭園が現存する。主なものには旧伊東伝左衛門家庭園、旧報恩寺庭園、勝目氏庭園、豫章館庭園などがある。



一部県指定・市指定名勝

写真提供:日南市教育委員会(勝目氏庭園)

錦江湾及び桜島

鹿児島県
(鹿児島市)

錦江湾(鹿児島湾)は薩摩半島と大隅半島に挟まれた内湾、桜島は錦江湾に浮かぶ標高1,117mの雄大な山容を持つ成層活火山である。歌川広重の『六十余州名所図会』において「大隅 さくらしま」として描かれた。波静かな錦江湾に浮かぶ桜島の姿は湾岸の各所から望むことができ、鹿児島象徴的存在となっている。



県指定名勝

開聞岳

鹿児島県
(指宿市)

薩摩半島の南端に位置する成層火山。標高924mの独立峰で、山麓の北東半分は陸域に、南西半分は海域に、それぞれ面している。平野部、点在するカルデラ湖の湖岸、海岸線などから、弧を描いて迫り上がる見事な円錐形の山容を持つ。「薩摩富士」との異称を持ち、地域の象徴的存在となっている。深田久弥の『日本百名山』の一つに数えられる。



千座の岩屋

鹿児島県
(熊毛郡南種子町)

種子島の東南岸にあたる浜田海岸の洞窟。茎永層群大崎層(新第三紀)の巨大な露頭が海波に浸食されることによって形成された波食洞で、沖合に浜島・竹島を望む景勝地として知られる。内部は千人が座れるほど広いことから、「千座の岩屋」と呼ばれるようになった。江戸時代後期に薩摩藩が編纂した『三国名勝図会』にも紹介されており、種子島を代表する景勝地として著名である。

写真提供:南種子町教育委員会



辺戸の安須森

沖縄県
(国頭郡国頭村)

国頭村辺戸にある面積約75ha、標高248.3mの古生代～中生代の石灰岩から成る御嶽で、『琉球国由来記』に琉球開闢神のアマミクが造ったと伝えるムイ(杜・森)のひとつ。羽地朝秀の『中山世鑑』では、阿摩美久が天帝の命を受けて琉球で最初に創成した御嶽であると記されている。荒海の「辺の渡(辺戸)」を渡る際、航海の安全を祈る神女(ましらて)が鎮座する御嶽として「おもろ」にも詠われた。



カンビレーの滝・マリユドゥの滝

沖縄県
(八重山郡竹富町)

西表島北西部の浦内川上流域に存在する2つの滝。カンビレーの滝は、階段状の岩場と急流から成る滝で、「神々が座す所」という意味を持つことから、西表島の神々が会合する場所であると伝わる。マリユドゥの滝は、カンビレーの滝の下流に位置し、落差は小さいが幅が広く整った形姿を持つ。マリは「丸い」、ユドゥは「淀」を意味し、滝壺が円形であることに命名の由来がある。

写真提供:竹富町役場(カンビレーの滝)



東崎・サンニヌ台

沖縄県

(八重山郡与那国町)

東崎は与那国島の最東端の岬で、断崖絶壁と紺碧の海面から成る雄大な海浜に臨む。その南に位置するサンニヌ台は板状の地層が積み重なった断崖から成り、「立神岩」・「軍艦岩」と呼ばれる岩礁が存在する。特に「立神岩」は、琉球各地に古くから伝わる民話などを集めた『遺老説伝』にも登場し、神の岩として崇められてきた。東崎とサンニヌ台は、ともに与那国島を代表する海浜の景勝地である。

一部県指定名勝

写真提供:与那国町教育委員会(サンニヌ台)



資料4

「名勝の総合調査検討委員会」について

■名勝に関する総合調査検討委員会の設置について

平成23年12月6日
文化財部長決定

1. 設置の趣旨

名勝に関する総合調査事業の実施及びこれに関連する課題について、専門的な見地から検討するため、「名勝に関する総合調査検討委員会」(以下、「検討委員会」という。)を設置する。

2. 検討事項内容

検討委員会では、名勝に関する総合調査事業に関する以下の事項の検討を行う。

- (1)名勝に関する全国的な調査・研究に関する事項
- (2)名勝に関する特定の調査・研究に関する事項
- (3)その他、名勝の保護に必要な事項

3. 構成等

- (1)検討委員会は、名勝に関する有識者により構成する。
- (2)検討委員会には座長を置き、委員の互選により選出する。座長に事故があるときは、あらかじめその座長の指名する委員(「副座長」という)が、その職務を代理する。
- (3)検討委員会には、必要に応じ、委員以外の有識者等の出席を求めることができる。

4. 庶務

この検討会に関する庶務は、文化財部記念物課で処理する。

■委員等名簿

○委員(五十音順)

池邊 このみ／千葉大学大学院 教授
大久保 純一／国立歴史民俗博物館 教授
佐々木 邦弘／信州大学 教授
仲 隆裕 / 京都造形芸術大学 教授

※役職は平成25年3月現在

■開催経過及び主な議題

○第1回検討委員会〔平成23年12月13日〕

- ・本事業の概要
- ・名勝に関する全国的な調査の進め方

○第2回検討委員会〔平成24年3月7日〕

- ・所在調査の速報について
- ・文献調査について
- ・名勝地一覧表の素案について

○第3回検討委員会〔平成24年10月10日〕

- ・名勝地一覧表(案)について
- ・名勝地の評価・分類方法について

○第4回検討委員会〔平成24年12月13日〕

- ・前回の主な意見と検討の進め方について
- ・名勝地一覧表(案)の作成と定義について
- ・今後の検討事項について

○第5回検討委員会〔平成25年3月18日〕

- ・報告書案について
- ・重要事例について

資料5

「名勝に関する総合調査」(所在調査)の実施要領

名勝に関する総合調査の実施要領

1. 目的

未指定・未登録の名勝地について適切な保護を進めるため、それらの全国的な所在状況と概要を把握することを目的とします。合わせて、地方公共団体によって既に指定・登録されている名勝についても情報を収集します。

2. 対象

本調査の対象は、今後の国及び地方公共団体による指定・登録の候補となる名勝地(ただし、近代の人文的な名勝地(庭園・並木道等)は除く)、及び地方公共団体の指定・登録名勝です。

今後の指定・登録の候補については、「特別史跡名勝天然記念物及び名勝天然記念物指定基準」(平成7年3月6日文部省告示第二十四号改正)に示されている名勝の指定基準に該当するものを基本としながら、史跡や天然記念物、文化的景観と重複する可能性のあるものも含め、幅広い視点で抽出して下さい。

その際、「当面重点をおいて指定する記念物について(平成10年9月)」(平成21年6月改訂)に示された名勝の分野*にも留意してください。

対象とする未指定・未登録の名勝地の概要

●位置

・都道府県、市区町村界をまたがるものも対象とします。

●規模

・規模は問いません。

●年代

・年代は問いません。

・ただし、人文的な名勝(庭園、並木道等)においては近世以前(近代は含まない)を対象とします。

●保存状態

・消失したものは対象としません(一部が消失しているが、復元可能なものは対象とします)。

・修理、復元されたものは対象としません。

注) 規模について：一箇所の面積が小規模であっても、関連する複数の場所で一群の名勝地として指定・登録することも考えられることから、抽出する名勝地の規模は問わないこととします。

* 「当面重点を置いて指定等を行う記念物について」には、イ～ホまで5種類の名勝の分野が示されており、本調査事業においては、特に「イ 各地方の伝統的な庭園のうち、当該地方の風土的特色を示し、以て我が国文化の多様性を示しているもの」、「ロ 荒廃した庭園や発掘調査で発見された庭園遺跡のうち、修理・復原(復元)が予定されているもの、又は修理・復原(復元)によって甦ったもの」、「ニ 古来、詩歌に詠まれるなど、由緒のある山・川・池・海岸・展望地点等のうち、当該地方に独特の風土及び背景にある芸術作品・活動の時代を反映しているもの」、「ホ 海洋国・山岳国としての特色を反映し、滝・温泉地・水郷など信仰又は行楽などの場として独特の風致景観を形成してきたもの」の4つの分野が該当します。また、「指定物件の少ない全国の離島に所在し、独特の風土的特色を表すもの」についても考慮してください。

3. 方法

都道府県、市区町村を対象とするアンケート形式とし、以下の2種類のリストを作成します。

- (ア) 未指定・未登録の名勝地
- (イ) 都道府県・市区町村の指定・登録名勝

4. 内容

(1) 調査票への回答

都道府県、市区町村の指定・登録名勝、及び抽出した未指定・未登録の名勝地について、別紙【調査票の記入例】を参考としながら、【調査票】の項目を埋めてください。なお、【調査票】は、「都道府県・市区町村指定・登録名勝用」と「未指定・未登録の名勝地用」との2種類があります。

ア. 調査票の入手方法

【調査票】はエクセルデータです。エクセルデータは、以下の URL からダウンロードしてください。ダウンロードが出来ない場合、都道府県教育委員会に問い合わせデータを受領してください。

[http:// http://enquete.prec.co.jp/201112/](http://http://enquete.prec.co.jp/201112/)

ユーザーID 70136
パスワード r2T8r1Wi

データのダウンロードの方法

- ① 上記の URL にアクセスします。
- ② 上記のユーザーID とパスワードを入力し、OK ボタンを押します。
- ③ データがダウンロードされます。

イ. 調査票への入力方法

【調査票】は、エクセルデータの形式で入力、提出してください。

① 「未指定・未登録の名勝地用」調査票への記入について

次の a)、b) に示す要領を参考に、名勝地を抽出し、回答して下さい。

a) 文化財に関する既往調査の対象となったもののうち、名勝として捉えられるもの
過去に都道府県または市区町村によって、下記のような調査を実施している場合はその成果を確認し、対象となる名勝地を抽出してください。

- ・名勝に関する調査
- ・建造物に関する調査(建造物とともに庭園が調査されているもの等)
- ・歴史文化基本構想等に関連する調査(文化遺産等で名勝地に該当するもの)

※都道府県教育委員会担当者様

過去に都道府県等で実施した上記のような名勝に関連する調査があれば、市区町村に情報提供をしてください。また、市区町村から提出された調査票の回答に重要な名勝地の抽出漏れがないかを確認するようにしてください。

b) 未調査であるが、名勝として捉えられるもの

指定・登録の候補となり得る名勝地を、以下の観点を参考として行政区域内から抽出してください。

① 主に近世以前の資料で確認できる名勝地

- ・各地の「…国名所図会」に描かれた名勝地
- ・「…百景」「…八景」に選ばれた名勝地
- ・歌枕に詠まれた名勝地

② 現代の資料で確認できる名勝地

- ・「景観計画」策定の際に調査・収集した景観要素など、文化財に関する調査以外の資料で名勝地に該当するもの
- ・「…百選」等選ばれた名勝地
- ・観光ガイドブック等において紹介されている名勝地

事例や参考とする資料については、【別紙 名勝地抽出の参考資料】(省略)をご確認ください。

② 「都道府県、市区町村の指定・登録名勝用」の調査票への記入について

都道府県は、都道府県指定・登録名勝を、市区町村は、市区町村指定・登録名勝を、全て回答してください。

(2)資料の収集

【調査票】に回答した物件の写真を1件について1枚以上提出してください。

その他、文献、調査報告書、図、レポート等、抽出された物件に関連する資料を収集して、提出してください。

写真や文献、報告書はなるべく電子データにして提出してください。電子データにできない場合は、印刷物・コピー等を郵送してください。

(3)チェックリストの作成

調査結果や調査内容に不足がないか確認するため、【チェックリスト】にご記入ください。

【チェックリスト】は、調査票のエクセルデータ内の「チェックリスト」シートにあります。

【チェックリスト】は、都道府県は都道府県のチェックリストに、市区町村は市区町村のチェックリストに回答して、エクセルデータの形式で提出してください。

5. 提出物について

調査結果は、各都道府県教育委員会文化財主管課(名勝担当)を通じて、文化庁記念物課名勝部門に提出してください。

【提出物】

①調査票(エクセルシート)

- ・未指定・未登録の名勝地用
- ・都道府県、市区町村指定・登録名勝用

②添付資料(電子データ もしくは 印刷物)

- ・抽出された全ての名勝・名勝地の写真(1件につき1枚以上)
- ・文献、調査報告書、レポート等、抽出された名勝・名勝地に関連する資料

③チェックリスト(エクセルシート)

6. 提出期限

都道府県教育委員会文化財主管課から文化庁への提出期限は、
平成24年2月20日(月)です(厳守)。

今年度末までの業務としてアンケートの集計等を、「株式会社プレック研究所」に委託しているため、期限は厳守するようお願い致します。

なお、「株式会社プレック研究所」から回答内容について連絡をさせていただく場合がありますが、ご理解の上、ご協力をお願い致します。

参考資料1

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物
指定基準(抄)・登録記念物登録基準(抄)

■特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝

天然記念物指定基準(抄)

(昭和二十六年五月十日 文化財保護委員会告示第二号)

(昭和三十年五月二十五日 文化財保護委員会告示第二十九号 改正)

(平成七年三月六日 文部省告示第二十四号 改正)

[原文縦書き]

名勝

左に掲げるもののうち我が国の優れた国土美として欠くことができないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 一 公園、庭園
- 二 橋梁、築堤
- 三 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 四 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 五 岩石、洞穴
- 六 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 七 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 八 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 九 火山、温泉
- 十 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 十一 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

■登録記念物登録基準

(平成十七年三月二十八日 文部科学省告示第四十六号)

[原文縦書き]

公園、庭園その他の名勝地(名勝及び文化財保護法第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、原則として人文的なものにあつては造成後五十年を経過したもの又は自然的なものにあつては広く知られたものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

- 一 造園文化の発展に寄与しているもの
- 二 時代を特徴づける造形をよく遺しているもの
- 三 再現することが容易でないもの

参考資料2

史跡・名勝・天然記念物の各指定件数
(平成25年3月31日現在)

■史跡、名勝、天然記念物の指定件数

平成25年3月31日現在

	指定数	うち特別
史跡	1,709	61
名勝	374	36
天然記念物	1,005	75
計	3,088	172

【注】件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して指定が行われている場合(例えば、名勝及び天然記念物など)、それぞれの種別につき1件として数えたもの。

■登録記念物の登録件数

平成25年3月31日現在

	登録数
遺跡関係	3
名勝地関係	58
動物、植物及び地質鉱物関係	5
計	66

【注】件数は、同一の物件につき、2つの種別に重複して登録が行われている場合(例えば、遺跡関係及び名勝地関係など)、それぞれの種別につき1件として数えたもの。

■重要文化的景観の選定件数

平成25年3月31日現在

	選定数
重要文化的景観	35

参考資料3

名勝及び特別名勝の指定件数及び指定基準の
類型別の指定件数
(平成25年3月31日現在)

■名勝の種類別指定件数

平成25年3月31日現在

分類	件数	分類	件数
庭園	205 (24)	湧泉	1
公園	10	海浜	35
橋梁	2	島嶼	9 (2)
花樹	13	砂嘴	1 (1)
松原	6 (1)	温泉	2
岩石・洞穴	14	山岳	16 (2)
渓谷・溪流	34 (5)	丘陵・高原・平原	2
瀑布	9	河川	1
湖沼	3 (1)	展望地点	10
浮島	1	—	
合 計			374 (36)

【注】()内は特別名勝で、内数である。

参考資料4

地方公共団体により指定されている記念物の指定件数
(平成25年3月31日現在)

■都道府県・市町村指定の名勝地の件数

平成24年5月1日現在

	都道府県	都道府県 指定数	市町村 指定数	合計
1	北海道	2	8	10
2	青森	2	9	11
3	岩手	3	7	10
4	宮城	2	14	16
5	秋田	3	6	9
6	山形	2	12	14
7	福島	7	22	29
8	茨城	5	12	17
9	栃木	1	7	8
10	群馬	2	29	31
11	埼玉	6	23	29
12	千葉	5	7	12
13	東京	10	8	18
14	神奈川	3	4	7
15	新潟	2	14	16
16	富山	3	21	24
17	石川	8	37	45
18	福井	4	32	36
19	山梨	5	14	19
20	長野	6	86	92
21	岐阜	5	55	60
22	静岡	7	16	23
23	愛知	5	18	23
24	三重	12	12	24

	都道府県	都道府県 指定数	市町村 指定数	合計
25	滋賀	16	18	34
26	京都	17	37	54
27	大阪	6	11	17
28	兵庫	16	38	54
29	奈良	4	3	7
30	和歌山	8	17	25
31	鳥取	7	8	15
32	島根	6	11	17
33	岡山	6	36	42
34	広島	7	16	23
35	山口	5	9	14
36	徳島	5	14	19
37	香川	1	9	10
38	愛媛	12	31	43
39	高知	7	14	21
40	福岡	4	9	13
41	佐賀	0	0	0
42	長崎	1	14	15
43	熊本	4	30	34
44	大分	7	21	28
45	宮崎	7	4	11
46	鹿児島	1	26	27
47	沖縄	11	19	30
	合計	268	868	1,136

参考資料5

関連法令集

■文化財保護法(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)抜粋

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)

最終改正:平成十七年三月二十八日文部科学省令第十一号

■文化財保存事業費関係国庫補助要項

- 史跡等保存管理計画等策定費国庫補助要項
- 史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項
- 指定文化財管理費国庫補助要項
- 史跡等購入費国庫補助要項
- 史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助要項

■文化財保護法(抜粋)

(昭和二十五年五月三十日法律第二百十四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

(文化財の定義)

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)

二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)

三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)

四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象

の生じている土地を含む。)で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)

五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)

六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)

2 この法律の規定(第二十七条から第二十九条まで、第三十七条、第五十五条第一項第四号、第五十三条第一項第一号、第六十五条、第七十一条及び附則第三条の規定を除く。)中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。

3 この法律の規定(第九十条、第一百条、第一百十二条、第一百二十二条、第一百三十一条第一項第四号、第五十三条第一項第七号及び第八号、第六十五条並びに第七十一条の規定を除く。)中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

(政府及び地方公共団体の任務)

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第三章 有形文化財

第一節 重要文化財

第二款 管理

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第三十一条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者(以下この節及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第一項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第三十二条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、新管理責任者と連署の上二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

この場合には、前条第三項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、二十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第三十二条の二 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財

の保存のため必要な管理(当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第二十八条第二項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この節及び第十二章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第三十条及び第三十一条第一項の規定を準用する。

第三十二条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第二十八条第二項の規定を準用する。

第三十二条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

第二節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第五十七条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保

存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付)

第五十八条 前条第一項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 前条第一項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第一項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(登録有形文化財の登録の抹消)

第五十九条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行ったときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要があり、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前三項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第一項から第三項までの規定による登録の抹消には、前条第二項の規定を準用する。

6 第四項の通知を受けたときは、所有者は、三十日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第六十条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに

任すべき者(以下この節において「管理責任者」という。)に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理(当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。)を行う団体(以下この節において「管理団体」という。)に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第三十一条第三項、第三十二条、第三十二条の二第二項から第五項まで、第三十二条の三及び第三十二条の四の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第六十一条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

第六十二条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の二十日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

(登録有形文化財の修理)

第六十三条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第三十二条の二第五項、第三十二条の四及び第三十四条の三第一項の規定を準用する。

(登録有形文化財の現状変更の届出等)

第六十四条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の三十日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第一項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導)

第六十六条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(登録有形文化財の公開)

第六十七条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者(管理団体がある場合は、その者)の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第四十七条の二第三項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(登録有形文化財の現状等の報告)

第六十八条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

第三節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第七十条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第七章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前二項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第一項又は第二項の規定による指定は、第三項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第三項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第一項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第一百条 前条第一項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第一項の規定による仮指定には、前条第三項から第五項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第一百一条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第九十九条第一項若しくは第二項の規定による指定又は前条第一項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、

文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第一百二十二条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第九十九条第一項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から二年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第一百十条第一項の規定による仮指定が適当でないとき、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第一項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第九十九条第三項から第五項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第一百三十三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百四十四条 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項並びに第九十九条第四項及び第五項の規定を準用する。

第一百五十五条 第一百三十三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章及び第十二章において「管理団体」という。)は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第一百六十六条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第一百七十七条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体(管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会)が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第四十一条第三項の規定を準用する。

4 前項で準用する第四十一条第三項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第一百八十八条 管理団体が行う管理には、第三十条、第三十一条第一項及び第三十三条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項の規定を準用する。

(所有者による管理及び復旧)

第一百九十九条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者(以下この章及び第十二章において「管理責任者」という。)に選任することができる。

この場合には、第三十一条第三項の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第二百五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第一百一十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第二十六条 前条第一項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第八十四条第一項の規定により前条第一項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第二十八条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第二百五条第七項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第三十五条第二項及び第三項並びに第四十二条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第三十条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第三十一条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第一項の規定により立ち入り、調査する場合には、第五十五条第二項の規定を、前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第三百三十二条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第一百八十二条第二項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第五十七条第二項及び第三項、第九十九条第三項から第五項まで並びに第一百一十一条第一項の規定を準用する。

第三百三十三条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第五十九条第一項から第五項まで、第六十四条、第六十八条、第一百一十一条第二項及び第三項並びに第一百三十三条から第一百二十条までの規定を準用する。この場合において、第五十九条第一項中「第二十七条第一項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第一百十条第一項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。)」と、同条第四項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から二週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第五項中「抹消には、前条第二項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第一百三十三条第一項中「不相当であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不相当であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第一百八条及び第一百二十条中「第三十条、第三十一条第一項」とあるのは「第三十一条第一項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第三十一条第一項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及

び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第一百八条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第五十六条第三項」とあるのは「第四十七条第四項」と、第一百二十条中「第三十五条及び第四十七条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第五十六条第一項」とあるのは「第四十七条第四項」と読み替えるものとする。

第十一章 文化審議会への諮問

第五百三十三条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除

二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消(第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除

四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除

五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除

六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消(第九十条第三項で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除

九 登録記念物の登録及びその登録の抹消(第三百三十三条で準用する第五十九条第一項又は第二項の規定による登録の抹消を除く。)

十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除

十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除

十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除

十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除

2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令

二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行

三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可

四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令

五 国による重要文化財の買取り

六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきもの選択

- 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
- 八 重要有形民俗文化財の買取り
- 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
- 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
- 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
- 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
- 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
- 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
- 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
- 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
- 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
- 十八 第百八十四条第一項の政令(同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。)の制定又は改廃の立案

第三節 地方公共団体及び教育委員会

(地方公共団体の事務)

第百八十二条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するものうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行つた場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第百八十七条 都道府県の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第三十九条第一項及び第二項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第百八十八条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受理したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。

3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第百八十九条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第百九十条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第百九十一条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。

3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第百九十二条 第百十条第一項及び第二項、第百十二条第一項並びに第百十条第三項及び第百十二条第四項において準用する第百九条第三項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

■特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(昭和二十六年七月十三日文化財保護委員会規則第十号)
最終改正:平成十七年三月二十八日 文部科学省令第十一号

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号)第八十条の規定を実施するため、同法第十五条第一項の規定に基づき、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物現状変更等許可申請規則を次のように定める。

(許可の申請)

第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四号。以下「法」という。)第二百二十五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下「令」という。))第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に提出しなければならない。

一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称

二 指定年月日

三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

四 所有者の氏名又は名称及び住所

五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所

六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地

七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所

八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」という。)を必要とする理由

十 現状変更等の内容及び実施の方法

十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項

十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期

十三 現状変更等に係る地域の地番

十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

十五 その他参考となるべき事項

2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。

一 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴

二 出土品の処置に関する希望

(許可申請書の添附書類等)

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

一 現状変更等の設計仕様書及び設計図

二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図

三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真

四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料

五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書

六 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書

七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書

八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官(法第八十四条第一項第二号及び令第五条第四項第一号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(維持の措置の範囲)

第四条 法第二百二十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(国の機関による現状変更等)

第五条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を求めようとする場合には第一条及び第二条の規定を、法第六十八条第一項第一号又は第二項の規定による同意を受けた場合には第三条の規定を準用する。

2 法第六十八条第三項で準用する法第二百五条第一項ただし書の規定により現状変更について同意を求めることを要しない場合は、前条各号に掲げる場合とする。

(管理計画)

第六条 令第五条第四項第一号又の管理のための計画(以下「管理計画」という。)には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
 - 二 指定年月日
 - 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
 - 四 管理計画を定めた教育委員会
 - 五 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
 - 六 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
 - 七 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
 - 八 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

■文化財保存事業費関係国庫補助要項

○史跡等保存管理計画等策定費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正：平成20年4月1日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存管理の万全を期するため、史跡等の保存管理計画を策定する事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等(以下「歴史の道」という。)とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産を周囲の環境を含めて総合的かつ体系的に調査するとともに、それらを活用し、機能させるための計画の策定に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業及びその内容

補助対象となる事業は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等保存管理計画策定事業

ア. 補助対象となる事業は、地域を定めて指定した史跡等の保存管理計画策定の事業とする。ただし、指定地域のほとんどが国又は地方公共団体の所有であるもの、環境整備事業が完了しているもの及び指定地域が墳墓、旧宅、単木等面積として狭小なものに関する事業は補助対象としないものとする。

イ. 補助事業の内容は、1指定地域につき原則として2か年継続事業とし、第1年次は、当該指定地域について航空写真実測又は地上実測によって、原則として1,000分の1の縮尺の現況地図を作成し、第2年次は、その現況地図をもとに保存管理計画の策定を行うものとする。ただし、既に必要な現況地図が作成されている史跡等については、保存管理計画の策定のみを内容とする単年度事業とすることができるものとする。

(2) 歴史の道総合計画策定事業

ア. 歴史の道を軸として、周辺文化財を取り込んだ整備活用計画の策定

イ. 計画策定を行うために必要な調査

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる経費

ア. 史跡等保存管理計画策定事業

(ア) 測量、図化経費

(イ) 管理計画策定経費

(ウ) 管理計画書印刷経費

イ. 歴史の道総合計画策定事業

(ア) 調査経費

- (イ) 計画策定経費
- (ウ) 報告書作成経費
- (2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の2分の1とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する地方公共団体である場合にあっては、補助対象経費の5分の4とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

〇史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成23年4月1日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条第1項、第2項の規定により指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存と活用を図ることを目的として、その整備等を行うために必要な経費について、法第118条、法第120条及び法第172条の規定に基づき国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

また、第132条の規定により登録された登録記念物の保存と活用を図ることを目的として、その整備等の設計管理等を行うために必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

併せて、古くから文物や人々の交流の舞台となってきた古道・運河等(以下「歴史の道」という。)とそれに沿う地域に残されている歴史的遺産の保存整備を図る事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、次に掲げるとおりとする。

(1) 史跡等保存整備事業

補助事業者は、史跡等の所有者又は法第113条及び法第172条の規定により史跡等の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(2) 登録記念物保存整備事業

補助事業者は、登録記念物の所有者又は法第133条の規定により登録記念物の管理を行うべき者として指定された地方公共団体その他の法人とする。

(3) 歴史の道保存整備事業

地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等、登録記念物又は歴史の道の保存活用のために行う次に掲げる事業とする。

(1) 史跡等保存整備事業

① 復旧(保存修理)

ア旧宅、城郭等の建築物、石垣等の復旧工事

イ庭園等の石組、枯損木の伐採、植栽、整地、給排水施設等の工事

ウ古墳等の盛土、石積等の工事

エその他史跡等の保存上必要な復旧工事

② 環境整備

ア史跡等及びその周辺地で行う整地、盛土、基壇造成、覆屋設置等工事

イ史跡等及びその周辺地における雑木、雑草の除去、張芝、修復等工事

ウ史跡等及びその周辺地における園池、堀、河川の浚渫、給排水施設改修等現状維持のために必要な工事

エ史跡等及びその周辺地を理解させるための照明施設設置などの工事及び必要な休息施設、便所等

便益施設等工事

③ 保存施設

史跡等の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

④ 防災施設

ア史跡等の重要な構成要素をなす建造物等について行う警報設備、消火設備、避雷設備、防犯設備

の設置工事又は病虫害の防除等の措置

イ史跡等の重要な構成要素をなす地形等について行う土砂災害の防止等の措置

⑤ 災害復旧

⑥ 上記工事等の実施に必要な措置

ア史跡等及びその周辺地における遺構調査、測量

イ工事実施のための設計監理

ウ保存整備事業に係る工事報告書の作成

(2) 登録記念物保存整備事業

① 設計監理

登録記念物の復旧(保存修理)、環境整備等に必要な工事(上記(1)①～⑤に掲げるものと同様の工事)に係る設計監理

② 保存施設

登録記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲い及びその他の施設の設置工事

③ 上記②の実施に必要な措置

ア登録記念物及びその周辺地における遺構調査、測量

イ保存整備事業に係る工事報告書の作成

(3) 歴史の道保存整備事業

① 復旧(保存修理)

ア道の補修、石畳・雁木・石積・橋梁等道の構造の復元整備工事及び並木の復元等、道自体に関わる整備工事

イ本陣・茶屋・関・一里塚・宿場等道に関連する遺跡の復元整備工事

② 環境整備

歴史の道の情報発信設備、休憩設備の整備工事

③ 保存施設

歴史の道の管理に必要な標識、説明板の設置工事

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア復旧、修理及び整備工事経費

イ遺構等調査並びに測量及び図化経費

ウ保存施設設置工事経費

エ防災設備等工事経費

オ設計料及び監理料

(2) その他の経費

ア工事報告書印刷経費

イ事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 補助事業者が個人である場合における補助金の額は、補助対象経費の70%とする。

(2) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。

(3) 当該補助事業が災害復旧事業として行われる場合の補助率は、別に定めるものとする。

(4) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

○指定文化財管理費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成20年4月1日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法の規定に基づき指定された重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝及び天然記念物(以下「指定文化財」という。)の維持管理の万全を期するために、地方公共団体及び文化財保護法第172条第1項の規定により指定された地方公共団体その他の法人(以下「国有文化財の管理団体」という。)が行う事業に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体及び国有文化財の管理団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、所有者又は管理団体が行う次の(1)から(4)までの事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業(ただし、地方公共団体所有の物件に係るものは除く。)、地方公共団体が自ら行う(5)の事業又は国有文化財の管理団体が行う(6)の事業とする。

(1) 防災設備保守点検等

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等に設置した自動火災報知設備、消火設備、避雷設備等の設備及びこれらに準ずる防災関係機器の保守点検等事業

(2) 差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理

所有者又は管理団体が行う指定文化財である建物等の維持管理のための差し茅、防蟻防虫及び雪降し等小修理事業

(3) 名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備

所有者又は管理団体が行う名勝等に指定された庭園で荒廃等の危険にさらされている庭園の適正な環境を維持するための除草、剪定及び整姿等事業、又は指定文化財である民家の屋敷構え等の適正な環境を維持するために行う除草、剪定等整備事業

(4) 燻蒸・殺虫

所有者又は管理団体が行う指定文化財である美術工芸品の保全維持のために行う燻蒸・殺虫事業

(5) 文化財保護管理指導

都道府県(指定都市を含む。)の教育委員会が管内の文化財の状況を常時把握し、必要な指導を行うための文化財管理指導事業

(6) 国有文化財の見廻り看視及び清掃

国有文化財の管理団体が行う文部省所管文化庁所属の国有財産(土地の面積が原則として300平方メートル以上あるもの)の滅失、き損、不法占拠等を防止するための見廻り看視、及び荒廃を防ぎ、国民一般に親しまれるための清掃(除草を含む。以下同じ)ただし公園及び管理団体が有料公開している国有文化財並びに島、岩石地、池、沢、森林等で清掃の必要のない国有文化財を除く

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

主たる事業費

ア防災設備保守点検等に要する経費

イ差し茅、防蟻防虫、雪降し等小修理に要する経費

ウ名勝等庭園の荒廃防止及び民家の環境整備に要する経費

エ燻蒸・殺虫に要する経費

オ文化財保護管理指導に要する経費

カ国有文化財の見廻り看視及び清掃に要する経費

5. 補助金の額

補助金の額は、(1)から(5)の事業については補助対象経費の2分の1、(6)の事業については補助対象経費の5分の4とす

る。ただし、当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じて得た額とする。

○史跡等購入費国庫補助要項

昭和54年5月1日 文化庁長官裁定

最終改正:平成17年4月1日

1. 趣旨

この要項は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第109条又は第110条第1項の規定により指定又は仮指定された史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡等」という。)の保存のための史跡等の土地買上げ等に要する経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、地方公共団体とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等の保存のために行う次に掲げる土地の買上げ等(別に定める基準によりあらかじめ文化庁長官の承認を受けて先行取得された土地を地方公共団体が土地開発公社等から再取得し、又は地方公共団体が先行取得に係る地方債を償還する事業を含む。)の事業とする。

(1) 史跡等の重要な部分をなす地域にある土地の買上げ等

(2) 史跡等の保存上、遺構等と一体化して保存する必要がある地域で、歴史的環境の保護等から特に重要な地域にある土地の買上げ等

(3) 史跡等の保存及び活用上、整地、修景、復元等の環境整備を行うことが特に必要とされる場合で、当該地域を公有化しなければその実施が困難である地域にある土地の買上げ等

(4) 史跡等の環境保全及び天然記念物の保護増殖等のために特に公有化が必要である地域にある土地の買上げ等

(5) 歴史上又は学術上の価値が極めて高く史跡等に指定して保存する必要があると認められる記念物のうち、史跡等指定について所有者その他の権利者の同意が得られている等指定を行うことが確実な状況となっているもので、当該地域を公有化しなければ指定し、保存することが困難であるものに係る前各号に該当する土地の買上げ等

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

ア 土地購入経費

イ 建物等物件購入経費

ウ 立木竹、建物等移転補償経費

エ 先行取得地の再取得等経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費の5分の4とする。

○史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業費国庫補助要項

平成23年4月1日 文化庁長官決定

1. 趣旨

この要項は、文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業実施要項(平成23年4月1日文化庁長官決定)により策定される計画に基づき、史跡、名勝、天然記念物(以下「史跡等」という)及び埋蔵文化財を公開活用し、観光振興・地域活性化を推進する事業等に必要経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

3. 補助対象事業等

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。

ただし、ア～オの事業を行おうとする場合は、ア～スに掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

ア. 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備(生態系の復元的整備を含む)

イ. 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元

ウ. 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置・改修

エ. 史跡等の野外観察等のための施設の設置・改修

オ. 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置・改修

カ. 史跡等の範囲や全体像を理解するために必要な模型等の製作

キ. 史跡等における便益施設(休憩施設・便所等)の設置、管理運営施設の設置

ク. 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備

ケ. 埋蔵文化財センター(埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設)の収蔵・防災及び展示設備整備

コ. 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置

サ. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報資料の作成及び配信に関する事業

シ. 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業

ス. 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財(出土品・記録類)の分類・再分類・収納・再収納等

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

ア. 史跡等の復元的整備工事経費

イ. 歴史的建造物等の復元工事経費

ウ. 遺構等露出保存展示施設設置・改修工事経費

エ. 野外観察施設設置・改修工事経費

オ. ガイダンス等施設設置・改修工事経費

カ. 遺構等模型設置工事経費

キ. 便益施設等設置工事経費

ク. 遺構等調査・環境整備等経費

ケ. 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費

コ. 案内板・説明板等設置経費

サ. 広報・資料作成及び配信等に要する経費

シ. 体験学習会等に要する経費

ス. 台帳作成等に要する経費

セ. 設計料及び監理料

ソ. その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

(1) 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。

(2) 当該年度の前々年度の財政力指数(地方交付税法(昭和25年法律第211号)第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値)が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数(調整率)を補助金の交付額に乗じた額とする。